

(案)

添加物評価書

サッカリンカルシウム

2011年5月

食品安全委員会添加物専門調査会

目次

	頁
○審議の経緯.....	4
○食品安全委員会委員名簿.....	4
○食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿.....	5
要 約.....	6
I. 評価対象品目の概要.....	7
1. 用途.....	7
2. 主成分の名称.....	7
3. 化学式.....	7
4. 式量.....	7
5. 性状等.....	7
6. 評価要請の経緯.....	8
7. 添加物指定の概要.....	9
II. 安全性に係る知見の概要.....	9
1. 体内動態.....	9
(1) サッカリン及びその塩類.....	9
① 吸収.....	10
② 分布.....	11
③ 生体内変換.....	14
④ 排泄.....	16
(2) 不純物.....	17
① OTSA.....	17
② PTSA.....	17
③ MA.....	17
2. その他の生化学的知見.....	18
(1) サッカリン.....	18
(2) サッカリンナトリウム.....	18
3. 毒性.....	18
(1) 遺伝毒性.....	18
① サッカリンカルシウム.....	19
② サッカリン、サッカリンカリウム、サッカリンナトリウム等.....	19
③ 不純物.....	29
④ 遺伝毒性のまとめ.....	40
(2) 急性毒性.....	41
① サッカリンナトリウム.....	41

② 不純物.....	41
(3) 反復投与毒性及び発がん性.....	42
① サッカリンカルシウム.....	42
② サッカリン及びサッカリンナトリウム.....	44
③ 不純物.....	71
④ 有機酸ナトリウム塩による雄ラット膀胱腫瘍（参考）.....	80
⑤ トリプトファン蓄積～インドール類過剰排泄.....	81
(4) 生殖発生毒性.....	82
① サッカリン及びサッカリンナトリウム.....	82
② 不純物.....	88
(5) アレルゲン性.....	93
① サッカリン.....	93
② 不純物.....	94
(6) ヒトにおける知見.....	94
① 膀胱癌に係る疫学的知見.....	94
② その他の疫学的知見.....	104
③ その他のヒトにおける知見.....	105
III. 一日摂取量の推計等.....	107
1. 米国における摂取量.....	107
2. 欧州における摂取量.....	107
3. 我が国における摂取量.....	107
IV. 国際機関等における評価.....	108
1. JECFA における評価.....	108
(1) サッカリン及びその塩類.....	108
(2) 不純物 MA.....	111
2. IARC における評価.....	111
3. 米国における評価.....	112
4. 欧州における評価.....	112
(1) サッカリン及びその塩類.....	112
(2) 不純物 BIT.....	114
5. 我が国における評価.....	115
V. 食品健康影響評価.....	116
別紙 1 : 略称.....	117

別紙 2 : 各種試験成績等119

参照 120

- 1 <審議の経緯>
 2 2006年 5月22日 厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価に
 3 ついて要請（厚生労働省発食安第0522005号）、関係書類の
 4 接受
 5 2006年 5月25日 第144回食品安全委員会（要請事項説明）
 6 2007年 8月27日 第47回添加物専門調査会
 7 2007年 9月28日 第48回添加物専門調査会
 8 2007年10月26日 第49回添加物専門調査会
 9 2011年 4月26日 第94回添加物専門調査会
 10 2011年 5月31日 第95回添加物専門調査会

11
 12 <食品安全委員会委員名簿>

(2006年6月30日まで)

寺田 雅昭 (委員長)
 寺尾 允男 (委員長代理)
 小泉 直子
 坂本 元子
 中村 靖彦
 本間 清一
 見上 彪

(2006年12月20日まで)

寺田 雅昭 (委員長)
 見上 彪 (委員長代理)
 小泉 直子
 長尾 拓
 野村 一正
 畑江 敬子
 本間 清一

(2009年6月30日まで)

見上 彪 (委員長)
 小泉 直子 (委員長代理)
 長尾 拓
 野村 一正
 畑江 敬子
 廣瀬 雅雄
 本間 清一

(2011年1月6日まで)

小泉 直子 (委員長)
 見上 彪 (委員長代理)
 長尾 拓
 野村 一正
 畑江 敬子
 廣瀬 雅雄
 村田 容常

(2011年1月7日から)

小泉 直子 (委員長)
 熊谷 進 (委員長代理*)
 長尾 拓
 野村 一正
 畑江 敬子
 廣瀬 雅雄
 村田 容常

* 2011年1月13日から

1

2 <食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿>

(2007年9月30日まで)

福島 昭治 (座長)
山添 康 (座長代理)
石塚 真由美
井上 和秀
今井田 克己
江馬 眞
大野 泰雄
久保田 紀久枝
中島 恵美
西川 秋佳
林 眞
三森 国敏
吉池 信男

(2009年9月30日まで)

福島 昭治 (座長)
山添 康 (座長代理)
石塚 真由美
井上 和秀
今井田 克己
梅村 隆志
江馬 眞
久保田 紀久枝
頭金 正博
中江 大
中島 恵美
林 眞
三森 国敏
吉池 信男

(2010年12月20日まで)

今井田 克己 (座長)
山添 康 (座長代理)
石塚 真由美
伊藤 清美
井上 和秀
梅村 隆志
江馬 眞
久保田 紀久枝
塚本 徹哉
頭金 正博
中江 大
林 眞
三森 国敏
森田 明美
山田 雅巳

(2010年12月21日から)

今井田 克己 (座長)
梅村 隆志 (座長代理)
石塚 真由美
伊藤 清美
井上 和秀
江馬 眞
久保田 紀久枝
塚本 徹哉
頭金 正博
中江 大
林 眞
三森 国敏
森田 明美
山添 康
山田 雅巳

<参考人>

福島 昭治

3

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

要 約

甘味料として使用される添加物「サッカリンカルシウム」(CAS 番号 : 6381-91-5 (サッカリンカルシウム 3½水和物として)) について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に供した試験成績は、サッカリンカルシウム等を被験物質とした遺伝毒性、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性等に関するものである。

1 I. 評価対象品目の概要

2 1. 用途

3 甘味料（参照 1、2）

4
5 2. 主成分の名称

6 和名：サッカリンカルシウム 3½水和物

7 英名：Saccharin calcium hemiheptahydrate

8 CAS 番号：6381-91-5（サッカリンカルシウム 3½水和物として）（参照 2、3）

9
10 3. 化学式

11 $C_{14}H_8CaN_2O_6S_2 \cdot 3\frac{1}{2}H_2O$ （参照 2、3）

12
13 4. 式量

14 467.48（参照 2）

15
16 5. 性状等

17 評価要請者による添加物「サッカリンカルシウム」の成分規格案では、含量と
18 して「本品を乾燥したものは、99.0%以上を含む。」、性状として「白色の粉末又
19 は結晶性粉末である。」とされている。（参照 2）

20 サッカリンカルシウム、サッカリン及びサッカリンナトリウムの水への溶解度
21 (20℃) は、それぞれ 370 g/L、2 g/L 及び 1,000 g/L とされている（参照 4）。
22 いずれもシヨ糖水溶液の約 300～500 倍の甘味を有するといわれている（参照 5、
23 6、7、8）。

24
25 IARC73⁽¹⁾及び FAS17 によれば、サッカリン類の製造法としては、(i) トルエン
26 及びクロロスルホン酸を出発物質として、OTSA、OSBA 塩を経る RF 法及び
27 (ii) 無水フタル酸（又はフタル酸）及びアンモニア又は MA を出発物質として、
28 2-カルボメトキシベンゼンジアゾニウム塩、2-カルボメトキシベンゼンスルホニ
29 ルクロリドを経る M 法が最も広く用いられているとされている（参照 4、9）。
30 RF 法又は M 法で製造されたサッカリン及びその塩類の主な不純物としては、
31 OTSA、PTSA、OSBA、PSBA、CBSA 及び CBSA-NH₄、BIT、NMS、MA、
32 AS 類（表 1）等が報告されている（参照 10）。評価要請者による添加物「サッ
33 カリンカルシウム」の成分規格案では、純度試験の一項目として「オルトルエン
34 スルホンアミドとして 25 µg/g 以下」との規定がある（参照 2）。

35
36 評価要請者によれば、サッカリンカルシウムは、サッカリンナトリウムと同様
37 に、中性～アルカリ性溶液では安定であるが、酸性溶液では長時間加熱されると
38 分解して OSBA を生じ、甘味を失うとされている。（参照 2）

39
40 評価要請者は、サッカリンカルシウムについて、反応性が低いことから炭水化
41 物、たん白質、油脂、ビタミン類、ミネラル類といった食品中の成分への影響は
42 ないとしている。（参照 2）

43

¹本文中で用いられた略称については、別紙 1 に名称等を示す。

1
2

表1 サッカリン及びその塩類の不純物（参照10）

No.	不純物 (CAS番号)	製造法別検出例		備考
		RF法	M法	
1	OTSA (88-19-7)	有		RF法で製造されたサッカリン類に最大6,000 ppm含有との報告があるとされている。(参照11) 我が国では添加物「サッカリン」及び「サッカリンナトリウム」の成分規格で25 ppm以下と規定。(参照12) JECFA、米国規格では25 ppm以下(トルエンシルホンアミド類として)と規定。(参照3、13) EU規格では乾燥重量ベースで10 ppm以下と規定。(参照5、6)
2	PTSA (70-55-3)	有		RF法で製造されたサッカリン類にOTSAの2~3%相当量含有との報告があるとされている。(参照2) 米国規格では25 ppm以下(トルエンシルホンアミド類として)と規定。(参照13) EU規格では乾燥重量ベースで10 ppm以下と規定。(参照5、6)
3	OSBA (632-24-6)	有	有	Riggin & Kinzer (1983)の報告によれば、RF法で製造されたサッカリン類に最大181 ppm、M法で製造されたサッカリン類に最大41 ppm含有との報告があるとされている。(参照14、15) 製品を加熱した際の分解生成物でもあるとされている。(参照2)
4	PSBA (138-41-0)	有	有	Riggin & Kinzer (1983)の報告によれば、RF法で製造されたサッカリン類に最大1,057 ppm、M法で製造されたサッカリン類に痕跡量検出との報告があるとされている。(参照15) EU規格では乾燥重量ベースで25 ppm以下と規定。(参照5、6)
5	CBSA (σ体 632-25-7) CBSA-NH ₄ (σ体 6939-89-5)	有	有	Riggin & Kinzer (1983)の報告によれば、RF法で製造されたサッカリン類、M法で製造されたサッカリン類ともに痕跡量検出との報告があるとされている。(参照15)
6	BIT (2634-33-5)		有	Rigginら(1983)の報告における引用によれば、サッカリン類に1~2 ppm含有との報告があるとされている。(参照16) EFSA(2006)による引用によれば、市販サッカリンに最大800 ppm含有との報告があるとされている。(参照17)
7	NMS (15448-99-4)		有	FAS19においても引用されているRigginら(1983)の報告によれば、サッカリン類に0.15 ppm含有していたとされている。(参照16、18)
8	MA (134-20-3)		有	FAS19においても引用されているRigginら(1983)の報告によれば、サッカリン類に0.05 ppm含有していたとされている。(参照16、18)
9	AS類 5-AS (22094-61-7) 6-AS (22094-62-8) 7-AS (89975-86-0)		有	Radfordら(1985)の報告によれば、サッカリンナトリウム中に5-ASが59~92 ppm、6-ASが40~60 ppm含まれていたとされている。7-ASの存在は確認されたが、量が検出下限値に近いため定量できなかったとされている。(参照19)

3

4

6. 評価要請の経緯

5

評価要請者によれば、サッカリン及びその塩類(カルシウム塩、ナトリウム塩等)は様々な食品の甘味料等として広く欧米諸国等で使用されている添加物であるとされている。(参照2)

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

米国では、添加物「サッカリンカルシウム」は、添加物「サッカリン」、「サッカリンアンモニウム」及び「サッカリンナトリウム」とともに、(i) 清涼飲料等(液体1オンスあたりサッカリンとして12 mg以下)、調理・卓上用砂糖代替品(砂糖相当量スプーン1杯あたりサッカリンとして20 mg以下)及び加工食品(一食分あたりサッカリンとして30 mg以下)への甘味料としての添加又は(ii) ビタミン・ミネラルのチュアブル錠のかさ減少及び風味増強、(iii) チューインガムの風味及び物理学的特性の保持若しくは(iv) フレーバー・チップスの風味増強といった目的での使用が認められている。(参照2、20)

1
2 EUでは、添加物「サッカリン並びにそのナトリウム、カリウム及びカルシウ
3 ム塩」(E954)は、清涼飲料(80~100 mg/L以下)、デザート類(100 mg/kg以
4 下)、菓子類等(80~1,200 mg/L(kg)以下)、ビタミン・ミネラルサプリメント(80
5 ~3,000 mg/L又はkg以下)といった食品への甘味料としての添加が認められて
6 いる。(参照2、21)

7
8 我が国では、添加物「サッカリンカルシウム」は未指定である。類似の添加物
9 としては、サッカリンナトリウムが1901年に初めて使用(治療上の目的に供す
10 る飲食物の調味)を許可され、1948年には現行食品衛生法において添加物「サ
11 ッカリンナトリウム」が指定されており、1961年に添加物「サッカリン」が指
12 定(チューインガム以外の食品に使用してはならない。)されている。(参照2)

13
14 厚生労働省は、2002年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での了承
15 事項に従い、①JECFAで国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性
16 が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて国
17 際的に必要性が高いと考えられる食品添加物については、企業等からの指定要請
18 を待つことなく、主体的に指定に向けた検討を開始する方針を示している。今般、
19 厚生労働省において添加物「サッカリンカルシウム」についての評価資料が取り
20 まとめられたことから、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、
21 食品安全委員会に対して、食品健康影響評価の依頼がなされたものである。

22 23 7. 添加物指定の概要

24 厚生労働省は、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、
25 添加物「サッカリンカルシウム」について、添加物「サッカリンナトリウム」
26 と同様に、「こうじ漬、酢漬及びたくあん漬の漬物」、「粉末清涼飲料」、「かす漬、
27 みそ漬及びしょう油漬の漬物並びに魚介加工品(魚肉ねり製品、つくだ煮、漬物
28 及び缶詰又は瓶詰食品を除く。）」、「海藻加工品、しょう油、つくだ煮及び煮豆」、
29 「魚肉ねり製品、シロップ、酢、清涼飲料水、ソース、乳飲料、乳酸菌飲料及び
30 氷菓」、「アイスクリーム類、あん類、ジャム、漬物(かす漬、こうじ漬、しょう
31 油漬、酢漬、たくあん漬又はみそ漬を除く。）」、「はっ酵乳(乳酸菌飲料の原料に
32 供するはっ酵乳を除く。）」、「フラワーペースト類及びみそ」、「菓子」、「魚介加工
33 品の缶詰又は瓶詰」等への使用に関する基準を定め、JECFA等を参考に成分規
34 格を定めた上で新たに添加物として指定しようとするものであるとしている。
35 (参照1、2)

36 37 38 II. 安全性に係る知見の概要

39 1. 体内動態

40 (1) サッカリン及びその塩類

41 サッカリンカルシウムを被験物質とした体内動態に関する試験成績を入手
42 することはできなかった。しかしながら、弱酸と強塩基との塩であるサッカリ
43 ンカルシウムは添加物としての使用時においてはその他のサッカリンの塩類
44 と同様に強酸である胃液と反応して容易にサッカリンを生成すると推定され
45 ることから、本評価対象品目の使用における体内動態については、サッカリン

1 及びその塩類に係る体内動態に関する試験成績を用いて検討を行うこととし
2 た。

3 4 ① 吸収

5 a. 消化管内 pH と吸収部位

6 FAS17 及び FAS32 によれば、サッカリンは、その pKa が 2.2 であるこ
7 とから、酸性条件下ではほとんど解離しない（生体内に吸収されやすい化
8 学形）が、生体内の生理学的な pH 条件下においてはほぼ完全に解離する
9 とされている。サッカリンの一部は胃で吸収される。胃内 pH の低い動物
10 種（モルモット（1.4）、ウサギ（1.9））では胃内 pH が高い動物種（ラッ
11 ト（4.2））よりも胃でよく吸収される。また、サッカリンは、胃よりも高
12 い pH 条件下にある腸管ではゆるやかに吸収される（参照 9、22）。な
13 お、ヒト胃液の pH は約 1.0～2.5 であるとされている（参照 23）。

14 15 b. 血中濃度からの考察

16 FAS32 における引用によれば、Sweatman & Renwick（1980）及び
17 Sweatman（1981）は、ヒト及びラットにおいて、静脈内投与したサッカ
18 リンは血漿中から速やかに消失したが、単回経口投与したサッカリンは血
19 漿中で速やかに最高濃度に達するものの血漿中からゆっくりと消失した
20 とし、この経口投与後の血漿からの消失の延長は、腸管での緩やかな吸収
21 によるものであるとしている。（参照 22）

22
23 IARC73 における引用によれば、Colburn ら（1981）は、ヒト女性 6
24 例にサッカリン（化学形不詳）を平均 100～300 mg/人/日反復経口摂取さ
25 せたところ、血漿中サッカリン濃度は摂取 0.5～1 時間後に最高に達し、
26 血漿中からの消失半減期は 7.5 時間であったとしている。また、Pantarotto
27 ら（1981）は、ヒト男性（各群 5 例）にサッカリンナトリウム（0.8、2.5、
28 5.5 mg/kg 体重）を単回経口摂取させたところ、血漿中サッカリンナトリ
29 ウム濃度は摂取 30～60 分後に最高に達したとしている。（参照 4）

30 31 c. 糞便中排泄量からの考察

32 FAS32 では、サッカリン類を静脈内投与したときの糞便中への排泄量
33 は極微量であることから、サッカリン類を経口投与したときの糞便中排泄
34 量は、サッカリン類の未吸収量の指標として用いられている。FAS32 で
35 は、Sweatman ら（1981）はヒトにサッカリン（2,000 mg/人）を単回経
36 口摂取させたときの糞便中排泄量が投与量の 1～8%であったとしている
37 一方、Renwick（1985）はラットにサッカリンを経口投与したときの糞便
38 中排泄量が投与量の 3～39%であったとしていることから、ラットの胃腸
39 でのサッカリン吸収の程度は変動しやすいとされている。（参照 22）

40 41 d. 尿中排泄量からの考察

42 FAS32 では、サッカリン類は生体内に吸収されると生体内変化をほと
43 んど受けないまま主として尿中に排泄されることから、サッカリン類を経
44 口投与したときの尿中排泄量は、サッカリン類の生体内吸収量の指標とし
45 て用いられている。（参照 22）

1
2 IARC73 における引用によれば、Sweatman & Renwick (1979) は、
3 Arnold ら (1980) のラットを用いた二世代にわたる試験と同様の試験条
4 件下において、雄ラットにサッカリン (5% ; 約 2,500 mg/kg 体重/日相当)
5 を胎児の段階から混餌投与し、その体重が 290 g に達した時点で^[3H]サッ
6 カリンナトリウム (5%) を 24 時間混餌投与する試験を実施している。そ
7 の結果、投与後 48 時間以内にほとんどの放射能は未変化体 (サッカリン)
8 として排泄 (13~14%が糞便中、残りが尿中) されている。(参照 4)
9

10 IARC73 及び FAS32 における引用によれば、Sweatman ら (1981) は、
11 ヒトにサッカリンナトリウム 2 g を単回経口摂取させたときのサッカリン
12 の消化管吸収率を尿中排泄量及び血漿中濃度-時間曲線下面積に基づき
13 85%と算出している。また、Roberts & Renwick (1985) は、ヒトにサッ
14 カリンナトリウム (1 g/人/日) を 4 週間反復経口摂取させたところ、投与
15 量の約 80%が尿中から回収されたとしている (参照 2 2)。IARC73 にお
16 ける引用によれば、Ball ら (1977) は、ヒト女性 1 例及び男性 2 例に^[3-¹⁴C]
17 サッカリンを単回経口摂取させたところ、非標識サッカリン (1 g/人/日)
18 の 21 日間反復経口摂取をその前又は後に行わせた場合のいずれにおい
19 ても、^[3-¹⁴C]サッカリン摂取後 24 時間尿中に、摂取した放射能の 85~92%
20 がサッカリン (未変化体) として排泄されたとしている (参照 4)。
21

22 e. 食餌

23 FAS32 における引用によれば、Anderson ら (1987) 及び Fisher ら
24 (1989) は、雄 F344 ラットにサッカリンカルシウム又はサッカリンナト
25 リウム (5、7.5% ; 2,500、3,750 mg/kg 体重/日⁽¹⁾) を Prolab 3200 を用い
26 て混餌投与したところ、尿中及び糞便中にそれぞれほぼ同量のサッカリン
27 が排泄されたとしている。一方、同用量のサッカリンナトリウムを
28 AIN-76A (配合飼料) を用いて混餌投与したところ、サッカリンの尿中排
29 泄量は糞便中排泄量の 10~20 倍となり、吸収がよくなったとしている (参
30 照 2 2)。これにより、サッカリンの消化管での吸収は食餌により影響を
31 受けるものと考えられる。
32

33 ② 分布

34 FAS32 によれば、雄ラット成獣に、サッカリン (1~10% ; 500~5,000
35 mg/kg 体重/日⁽²⁾) を混餌投与して定常状態に至ったときのサッカリンの組
36 織・器官分布は、単回投与後の組織・器官分布と一貫性がみられたことから、
37 サッカリンに組織・器官での蓄積性の証拠はないとされている。(参照 2 2)
38

¹JECFA で用いられている換算値 (IPCS: EHC70) を用いて摂取量を推定。

動物種	最終体重 (kg)	摂餌量 (g/動物/日)	摂餌量 (g/kg 体重/日)
マウス	0.02	3	150
ラット (若)	0.10	10	100
ラット (老)	0.40	20	50
イヌ	10.0	250	25

1 a. 器官内及び組織内濃度

2 FAS32によれば、ラット成獣にサッカリンを単回経口投与すると、サ
3 ッカリンはほとんどの組織・器官に分布するが、特に排泄器官（腎臓及び
4 膀胱）、次いで血漿中に高濃度の分布が認められるとされている。（参照
5 2 2）

6
7 IARC73、FAS17 及び FAS32 においても引用されている Lethco &
8 Wallace (1975) の報告によれば、体重約 400 g の Osborne-Mendel ラッ
9 ト（各タイムインターバル雄 1 匹）に[3-¹⁴C]サッカリン（50 mg/kg 体重）
10 を単回強制経口投与（胃内挿管）し、投与 1、2、4、8、24、48 又は 72
11 時間後にと殺する試験が実施されている。その結果、投与 1 時間後には各
12 組織・器官のほとんどすべてにおいて放射能が検出され、中でも肝臓、腎
13 臓及び膀胱に比較的高い分布がみられたとされている。肝臓及び腎臓にお
14 いては投与 8 時間後に投与量の 1.3%及び 2.0%、膀胱においては投与 4 時
15 間後に投与量の 0.3%の放射能が認められたとされている。また、投与群
16 の膀胱を生理食塩水 5.0 mL で 8 回繰り返し洗浄しても、放射能の膀胱組
17 織への保持がみられたとされている。（参照 4、9、2 2、2 4）

18
19 IARC73 及び FAS19 においても引用されている Sweatman & Renwick
20 (1982) の報告によれば、雌雄ラット成獣にサッカリンナトリウム（0、
21 5% ; 0、2,500 mg/kg 体重/日⁽²⁾）を 4 週間混餌投与した後に交配して児動
22 物を得て、母動物にはさらに哺育期後期まで投与を継続し、児動物には離
23 乳後に親動物と同様の投与を行う試験が実施されている。その結果、妊娠
24 17、19 及び 20 日の胎児の膀胱壁中のサッカリン濃度は、肝臓及び腎臓中
25 の濃度よりも高く、また、母動物の膀胱壁中の濃度よりも約 2 倍高かった
26 とされている。胎児の膀胱壁中サッカリン濃度については、妊娠期間によ
27 る差は認められなかったが、雌よりも雄での高値傾向が認められたとされ
28 ている。児動物の肝臓、腎臓及び尿中のサッカリン濃度については、離乳
29 前よりも離乳後に増加がみられたとされている。児動物の膀胱壁中の濃度
30 については、離乳前後での差は認められなかったほか、雌よりも雄での高
31 値傾向が認められたが、個体間のバラツキが大きかったことから、この雄
32 での高値傾向は、膀胱腫瘍発生増加の性差を説明するには不十分な知見で
33 あるとされた。また、妊娠 17~20 日の胎児の膀胱壁中のサッカリン濃度
34 は、新生児のそれよりも低かったとされている。以上より、妊娠期や授乳
35 期に母動物を通してサッカリンナトリウムに暴露された雄ラットにおい
36 て、膀胱腫瘍発生増加の性差及び世代間の差を説明しうるような膀胱壁中
37 のサッカリンナトリウムの過剰蓄積の証拠は得られなかったと結論され
38 ている。（参照 1 8、2 5）

39
40 b. 胎盤、胎児、乳汁への移行性

41 (a) ヒト

42 FAS32 においても引用されている Cohen-Addad ら (1986) の報告
43 によれば、妊娠最終月にサッカリン（25~100 mg/人/日）を摂取してい
44 たと推定された妊娠女性 6 例（うち 5 例は糖尿病患者）について、出産
45 後 2 時間以内の母体血血清及び臍帯血血清中のサッカリン濃度を測定

1 する試験が実施されている。その結果、3例の臍帯血血清中サッカリン
2 濃度はごく低濃度 (50 ng/mL 未満)、他の3例の臍帯血血清中サッカリン
3 濃度は110~160 ng/mL であり、後者のうち2例の臍帯血血清中サッ
4 カリン濃度は、母体血血清中濃度よりも高かったとされている。(参照
5 22、26)

6 7 (b) ラット等

8 FAS17 及び FAS32 における引用によれば、Ball ら (1977) は、ラッ
9 トにおいてサッカリンが胎盤を通過したと報告している。(参照9、2
10 2)

11
12 IARC73 における引用によれば、Pitkin ら (1971) は、妊娠後期の
13 アカゲザル5匹に¹⁴C]サッカリンを4 µg/kg 体重/分の速度で60分間か
14 けて点滴静注したところ、放射能は胎盤を速やかに通過して胎児の中
15 枢神経系を除く全組織・器官に分布したとしている。母体内での放射能の
16 消失は胎児体内での消失よりも速やかであり、点滴静注終了2時間後
17 において胎児血中の放射能濃度は母体血中濃度よりも高かったとして
18 いる。(参照4)

19
20 IARC73 における引用によれば、West (1979) は、妊娠 SD ラット
21 にサッカリン (5% ; 2,500 mg/kg 体重/日⁽²⁾) を妊娠14日以降混餌投与
22 し、さらに妊娠19日に³⁵S]サッカリン 100 µCi (266 mCi/mmol ; 68.7
23 µg 相当) をサッカリン 100 mg とともに単回強制経口投与 (胃内挿管)
24 する試験を実施している。その結果、³⁵S]サッカリン投与5時間後まで
25 に、母体血中では投与量の0.03~0.04%相当の³⁵S]サッカリンが認めら
26 れたのに対し、胎児血中では0.008%相当の³⁵S]サッカリンが認められ
27 たとしている。また、FAS17 における引用によれば、West (1979) は、
28 ラットの乳汁中からサッカリンを検出したと報告している。(参照4、
29 9)

30
31 IARC73 及び FAS19 においても引用されている Sweatman &
32 Renwick (1982) の報告によれば、妊娠19日のSDラット (雌19匹)
33 に³H]サッカリンナトリウム二水和物 (50 mg/kg 体重) を単回経口投
34 与し、投与48時間後まで母動物及び胎児の肝臓、腎臓及び膀胱壁並び
35 に母動物の血漿及び羊水におけるサッカリン濃度の推移を調べる試験
36 が実施されている。その結果、特に膀胱壁中のサッカリン濃度の減少が
37 母動物に比べ胎児で遅延したが、胎児膀胱中濃度は母体と同じ程度か
38 わずかに上回る程度であったとされている。胎児の各臓器のサッカリン暴
39 露において性差は認められなかったとされている。(参照4、18、2
40 5)

41 42 c. 血漿中のたん白との結合、血球への分配

43 FAS17 においても引用されている Renwick (1985) のレビューによれ
44 ば、Agren & Bock (1973) は、サッカリンは血漿たん白と可逆的に結合

1 し、その結合率はラットで 3%、24~35%、69~86%、ヒトで 70~80%で
2 あるとする報告があるとしている。(参照 2 2、2 7)

3 4 ③ 生体内変換

5 FAS32 においても引用されている Renwick (1985) のレビューによれば、
6 ヒト及び多くの実験動物での試験成績を総合し、サッカリンは生体内変換を
7 受けないとされている。(参照 2 2、2 7)

8 9 a. ヒト

10 FAS17 における引用によれば、Byard ら(1974)は、男性 4 例に[phe-¹⁴C]
11 サッカリン (500 mg/人) を単回経口摂取させたところ、摂取後 48 時間排
12 泄物中から摂取放射能の 98%以上 (尿中 92.3%及び糞中 5.8%) が回収さ
13 れたとしている。また、摂取後 48~72 時間排泄物中からは摂取放射能の
14 0.3%が回収されたが、当該放射能はサッカリン代謝物に係るものではな
15 かったことから、ヒトは他の動物種と同様にサッカリンを代謝しないと結論
16 している。(参照 9)

17 18 b. ラット

19 FAS17 においても引用されている Minegishi ら (1972) の報告によれ
20 ば、体重約 300 g の Wistar ラット (雄 4 匹³) に[³⁵S]サッカリン (300
21 mg/kg 体重) を単回強制経口投与 (胃内挿管) する試験が実施されてい
22 る。その結果、投与後 96 時間尿中の放射能は投与量の 66.9~74.1%であ
23 り、当該放射能のすべてが未変化体に係るものであったとされている。
24 (参照 9、2 8)

25
26 IARC73 及び FAS17 における引用によれば、Byard & Golberg (1973)
27 は、フェノバルビタール前処置によって肝臓の薬物代謝酵素の誘導を試み
28 たラットに[phe-¹⁴C]サッカリンナトリウムを単回経口投与したところ、そ
29 の代謝に影響はみられなかったとしている (参照 4、9)。また、FAS32
30 における引用によれば、Hasegawa ら (1984) は、雄ラットにサッカリン
31 ナトリウム 5%混餌を 14 日間投与しても、その肝臓でのチトクロム P-450
32 の誘導は認められなかったとしている。(参照 2 2)

33
34 FAS32 における引用によれば、Lutz & Schlatter (1977) は、放射能
35 標識したサッカリンが *in vivo* でラットの肝臓又は膀胱の DNA と結合し
36 なかったことから、生体内でサッカリンは親電子化合物に変換されないと
37 している。(参照 2 2)

38 39 c. モルモット

40 FAS17 においても引用されている Minegishi ら (1972) の報告によれ
41 ば、体重約 350 g のモルモット (雄 3 匹) に[³⁵S]サッカリン (150 mg/kg
42 体重) を単回強制経口投与 (胃内挿管) する試験が実施されている。そ
43 の結果、投与後 96 時間尿中の放射能は投与量の 95.3~99.9%であり、当

³ うち 2 匹については、非標識サッカリンを投与前 4~6 週間飲水投与したとされている。

1 該放射能のすべてが未変化体に係るものであったとされている。（参照
2 9、28）

3 4 d. サル

5 IARC73 における引用によれば、Pitkin ら（1971）は、アカゲザルに
6 投与されたサッカリンが尿中に未変化体のまま速やかに排泄されたとし
7 ている。（参照4）

8
9 IARC73 における引用によれば、Byard & Golberg（1973）は、フェノ
10 バルビタール前処置によって肝臓の薬物代謝酵素の誘導を試みたサルに
11 [¹⁴C]サッカリンナトリウムを単回経口投与したところ、その代謝に影響は
12 みられなかったとしている。（参照4）

13 14 e. OSBA 等への代謝の可能性

15 FAS17 における引用によれば、Kennedy ら（1972）は、サッカリン
16 を投与したラット尿中から CBSA-NH₄を検出したと報告している。（参
17 照9）

18
19 IARC73 及び FAS17 においても引用されている Lethco & Wallace
20 （1975）の報告によれば、約3か月齢のSDラット又はサッカリンナト
21 リウム（0.01、0.1、1.0%；5、50、500 mg/kg 体重/日）を1年間混餌投
22 与したSDラット（各群雌雄各4匹）に[³⁻¹⁴C]サッカリンナトリウム（5、
23 50、500 mg/kg 体重）を単回経口投与する試験が実施されている。その結
24 果、1年間混餌投与のないラットでは[³⁻¹⁴C]サッカリンナトリウム投与後
25 7日間の尿中放射能及び糞便中放射能は投与量の約55～87%及び約11～
26 40%であり、1年間混餌投与のあったラットではそれらが約68～85%及び
27 約10～18%であったとされている。1年間混餌投与のあったラットの
28 [³⁻¹⁴C]サッカリンナトリウム投与後7日間尿中放射能の99%超がサッカ
29 リンに係るものであり、ごく微量がOSBA及び炭酸イオンに係るもので
30 あるとされている。Lethco & Wallaceは、[³⁻¹⁴C]サッカリンナトリウム
31 投与後7日間尿中に、脱炭酸により[³⁻¹⁴C]が外れた物質が存在（同定は
32 行っていない。）し、それはおそらくベンゼンスルホンアミドであると推
33 定している。なお、IARCワーキンググループは、このOSBA及びベンゼ
34 ンスルホンアミドについて、当該試験の被験物質のバッチに既に不純物と
35 して含まれていた可能性を排除することができないとしている。また、別
36 途雄のSDラット、ゴールデンハムスター、Hartleyモルモット、NZW
37 ウサギ又はビーグル犬に[³⁻¹⁴C]サッカリン（5、50、500 mg/kg 体重）を
38 単回強制経口投与（胃内挿管）する試験が実施されている。その結果、
39 投与後2日間尿中の総放射能に対するOSBAに係る放射能の比は、SD
40 ラットで0.43～1.78%、ゴールデンハムスターで0.08～0.82%、Hartley
41 モルモットで0.25～0.69%、NZWウサギで0.18～0.49%、ビーグル犬で
42 0.15～0.73%であったとされている。この結果から、Lethco & Wallace
43 は、動物種及び用量にかかわらず尿中から実質的に同レベルで検出され
44 たOSBAについて、生体内で、酵素分解というよりはむしろ化学的分解
45 によりサッカリンから生成したものであることが示唆されたとしている。

1 (参照 4、9、24)

2
3 **Renwick** のレビュー (1985) では、サッカリン類を経口投与したとき
4 のその代謝物については、生成していたとしても微量であり、サッカリ
5 ン類の毒性又は作用機序において意義のあるものではないと考えられて
6 いる。(参照 27)

7
8 ④ 排泄

9 **FAS32** では、ヒト及びラットへのサッカリン類の経口投与及び非経口投
10 与のいずれにおいても、サッカリン類の主要な消失経路は尿中排泄であり、
11 この尿中排泄は主に腎尿細管分泌により行われるとされている。(参照 22)

12
13 **FAS17** における引用によれば、**Byard & Golberg** (1973) は、SD ラット
14 (雄 4 匹、雌 2 匹) に[phe-¹⁴C]サッカリン (40 mg/kg 体重) を単回経口投
15 与したところ、投与後 96 時間尿中、投与後 48 時間糞便中及び投与後 4~8
16 時間胆汁中からそれぞれ投与量の 90%以上、3~4%及び 0.3%以下の放射能
17 が検出されたとし、いずれも未変化体に係るものと同定している。(参照 9)

18
19 **FAS32** における引用によれば、**Sweatman & Renwick** (1980) は、ヒト
20 及びラットともにサッカリンとプロベネシド (陰イオン腎尿細管分泌阻害
21 剤) を併用するとサッカリンの血漿クリアランスが低下することから、腎尿
22 細管分泌がサッカリンの主たる排泄機構であるとしている。ラットでは、サ
23 ッカリンの腎尿細管分泌は血漿中サッカリン濃度 200 µg/mL 超で飽和する
24 としている。**Sweatman** ら (1981) は、ラットにサッカリン (5%; 2,500 mg/kg
25 体重/日) を混餌投与すると、その腎クリアランスは低下し、サッカリンが血
26 漿中及び組織・器官中に蓄積するとしている (参照 22)。**Renwick** (1985)
27 のレビューにおける引用によれば、**Renwick & Sweatman** (1979) は、ラ
28 ット膀胱でのサッカリンの再吸収はあってもその速度は非常に遅いとして
29 いる (参照 27)。

30
31 **IARC73** における引用によれば、**Bourgoignie** ら (1980) は、SD ラット
32 成獣にサッカリンナトリウムを点滴静注し、その排泄をみる試験を実施して
33 いる。その結果、サッカリンナトリウムの腎臓排泄はその血漿中濃度にかか
34 わらずイヌリンの腎臓排泄を上回り、サッカリンナトリウムの腎尿細管分泌
35 はその血漿中濃度が 140~200 µg/mL のときに最大となったが、サッカリン
36 ナトリウムの腎尿細管再吸収の証拠は認められなかったとしている。また、
37 サッカリンナトリウムを *p*-アミノ馬尿酸ナトリウムと同時に点滴静注する
38 とサッカリンナトリウムの腎クリアランスが阻害されたことから、
39 **Bourgoignie** らは、サッカリン類の腎尿細管排泄が有機酸陰イオン輸送シス
40 テムによる担体輸送によっていると推察している。サッカリン類の腎尿細管
41 分泌パターン及び尿中サッカリン類濃度に性差は認められなかったとして
42 いる。(参照 4)

43
44 **FAS32** における引用によれば、**Sweatman** ら (1981) は、ヒトにサッカ
45 リン (2,000 mg/人) を単回経口摂取させても腎クリアランスの低下は認め

1 られなかったとしている（参照 2 2）が、Renwick（1985）のレビューによ
2 れば、この Sweatman らの試験では血漿中サッカリン濃度が最高で約 60
3 $\mu\text{g}/\text{mL}$ と、ラットの腎尿細管分泌飽和レベルに達していないことから、当該
4 試験結果はサッカリンの腎尿細管再分泌に種差があるという根拠にはなら
5 ないとしている。（参照 2 7）

6 7 (2) 不純物

8 ① OTSA

9 IARC73 及び SIAR における引用によれば、Renwick ら（1978）は、雌
10 Wistar ラットに[methyl- ^{14}C]OTSA（0、20、125、200 mg/kg 体重）を単回
11 強制経口投与（胃内挿管）する試験を実施している。その結果、投与後 7 日
12 間に投与量の 94%の放射能が排泄され、うち 5~7%が糞便中に、用量にか
13 かわらず 78%が尿中に排泄されたとしている。他方、24 時間尿中への放射
14 能排泄量は、20、125 及び 200 mg/kg 体重投与群でそれぞれ投与量の 79%、
15 58%及び 36%であったことから、OTSA の尿中排泄速度はその用量に応じて
16 遅くなるとしている。

17 別途ヒト男女各 1 例に[methyl- ^{14}C]OTSA（0.2 mg/kg 体重）を単回経口
18 摂取させたところ、摂取後 1、2 及び 4 日間尿・糞便中への放射能排泄量は、
19 投与量の 56%、86%及びほぼ 100%であったとしている。

20 更に、ヒトに 0.4 mg/kg 体重、雌 Wistar ラットに 200 mg/kg 体重の同位
21 体標識 OTSA を単回強制経口摂取（胃内挿管）させたところ、それぞれの
22 尿中に排泄された主な代謝物は、2-スルファモイルベンジルアルコール及び
23 その硫酸抱合体又はグルクロン酸抱合体（ヒト 35%、ラット 80%）及びサ
24 ッカリン（ヒト 35%、ラット 3%）のほか、OSBA（ヒト 4%、ラット 2%）、
25 *N*-アセチルトルエンスルホンアミド（ヒト 2%、ラット 6%）及び OTSA（未
26 変化体）（ヒト 3%、ラット 5%）であったとしている。（参照 4、2 9）

27
28 IARC73 及び SIAR においても引用されている Minegishi ら（1972）の報
29 告によれば、体重約 300 g の雄 Wistar ラットに[^{35}S]OTSA（300 mg/kg 体
30 重）を単回経口投与する試験が実施されている。その結果、投与後 24 及び
31 96 時間尿中に排泄された放射能は、投与量の 62.9~66.7%及び 83.4~85.8%
32 であり、投与後 96 時間糞便中に排泄された放射能は投与量の 7.4~12.2%で
33 あったとされている。なお、尿中に排泄された放射能の約 50%は OSBA に
34 係るものであったとされている。（参照 2 8、2 9）

35 36 ② PTSA

37 Minegishi ら（1972）の報告によれば、体重約 300 g の雄 Wistar ラット
38 に[^{35}S]PTSA（300 mg/kg 体重）を単回経口投与する試験が実施されている。
39 その結果、投与後 24 及び 96 時間尿中に排泄された放射能は、投与量の 54.0
40 ~71.6%及び 68.4~84.5%であり、投与後 96 時間糞便中に排泄された放射
41 能は投与量の 2.6~8.2%であったとされている。なお、尿中に排泄された放
42 射能の約 50%は PSBA に係るものであったとされている。（参照 2 8）

43 44 ③ MA

45 FAS14 によれば、MA はラットの肝臓及び腸粘膜並びにブタの肝臓のホモ

1 ジネートによりメタノールとアントラニル酸に加水分解されるとの報告が
2 あるとされている。FAS14 によれば、メタノールはよく知られた経路により
3 二酸化炭素及び水に代謝され、アントラニル酸はヒトで通常みられる代謝
4 物であって、グルクロン酸抱合体又は σ アミノ馬尿酸として尿中に排泄され
5 る。(参照 3 0)

7 2. その他の生化学的知見

8 (1) サッカリン

9 FAS32 における引用によれば、Lok ら (1982) は、サッカリンが *in vitro*
10 でウレアーゼ及びプロテアーゼの活性を阻害したとし、Renwick (1989) は、
11 サッカリンが炭水化物の消化を阻害して糞便中に多糖類の排泄がみられたほ
12 か、サッカリンが *in vitro* でアミラーゼ、スクラーゼ (インベルターゼ) 及び
13 イソマルターゼの活性を阻害したとしている。(参照 2 2)

14
15 IARC73 における引用によれば、Negro ら (1994) は、70 歳の女性 1 例に、
16 サッカリンが唯一の共通成分である医薬品 3 剤を経口投与したところ、AST、
17 ALT、 γ -GTP 及びアルカリホスファターゼの活性が増加し、別途サッカリンの
18 みを投与しても同様の変化が再現されている。(参照 4)

20 (2) サッカリンナトリウム

21 FAS32 における引用によれば、Heaton & Renwick (1991) は、ラットを用
22 いた一世代及び二世代にわたる試験においてサッカリンナトリウム 7.5%
23 (3,750 mg/kg 体重/日⁽²⁾) を混餌投与したところ、肝臓中のチトクロム P-450、
24 チトクロム b5 及び NADPH-チトクロム P-450 還元酵素の濃度、アリル炭化水
25 素ヒドロキシラーゼ活性並びにグルタチオン量に影響を及ぼさなかったが、ジ
26 メチルニトロソアミン-N-脱メチル化活性については性別や週齢にかかわらず
27 増加したと報告している。(参照 2 2)

29 3. 毒性

30 上述のとおり、サッカリンカルシウムは、添加物としての使用時においてはそ
31 の他のサッカリンの塩類と同様に胃内においてサッカリンを生成すると推定さ
32 れる。したがって、本評価対象品目の毒性については、サッカリンカルシウムを
33 被験物質とした試験成績のほか、サッカリン又はサッカリンカルシウム以外のサ
34 ッカリンの塩類を被験物質とした試験成績も用いて総合的に検討を行うことと
35 した。

37 (1) 遺伝毒性

38 サッカリンは、酸であり、生体内の生理学的な pH 条件下においては陰イオン
39 として存在していることから、一般的に発がん物質にみられるような求電子
40 反応を起こしやすい性質をもたないとされている。Renwick (1985) の報告に
41 よれば、[5-³H]サッカリンをリン酸緩衝液と精製 DNA リン酸緩衝溶液との平
42 衡透析に供したところ、精製 DNA リン酸緩衝溶液での濃度が低かったことか
43 ら、サッカリンイオンそのものの DNA 親和性は無視しうるとされている (参
44 照 2 7)。

1 ① サッカリンカルシウム

2 サッカリンカルシウムを被験物質とした遺伝毒性に関する試験成績とし
3 て以下のような報告がある。

4
5 Ashby & Ishidate (1986) 並びに林及び松岡 (1998) の報告によれば、
6 サッカリンカルシウム (純度 99%超) についての CHL/IU を用いた染色体
7 異常試験 (代謝活性化系非存在下での 24 時間及び 48 時間連続処理) (観察
8 対象とした最高濃度: 24 時間連続処理 16.0 mg/mL、48 時間連続処理 12.0
9 mg/mL⁴) が実施されている。その結果、24 時間連続処理では 12.0 mg/mL
10 以上、48 時間連続処理では 8.0 mg/mL 以上の濃度で陽性 (構造異常) であ
11 ったとされている。サッカリンのカルシウム塩のほか、ナトリウム塩及びカ
12 リウム塩の等張水溶液はいずれも染色体異常を誘発したこと、いずれの塩も
13 4 mg/mL 未満 (イオン濃度として塩化ナトリウム 1 mg/mL 未満に相当) の
14 濃度では染色体異常を誘発せず、塩化ナトリウム 1.5~3 mg/mL 相当濃度で
15 はいずれも染色体異常を誘発したこと、サッカリンでは陰性であったこと等
16 から、Ashby & Ishidate は、高濃度でのみ陽性という結果は、細胞内イオン
17 不均衡によるものではないかと推定している。(参照 3 1、3 2)

18
19 ② サッカリン、サッカリンカリウム、サッカリンナトリウム等

20 サッカリン、サッカリンカリウム、サッカリンナトリウム又はサッカリン
21 マグネシウムを被験物質とした遺伝毒性に関する試験成績として以下のよ
22 うな報告がある。

23
24 a. DNA 損傷を指標とする試験

25 (a) UDS 試験

26 (サッカリンナトリウム)

27 IARC22 における引用によれば、Ochi & Tonomura (1978) は、サ
28 ッカリンナトリウムについてのヒト線維芽細胞を用いた UDS 試験を実
29 施しており、用量に関連した UDS の増加がみられたとしている (参照
30 3 3) が、抄録からの引用であり、その詳細は明らかにされていない。

31
32 IARC73 における引用によれば、Jeffrey & Williams (1999) は、
33 サッカリンナトリウムについての F344 ラット及び SD ラットの初代培
34 養肝細胞を用いた UDS 試験 (最高濃度 10.25 mg/mL) を実施してお
35 り、いずれも代謝活性化系非存在下で陰性であったとしている。(参照
36 4)

37
38 (b) コメット試験

39 (サッカリン、サッカリンナトリウム)

40 Sasaki ら (2002) の報告によれば、8 週齢の ddy マウス (各群雄 4
41 匹) にサッカリン又はサッカリンナトリウム (0、100、1,000、2,000
42 mg/kg 体重) を単回経口投与し、投与 3 時間後又は 24 時間後にと殺し
43 て、その腺胃、結腸、肝臓、腎臓、膀胱、肺、脳及び骨髄を用いたコメ

⁴ 48 時間連続処理の 16.0 mg/mL では細胞毒性が認められたとされている。

1 ット試験が実施されている。その結果、無処置対照群と比較して、1,000
2 mg/kg 体重以上のサッカリン投与群の結腸並びにサッカリンナトリウム
3 投与群の腺胃及び結腸で DNA 移動距離の有意な増加が認められたと
4 されている。それ以外の組織・器官で DNA 移動距離の増加は認められ
5 ていない。(参照 3 4)

6
7 Bandyopadhyay ら (2008) の報告によれば、8~10 週齢の Swiss マ
8 ウス (各群雄 4 匹) にサッカリン (0、50、100、200 mg/kg 体重) を
9 単回強制経口投与 (胃内挿管) し、投与 18 時間後にと殺して、その大
10 腿骨から採取した骨髓細胞を用いたコメット試験が実施されている。そ
11 の結果、50 mg/kg 体重以上の投与群で tail DNA (%) 及び tail extent
12 (μM) の有意な増加が認められたとされている。(参照 3 5)

13 (c) *in vitro* SCE 試験

14 (サッカリン)

15 IARC73 における引用によれば、Saxholm ら (1979) は、サッカリ
16 ンについてのヒト初代培養リンパ球を用いた SCE 試験 (最高濃度 0.1
17 mg/mL) を実施しており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であっ
18 たとしている。また、Brøgger ら (1979) は、同様の試験 (最高濃度
19 0.5 mg/mL) を実施し、代謝活性化系非存在下で陰性であったとしてい
20 る。(参照 4)

21 (サッカリンナトリウム)

22 Abe & Sasaki (1977) の報告によれば、サッカリンナトリウムにつ
23 いての Don を用いた SCE 試験 (最高濃度 50 mM) が実施されており、
24 対照群の約 2 倍の SCE 誘発が認められたとされている。(参照 3 6)

25 Wolff & Rodin (1978) の報告によれば、M 法で製造されたサッカリ
26 ンナトリウム又はそれを高度に精製したもの (不純物を 1~5 ppm 含有)
27 についての CHO を用いた SCE 試験 (観察対象とした最高濃度 1.0%⁵⁾
28 が実施されており、いずれの被験物質群においても SCE 誘発の増加が
29 認められたとされている。また、同じ被験物質についてのヒト血液由来
30 初代培養リンパ球を用いた SCE 試験 (観察対象とした最高濃度 0.5%⁶⁾
31 が実施されており、いずれの被験物質群においても SCE 誘発の増加が
32 濃度依存的に認められたとされている。(参照 3 7)

33 IARC73 における引用によれば、Brøgger ら (1979) は、サッカリ
34 ンナトリウムについてのヒト初代培養リンパ球を用いた SCE 試験 (最高
35 濃度 0.5 mg/mL) を実施しており、代謝活性化系非存在下で陰性であっ
36 たとしている。(参照 4)

37 Ray-Chaudhuri ら (1982) の報告によれば、サッカリンナトリウム
38 についての V79 を用いた SCE 試験 (最高濃度 1 mg/mL) が実施されて
39
40
41
42
43

⁵ M 法製造品 1.5~5.0%、精製品 1.2~5.0%については細胞増殖抑制が認められたため観察対象とされていない。

⁶ M 法製造品 0.6~1.5%、精製品 0.6~0.9%については細胞増殖抑制が認められたため観察対象とされていない。

1 おり、0.1 mg/mL 群で SCE 誘発の増加が認められたが、最高濃度 1
2 mg/mL 群（細胞毒性はみられていない。）では SCE 誘発の増加は認め
3 られなかったとされている。（参照 3 8）
4

5 (d) *in vivo* SCE 試験

6 (サッカリンナトリウム)

7 Renner (1979) の報告によれば、10~11 週齢のチャイニーズ・ハム
8 スター（各群 5 匹（性別匹数不詳））に精製サッカリンナトリウム（0、
9 1,000、5,000、7,500、10,000 mg/kg 体重）を単回強制経口投与（胃内
10 挿管）し、骨髓細胞中の SCE 誘発性をみる試験が実施されている。そ
11 の結果、7,500 mg/kg 体重以上の投与群で陰性対照群の 1.5 倍以上の
12 SCE 誘発が認められたとされている。（参照 3 9）
13

14 IARC73 における引用によれば、Dropkin ら（1985）は、妊娠 10 日
15 の ICR マウスにサッカリンナトリウム（2,000 mg/kg 体重）を単回腹腔
16 内投与し、子宮内暴露した胚細胞での SCE 誘発性をみる試験を実施し
17 ており、陰性であったとしている。（参照 4）
18

19 (e) DNA 損傷を指標とするその他の試験

20 (サッカリン)

21 IARC73 における引用によれば、Sina ら（1983）は、サッカリンに
22 ついてのラット初代肝培養細胞株を用いた DNA 一本鎖切断試験（最高
23 濃度 0.549 mg/mL）を実施しており、代謝活性化系非存在下で弱い陽性
24 であったとしている。（参照 4）
25

26 (サッカリンナトリウム)

27 IARC73 における引用によれば、Lutz & Schlatter (1977) は、SD
28 ラット 2 匹に^[35S]サッカリンナトリウム（推定）（372、390 mg/kg 体
29 重）を単回強制経口投与（胃内挿管）し、投与 50 時間後にと殺してそ
30 の肝臓及び膀胱の DNA との結合性をみる試験を実施しており、陰性で
31 あったとしている。（参照 4）
32

33 b. 遺伝子突然変異を指標とする試験

34 (a) 微生物を用いる復帰突然変異試験

35 (サッカリン)

36 Ashby ら（1978）の報告によれば、サッカリン（不純物として OSBA
37 を含有）についての細菌（*Salmonella typhimurium* TA98、TA100、
38 TA1535 及び TA1538）を用いた復帰突然変異試験（最高用量 2.5
39 mg/plate）が実施されており、代謝活性化系存在下で陰性であったとさ
40 れている。（参照 4 0）
41

42 IARC73 における引用によれば、Rao ら（1979）は、サッカリンにつ
43 いての細菌（*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535、TA1537 及び
44 TA1538）を用いた復帰突然変異試験（最高用量 5 mg/plate）を実施し
45 ており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとしている。（参

1 照 4)

2
3 Herbold (1981) の報告によれば、RF 法で製造されたサッカリンに
4 ついての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1537)
5 を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 12.5 mg/plate) が実施されてお
6 り、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。また、
7 当該サッカリンを水溶液中で 2 時間還流した後に乾燥したものについ
8 ての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1537) を
9 用いた復帰突然変異試験 (最高用量 2.5 mg/plate) が実施されており、
10 代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。(参照
11 4 1)

12
13 Ishidate ら (1984) 並びに能美及び松井 (1991) の報告によれば、
14 サッカリン (純度 100.0%) についての細菌 (*S. typhimurium* TA92、
15 TA94、TA98、TA100、TA1535 及び TA1537) を用いた復帰突然変異
16 試験 (最高用量 10.0 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有
17 無にかかわらず陰性であったとされている。(参照 4 2、4 3)

18
19 Mortelmans ら (1986) の報告によれば、サッカリンについての細菌
20 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1537) を用いた復
21 帰突然変異試験 (最高用量 10 mg/plate) が実施されており、代謝活性
22 化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。(参照 4 4)

23
24 (サッカリンナトリウム)

25 Stoltz ら (1977) の報告によれば、M 法で製造されたサッカリンナ
26 トリウム (Arnold ら (1980) のラットを用いた二世代にわたる試験に
27 用いられたものと同じロット品) についての細菌 (*S. typhimurium*
28 TA98、TA100、TA1535 及び TA1537) を用いた復帰突然変異試験 (最
29 高用量 5 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわら
30 ず陰性であったとされている。(参照 4 5)

31
32 IARC73 における引用によれば、Batzinger ら (1977) は、サッカリ
33 ンナトリウム 4 検体 (最高用量 2,500 mg/kg 体重) を単回経口投与した
34 マウスの尿についての細菌 (*S. typhimurium* (株不詳)) を用いた復帰
35 突然変異試験を実施しており、いずれも代謝活性化系非存在下で陽性で
36 あったとしている。また、別途同様の投与を行ったマウスの腹腔内を経
37 由した細菌 (*S. typhimurium* TA98 及び TA100) を用いた復帰突然変
38 異試験を実施しており、3 検体は代謝活性化系非存在下で陽性であつた
39 が、高度に精製された 1 検体は陰性であったとしている。(参照 4)

40
41 Ashby ら (1978) の報告によれば、サッカリンナトリウムについて
42 の細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1538) を用
43 いた復帰突然変異試験 (最高用量 2.5 mg/plate) が実施されており、代
44 謝活性化系存在下で陰性であったとされている。(参照 4 0)

1 IARC73 における引用によれば、Pool (1978) は、サッカリンナトリ
2 ウムについての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び
3 TA1537) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 1 mg/plate) を実施し
4 ており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとしている。(参
5 照 4)

6
7 IARC73 における引用によれば、Connor ら (1979) は、サッカリン
8 ナトリウム (最高用量 100 mg/kg 体重) を単回静脈内投与したラットの
9 胆汁についての細菌 (*S. typhimurium* (株不詳)) を用いた復帰突然変
10 異試験を実施しており、代謝活性化系非存在下で陰性であったとしてい
11 る。(参照 4)

12
13 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、RF 法で製造されたサッカリ
14 ンナトリウム (OTSA を 27 ppm 含有) についての細菌 (*S. typhimurium*
15 TA98、TA100、TA1535、TA1537 及び TA1538) を用いた復帰突然変
16 異試験 (最高用量 40 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有
17 無にかかわらず陰性であったとされている。また、VB 培地を ZLM 培
18 地に代えても、代謝活性化系存在下のすべての菌株で陰性であったとさ
19 れている。(参照 4 6)

20
21 IARC73 における引用によれば、de Flora (1981) は、サッカリンナ
22 トリウムについての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535、
23 TA1537 及び TA1538) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 10.25
24 mg/plate) を実施しており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であ
25 ったとしている。(参照 4)

26
27 IARC73 における引用によれば、Imamura ら (1983) は、サッカリ
28 ンナトリウムについての細菌 (*S. typhimurium* TA100) を用いた復帰
29 突然変異試験 (最高用量 10 mg/plate) を実施しており、代謝活性化系
30 存在下で陰性であったとしている。(参照 4)

31
32 Ishidate ら (1984) の報告によれば、サッカリンナトリウムについて
33 の細菌 (*S. typhimurium* TA92、TA94、TA98、TA100、TA1535 及び
34 TA1537) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 10.0 mg/plate) が実施
35 されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされてい
36 る。(参照 4 2)

37
38 Bandyopadhyay ら (2008) の報告によれば、サッカリンナトリウム
39 についての細菌 (*S. typhimurium* TA97a 及び TA100) を用いた復帰突
40 然変異試験 (最高用量 10 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系
41 の有無にかかわらず陰性であったとされている。(参照 3 5)

42
43 (b) ショウジョウバエを用いる遺伝子突然変異試験
44 (サッカリン)

45 Kramers (1977) の報告によれば、M 法で製造された別ロットのサ

1 ッカリン「P&B」及びサッカリン「S1022」についてのショウジョウバ
2 エ (*Drosophila melanogaster* Basc 系雌及びその野生型雄) を用いた
3 伴性劣性致死試験(「P&B」腹部注入 0、5、25 mM、3 日間混餌投与 0、
4 5、25 mM、「S1022」腹部注入 0、5 mM) が実施されており、「P&B」
5 で弱い陽性、「S1022」で陰性であったとされている。Kramers は、別
6 途 OTSA 及び PTSA について実施した試験結果と、「S1022」は「P&B」
7 よりも新しかったことを踏まえ、「P&B」に認められた弱い陽性は OTSA
8 及び PTSA 以外の不安定な不純物によるものと推定している。(参照
9 4 7)

10 (サッカリンナトリウム)

11 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、ショウジョウバエ (*D.*
12 *melanogaster* Basc 系雌及びその野生型雄) に RF 法で製造されたサッ
13 カリンナトリウム (OTSA を 27 ppm 含有) (0、400 mM) を 3 日間飲
14 水投与する伴性劣性致死試験が実施されており、劣性致死発生率の増加
15 は認められなかったとされている。(参照 4 6)

16 (c) マウスリンフォーマ TK 試験

17 (サッカリンナトリウム)

18 IARC73 における引用によれば、Clive ら (1979) は、非精製サッカ
19 リンナトリウム及び精製サッカリンナトリウムについての L5178Y tk^{+}
20 $-3.7.2c$ を用いたマウスリンフォーマ TK 試験 (最高濃度: 非精製サッ
21 カリンナトリウム 19.0 mg/mL、精製サッカリンナトリウム 12.5
22 mg/mL) を実施しており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であっ
23 たとしている。(参照 4)

24 (d) *in vivo* トランスジェニック動物突然変異試験

25 (サッカリンナトリウム)

26 Turner ら (2001) の報告によれば、12 週齢の Big Blue™ ラット (各
27 群雄 10 匹) にサッカリンナトリウム (0、5%) を 10 日間混餌投与し、
28 14 日目にと殺してその肝臓及び膀胱の DNA を採取し、*lacI* の変異頻度
29 をみる *in vivo* トランスジェニック動物突然変異試験が実施されている。
30 その結果、被験物質の投与に関連した *lacI* 変異頻度の増加は肝臓及び膀胱
31 のいずれにおいても認められなかったとされている。なお、本試験に
32 においては、陽性対照として用いた 4-アミノビフェニルの投与によって肝
33 臓及び膀胱のいずれにおいても *lacI* 変異頻度が有意に増加したことが
34 確認されている。(参照 4 8)

35 (e) その他の遺伝子突然変異試験

36 (サッカリンナトリウム)

37 SIAR においても引用されている Fahrig (1982) の報告によれば、
38 C57/BL6JHan×T 交雑種妊娠マウス (対照群 39 匹、投与群 84~99 匹)
39 に RF 法で製造されたサッカリンナトリウム (OTSA を 27 ppm 含有)
40 (0、1,000 mg/kg 体重) を妊娠 10 日に単回腹腔内投与し、得られた児
41 動物の色素細胞の劣勢ホモ遺伝子の形質 (茶色又は灰色がかったスポッ
42 43 44 45

1 ト) 又は色素細胞死 (白色又は灰白色のスポット) の出現頻度をみるマ
2 ウススポットテストが実施されている。その結果、3 回繰り返し行われ
3 た試験で投与群全体でのスポットの出現頻度は 1/701 匹で、対照群での
4 スポットの出現頻度 (0/182 匹) との間に有意差は認められなかったこ
5 とから陰性であったとされている。(参照 29、49)

6
7 Suzuki & Suzuki (1988) の報告によれば、サッカリンナトリウムに
8 ついての R_{Sa} を用いた Na⁺/K⁺-ATPase 遺伝子座突然変異によるウアバ
9 イン耐性獲得を指標とする遺伝子突然変異試験が、細胞生存率が 50%を
10 下回る濃度 (22.5 mg/mL) まで実施されており、突然変異頻度の増加
11 が認められたとされている。(参照 50)

12 c. 染色体異常を指標とする試験

13 (a) ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験

14 (サッカリン)

15
16 Ishidate ら (1984)、Ashby & Ishidate (1986) 並びに林及び松岡
17 (1998) の報告によれば、サッカリンについての CHL/IU を用いた染
18 色体異常試験 (代謝活性化系非存在下での 24 時間及び 48 時間連続処理)
19 (最高濃度 6.0 mg/mL (析出が認められなかったのは 2.0 mg/mL まで)
20 (7) が実施されており、陰性であったとされている。(参照 31、32、
21 42)

22
23 (サッカリンカリウム)

24 Ashby & Ishidate (1986) 並びに林及び松岡 (1998) の報告によれ
25 ば、サッカリンカリウムについての CHL/IU を用いた染色体異常試験
26 (代謝活性化系非存在下での 24 時間及び 48 時間連続処理) (観察対象
27 とした最高濃度 8.0 mg/mL⁽⁸⁾) が実施されており、最高濃度 8.0 mg/mL
28 でのみ陽性 (構造異常) であったとされている。(参照 31、32)

29
30 (サッカリンナトリウム)

31 Kristoffersson (1972) の報告によれば、サッカリンナトリウムにつ
32 いての Cl-1-15 を用いた染色体異常試験 (最高濃度 1 mg/mL) が実施さ
33 れている。その結果、構造異常誘発の有意な増加が認められ、濃度依存
34 性が示唆されている。(参照 51)

35
36 Chang & Stacey (1974) の報告によれば、サッカリンナトリウムに
37 ついてのヒト末梢血由来初代培養リンパ球を用いた染色体異常試験 (観
38 察対象とされた最高濃度 2.0 mg/mL) が実施されており、観察対象とし
39 た最高濃度 (2.0 mg/mL) 群 (細胞にゆがみが生じ、分裂指数はほぼ 0
40 にまで低下していた。) においてのみ染色体切断の有意な増加が認めら
41 れたとされている。(参照 52)

42
43 Abe & Sasaki (1977) の報告によれば、サッカリンナトリウムにつ

⁷ 水に溶けにくいいため DMSO を溶媒に用いたが、4.0 mg/mL 以上で析出が認められたとされている。

⁸ 12.0 mg/mL では細胞毒性が認められたとされている。

1 いての Don を用いた染色体異常試験（最高濃度 50 mM）が実施されて
2 おり、試験結果にバラツキがみられたが、少なくとも最高濃度群では、
3 分裂指数が 50%を下回っていたものの染色体異常の誘発が認められた
4 とされている。（参照 3 6）

5
6 Masubuchi ら（1978）の報告によれば、サッカリンナトリウム（純
7 度 99.93% ; OTSA を 45 ppm 含有）についての CHO-K1 を用いた染色
8 体異常試験（20 mg/mL）が実施されており、代謝活性化系非存在下で
9 染色体異常（構造異常）の誘発が認められたとされている。（参照 5 3）

10
11 Ishidate ら（1984）並びに Ashby & Ishidate（1986）の報告によれ
12 ば、サッカリンナトリウムについての CHL/IU を用いた染色体異常試験
13 （代謝活性化系非存在下での 24 時間及び 48 時間連続処理）（観察対象
14 とした最高濃度 12.0 mg/mL⁹⁾）が実施されており、24 時間連続処理で
15 は 8.0 mg/mL 以上、48 時間連続処理では 4.0 mg/mL 以上の濃度で陽性
16 （構造異常）であったとされている。（参照 3 1、4 2）

17
18 （サッカリンマグネシウム）

19 Ashby & Ishidate（1986）並びに林及び松岡（1998）の報告によれ
20 ば、サッカリンのカルシウム塩、ナトリウム塩及びカリウム塩がいずれ
21 も染色体異常を誘発したのは、これらの金属イオンが DNA のマグネシ
22 ウム結合部位においてマグネシウムイオンと競合するためであるとの
23 仮説を検証するために、サッカリンマグネシウムについての CHL/IU を
24 用いた染色体異常試験（代謝活性化系非存在下での 24 時間及び 48 時間
25 連続処理）（最高濃度 12.0 mg/mL）が実施されており、8.0 mg/mL 以
26 上の濃度で陽性（構造異常）であったとされている。Ashby & Ishidate
27 は、サッカリンのマグネシウム塩が他の塩と実質的に同等の染色体異常
28 誘発性を示したことから、サッカリン類の染色体異常誘発性が上記仮説
29 によるものである可能性は弱まったとしている。（参照 3 1、3 2）

30 31 (b) *in vivo* 染色体異常試験

32 （サッカリン）

33 Durnev ら（1995）の報告によれば、サッカリン（5、50 mg/kg 体重
34 /日）を C57BL/6 マウスに 5 日間経口投与する *in vivo* 染色体異常試験
35 が実施されており、染色体異常の誘発は認められなかったとしている。
36 （参照 5 4）

37
38 （サッカリンナトリウム）

39 Srám & Zudová（1974）の報告によれば、ICR マウス（各群雄 10
40 匹）にサッカリンナトリウム（0、200 mg/kg 体重）を 12 時間おきに 5
41 回腹腔内投与する試験が実施されており、ディアキネシス期の精母細胞
42 における転座、XY 染色体の分離及び一価染色体が、対照群の 0.7%にみ
43 られたのに対し、投与群の 6.1%にみられたとされているが、有意な増

⁹ 16.0 mg/mL では細胞毒性が認められたとされている。

1 加であったのか否かについては明らかにされていない。(参照 5 5)

2
3 IARC73 における引用によれば、van Went-de Vries & Kragten
4 (1975) はチャイニーズ・ハムスターにサッカリンナトリウム (1,500
5 mg/kg 体重/日) を 3 日間経口投与する *in vivo* 骨髄染色体異常試験を実
6 施しており、陰性であったとしている。(参照 4)

7
8 IARC73 における引用によれば、Machemer & Lorke (1975) は、サ
9 ッカリナトリウム (5,000 mg/kg 体重) を 2 回経口投与したチャイニ
10 ーズ・ハムスターの精母細胞を用いた *in vivo* 精母細胞染色体異常試験
11 を実施しており、陰性であったとしている。(参照 4)

12
13 Léonard & Léonard (1979) の報告によれば、12 週齢の C57BL マ
14 ウス (各群雄 5 匹) にサッカリンナトリウム (0、1,000、2,000、4,000
15 mg/kg 体重) を単回腹腔内投与し投与 48 時間後にと殺する試験並びに
16 サッカリンナトリウム (2,000 mg/kg 体重) を単回腹腔内投与し投与 1、
17 2、4 及び 10 日後にと殺する試験が実施されている。その結果、いずれ
18 の投与群の骨髄においても染色体異常の誘発は認められず、陰性であっ
19 たとされている。また、12 週齢の C57BL マウス (各群雄 10~20 匹)
20 にサッカリンナトリウム (2,000 mg/kg 体重) を単回腹腔内投与し投与
21 3 か月後にと殺する試験及びサッカリン (20 g/L) を約 3 か月間飲水投
22 与 (自由摂取) しと殺する試験が実施されている。その結果、いずれの
23 第一分裂期の精母細胞においても相互転座は認められず、陰性であつた
24 とされている。(参照 5 6)

25
26 IARC73 における引用によれば、Pecevski ら (1983) は、サッカリ
27 ンナトリウム (500 mg/kg 体重) を 10 回反復経口投与した C3H×101
28 マウスの精母細胞を用いた *in vivo* 染色体異常試験を実施しており、陰
29 性であったとしている。(参照 4)

30
31 IARC73 における引用によれば、Dropkin ら (1985) は、妊娠 10 日
32 の ICR マウスにサッカリンナトリウム (2,000 mg/kg 体重) を単回腹腔
33 内投与し、子宮内暴露した胚細胞を用いて染色体異常試験を実施してお
34 り、陰性であったとしている。(参照 4)

35
36 IARC73 における引用によれば、Prasad & Rai (1987) はサッカリ
37 ンナトリウム (1,000 mg/kg 体重/日) を 24 週間混餌投与した ICR マウ
38 スの骨髄細胞又は精母細胞を用いた *in vivo* 染色体異常試験を実施して
39 おり、いずれにおいても陽性であったとしている。(参照 4)

40
41 (c) げっ歯類を用いる小核試験
42 (サッカリンナトリウム)

43 Léonard & Léonard (1979) の報告によれば、12 週齢の C57BL マ
44 ウス (各群雄 10 匹) にサッカリンナトリウム (2,000 mg/kg 体重) を
45 単回腹腔内投与し投与 6 時間後又は 48 時間後にと殺する試験並びにサ

1 ッカリン (20 g/L) を約 3 か月間飲水投与 (自由摂取) した後にと殺す
2 試験が実施されている。その結果、いずれの対照群及び投与群におい
3 ても小核多染性赤血球の割合は 4%未満であり、陰性の結果であったと
4 されている。(参照 5 6)

5
6 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、NMRI マウス (各群雌雄各 4
7 匹) に RF 法で製造されたサッカリンナトリウム (OTSA を 27 ppm 含
8 有) を 2 日間強制経口投与 (胃内挿管) 又は腹腔内投与する *in vivo* 骨
9 髄小核試験 (経口 0、1,025 mg/kg 体重/日、腹腔内 0、205、410、1,025
10 mg/kg 体重/日) が実施されており、いずれにおいても小核多染性赤血
11 球の割合の有意な増加は認められなかったとされている。(参照 4 6)

12 (d) げっ歯類を用いる優性致死試験

13 (サッカリン)

14
15 Machemer & Lorke (1973) の報告によれば、体重 25~30 g の NMRI
16 マウス (各群雄 20 匹) について、サッカリン (0、5,000 mg/kg 体重/
17 日) を 5 日間飲水投与し、投与最終日から雌 BOM マウス (合計 24 匹)
18 と毎週雌雄 3 : 1 で 8 週間 (精子形成の全ステージを包含) かけて交配
19 し、妊娠した雌 BOM マウスを妊娠 14 日に帝王切開する優性致死試験
20 が実施されている。その結果、着床後胚死亡率については、被験物質の
21 投与による影響は認められなかったとされている。着床前損失率につい
22 ては、交配 1~8 週のいずれの群ともに正常の範囲内であり、交配 3 週
23 の対照群と投与群との間のみ統計学的有意差がみられたものの生物
24 学的意義のない変化であるとされている。以上より Machemer & Lorke
25 は、本試験においてサッカリンの投与に関連した優性致死の誘発は認め
26 られなかったとしている。(参照 5 7)

27
28 Mahon & Dawson (1982) の報告によれば、HT マウス (各群雌 9~
29 24 匹) について、雄 T マウスと交配し、サッカリン (0、75、750、1,500、
30 3,000、5,000、7,500 mg/kg 体重/日) を妊娠 8、9 又は 10 日に単回強
31 制経口投与 (胃内挿管) し、得られた児動物の表皮の有色スポット出現
32 の有無を生後 28 日に観察する試験が実施されている。その結果、有色
33 スポットの出現率は対照群で 0.9%に対し投与群全体で 3.6%と有意な高
34 値がみられたが、被験物質の用量との関連性は認められず、投与日の違
35 いによる差も認められなかったとされている。(参照 5 8)

36 (サッカリンナトリウム)

37
38 Rao & Qureshi (1972) の報告によれば、10~12 週齢の雄 CBA マウ
39 スにサッカリンナトリウム (1.72%) を 30 日間飲水投与し、その後 10
40 ~12 週齢の雌 101 マウスと毎週雌雄 3 : 1 で 4 週間かけて交配し、妊娠
41 した雌 101 マウスを帝王切開する優性致死試験が実施されている。その
42 結果、交配 1~4 週のいずれの群においても、投与群の優性致死率は対
43 照群よりも有意に高かったとされている。(参照 5 9)

44
45 Machemer & Lorke (1975) の報告によれば、発情前期にあることを

1 確認した雌マウスにサッカリンナトリウム (0、10,000 mg/kg 体重) を
2 単回強制経口投与し、投与 4 時間後に無処置雄マウスと雌雄 2 : 1 で交
3 配し、翌朝膣栓が確認されてから 14 日目に帝王切開する試験が実施さ
4 れている。その結果、サッカリンナトリウムの投与に関連した優性致死
5 の誘発は認められなかったとされている。(参照 6 0)

6
7 IARC73 における引用によれば、Lorke & Machemer (1975) は、マ
8 ウスにサッカリンナトリウム (2,000 mg/kg 体重/日) を 10 週間混餌投
9 与する優性致死試験を実施しており、陰性であったとしている。(参照
10 4)

11 12 ③ 不純物

13 サッカリン及びその塩類の不純物 (表 1 (8 頁) 参照) を被験物質とした
14 遺伝毒性に関する試験成績として以下のような報告がある。

15 16 a. OTSA

17 (a) 遺伝子突然変異を指標とする試験

18 (微生物を用いる復帰突然変異試験)

19 SIAR においても引用されている Stoltz ら (1977) の報告によれば、
20 OTSA (純度 99.9% 超) についての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、
21 TA1535 及び TA1537) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 1
22 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性で
23 あったとされている。(参照 2 9、4 5)

24
25 SIAR においても引用されている Ashby ら (1978) の報告によれば、
26 OTSA についての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び
27 TA1538) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 2.5 mg/plate) が実施
28 されており、代謝活性化系存在下で陰性であったとされている。(参照
29 2 9、4 0)

30
31 Poncelet ら (1979) の報告によれば、OTSA についての細菌 (*S.*
32 *typhimurium* TA98、TA100、TA1530、TA1535、TA1537 及び TA1538)
33 を用いた復帰突然変異試験 (最高濃度：代謝活性化系 (Arochlor 1254
34 又はフェノバルビタール投与ラット由来) 存在下 1,000 mM、代謝活性
35 化系非存在下 100 mM) が実施されており、代謝活性化系の有無にかか
36 わらず陰性であったとされている。(参照 6 1)

37
38 SIAR においても引用されている Eckhardt ら (1980) の報告によれ
39 ば、OTSA (PTSA を 1% 未満含有) についての細菌 (*S. typhimurium*
40 TA98、TA100、TA1535、TA1537 及び TA1538) を用いた復帰突然変
41 異試験 (最高用量 18 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有
42 無にかかわらず陰性であったとされている。一方、TA98 について、VB
43 培地を他の最少培地 (ZLM 培地：VB 培地よりもグルコース、クエン酸
44 及び無機イオンの割合が少ない。) に代えたところ、代謝活性化系非存
45 在下では陰性であったが、代謝活性化系存在下では 3.6 mg/plate 以上の

1 投与群で陰性対照群の2～3倍の復帰突然変異誘発¹⁰が再現性をもって
2 認められたとされている。(参照29、46)

3
4 SIARにおいても引用されているHerbold(1981)の報告によれば、
5 OTSAについての細菌(*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535及び
6 TA1537)を用いた復帰突然変異試験(最高用量18 mg/plate)が実施さ
7 れており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。
8 また、別途OTSAについての細菌(*S. typhimurium* TA98)を用いた
9 復帰突然変異試験(最高用量18 mg/plate)が2種類のVB培地(うち
10 一方はEckhardtら(1980)が用いたものと同バッチ)及びZLM培
11 地を用いて実施されており、代謝活性化系(Eckhardtら(1980)と同
12 一条件)存在下で陰性であったとされている。Herboldは、本試験にお
13 いてEckhardtら(1980)の試験結果を再現することはできなかったと
14 している。さらに、サッカリン抽出濃縮物¹¹(OTSAを24～337 ppm
15 含有)についての細菌(*S. typhimurium* TA98)を用いた復帰突然変異
16 試験(最高用量2.5 mg/plate)が実施されており、代謝活性化系の有無
17 にかかわらず陰性であったとされている。(参照29、41)

18
19 Rigginら(1983)の報告によれば、OTSAについての細菌(*S.*
20 *typhimurium* TA98)を用いた復帰突然変異試験(最高用量2 mg/plate)
21 が実施されており、代謝活性化系存在下で陰性であったとされている。
22 (参照16)

23
24 JETOC(1996)の報告によれば、OTSAについての細菌(*S.*
25 *typhimurium* TA98、TA100、TA1535、TA1537及びTA1538並びに
26 *Escherichia coli* WP2 *uvrA*)を用いた復帰突然変異試験(最高用量5
27 mg/plate)が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性で
28 あったとされている。(参照62)

29
30 SIARにおいても引用されている厚生省(当時)の平成9年度既存化
31 学物質安全性点検結果によれば、OTSAについての細菌(*S.*
32 *typhimurium* TA98、TA100、TA1535及びTA1537並びに*E. coli* WP2
33 *uvrA*)を用いた復帰突然変異試験(最高用量5 mg/plate)が実施され
34 ており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。
35 (参照29、63)

36 37 (ショウジョウバエを用いる遺伝子突然変異試験)

38 Kramers(1977)の報告によれば、ショウジョウバエ(*D. melanogaster*
39 Basc系雌及びその野生型雄)にOTSA(5 mM)を3日間混餌投与又は
40 腹部注入する伴性劣性致死試験が実施されており、陰性であったとされ
41 ている。(参照47)

10 代謝活性化系の調製時にNADPH添加を省略すると、この復帰突然変異誘発作用は消失したとされている。

11 サッカリン水溶液に塩酸を加えてpHを5.3～5.5としてジクロロメタン抽出を行い、水洗した後にジクロロメタン相を濃縮したものであるとされている。

1 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、ショウジョウバエ (*D.*
2 *melanogaster* Basc 系雌及びその野生型雄) に OTSA (PTSA を 1%未
3 満含有) (0、2.5 mM) を 3 日間飲水投与する伴性劣性致死試験が実施
4 されており、1 回目の交配で伴性劣性致死発生率の有意な増加がみられ
5 たとされている (参照 4 6)。しかしながら、2 回目及び 3 回目の交配
6 では有意な増加はみられていない。

7 8 (その他の遺伝子突然変異試験)

9 SIAR における引用によれば、Litton Bionetics Inc. (1978) は、OTSA
10 についての酵母 (*Saccharomyces cerevisiae* D4) を用いた遺伝子突然
11 変異試験 (最高用量 1 mg/plate) を実施しており、代謝活性化系の有無
12 にかかわらず陰性であったとしている。(参照 2 9)

13
14 SIAR においても引用されている Fahrig (1982) の報告によれば、
15 C57/BL6JHan×T 交雑種妊娠マウス (対照群 39 匹、投与群 80~83 匹)
16 に OTSA (0、1,000 mg/kg 体重) を妊娠 10 日に単回経口投与し、得ら
17 れた児動物の色素細胞の劣勢ホモ遺伝子の形質 (茶色又は灰色がかった
18 スポット) 又は色素細胞死 (白色又は灰白色のスポット) の出現頻度を
19 みるマウススポットテストが実施されている。対照群でのスポットの出
20 現頻度は 0/182 匹であったのに対し、投与群でのスポットの出現頻度は
21 3 回繰り返された試験でそれぞれ 1/183 匹、4/285 匹及び 1/171 匹と、1
22 回のみ有意な増加がみられたとされている。Fahrig は、このことをも
23 って OTSA の変異原性の有無について明確な分類を行うことは不可能
24 であるとしている。(参照 2 9、4 9)

25
26 SIAR においても引用されている Suzuki & Suzuki (1988) の報告に
27 よれば、OTSA についての RSa を用いた Na⁺/K⁺-ATPase 遺伝子座突然
28 変異によるウアバイン耐性獲得を指標とする遺伝子突然変異試験 (最高
29 濃度 1.8 mg/mL) が実施されており、遺伝子突然変異の誘発は認められ
30 なかったとされている。(参照 2 9、5 0)

31 32 (b) 染色体異常を指標とする試験

33 (ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験)

34 SIAR においても引用されている Masubuchi ら (1978) の報告によ
35 れば、OTSA についての CHO-K1 を用いた染色体異常試験 (最高濃度
36 0.4 mg/mL) が実施されており、代謝活性化系非存在下で陰性であつた
37 とされている。(参照 2 9、5 3)

38
39 SIAR においても引用されている厚生省 (当時) の平成 9 年度既存化
40 学物質安全性点検結果によれば、OTSA についての CHL/IU を用いた染
41 色体異常試験 (観察対象とした最高濃度: 短時間処理 3 mg/mL、24 時
42 間及び 48 時間連続処理 1.5 mg/mL¹²⁾ が実施されており、代謝活性化
43 系の有無にかかわらず陰性であったとされている。(参照 2 9、6 4)

¹² 24 時間連続処理及び 48 時間連続処理ともに 2.25 mg/mL 以上の濃度群は細胞毒性が認められたため観察対象とされていない。

1
2 (げっ歯類を用いる小核試験)

3 SIARにおいても引用されている Eckhardt ら (1980) の報告によれば、NMRI マウス (各群雌雄各 4 匹) に OTSA (PTSA を 1%未満含有) を懸濁液として 2 日間強制経口投与 (胃内挿管) 又は腹腔内投与する *in vivo* 骨髄小核試験 (経口 0、1,026 mg/kg 体重/日、腹腔内 0、171、342、685、1,026 mg/kg 体重/日) が実施されており、いずれにおいても小核多染性赤血球の割合の有意な増加は認められなかったとされている。
9 (参照 29、46)

10
11 b. PTSA

12 (a) 遺伝子突然変異を指標とする試験

13 (微生物を用いる復帰突然変異試験)

14 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、PTSA についての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535、TA1537 及び TA1538) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 18 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。一方、TA98 について、VB 培地を他の最少培地 (ZLM 培地) に代えたところ、代謝活性化系非存在下では陰性であったが、代謝活性化系存在下では 9.6 mg/plate 以上の投与群で陰性対照群の 2~3 倍の復帰突然変異誘発¹³⁾ が再現性をもって認められたとされている。(参照 46)

22
23 Poncelet ら (1980) の報告によれば、PTSA についての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1530、TA1535 及び TA1538) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 0.04 mol/plate) が実施されている。その結果、被験物質は TA98 及び TA1538 に対し細胞毒性を示したが、自然発生によるものを上回る復帰突然変異頻度の誘発は認められなかったとされている。(参照 65)

29
30 Herbold (1981) の報告によれば、PTSA についての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1537) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 18 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。また、別途 PTSA についての細菌 (*S. typhimurium* TA98) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 14.4~18 mg/plate¹⁴⁾ が、2 種類の VB 培地 (うち一方は Eckhardt ら (1980) が用いたものと同じバッチのもの) 及び ZLM 培地を用いて実施されており、代謝活性化系 (Eckhardt ら (1980) と同一条件) 存在下で陰性であったとされている。Herbold は、本試験において Eckhardt ら (1980) の試験結果を再現することはできなかったとしている。(参照 41)

41
42 厚生省 (当時) の平成 3 年度既存化学物質安全性点検結果によれば、PTSA (純度 99.9%) についての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、

¹³ 代謝活性化系の調製時に NADPH 添加を省略すると、この復帰突然変異誘発作用は消失したとされている。

¹⁴ 最高用量は VB 培地群で 14.4 mg/plate、ZLM 培地群で 18 mg/plate であったとされている。

1 TA1535 及び TA1537 並びに *E. coli* WP2 *uvrA*) を用いた復帰突然変異
2 試験 (最高用量 5 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有無に
3 かかわらず陰性であったとされている。(参照 6 6)

4
5 (シヨウジョウバエを用いる遺伝子突然変異試験)

6 Kramers (1977) の報告によれば、シヨウジョウバエ (*D.*
7 *melanogaster* Basc 系雌及びその野生型雄) に PTSA (5 mM) を腹部
8 注入する伴性劣性致死試験が実施されており、陰性であったとされてい
9 る。(参照 4 7)

10
11 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、シヨウジョウバエ (*D.*
12 *melanogaster* Basc 系雌及びその野生型雄) に PTSA (0、2.5 mM) を
13 3 日間飲水投与する伴性劣性致死試験が実施されており、1 回目の交配
14 で伴性劣性致死発生率の有意な増加がみられたとされている (参照 4
15 6)。しかしながら、2 回目及び 3 回目の交配では有意な増加はみられ
16 ていない。

17
18 (その他の遺伝子突然変異試験)

19 Suzuki & Suzuki (1988) の報告によれば、PTSA についての R_{Sa}
20 を用いた Na⁺/K⁺-ATPase 遺伝子座突然変異によるウアバイン耐性獲得
21 を指標とする遺伝子突然変異試験 (最高濃度 1.8 mg/mL) が実施されて
22 おり、突然変異の誘発は認められなかったとされている。(参照 5 0)

23
24 (b) 染色体異常を指標とする試験

25 (ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験)

26 Masubuchi ら (1978) の報告によれば、PTSA についての CHO-K1
27 を用いた染色体異常試験 (最高濃度 0.4 mg/mL) が実施されており、代
28 謝活性化系非存在下で陰性であったとされている。(参照 5 3)

29
30 厚生省 (当時) の平成 3 年度既存化学物質安全性点検結果によれば、
31 PTSA (純度 99.9%) についての CHL/IU を用いた染色体異常試験 (観
32 察対象とした最高濃度: 短時間処理 1.7 mg/mL、連続処理 1.3 mg/mL)
33 が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとさ
34 れている。(参照 6 7)

35
36 (げっ歯類を用いる小核試験)

37 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、NMRI マウス (各群雌雄各 4
38 匹) に PTSA を懸濁液として 2 日間強制経口投与 (胃内挿管) 又は腹腔
39 内投与する *in vivo* 骨髓小核試験 (経口 0、855 mg/kg 体重/日、腹腔内
40 0、428、855 mg/kg 体重/日) が実施されており、いずれにおいても小
41 核多染性赤血球の割合の有意な増加は認められなかったとされている。
42 (参照 4 6)

43
44 c. OSBA

45 (a) 遺伝子突然変異を指標とする試験

1 (微生物を用いる復帰突然変異試験)

2 Ashby ら (1978) の報告によれば、OSBA についての細菌 (*S.*
3 *typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1538) を用いた復帰突
4 然変異試験 (最高用量 2.5 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系
5 存在下で陰性であったとされている。(参照 4 0)

6
7 Poncelet ら (1979) の報告によれば、OSBA についての細菌 (*S.*
8 *typhimurium* TA98、TA100、TA1530、TA1535、TA1537 及び TA1538)
9 を用いた復帰突然変異試験 (最高濃度：代謝活性化系 (Arochlor 1254
10 投与ラット由来) 存在下 1,000 mM、代謝活性化系 (フェノバルビター
11 ル投与ラット由来) 存在下及び代謝活性化系非存在下 100 mM) が実施
12 されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされてい
13 る。(参照 6 1)

14
15 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、OSBA についての細菌 (*S.*
16 *typhimurium* TA98、TA100、TA1535、TA1537 及び TA1538) を用い
17 た復帰突然変異試験 (最高用量 7.2 mg/plate) が実施されており、代謝
18 活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。また、VB 培
19 地を他の最少培地 (ZLM 培地) に代えても、代謝活性化系存在下のす
20 べての菌株で陰性であったとされている。(参照 4 6)

21
22 Herbold (1981) の報告によれば、OSBA についての細菌 (*S.*
23 *typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1537) を用いた復帰突
24 然変異試験 (最高用量 2.5 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系
25 の有無にかかわらず陰性であったとされている。(参照 4 1)

26
27 Riggin ら (1983) の報告によれば、OSBA についての細菌 (*S.*
28 *typhimurium* TA98) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 2 mg/plate)
29 が実施されており、代謝活性化系存在下で陰性であったとされている。
30 (参照 1 6)

31
32 (ショウジョウバエを用いる遺伝子突然変異試験)

33 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、ショウジョウバエ (*D.*
34 *melanogaster* Basc 系雌及びその野生型雄) に OSBA (0、250 mM)
35 を 3 日間飲水投与する伴性劣性致死試験が実施されており、伴性劣性致
36 死発生率の増加は認められなかったとされている。(参照 4 6)

37
38 (その他の遺伝子突然変異試験)

39 Suzuki & Suzuki (1988) の報告によれば、OSBA についての RSa
40 を用いた Na⁺/K⁺-ATPase 遺伝子座突然変異によるウアバイン耐性獲得
41 を指標とする遺伝子突然変異試験 (最高濃度 0.9 mg/mL) が実施されて
42 おり、突然変異の誘発は認められなかったとされている。(参照 5 0)

43
44 (b) 染色体異常を指標とする試験

45 (ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験)

1 Masubuchi ら (1978) の報告によれば、OSBA についての CHO-K1
2 を用いた染色体異常試験 (最高濃度 0.4 mg/mL) が実施されており、代
3 謝活性化系非存在下で陰性であったとされている。(参照 5 3)

4
5 (げっ歯類を用いる小核試験)

6 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、NMRI マウス (各群雌雄各 4
7 匹) に OSBA を 2 日間強制経口投与 (胃内挿管) 又は腹腔内投与する
8 *in vivo* 骨髄小核試験 (経口 0、1,000 mg/kg 体重/日、腹腔内 0、400、
9 1,000 mg/kg 体重/日) が実施されており、いずれにおいても小核多染性
10 赤血球の割合の有意な増加は認められなかったとされている。(参照 4
11 6)

12
13 d. PSBA

14 (a) 遺伝子突然変異を指標とする試験

15 (微生物を用いる復帰突然変異試験)

16 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、PSBA についての細菌 (*S.*
17 *typhimurium* TA98、TA100、TA1535、TA1537 及び TA1538) を用い
18 た復帰突然変異試験 (最高用量 3.6 mg/plate) が実施されており、代謝
19 活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。また、VB 培
20 地を他の最少培地 (ZLM 培地) に代えても、代謝活性化系存在下のす
21 べての菌株で陰性であったとされている。(参照 4 6)

22
23 Poncelet ら (1980) の報告によれば、PSBA についての細菌 (*S.*
24 *typhimurium* TA98、TA100、TA1530、TA1535 及び TA1538) を用
25 いた復帰突然変異試験 (最高用量 0.04 mol/plate) が実施されている。
26 その結果、被験物質は TA98 及び TA1538 に対し細胞毒性を示したが、
27 自然発生によるものを上回る復帰突然変異頻度の誘発は認められな
28 かったとされている。(参照 6 5)

29
30 Herbold (1981) の報告によれば、PSBA についての細菌 (*S.*
31 *typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1537) を用いた復帰突
32 然変異試験 (最高用量 2.5 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系
33 の有無にかかわらず陰性であったとされている。(参照 4 1)

34
35 (ショウジョウバエを用いる遺伝子突然変異試験)

36 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、ショウジョウバエ (*D.*
37 *melanogaster* Basc 系雌及びその野生型雄) に PSBA (0、500 mM)
38 を 3 日間飲水投与する伴性劣性致死試験が実施されており、伴性劣性致
39 死発生率の増加は認められなかったとされている。(参照 4 6)

40
41 (その他の遺伝子突然変異試験)

42 Suzuki & Suzuki (1988) の報告によれば、PSBA についての RSa
43 を用いた Na⁺/K⁺-ATPase 遺伝子座突然変異によるウアバイン耐性獲得
44 を指標とする遺伝子突然変異試験 (最高濃度 0.9 mg/mL) が実施されて
45 おり、突然変異の誘発は認められなかったとされている。(参照 5 0)

1
2 (b) 染色体異常を指標とする試験

3 (げっ歯類を用いる小核試験)

4 Eckhardt ら (1980) の報告によれば、NMRI マウス (各群雌雄各 4
5 匹) に PSBA を 2 日間強制経口投与 (胃内挿管) 又は腹腔内投与する
6 *in vivo* 骨髄小核試験 (経口 0、1,000 mg/kg 体重/日、腹腔内 0、400、
7 1,000 mg/kg 体重/日) が実施されており、いずれにおいても小核多染性
8 赤血球の割合の有意な増加は認められなかったとされている。(参照 4
9 6)

10
11 e. CBSA 及び CBSA-NH₄

12 (a) 遺伝子突然変異を指標とする試験

13 Poncelet ら (1979) の報告によれば、CBSA 又は CBSA-NH₄ につい
14 ての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1530、TA1535、TA1537
15 及び TA1538) を用いた復帰突然変異試験 (最高濃度: 代謝活性化系
16 (Arochlor 1254 又はフェノバルビタール投与ラット由来) 存在下 1,000
17 mM、代謝活性化系非存在下 100 mM) が実施されており、代謝活性化
18 系の有無にかかわらず陰性であったとされている。(参照 6 1)

19
20 Poncelet ら (1980) の報告によれば、*p*-CBSA についての細菌 (*S.*
21 *typhimurium* TA98、TA100、TA1530、TA1535 及び TA1538) を用
22 いた復帰突然変異試験 (最高用量 0.04 mol/plate) が実施されている。
23 その結果、被験物質は TA98 及び TA1538 に対し細胞毒性を示したが、
24 自然発生によるものを上回る復帰突然変異頻度の誘発は認められな
25 かったとされている。(参照 6 5)

26
27 Herbold (1981) の報告によれば、*σ*-CBSA 又は *p*-CBSA についての
28 細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1537) を用い
29 た復帰突然変異試験 (最高用量 2.5 mg/plate) では、いずれも代謝活性
30 化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。(参照 4 1)

31
32 Riggin ら (1983) の報告によれば、*σ*-CBSA についての細菌 (*S.*
33 *typhimurium* TA98) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 2 mg/plate)
34 が実施されており、代謝活性化系存在下で陰性であったとされている。
35 (参照 1 6)

36
37 (b) 染色体異常を指標とする試験

38 Masubuchi ら (1978) の報告によれば、*σ*-CBSA についての CHO-K1
39 を用いた染色体異常試験 (最高濃度 0.4 mg/mL) が実施されており、代
40 謝活性化系非存在下で陰性であったとされている。(参照 5 3)

41
42 f. BIT

43 (a) DNA 損傷を指標とする試験

44 (微生物を用いる DNA 修復試験)

45 Zani ら (1991) の報告によれば、BIT についての細菌 (*Bacillus subtilis*

1 H17 (*rec*⁺) 及び M45 (*rec*⁻) を用いた DNA 修復試験 (孢子寒天法)
2 (最高用量 1.2 mg/disk) が実施されており、代謝活性化系非存在下で
3 陰性であったとされている。(参照 6 8)

4
5 Ozaki ら (2004) の報告によれば、BIT (純度 100%) についての細
6 菌 (*B.subtilis* H17 (*rec*⁺) 及び M45 (*rec*⁻)) を用いた DNA 修復試験
7 (孢子寒天法) (最高用量 0.0060 mg/disk) が実施されており、代謝活
8 性化系非存在下で陽性であったとされている。(参照 6 9)

9
10 (in vivo UDS 試験)

11 SCCNFP (2004) の報告書によれば、BIT (BIT として 0、375、750
12 mg/kg 体重) を単回経口投与した Wistar ラットから投与 2 時間後又は
13 16 時間後に摘出した肝臓の細胞を用いる in vivo UDS 試験が実施され
14 ている。その結果、UDS の誘発は認められなかったとされている。(参
15 照 7 0)

16
17 (コメント試験)

18 Ozaki ら (2004) の報告によれば、BIT (純度 100%) についての
19 HL-60 を用いたコメント試験 (最高濃度 0.0050 mg/mL) が実施されて
20 おり、陽性であったとされている。(参照 6 9)

21
22 (b) 遺伝子突然変異を指標とする試験

23 (微生物を用いる復帰突然変異試験)

24 Riggan ら (1983) の報告によれば、BIT についての細菌 (*S.*
25 *typhimurium* TA98) を用いた復帰突然変異試験 (観察対象とした最高
26 用量 0.01 mg/plate¹⁵) が実施されており、代謝活性化系存在下で陰性
27 であったとされている。(参照 1 6)

28
29 Zani ら (1991) の報告によれば、BIT についての細菌 (*S. typhimurium*
30 TA98、TA100、TA1535 及び TA1537) を用いた復帰突然変異試験 (最
31 高用量 0.5 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわ
32 らず陰性であったとされている。(参照 6 8)

33
34 SCCNFP (2004) の報告書によれば、BIT (純度 99.02%) について
35 の細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1537 並びに
36 *E.coli* WP2 *uvrA* pKM101) を用いた復帰突然変異試験 (OECD TG471)
37 (最高用量 0.175~0.180 mg/plate) が実施されているが、被験物質の
38 毒性のために低用量のみでの観察となっており、SCCNFP は本試験結
39 果を評価に用いることはできないとしている。(参照 7 0)

40
41 (ほ乳類培養細胞を用いる前進突然変異試験)

42 SCCNFP (2004) の報告書によれば、BIT (純度 99.02%) について
43 の CHO-K1 を用いた HPRT 配座に係る前進突然変異試験 (OECD

¹⁵ 0.1 mg/plate では細胞毒性がみられたとされている。

1 TG476) (最高濃度 0.0052 mg/mL) が実施されており、代謝活性化系
2 の有無にかかわらず遺伝子突然変異の誘発は認められなかったとされ
3 ている。(参照 7 0)

4
5 (c) 染色体異常を指標とする試験

6 (ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験)

7 SCCNFP (2004) の報告書によれば、BIT (純度 99.02%) について
8 の CHO-K1 を用いた染色体異常試験 (OECD TG473) (最高濃度：代
9 謝活性化系非存在下 0.0050 mg/mL、代謝活性化系存在下 0.0064
10 mg/mL) が実施されており、代謝活性化系非存在下の全濃度群及び代謝
11 活性化系存在下の最高濃度群でのみ染色体異常の誘発が認められたと
12 されている。(参照 7 0)

13
14 (げっ歯類を用いる小核試験)

15 SCCNFP (2004) の報告書によれば、MF1 マウスに BIT (BIT とし
16 て 0、63.15、126.3、210.5 mg/kg 体重/日) を 2 日間強制経口投与 (胃
17 内挿管) する *in vivo* 骨髄小核試験 (OECD TG474) が実施されており、
18 小核多染性赤血球の有意な増加は認められなかったとされている。(参
19 照 7 0)

20
21 g. NMS

22 Riggин ら (1983) の報告によれば、NMS についての細菌 (*S.*
23 *typhimurium* TA98) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 2 mg/plate)
24 が実施されており、代謝活性化系存在下で陰性であったとされている。(参
25 照 1 6)

26
27 h. MA

28 (a) DNA 損傷を指標とする試験

29 (微生物を用いる DNA 修復試験)

30 FAS56 においても引用されている小田ら (1978) の報告によれば、
31 MA についての細菌 (*B. subtilis* H17 (*rec*⁺) 及び M45 (*rec*⁻)) を用
32 いた DNA 修復試験 (ストリーク法) (最高用量 0.023 mg/disk) が実施
33 されており、代謝活性化系非存在下で陰性であったとされている。(参
34 照 7 1、7 2)

35
36 FAS56 においても引用されている兪 (1985) の報告によれば、MA
37 についての細菌 (*B. subtilis* H17 (*rec*⁺) 及び M45 (*rec*⁻)) を用いた
38 DNA 修復試験 (孢子寒天法) (最高用量 0.02 mL/disk) が実施されてお
39 り、代謝活性化系非存在下で弱い陽性であったとされている。(参照 7
40 1、7 3)

41
42 (UDS 試験)

43 FAS56 においても引用されている Yoshimi ら (1988) の報告によれ
44 ば、MA についてのラット初代培養肝細胞を用いた UDS 試験 (最高濃
45 度 1 mM) が実施されており、陰性であったとされている。(参照 7 1、

7 4)

(b) 遺伝子突然変異を指標とする試験

FAS56 においても引用されている Kasamaki ら (1982) の報告によれば、MA についての細菌 (*S. typhimurium* TA98 及び TA100) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 0.5 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。(参照 7 1、7 5)

Shimizu & Takemura (1983) の報告によれば、MA についての細菌 (*S. typhimurium* TA97、TA98、TA100、TA1535、TA1537、TA1538 及び TA2637 並びに *E.coli* WP2 *uvrA* 及び WP2 *uvrA/pKM*) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 5 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。なお、代謝活性化系存在下の TA98 にノルハルマンを添加したところ復帰突然変異の誘発が認められたとされている。(参照 7 6)

Riggin ら (1983) の報告によれば、MA についての細菌 (*S. typhimurium* TA98) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 2 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系存在下で陰性であったとされている。(参照 1 6)

兪 (1985) の報告によれば、MA についての細菌 (*E.coli* WP2 *uvrA*) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 2.0 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系非存在下で陰性であったとされている。(参照 7 3)

FAS56 においても引用されている Mortelmans ら (1986) の報告によれば、MA (純度 99%) についての細菌 (*S. typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1537) を用いた復帰突然変異試験 (観察対象とされた最高用量 1.8 mg/plate¹⁶) が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。(参照 4 4、7 1)

FAS56 においても引用されている藤田及び佐々木 (1987) の報告によれば、MA についての細菌 (*S. typhimurium* TA97 及び TA102) を用いた復帰突然変異試験 (最高用量 1 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず陰性であったとされている。(参照 7 1、7 7)

(c) 染色体異常を指標とする試験

FAS56 においても引用されている Kasamaki ら (1982) の報告によれば、MA についての B241 を用いた染色体異常誘発性に係る試験 (最高濃度 0.05 mM) が実施されており、染色体異常の増加が認められたとされている (参照 7 1、7 5)。JECFA は、本試験について、染色体

¹⁶ TA100 及び TA1535、代謝活性化系非存在下の TA98 及び TA1537 並びに代謝活性化系(ラット肝由来 S9mix)存在下の TA98 については 1.8 mg/plate で細胞毒性がみられたため、観察対象は 1 mg/plate までとされている。

1 異常頻度を最大化させた非標準的な試験であることを指摘している（参
2 照 7 1）。

3
4 i. AS

5 (a) 遺伝子突然変異を指標とする試験

6 (5-AS)

7 Radford ら（1985）の報告によれば、5-AS についての細菌（*S.*
8 *typhimurium* TA98 及び TA100）を用いた復帰突然変異試験（最高用
9 量 10 mg/plate）が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず
10 陰性であったとされている。（参照 1 9）

11
12 (6-AS)

13 Ashby ら（1978）の報告によれば、6-AS についての細菌（*S.*
14 *typhimurium* TA98、TA100、TA1535 及び TA1538）を用いた復帰突
15 然変異試験（最高用量 2.5 mg/plate）が実施されており、代謝活性化系
16 存在下で陰性であったとされている。（参照 4 0）

17
18 Radford ら（1985）の報告によれば、6-AS についての細菌（*S.*
19 *typhimurium* TA98 及び TA100）を用いた復帰突然変異試験（最高用
20 量 10 mg/plate）が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず
21 陰性であったとされている。（参照 1 9）

22
23 (7-AS を含む混合物)

24 Radford ら（1985）の報告によれば、M 法でのサッカリンナトリウ
25 ム製造時の不純物からサッカリン、OSBA、5-AS 及び 6-AS を除去し濃
26 縮した物について、7-AS が含まれていることを確認した上で、細菌（*S.*
27 *typhimurium* TA98 及び TA100）を用いた復帰突然変異試験（最高用
28 量 10 mg/plate）が実施されており、代謝活性化系の有無にかかわらず
29 陰性であったとされている。（参照 1 9）

30
31 j. その他

32 Stoltz ら（1977）の報告によれば、M 法で製造されたサッカリンナト
33 リウム（Arnold ら（1980）のラットを用いた二世代にわたる試験に用い
34 られたものと同じロット品）水溶液の有機溶剤抽出物についての細菌（*S.*
35 *typhimurium* TA98、及び TA100）を用いた復帰突然変異試験（最高用量
36 0.3 mL/plate）が実施されており、代謝活性化系の存在下で陽性であつた
37 とされている。Stoltz らは、抽出に用いた有機溶剤のみの対照群及び一度
38 有機溶剤抽出に供したサッカリンナトリウムの有機溶剤再抽出物群につ
39 いては陰性であり、様々な組成の有機溶剤群のいずれについても陽性であ
40 ったとしている。また、Stoltz らは、他ロットの M 法製サッカリンナト
41 リウム及び様々なロットの RF 法製サッカリンナトリウムについて代謝活
42 性化系存在下で TA98 を用いて試験を実施したところ、陰性のロットもあ
43 ったとしている。（参照 4 5）

44
45 ④ 遺伝毒性のまとめ

1 a. サッカリン及びその塩類（カルシウム塩を含む。）

2 サッカリン及びその塩類に DNA 損傷誘発性が認められたとの報告はあ
3 るものの、生体内の生理学的な pH 条件下においては易溶性の陰イオンと
4 して存在しており DNA への親和性は無視しうると考えられる。細菌を用
5 いる復帰突然変異試験は陰性であり、さらに、*in vivo* トランスジェニック
6 動物突然変異試験の結果も陰性であることから、遺伝子突然変異誘発性
7 はない。サッカリンナトリウムについては *in vitro* 試験で弱い染色体異常
8 誘発性が認められたが、*in vivo* 試験では陰性であった。サッカリンカル
9 シウムについても *in vitro* で認められた染色体異常誘発性は、高濃度にお
10 いてのみであり、既知見より弱いものと考えられる。したがって、いずれ
11 についても生体にとって特段問題となる染色体異常誘発性の証拠は得ら
12 れていない。以上を総合的に判断すると、本専門調査会としては、サッカ
13 リン及びその塩類には生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないもの
14 と考える。

15
16 b. 不純物

17 OTSA、PTSA、OSBA、PSBA、CBSA、CBSA-NH₄、BIT 及び MA に、
18 生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないものと考ええる。また、NMS
19 及び AS 類については、微生物を用いた復帰突然変異試験のみが行われて
20 いて、いずれも陰性の結果であった。以上より総合的に判断すると、本専
21 門調査会としては、サッカリン及びその塩類の不純物（表 1（8 頁）参照）
22 に、生体にとって特段問題となるような遺伝毒性の証拠は得られていない
23 ものと考ええる。

24
25 (2) 急性毒性

26 ① サッカリンナトリウム

27 サッカリンカルシウムを被験物質とした急性毒性に関する試験成績を確
28 認することは出来なかった。サッカリンナトリウムを被験物質とした急性毒
29 性に関する試験成績としては表 2 のような報告がある。

30
31 表 2 急性毒性に関する試験成績概要（サッカリンナトリウム）

投与経路	動物種	LD ₅₀ (mg/kg 体重)	参照
経口	Wistar ラット	14,200	9、78
経口	Mongrel ラット	17,000	9、78
経口	マウス	17,500	9、78
経口	ハムスター (雄)	7,400 (8 日間投与)	9
	(雌)	8,700 (8 日間投与)	
経口	ウサギ	5,000~8,000	9

32
33 ② 不純物

34 OTSA、PTSA、BIT 及び MA に関する試験成績として表 3 のような報告
35 がある。

表3 急性毒性に関する試験成績概要（不純物）

不純物	投与経路	動物種	LD ₅₀ (mg/kg 体重)	参照
OTSA	経口	ラット (雄)	2,000 超	7 9
		(雌)	1,000~2,000	
PTSA	経口	ラット (雌雄)	2,000 超	8 0
		ラット	2,330	8 1
BIT	経口	ラット (雄)	2,100 ⁽¹⁷⁾	7 0 における引用
		(雌)	1,050	
MA	経口	ラット	2,910	8 2
		マウス	3,900	
		モルモット	2,780	
		ラット	3,000	3 0 における引用
		モルモット	4,000	
		ラット	5,825	

(3) 反復投与毒性及び発がん性

① サッカリンカルシウム

サッカリンカルシウムを被験物質とした反復投与毒性及び発がん性に関する試験成績として以下のような報告がある。

a. Hasegawa & Cohen (1986) のラット 10 週間試験

FAS32 においても引用されている Hasegawa & Cohen (1986) の報告によれば、5 週齢の F344 ラット (各群雄 6 匹) にサッカリンカルシウム、サッカリン、サッカリンナトリウム又はサッカリンカリウム (各 0、5% ; 0、2,500 mg/kg 体重/日⁽²⁾) を 10 週間混餌投与し、と殺 1 時間前に [methyl-³H]チミジン (1 mCi/kg 体重) を腹腔内投与して被験物質投与による膀胱移行上皮細胞増殖への影響を検討する試験が実施されている。その結果、一般状態については、全投与群に水分の多い糞便がみられ、サッカリンカルシウム投与群及びサッカリン投与群に投与開始後 2~3 週間重篤な下痢が認められたとされている。体重については、全投与群に若干の増加抑制がみられ、摂水量については、全サッカリン塩投与群で増加、サッカリン投与群では弱い増加が認められたとされている。血液生化学的検査においては、血中のカリウム、カルシウム及びナトリウムの濃度に投与群間で差は認められなかったとされている。尿検査 (投与 7 日及び 28 日に実施) においては、サッカリンナトリウム投与群でナトリウムイオン濃度の高値、サッカリンカルシウム投与群及びサッカリン投与群ではカルシウムイオン濃度の高値 (投与 28 日のみ) が認められたとされている。また、投与 7 日及び 28 日の投与後 4 時間尿中サッカリン濃度については、投与 28 日のサッカリン投与群でサッカリンカリウム又はサッカリンカルシウム投与群よりも高値が認められたほか、全群で見ると、投与 7 日で 0.18~0.21 mmol/mL、投与 28 日で 0.14~0.19 mmol/mL とおおむね同様であったとされている。いずれの動物にも膀胱結石は認められなかったとされている。病理組織学的検査においては、サッカリンナトリウム投与群での膀胱単純過形成の発生率は、対照群やサッカリン投与群よりも有意に高かったとされている。なお、サッカリンナトリウム投与群の膀胱移行上皮には微絨毛が認められたとされている。膀胱移行上皮細胞の [³H]チミ

¹⁷ 被験物質の含量は 82.3% (ほかに水分 17.7%) とされている。

1 ジン標識率については、サッカリンナトリウム投与群 (0.6%)、次いでサ
2 ッカリンカリウム投与群 (0.2%) で有意な増加が認められた一方で、サ
3 ッカリンカルシウム投与群 (0.1%) 及びサッカリン投与群 (0.07%) では増
4 加が認められなかったとされている。以上より、Hasegawa & Cohen は、
5 尿中サッカリン濃度と膀胱移行上皮細胞増殖能との間に相関性は認めら
6 れなかったことから、サッカリンが尿中に存在するだけではラット膀胱移
7 行上皮細胞増殖を増強するのに十分ではないことが示唆されたとしてい
8 る。(参照 2 2、8 3)

9
10 **b. Anderson ら (1988) のラット 10 週間試験**

11 IARC73 及び FAS32 における引用によれば、Anderson ら (1988) は、
12 離乳雄ラットにサッカリンナトリウム (5% ; 2,500 mg/kg 体重/日相当)
13 又は等モルのサッカリンカルシウム、サッカリン若しくはサッカリンカリ
14 ウムを 10 週間混餌投与する試験を実施している。その結果、サッカリン
15 ナトリウム投与群及びサッカリンカリウム投与群には尿量の増加及び膀
16 胱移行上皮単純過形成の発生が認められたが、サッカリンカルシウム投与
17 群及びサッカリン投与群にはそのような変化は認められなかったとされ
18 ている。これらの変化と、尿中サッカリン排泄量及び尿中サッカリン濃度
19 との関連性は認められなかったとされている。また、各投与群間で盲腸重
20 量及び盲腸+内容物の重量の増加に差は認められなかったとしている。
21 FAS32 では、本試験成績により Hasegawa & Cohen (1986) の報告で得
22 られた知見が実質的に確認できたとされている。(参照 4、2 2)

23
24 **c. Fisher ら (1989) のラット 10 週間試験**

25 IARC73 における引用によれば、Fisher ら (1989) は、5 週齢の雄 F344
26 ラットにサッカリンカルシウム又はサッカリンナトリウム (各 5% ; 2,500
27 mg/kg 体重/日相当) を Prolab3200⁽¹⁸⁾又は AIN-76A を用いて 10 週間混餌
28 投与する試験を実施している。その結果、サッカリンカルシウム
29 Prolab3200 混餌投与群及びサッカリンナトリウム Prolab3200 混餌投与
30 群のいずれにおいても尿 pH が 6.5 を超過したが、サッカリンカルシウム
31 AIN-76A 混餌投与群及びサッカリンナトリウム AIN-76A 混餌投与群では
32 いずれにおいても尿 pH が 6.0 を下回ったとしている。尿中ナトリウム排
33 泄量は、AIN-76A 混餌対照群及びサッカリンカルシウム AIN-76A 混餌投
34 与群において最少であったとしている。また、サッカリンナトリウム
35 Prolab3200 混餌投与群においては、サッカリンナトリウム AIN-76A 混餌
36 投与群より尿中ナトリウム濃度が高かったとしている。(参照 4)

37
38 **d. Cohen ら (1991) のラット二段階膀胱発がん試験**

39 IARC73 においても引用されている Cohen ら (1991) の報告によれば、
40 5 週齢の F344 ラット (各群雄 40 匹) について、表 4 のような対照群及び
41 投与群を設定し、FANFT (0.2%) を 6 週間混餌投与するイニシエーショ
42 ン段階の処置の後、サッカリンカルシウム、サッカリン、サッカリンナト

¹⁸ Prolab3200 は、ナトリウム、カルシウム、カリウムその他ほとんどのイオンを AIN-76A よりも多く含んでいるとされている。

リウム等をプロモーションの段階で 72 週間混餌投与する二段階膀胱発がん試験が実施されている。その結果、FANFT 無処置サッカリンナトリウム投与群で膀胱に単純過形成がみられたが、FANFT 無処置のサッカリンカルシウム、サッカリン及びサッカリンナトリウム投与群で膀胱腫瘍発生率の増加は認められなかったとされている。また、FANFT 処置サッカリンカルシウム投与群及び FANFT 処置サッカリン投与群に膀胱発がんプロモーション作用は認められず、サッカリンナトリウム投与群には用量依存的な膀胱発がんプロモーション作用が認められたがサッカリンナトリウム+塩化アンモニウム投与群では、尿の顕著な酸性化を認めるとともに膀胱発がんプロモーション作用の完全な阻害が認められたとされている。FANFT 処置サッカリンナトリウム投与群では FANFT 処置サッカリンカルシウム投与群よりも尿 pH が上昇していた一方で、FANFT 処置サッカリン投与群では低下していたとされている。なお、FANFT0.2%混餌投与処置についても、その処置期間中に尿 pH が上昇する一因となったとされている。FANFT 処置塩化ナトリウム投与群に弱い膀胱発がんプロモーション作用が認められたが、FANFT 処置炭酸カルシウム投与群には認められなかったとされている。しかしながら、FANFT 処置炭酸カルシウム投与群では FANFT 処置サッカリンナトリウム投与群よりも尿 pH が上昇したとされている。以上より、Cohen らは、サッカリンナトリウムの膀胱発がんプロモーション作用は尿 pH の 6.5 以上への上昇及び尿中ナトリウム濃度の増加により増強されるとしている（参照 4、84）。IARC ワーキンググループは、本試験について、一世代の試験としては投与期間が短いことを指摘している（参照 4）。

表 4 Cohen ら（1991）のラット二段階膀胱発がん試験における群設定

群	飼料	イニシエーション段階（6 週間）	プロモーション段階（72 週間）
①	Prolab 3200	FANFT0.2%	サッカリンナトリウム 5.00%
②	Prolab 3200	FANFT0.2%	サッカリンナトリウム 3.00%
③	Prolab 3200	FANFT0.2%	サッカリンカルシウム 5.20%
④	Prolab 3200	FANFT0.2%	サッカリンカルシウム 3.12%
⑤	Prolab 3200	FANFT0.2%	サッカリン 4.21%
⑥	Prolab 3200	FANFT0.2%	サッカリン 2.53%
⑦	Prolab 3200	FANFT0.2%	サッカリンナトリウム 5.00% +炭酸カルシウム 1.15%
⑧	Prolab 3200	FANFT0.2%	サッカリンカルシウム 5.20% +塩化ナトリウム 1.34%
⑨	Prolab 3200	FANFT0.2%	サッカリンナトリウム 5.00% +塩化アンモニウム 1.23%
⑩	Prolab 3200	FANFT0.2%	炭酸カルシウム 1.15%
⑪	Prolab 3200	FANFT0.2%	塩化ナトリウム 1.34%
⑫	Prolab 3200	FANFT0.2%	対照
⑬	Prolab 3200	無処置	サッカリンナトリウム 5.00%
⑭	Prolab 3200	無処置	サッカリンカルシウム 5.20%
⑮	Prolab 3200	無処置	サッカリン 4.21%
⑯	Prolab 3200	無処置	対照
⑰	NIH-07	FANFT0.2%	サッカリンナトリウム 5.00%
⑱	NIH-07	FANFT0.2%	対照

② サッカリン及びサッカリンナトリウム

サッカリン又はサッカリンナトリウムを被験物質とした反復投与毒性及

1 び発がん性に関する試験成績として以下のような報告がある。

2 なお、Clayson & Cooper (1970) のレビューによれば、膀胱の一部分を
3 尿に触れないように外科的処置して既知の膀胱発がん物質を経口投与する
4 と尿に触れない部分には腫瘍の発生がないこと等から、膀胱発がん物質又は
5 その代謝物は血流ではなく尿路によって作用部位に運ばれるとの考え方が
6 当時既にほぼ確立されている。(参照 8 5)

7 また、Chapman の報告(1969)によれば、体重 100~150 g の Long Evans
8 ラット、Holtzman ラット及び F344 ラット(匹数不詳)に 2-AAF (0.05%)
9 を 1 年間混餌投与する試験が実施されている。その結果、投与開始 7 か月後
10 以降生存した動物 153 匹のうち、剖検時に線虫 *Trichosomoides crassicauda*
11 への感染がなかった 78 匹には膀胱腫瘍の発生は認められなかったが、感染
12 が認められた 75 匹中 5 匹には膀胱腫瘍の発生が認められたとされている。
13 肝臓、乳腺及び聴覚器での腫瘍発生率は *T.crassicauda* 感染の影響を受けな
14 かったとされている。以上より Chapman は、*T.crassicauda* への感染がラ
15 ットの膀胱腫瘍の誘発要因となる可能性を指摘している(参照 8 6)。以下
16 の試験成績のいくつかにおいても、膀胱腫瘍の発生と寄生虫の有無との関係
17 について検討がなされている。
18

19 a. ラット

20 (a) Fitzhugh ら(1951)のラット 2 年間試験

21 IARC73 及び FAS17 においても引用されている Fitzhugh ら(1951)
22 の報告によれば、21 日齢の Osborne-Mendel ラット(各群雌雄各 10 匹)
23 にサッカリン(製法及び純度不詳)(0、1、5%)を最長 2 年間混餌投与
24 する試験が実施されている。その結果、5%投与群の雌雄で腹部リンパ
25 肉腫が 7/18 匹(性別匹数不詳)に認められたとされている。膀胱につ
26 いての病理組織学的検査は行われていない(参照 4、9、8 7)。IARC
27 ワーキンググループは、動物数が少ないことを含め、不適切な試験であ
28 ると指摘している(参照 4)。
29

30 (b) Taylor ら(1968)のラット 38 日間試験

31 FAS17 においても引用されている Taylor ら(1968)の報告によれば、
32 体重 75~100 g のラット(週齢不詳)(各群雌雄各 14 匹)にサッカリン
33 ナトリウム(0、0.5%; 0、約 400 mg/kg 体重/日)を 38 日間混餌投与
34 し、39 日目にと殺して肝臓及び腎臓について剖検及び病理組織学的検
35 査を行う試験が実施されている。その結果、対照群を含む各群 4 匹が試
36 験中に死亡したとされている。一般状態については、対照群を含む全群
37 に下痢がみられたが、各群間で行動に明らかな差は認められなかったと
38 されている。体重については、投与群に摂餌量の低下を伴う顕著な増加
39 抑制がみられたが、摂餌効率については対照群との差は認められず、こ
40 れについて Taylor らは忌避によるものと推定している。剖検及び病理
41 組織学的検査においては、投与群の肝臓及び腎臓に炎症性及び水腫性の
42 病変(程度不詳)がみられたとされている。これについて Taylor らは、
43 下痢及び脱水による物理的影響か、当該ラット固有の疾患に関連したも
44 のではないかと推定している。JECFA は、本試験成績について、肝臓
45 及び腎臓の病変の程度が報告されていないことを指摘している。(参照

1 9、78)

2
3 (c) Lessel (1971) のラット 2 年間試験

4 IARC73 においても引用されている Lessel (1971) の報告によれば、
5 Boots-Wistar ラット (週齢不詳) (各群雌雄各 20 匹) に RF 法で製造さ
6 れたサッカリン (純度不詳) (0、0.005、0.05、0.5、5%) を 2 年間混
7 餌投与する試験が実施されている。その結果、体重については、5%投
8 与群の雌雄で投与開始後 6 か月間の増加抑制が認められ、本試験では摂
9 餌量の記録が行われていないものの、Lessel は 5%投与群の摂餌量は他
10 の投与群よりも明らかに多かったとしている。投与開始 18 か月後の時
11 点で対照群の雄 15 匹及び雌 14 匹、5%投与群の雌雄各 10 匹が生存して
12 おり、剖検のみで腫瘍発生率をみたところ、被験物質の投与に関連した
13 腫瘍発生の増加は認められなかったとされている。なお、膀胱に寄生虫
14 は認められなかったとされている (参照 4、88)。病理組織学的検査
15 については、剖検で異常がみられた 5 匹のみでの実施にとどまっている。
16

17 (d) Schmähl (1973) のラット 30 か月間試験

18 IARC73 における引用によれば、Schmähl (1973) は、70~90 日齢
19 の BD ラット (各群雌雄各 52 匹) に RF 法で製造されたサッカリンナ
20 トリウム (純度不詳) (0、0.2、0.5% ; 0、83、210 mg/kg 体重/日) を
21 最長 30 か月間混餌投与する試験を実施している。その結果、投与開始
22 18 か月後の時点で対照群の雌雄 55 匹、0.2%投与群の雌雄 50 匹及び
23 0.5%投与群の雌雄 41 匹 (各群性別匹数不詳) が生存していたとしてい
24 る。対照群を含む各群に同様の頻度で良性/悪性間葉系腫瘍がみられたと
25 している。*T.crassicauda* への感染率は 16%であったが膀胱腫瘍の発生
26 は認められなかったとしている。(参照 4)
27

28 (e) Ulland ら (1973) のラット 18 か月間試験

29 IARC73 においても引用されている Ulland ら (1973) の報告によれ
30 ば、SD ラット (週齢及び各群匹数不詳) にサッカリン (製法、純度及
31 び用量不詳) を 18 か月間投与 (投与経路不詳) し、投与終了後 6 か月
32 間の観察を行う試験が実施されている。その結果、対照群及び投与群と
33 もに良性腫瘍の発生率の高値がみられ、発生部位は主に下垂体及び乳腺
34 であったとされているが、腫瘍の種類その他病理組織学的検査結果の詳
35 細は報告されていない (参照 4、89)。IARC ワーキンググループは、
36 不適切な試験であると指摘している (参照 4)。
37

38 (f) Tisdell ら (1974) のラットを用いた二世世代にわたる試験

39 IARC73 及び FAS17 においても引用されている Tisdell ら (1974) の
40 報告によれば、離乳 SD ラット (F₀) に RF 法で製造されたサッカリン
41 ナトリウム (純度不詳¹⁹) (0、0.05、0.5、5% ; 0、25、250、2,500 mg/kg
42 体重/日²) を混餌投与 (飼料 : Purina Lab Chow) し、その後交配し、
43 雌については妊娠及び哺育期間中も投与を継続し、得られた児動物 (F₁)

¹⁹ FAS17 における引用によれば、Stavric ら (1973) は、Tisdell ら (1974) が用いた被験物質は OTSA を最大 4,660 ppm 含有していたとしている。

1 (各群雌雄各 20 匹) には離乳後最長 100 週間 F₀ と同様の投与を行い、
2 F₁ における腫瘍発生等を観察する試験が実施されている。その結果、体
3 重については、F₁ の 5%投与群で投与 9 週に F₀ と同様の増加抑制がみ
4 られたが、投与 13 週までには他の群と同様になったとされている。剖
5 検においては、F₁ の 0.05%以上の投与群の雄で腎炎/腎症の発生率の高
6 値が認められたとされている。病理組織学的検査においては、非腫瘍性
7 病変として、5%投与群の雄で糸球体萎縮の発生率の増加が認められて
8 いる。腫瘍性病変としては、甲状腺腺腫が F₁ 雌の 0.05%投与群で 1 匹、
9 0.5%投与群で 1 匹、5%投与群で 2 匹に、子宮扁平上皮癌が F₁ 雌の 0.05%
10 投与群で 1 匹、0.5%投与群で 2 匹、5%投与群で 2 匹にみられたとして
11 いる。膀胱移行上皮癌は F₁ 雄の 5%投与群 7 匹のみに認められ、さらに
12 F₁ 雄の 0.5%投与群 1 匹に、多数の核分裂を伴うことから前がん病変と
13 考えられる膀胱移行上皮過形成が認められたとされている。なお、膀胱
14 の寄生虫の有無については報告されていない。そのほか、生存率、一般
15 状態、摂餌量及び血液学的検査において被験物質の投与に関連した変化
16 は認められなかったとされている。(参照 4、9、90)

17 18 (g) Munro ら (1975) のラット 26 か月間試験

19 IARC73 及び FAS17 においても引用されている Munro ら (1975)
20 の報告によれば、体重 50~60 g の離乳 SD ラット (各群雌雄各 60 匹)
21 に RF 法で製造されたサッカリンナトリウム (純度不詳) (0、90、270、
22 810、2,430 mg/kg 体重/日 (サッカリンとして)) を 26 か月間混餌投与
23 (飼料:カゼインを 20%含有する配合飼料)する試験が実施されている。
24 その結果、死亡率については、雄では投与開始 18 か月後の時点で対照
25 群、270 mg/kg 体重/日投与群及び 810 mg/kg 体重/日投与群ともに 40/60
26 匹を上回る動物が生存していたのに対し、2,430 mg/kg 体重/日投与群で
27 は 30/60 匹前後の生存にとどまり、Munro らは、用量に関連した死亡
28 率の増加が認められたとしている。一方、雌ではそのような増加は認め
29 られなかったとされている。体重については、2,430 mg/kg 体重/日投与
30 群の雌雄で、投与 10 週前後から下記の軽度の下痢に一部関連したと思
31 われる、摂餌量低下を伴わない増加抑制が認められたとされている。一
32 般状態については、2,430 mg/kg 体重/日投与群の雌雄で腸炎の病理所見
33 を伴わない軽度の下痢がほぼ全投与期間にわたってみられたとされて
34 いる。この下痢について Munro らは、被験物質の投与に関連したもの
35 であり、体重増加抑制に一部関連していたと推定している。剖検及び病
36 理組織学的検査においては、90 mg/kg 体重/日投与群の雄 1/51 匹及び雌
37 1/56 匹、810 mg/kg 体重/日投与群の雄 2/52 匹に膀胱移行上皮乳頭腫の
38 発生がみられたが、当該腫瘍に侵襲性その他悪性腫瘍の特徴は認められ
39 なかったとされている。また、リンパ腫/白血病の発生が対照群及び各投
40 与群の雄 2/57 匹、2/51 匹、5/54 匹、2/52 匹及び 7/54 匹にみられたが、
41 これについて Munro らは被験物質の投与に関連したものではないとし
42 ている。さらに、対照群を含む各群に散見された、尿道を通過しうる微
43 細な膀胱結石については、被験物質の用量に関連したものではなく、膀
44 胱移行上皮乳頭腫の発生との関連性も認められなかったとされている。

1 尿及び膀胱から *T. crassicauda* は見いだされなかったとされている。そ
2 のほか、血液学的検査及び尿検査において被験物質の投与に関連した影
3 響は認められなかったとされている。(参照 4、9、91)

4
5 (h) Furuya ら (1975) のラット 28 か月間試験

6 IARC73 及び FAS17 においても引用されている Furuya ら (1975)
7 の報告によれば、Wistar ラット (週齢不詳) (各群雄 54~56 匹) にサ
8 ッカリナトリウム (製法及び純度不詳) (0、2,500 mg/kg 体重/日) を
9 最長 28 か月間混餌投与する試験が実施されている。その結果、死亡率
10 の増加は認められなかったが、投与群に有意な体重増加抑制が認められ
11 たとされている。膀胱腫瘍の発生は対照群及び投与群のいずれにおいて
12 も認められなかったとされている (参照 4、9、92)。IARC ワーキン
13 ググループは、試験成績の報告が不十分であることを指摘している
14 (参照 4)。

15
16 (i) Kennedy ら (1976) のラット 13 週間試験

17 FAS17 においても引用されている Kennedy ら (1976) の報告によれ
18 ば、離乳 SD ラット (各群雌雄各 10 匹) について、対照群のほか、表
19 5 のような混餌投与群を設定し、13 週間の投与を行う試験が実施され
20 ている。その結果、⑥群の雄 1 匹が投与 2 週に死亡したが、これは呼吸
21 器感染によるものと推定されている。そのほか、一般状態、体重、摂餌
22 量、血液学的検査、血液生化学的検査、尿検査、器官重量 (肝臓、腎臓、
23 脾臓、生殖器、心臓及び脳) 並びに剖検及び病理組織学的検査において
24 被験物質の投与に関連した変化は認められなかったとされている。(参
25 照 9、93)

26
27 表 5 Kennedy ら (1976) の試験における群設定

群	用量
①	サッカリンナトリウム 2%
②	OSBA 2%
③	σ CBSA-NH ₄ 2%
④	サッカリンナトリウム 0.01%+OSBA 0.045%+ σ CBSA-NH ₄ 0.045%
⑤	サッカリンナトリウム 0.05%+OSBA 0.225%+ σ CBSA-NH ₄ 0.225%
⑥	サッカリンナトリウム 0.2%+OSBA 0.9%+ σ CBSA-NH ₄ 0.9%

28
29 (j) Homburger (1978) のラット 2 年間試験

30 IARC73 及び FAS17 においても引用されている Homburger (1978)
31 の報告によれば、約 8 週齢の SD ラット (各群雄 25 匹) について、対
32 照群のほか、モンサント社製サッカリンナトリウム (OTSA を 345 ppm
33 含有) 及びメルク社製サッカリンナトリウム (不純物含量不詳) からそ
34 れぞれ実験室で製造したサッカリン (1、5%) を混餌投与する群を設定
35 し、2 年間の投与を行う試験が実施されている。なお、投与開始 6 か月
36 以内に死亡した動物については放棄したとされている。その結果、剖検
37 において異常がみられた組織・器官のすべて及び各群 12 匹以上の組
38 織・器官について行った病理組織学的検査において、膀胱、下垂体、乳
39 腺及び皮下組織において腫瘍の発生がみられたが、それらの発生率は対
40 照群を含む各群間で同様であったとされている。各サッカリン投与群で

1 膀胱腫瘍の発生がみられた動物数については、第一の試験における 1%
2 投与群で乳頭腫 1 匹、5%投与群で低グレードの非侵襲性移行上皮癌 1
3 匹、第二の試験における 1%投与群で移行上皮癌 1 匹、5%投与群で 0 匹
4 であったとされている（参照 4、9、94）。IARC ワーキンググルー
5 プは、試験成績の報告が不十分であることを指摘している（参照 4）。
6

7 (k) Anderson (1979) のラット 4 週間試験

8 IARC73 及び FAS17 における引用によれば、Anderson (1979) は、
9 離乳雄 SD ラットにサッカリンナトリウム (0、1、3、5、7.5%) を 4
10 週間混餌投与する試験を実施している。その結果、尿 pH の低下、尿量
11 及び糞便中水分含量の増加、糞便中へのナトリウム及びカリウムの排泄
12 量の増加並びに尿中へのカルシウム、マグネシウム及びリン酸の排泄量
13 の増加がみられたとしている。また、5%以上の投与群に一過性の下痢
14 がみられ、用量相関性の尿中アンモニア及び糞便臭の減少がみられたと
15 されている。（参照 4、9）
16

17 (l) Chowanec & Hicks (1979) のラット 2 年間試験

18 IARC73 においても引用されている Chowanec & Hicks (1979) の
19 報告によれば、8 週齢の Wistar ラットについて、対照群 (雄 55 匹、雌
20 50 匹) のほか、RF 法で製造されたサッカリンナトリウム (OTSA を
21 698 ppm 含有) を飲水投与 (雄 75 匹、雌 50 匹; 2,000 mg/kg 体重/日
22 +塩化アンモニウム (0、0.5% (当初 4 週間のみ 1%))) 又は混餌投与
23 (飼料: Standard 41B Laboratory Rat Diet) (雌雄各 75 匹; 4,000
24 mg/kg 体重/日) する群を設定し、2 年間の投与を行う試験が実施されて
25 いる。その結果、体重については、サッカリンナトリウム 2,000 mg/kg
26 体重/日飲水投与群及び 4,000 mg/kg 体重/日混餌投与群に顕著な増加抑
27 制が認められ、飲水量については、飲水投与群で減少し、混餌投与群で
28 は増加したとされている。尿検査においては、2,000 mg/kg 体重/日飲水
29 投与群の雄で、尿 pH が投与 27 週までに 7.0 を超過 (数匹で 8.5~9.0
30 に達した。) し、うち 3 匹で顕著な結晶尿がみられたが、塩化アンモニ
31 ウム併用群では認められなかったとされている。4,000 mg/kg 体重/日混
32 餌投与群雄を含めその他の群では尿 pH が 6.0~6.5 であったとされてい
33 る。投与開始 85 週後以降の全投与群の雌雄で尿路移行上皮過形成 (軽
34 度) の発生率⁽²⁰⁾の増加がみられ、4,000 mg/kg 体重/日混餌投与群の雌
35 雄では膀胱 (11/90 匹⁽²⁰⁾) 及び腎臓 (22/90 匹⁽²⁰⁾) のいずれにおいても
36 有意な増加 ($p<0.05$) が認められたが、2,000 mg/kg 体重/日飲水投与群
37 の雌雄では腎臓 (19/101 匹⁽²⁰⁾) においてのみ有意な増加 ($p<0.05$) が
38 認められたとされている。病理組織学的検査では、全投与群の雌雄で腎
39 の直尿細管における血管拡張の発生率の増加が認められたとされてい
40 る。過形成発生と結晶尿との間に一貫性のある相関性は見出されなかつ
41 たとされている。一方、腫瘍性病変としては、投与開始 85 週後以降に、
42 2,000 mg/kg 体重/日飲水投与群の雄の尿管 (1/64 匹⁽²⁰⁾) 及び雌の腎盂
43 (1/37 匹⁽²⁰⁾) 並びに 4,000 mg/kg 体重/日混餌投与群の雄の膀胱 (3/49

²⁰ 投与 85 週の時点での生存動物数を分母として算出されている。

1 匹⁽²⁰⁾ に腫瘍の発生が認められ、その膀胱腫瘍がみられた 3 匹には何ら
2 かの鉍質沈着が随伴して認められたとされている。なお、膀胱に寄生虫
3 は認められなかったとされている。そのほか、乳腺、子宮、脾臓、精巢、
4 皮膚及び皮下組織の腫瘍並びにリンパ腫及び白血病が投与群に散見さ
5 れたが、発生率の有意な増加が認められたものはなかったとされている
6 (参照 4、9 5)。IARC ワーキンググループは、対照群によくみられ
7 るリンパ腫及び白血病がみられていないこと及び病理組織学的検査が
8 不十分であることを指摘している (参照 4)。
9

10 (m) Taylor ら (1980) のラットを用いた二世代にわたる試験

11 IARC73 及び FAS17 においても引用されている Taylor ら (1980) の
12 報告によれば、離乳 SD ラット (F₀) (各群雄 10 匹、雌 20 匹) に RF
13 法で製造されたサッカリンナトリウム (純度不詳、OTSA を約 350 ppm
14 含有) (0⁽²¹⁾、0.01、0.1、1.0、5.0、7.5% ; 0、5、50、500、2,500、3,750
15 mg/kg 体重/日相当) を交配 (約 10 週齢時)、妊娠及び出産を経て児動
16 物の離乳まで混餌投与 (飼料不詳) した後にと殺し、得られた児動物 (F₁)
17 (各群雌雄各 48 匹) についても離乳後から各投与群で生存率が 20%に
18 なるまで F₀ と同様の混餌投与を行い、対照群の生存率が 20%になった
19 時点⁽²²⁾で全生存動物をと殺する試験が実施されている。その結果、生存
20 率、血液学的検査及び器官重量については被験物質の投与に関連した影
21 響は認められなかったとされている。体重については、F₁ の 5.0%以上
22 の投与群の雌雄の離乳時に低値がみられ、その後も F₁ の 7.5%投与群の
23 雄に増加抑制が認められたが、その摂餌効率に影響は認められなかった
24 とされている。非腫瘍性病変として慢性肺疾患、慢性腎炎、腎杯ポリー
25 プ症等が各群にみられたが、これらについて Taylor らは、加齢ラット
26 にみられる典型的なものであり、被験物質の投与に関連したものではな
27 いとしている。F₁ の 7.5%投与群の雌で膀胱ドーム/中部移行上皮におけ
28 る限局性の単純過形成の発生率の有意な増加が認められ、雄でも統計学
29 的に有意ではないが増加傾向がみられたとされている。これについて
30 Taylor らは、関連性は明らかでないが加齢に伴って発生率が顕著に増加
31 していること、形態学的には前がん病変ではないことを指摘している。
32 F₁ の雄の膀胱腫瘍発生率⁽²³⁾は、対照群で 1/29 匹 (3%)、5.0%投与群で
33 1/21 匹 (5%)、7.5%投与群で 7/23 匹 (30%)⁽²⁴⁾と、7.5%投与群で対照
34 群よりも有意に増加したとされている。また、5.0%以下の投与群では癌
35 の発生は認められなかったとされている。一方、F₁ 雌の膀胱腫瘍発生率
36 は、対照群で 0/24 匹、5.0%投与群で 0/28 匹、7.5%投与群で 2/31 匹 (6%)
37 と有意な増加は認められなかったとされている。投与開始後 18 か月間
38 以上生存した動物の膀胱に寄生虫及び結石はみられず、中間と殺又は切
39 迫殺され、結石がみられた動物の膀胱に過形成又は腫瘍の発生は認めら
40 れなかったことから、Taylor らは、*T.crassicauda* 及び結石は本試験に
41 おける膀胱腫瘍の発生に寄与しなかったとしている (参照 4、9、9 6)。

²¹ 基礎飼料に、サッカリンナトリウム 5%相当量のナトリウムを炭酸ナトリウムとして添加したものとされている。

²² 離乳の約 28 か月後であったとされている。

²³ 投与開始 18 か月後の時点で生存していて病理組織学的検査を受けた動物の数を分母として腫瘍発生率が算出されている。

²⁴ 膀胱腫瘍 7 匹の内訳は、膀胱移行上皮癌 4 匹、移行上皮乳頭腫 2 匹及び移行上皮ポリープ 1 匹であったとされている。

1 IARC ワーキンググループは、7.5%投与群雄での膀胱移行上皮限局性過
2 形成の発生率の増加に有意差が認められなかったのは、おそらく対照群
3 雄での発生率が高かったためであろうと指摘している（参照4）。

4 5 (n) Arnold ら (1980) のラットを用いた二世世代にわたる試験

6 IARC73 及び FAS17 においても引用されている Arnold ら (1980)
7 の報告によれば、32 日齢の SD ラット (F₀) (各群雌雄各 50 匹) に M
8 法で製造されたサッカリンナトリウム (水溶性不純物を 40~50 ppm、
9 OTSA を 0.05 ppm 未満含有) (0, 5%; 0, 2,500 mg/kg 体重/日相当)
10 を混餌投与 (飼料: Master Laboratory Cubes) し、投与開始 90 日後
11 に各群内で雌雄を 1:1 で 1 週間交配し、妊娠、出産及び哺育を経て 142
12 週まで投与を継続した後にと殺するとともに、得られた児動物 (F₁) (各
13 群雌雄各 49~50 匹) についても、生後 21 日に離乳後、F₀ と同様の投
14 与を投与 127 週まで継続した後にと殺する試験が実施されている。その
15 結果、一般状態については、F₀ 及び F₁ とともに 5%投与群で水分に富ん
16 だ糞便が観察されている。体重については、F₀ 及び F₁ の 5%投与群の
17 雌雄で被験物質の投与に関連した増加抑制が認められたとされている。
18 また、20 か月齢となった F₁ の対照群及び 5%投与群 (各群のうち雌雄
19 各 10 匹) について 24 時間摂水量及び 24 時間尿を検査した結果、5%
20 投与群の雌雄ともに、摂水量及び尿量が 1.5~2 倍に増加し、尿中への
21 ナトリウム及びリンの排泄量が有意に増加し、尿浸透圧は低下したとさ
22 されている。尿 pH については雌の対照群と 5%投与群との間で有意差は
23 認められなかったとされている。5%投与群の雄ではカルシウムの排泄
24 量の有意な増加も認められたとされている。尿中のクレアチニン、塩素
25 及びカリウムについては雌雄ともに変化が認められなかったとされて
26 いる。F₀ 及び F₁ の 5%投与群の高齢動物 (特に雄) の尿中については、
27 ミルク状に濁った外観を呈し、羊毛状の沈渣 (酢酸で溶解したためリン
28 酸塩であると推定されている。) が認められたとされている。そのほか、
29 生存率及び血液学的検査において、被験物質の投与に関連した異常は認
30 められなかったとされている。肉眼的観察では腎臓及び膀胱に結石が散
31 見されたが、フィルターを用いた尿ろ過物の観察では全群に結石が認め
32 られ、結石の構成成分についても被験物質の投与に関連した一定の傾向
33 は認められなかったとされている。全動物について実施された病理組織
34 学的検査においては、膀胱における腫瘍性病変として、F₀ では、良性腫
35 瘍 (膀胱移行上皮乳頭腫) が雄の対照群で 1/36 匹に対し 5%投与群で
36 4/38 匹、悪性腫瘍 (膀胱移行上皮癌) が雄の対照群で 0/36 匹に対し 5%
37 投与群で 3/38 匹に認められ、その良性腫瘍と悪性腫瘍を合算した発生
38 率は対照群よりも有意に高かったとされている (p<0.03) ⁽²⁵⁾。なお、
39 F₀ の雌には膀胱の良性腫瘍及び悪性腫瘍のいずれの発生も認められな
40 かったとされている。また、F₁ では、良性腫瘍 (膀胱移行上皮乳頭腫)
41 が雄の対照群で 0/42 匹に対し 5%投与群で 4/45 匹、悪性腫瘍 (膀胱移
42 行上皮癌) が対照群で 0/42 匹に対し 5%投与群で 8/45 匹に認められ、

²⁵ F₀ については、最初に腫瘍が観察された投与開始 87 週後の時点での生存動物数 (雄は対照群 36 匹及び投与群 38 匹、雌は対照群 38 匹及び投与群 40 匹) を分母として腫瘍発生率が算出されている。

1 悪性腫瘍発生率及び全腫瘍発生率はともに対照群よりも有意に高かった
2 とされている ($p<0.002$ 及び $p<0.01$)。雌では良性腫瘍の発生はみら
3 れなかったが、悪性腫瘍(膀胱移行上皮癌)が対照群で 0/45 匹に対し
4 5%投与群で 2/49 匹に認められたとされている⁽²⁶⁾。膀胱移行上皮の過形
5 成の発生頻度については、雌の対照群と 5%投与群との間で有意な差は
6 なかったとされている。F₀でも被験物質の投与に関連した膀胱癌の発生
7 が認められたことについて、Arnold らは、(i) 投与開始時期(32日齢)
8 が早い(他の試験では6週齢以降)、(ii) 投与期間が長く(30~32か月
9 間)、かつ、生存率が良好であったこと等によるものではないかと考察
10 している。なお、本試験において、膀胱に結石が散見されたが、被験物
11 質の投与及び腫瘍発生との関連は認められず、用いられたラットの膀胱
12 に線虫の寄生は認められなかったとされている。(参照4、9、97)

14 (o) Schmähl & Habs (1980) のラットを用いた二世世代にわたる試験

15 IARC73における引用によれば、Schmähl & Habs (1980) は、SD
16 ラット(週齢不詳)(F₀)(各群雌5~7匹)にサッカリン(化学形不詳)
17 (OTSAを10ppm未満含有)(0、200、1,000、5,000mg/kg体重)を
18 妊娠14日、17日及び20日に前夜絶飲食させた上で強制経口投与(胃
19 内挿管)し、得られた児動物(F₁)を生涯観察する試験が実施されてい
20 る。その結果、F₁の投与群の生存期間は被験物質の用量に応じて延長す
21 る傾向がみられたが、対照群を含む各群間で生存期間に有意な差は認め
22 られなかったとされている。投与群の膀胱に病変は認められず、他の組
23 織・器官の腫瘍には発生率の増加も種類の差異も認められなかったとさ
24 れている。IARCワーキンググループは、試験成績の報告が不十分であ
25 ることを指摘している。(参照4)

26 (p) Hooson ら (1980) のラット二段階膀胱発がん試験

27 IARC73においても引用されている Hooson ら (1980) の報告によれ
28 ば、離乳 Wistar ラット(対照群雌63匹、各投与群雌50匹)について、
29 表6の①~⑦群を設定し、MNU(0、最大1.5mg)を飽和水溶液0.15mL
30 として尿道カテーテルにより単回膀胱内滴下するイニシエーション段
31 階の処置の2週間から2年間のプロモーション段階の投与を飲水により
32 行う試験Iが実施されている。また、試験Iの開始6か月後に、離乳
33 Wistar ラット(各群雌50匹)について、表6の⑧~⑩群を設定し、
34 MNU(0、最大1.5mg)を①~⑦群と同様に処置した8日後から2年
35 間のプロモーション段階の投与を混餌により行う試験IIが実施されて
36 いる。その結果、⑧群(MNU無処置サッカリン投与群)の全腫瘍発生
37 率は⑥群(対照群)と同様であったとされている。膀胱腫瘍の発生は認
38 められなかったが、⑧群の1匹に限局性の膀胱移行上皮過形成(中等度)
39 が認められたとされている。MNU処置により膀胱に増殖性病変が発生
40 したが、②群(MNU処置M法製サッカリン投与群)及び④群(MNU
41 処置RF法製サッカリン投与群)のいずれにおいても①群(MNU処置
42

²⁶ F₁については、最初に腫瘍が観察された投与開始67週後の時点での生存動物数(雄は対照群42匹及び投与群45匹、雌は対照群45匹及び投与群49匹)を分母として腫瘍発生率が算出されている。

1 対照群)と比較して膀胱癌の発生率の増加は認められなかったことから、
 2 RF法製サッカリン及びM法製サッカリンのいずれについても本試験に
 3 おいて膀胱発がんプロモーション作用は認められなかったとされてい
 4 る。なお、本試験においてはサッカリンの投与による尿 pH の上昇並び
 5 に尿中の結石及び結晶の生成は認められず、膀胱に寄生虫は認められな
 6 かったとされている。(参照4、98)。IARC ワーキンググループは、
 7 動物が離乳後数週間通常飼料を与えられた後に本試験に供されたこ
 8 とを指摘している(参照4)。
 9

10 表6 Hooson ら(1980)のラット二段階膀胱発がん試験における群設定

群	イニシエーション段階	プロモーション段階(2年間)
①	MNU 最大 1.5 mg 単回処置	対照
②	MNU 最大 1.5 mg 単回処置	M 法製サッカリン 2,830 mg/kg 体重/日飲水投与
③	MNU 最大 1.5 mg 単回処置	OTSA 0.13 mg/kg 体重/日飲水投与
④	MNU 最大 1.5 mg 単回処置	RF 法製サッカリン 3,250 mg/kg 体重/日飲水投与
⑤	MNU 最大 1.5 mg 単回処置	OTSA 70 mg/kg 体重/日飲水投与
⑥	無処置	対照
⑦	無処置	OTSA 70 mg/kg 体重/日飲水投与
⑧	無処置	M 法製サッカリン 1,740 mg/kg 体重/日混餌投与
⑨	MNU 最大 1.5 mg 単回処置	OTSA 70 mg/kg 体重/日混餌投与
⑩	無処置	OTSA 70 mg/kg 体重/日混餌投与

11
 12 (q) Nakanishi ら(1980)のラット 32/40 週間試験

13 IARC73 においても引用されている Nakanishi ら(1980)の報告に
 14 よれば、10 週齢の F344 ラット(各群雄 30 匹、雌 31~32 匹)にサッ
 15 カリンナトリウム(純度 99.5%超、OTSA 約 7 ppm 含有)(0、0.04、
 16 0.2、1、5%; 0、20、100、500、2,500 mg/kg 体重/日相当)を 32 週間
 17 混餌投与する試験が実施されている。その結果、膀胱移行上皮に単純過
 18 形成、乳頭状/結節状過形成及び乳頭腫は認められなかったとされている。
 19 また、別途 12 週齢の Wistar ラット(対照群雄 18 匹、投与群雄 32 匹)
 20 にサッカリンナトリウム(純度 99.5%超、OTSA 約 7 ppm 含有)(0、
 21 5%)を 32 週間混餌投与する試験 I 及び 8 週齢の Wistar ラット(対照
 22 群 18 匹、投与群 24 匹)に同じ被験物質(0、5%)を 40 週間混餌投与
 23 する試験 II が実施されている。その結果、対照群に過形成の発生は認め
 24 られなかったが、試験 I 及び II の 5%投与群でそれぞれ単純過形成が
 25 10/26 匹及び 11/21 匹に、乳頭状過形成・乳頭腫が 5/26 匹及び 9/21 匹
 26 に認められたとされている。以上の F344 ラットを用いた試験結果と
 27 Wistar ラットを用いた試験結果との違いについて、Nakanishi らは感
 28 受性における系統差の存在を指摘している。(参照4、99、100)
 29

30 (r) Fukushima & Cohen (1980)のラット最長 18 週間経時試験

31 IARC73 における引用によれば、Fukushima & Cohen (1980)は、
 32 6 週齢の雄 F344 ラットにサッカリンナトリウム(5%; 2,500 mg/kg 体
 33 重/日相当)を混餌投与し、投与開始 1、3、5、7、9、12、15 又は 18
 34 週後に 3 匹ずつをと殺する経時試験を実施している。その結果、膀胱移
 35 行上皮において、投与開始 3 週後には空胞変性が、投与開始 5 週後には
 36 単純過形成が認められ、投与開始 9 週後までには有糸分裂像、過形成巣
 37 及び多形性微絨毛を伴い、過形成の程度が増大したとしている。[³H]チ

1 ミジン標識率は投与群で常時増加しており、対照群の 5~8 倍に達した
2 としている。(参照 4)

3
4 (s) Murasaki & Cohen (1981) のラット 10 週間試験

5 IARC73 における引用によれば、Murasaki & Cohen (1981) は、5
6 週齢の F344 ラット (各群雄 3~4 匹) にサッカリンナトリウム (0.1、
7 0.5、1、2.5、5%) を 10 週間混餌投与したところ、2.5%以上の投与群
8 において³Hチミジン標識率、過形成並びに単一性及び多形性の微絨毛
9 の用量相関性の増加が認められたとしている。IARC ワーキンググルー
10 プは、動物数が少ないことを指摘している。(参照 4)

11
12 (t) Lawson & Hertzog (1981) のラット 50 週間試験

13 IARC73 における引用によれば、Lawson & Hertzog (1981) は、3
14 週齢の雄 SD ラットにサッカリンナトリウム (7.5% ; 3,750 mg/kg 体重
15 /日相当) を最長 50 週間混餌投与しても、投与開始 1 週、15 週及び 50
16 週の時点での膀胱移行上皮における³Hチミジン標識率の増加は認め
17 られなかったとしている。(参照 4)

18
19 (u) Demers ら (1981) のラット 104 週間試験

20 IARC73 における引用によれば、Demers ら (1981) は、5 週齢の雄
21 F344 ラットについて、サッカリンナトリウム (5% ; 2,500 mg/kg 体重
22 /日相当) を混餌投与する群並びに投与 0 週又は 4 週に FANFT 又は L-
23 トリプトファンを並行して処置する群を設定し、104 週間投与を行う試
24 験を実施している。その結果、被験物質の投与に関連した摂水量の増加
25 と、それに伴う尿量の増加及び下痢が認められたとしている。尿中ナト
26 リウム濃度の変化及び結石の生成は認められなかったとしている。唯一
27 認められた異常は、投与初期の 3 か月間に認められた尿 pH の上昇であ
28 ったとしている。(参照 4)

29
30 (v) West & Jackson (1981) のラット 16 週間試験

31 IARC73 における引用によれば、West & Jackson (1981) は、4 週
32 齢の雄 SD ラットにサッカリンナトリウム (0、5%混餌 ; 2,500 mg/kg
33 体重/日相当、4%飲水 ; 2,000 mg/kg 体重/日相当) を 16 週間投与する
34 試験を実施している。その結果、5%混餌投与群では摂餌量及び摂水量、
35 尿量、結晶性尿中沈渣並びに過形成 (軽度) の増加が認められたとして
36 いる。一方、4%飲水投与群では尿浸透圧の増加が認められたとしてい
37 る。(参照 4)

38
39 (w) Fukushima ら (1983) のラット最長 52 週間経時試験

40 IARC73 においても引用されている Fukushima ら (1983) の報告に
41 よれば、6 週齢の ACI ラット、Wistar ラット、F344 ラット又は SD ラ
42 ット (対照群雄 40~45 匹、投与群雄 40~48 匹) にサッカリンナトリ
43 ウム (純度 99.5% : OTSA を 7 ppm 含有) (0、5%) を混餌投与 (飼料 :
44 対照群 Oriental MF、投与群 Oriental M) し、投与開始 12、24 又は
45 36 週後に各系統投与群 5 匹ずつを中間と殺し、ほかの生存動物につい

1 には 52 週間の投与を終了した後にと殺する経時試験が実施されている。
2 その結果、各系統投与群のいずれにおいても生存率に影響はみられな
3 かったとされている。体重については、各系統投与群のいずれにおいても
4 低値が認められたとされている。最終と殺群の病理組織学的検査におい
5 ては、Wistar ラット、F344 ラット及び SD ラットの膀胱に病変は認め
6 られなかったとされている。一方 ACI ラットの膀胱については、対照
7 群で単純過形成が 1/28 匹にみられたのに対し、投与群では単純過形成
8 が 25/32 匹、乳頭状/結節状過形成が 20/32 匹、乳頭腫が 9/32 匹、癌が
9 3/32 匹に認められたとされている。なお ACI ラットについては、投与
10 群の 1 匹に膀胱結石がみられ、対照群及び投与群ともに半数以上の動物
11 の膀胱に *T.crassicauda* がみられたとされている。また、別途 6 週齢の
12 F344 ラット（対照群雄 35 匹、投与群雄 50 匹）にサッカリンナトリウム
13 （純度 99.5% : OTSA を 7 ppm 含有）（0、5%）を混餌投与し、投与
14 開始 0、4、8、12、16 又は 20 週後に投与群 5 匹ずつを中間と殺し、ほ
15 かの生存動物については 52 週間の投与を終了した後にと殺する経時試
16 験が実施されている。その結果、体重については増加抑制が認められた
17 とされている。走査型電子顕微鏡も用いた病理組織学的検査においては、
18 投与開始 12 週後以降に中間と殺した投与群の 1/5～2/5 匹の膀胱移行上
19 皮に単純過形成及び乳頭状/結節状過形成がみられたとされている。投与
20 開始 4、12 又は 20 週後に中間と殺した投与群の膀胱粘膜の[methyl-³H]
21 チミジン標識率を測定したところ、投与開始 20 週後に有意な増加が認
22 められたとされている（参照 4、101）。IARC ワーキンググループ
23 は、試験期間が短いことを指摘している（参照 4）。
24

25 (x) Murasaki & Cohen (1983) の膀胱移行上皮凍結潰瘍処置ラット 2 週
26 間試験

27 IARC73 における引用によれば、Murasaki & Cohen (1983) は、凍
28 結潰瘍処置された雄 F344 ラットの膀胱移行上皮については、その後の
29 サッカリンナトリウム（0、5%）の 2 週間混餌投与期間中は、対照群及
30 び投与群のいずれにおいても過形成及び微絨毛の形性の程度は同様で
31 あったが、凍結潰瘍処置 2～8 週後には投与群において³Hチミジン標
32 識率が増加したとしている。（参照 4）
33

34 (y) Renwick & Sims (1983) のラット 1 か月間試験

35 IARC73 における引用によれば、Renwick & Sims (1983) は、雄 SD
36 ラット成獣にサッカリンナトリウム（0、7.5% ; 0、3,750 mg/kg 体重/
37 日相当）を 1 か月間混餌投与したところ、摂水量、合計尿量、排尿頻度
38 及び平均尿量の増加が認められたとしている。（参照 4）
39

40 (z) Schoenig ら (1985) のラットを用いた二世世代にわたる試験

41 IARC73 においても引用されている Schoenig ら (1985) の報告によ
42 れば、約 6 週齢の SD ラット (F₀) (各群雄 52～250 匹、雌 104～500
43 匹⁽²⁷⁾) に M 法で製造されたサッカリンナトリウム（純度 99%超）（0、

²⁷ Schoenig ら (1985) は、子宮内暴露相付き発がん性試験 3 報 (Tisdell ら (1974)、Taylor ら (1980) 及び Arnold ら (1980))

1 1.0、3.0、4.0、5.0、6.25、7.5% ; 0、500、1,500、2,000、2,500、3,125、
2 3,750 mg/kg 体重/日相当) を混餌投与 (飼料 : Purina Rodent Chow
3 No.5001) し、投与開始 62 日後に各群内で雌雄を 2 : 1 で交配し、母動
4 物には妊娠及び哺育期間中も投与を継続し、得られた児動物 (F₁) (各
5 群雄 125~700 匹) には離乳後 (28~38 日齢) からいずれかの群の生
6 存率が 20%になるまで (約 29 か月間) F₀ と同様の投与 (飼料について
7 は Purina Rodent Chow No.5002 に変更) を継続する試験が実施されて
8 いる。加えて、(i) F₀ にその交配 4 日前から妊娠期間中サッカリンナト
9 リウム (5.0%) を混餌投与し、出産後投与を中止して、哺育及び離乳を
10 経た F₁ (以下この項において「妊娠中投与群」という。)、(ii) 哺育 1、2
11 及び 3 週目の F₀ にサッカリンナトリウムを 1.0、3.0 及び 5.0% 混餌投与
12 し、離乳後サッカリンナトリウムを 5.0% 混餌投与された F₁ (以下この
13 項において「出生後投与群」という。)、(iii) F₀ に馬尿酸ナトリウム⁽²⁸⁾
14 を 5.0% 混餌投与し、馬尿酸ナトリウムを離乳後に 5.0%、8 週齢以降に
15 は 3.0%⁽²⁹⁾ 混餌投与された F₁ (以下この項において「馬尿酸塩投与群」
16 という。) が設定されている。

17 F₀ については、4 か月間投与が行われた結果、3.0% 以上の投与群の雌
18 雄で摂餌量の低下を伴わない体重増加抑制及び同腹生存胎児数の減少、
19 5.0% 以上の投与群の雌雄で水分を含んだ多量の糞便、摂水量及び尿量の
20 増加並びに朝の新鮮尿 pH の低下が認められたとされている。生存率及
21 び行動に被験物質の投与の影響は認められなかったとされている。F₀
22 の妊娠中投与群では、摂水量が低下したほかは 5.0% 投与群と同様の
23 変化が認められたが、F₀ の出生後投与群では何ら変化が認められな
24 かったとされている。F₀ の馬尿酸塩投与群では雌雄ともに体重増加抑制が
25 みられたが、サッカリンナトリウム投与群とは異なり摂餌量の低下を伴っ
26 ていたとされている。また、F₀ の馬尿酸塩投与群で摂水量及び尿量の
27 増加並びに朝の新鮮尿 pH の低下が認められたが、サッカリンナトリウム
28 5.0% 以上の投与群よりも程度は小さかったとされている。F₀ の馬尿酸
29 塩投与群でも同腹生存胎児数の減少が認められたほか、哺育中の死亡及
30 び攻撃的行動の増加が認められたとされている。

31 離乳前の F₁ (雄) については、5.0% 以上の投与群に貧血が認められ、
32 F₁ (雄) の馬尿酸塩投与群には奇形及び哺育中死亡率の高値が認められ
33 たとされている。離乳後の F₁ (雄) については、3.0% 以上の投与群に、
34 下痢ではないが多量の又は軟らかい糞便が認められたとされている。F₁
35 (雄) の 5.0% 及び 7.5% 投与群で生存率の高値が認められたとされてい
36 る。体重については、F₁ (雄) の全投与群 (妊娠中投与群を除く。⁽³⁰⁾)
37 に哺育期間中の低値が認められたとされている。特に F₁ (雄) の 3.0%
38 以上の投与群での低値は、摂餌効率の低下を伴わず、かつ、全投与期間

で雄ラット膀胱腫瘍の発生率増加が報告されていることから、雄ラット膀胱腫瘍発生機序、子宮内暴露相の意義等を確認するため、5.0%未満の投与群においては、既報の結果を勘案して、膀胱腫瘍発生率の統計学的に有意な増加を十分検出できるような数の動物を用いたとしている。

²⁸ サッカリンナトリウムと分子量及び体内動態が類似していることから選択したとされている。

²⁹ 5%混餌投与により新生児期及び離乳期に毒性が認められたため、3%混餌投与に減量されている。

³⁰ 妊娠中投与群でも離乳後 10 週間一時的な体重の低値がみられたが、これについて Schoenig らは、離乳までは体重に影響はみられなかったことから、離乳時に F₁ 投与動物の無作為選抜を行った際に比較的体重の低い動物が選ばれたためであると考察している。

1 にわたって継続していたことから、明らかに被験物質の投与に関連した
2 ものであるとされている。これについて Schoenig らは、哺育期間中に
3 F_0 の 7.5%投与群の摂餌量が約 3 倍に増加して、最大 19 g/kg 体重/日に
4 達したことが、離乳前の F_1 (雄) の 5.0%以上の投与群の貧血や 7.5%
5 投与群の低体重といった F_1 (雄) の高用量群児動物の衰弱に関連してい
6 ると考察している。摂水量については、 F_1 (雄) の 3.0%以上の投与群
7 に摂水効率の増加を伴う高値が認められ、 F_1 (雄) の出生後投与群にお
8 いても F_1 (雄) の 5.0%投与群と同程度の高値が認められたとされてい
9 る。尿検査においては、投与開始後 3 か月間に F_1 (雄) の 3.0%以上の
10 投与群及び出生後投与群で朝の新鮮尿 pH の低下が認められたが、投与
11 開始 6 か月後以降にはそのような低下はみられなくなったとされてい
12 る。また、 F_1 (雄) の 3.0%以上の投与群及び出生後投与群ではほぼ全投
13 与期間にわたって尿量の増加及び尿浸透圧の低下が認められたとされ
14 ている。器官重量については、 F_1 (雄) の 3.0%以上の投与群及び出生
15 後投与群に膀胱の絶対重量及び相対重量の増加⁽³¹⁾が認められたが、 F_1
16 (雄) の 1.0%投与群、妊娠中投与群及び馬尿酸塩投与群にはそのよう
17 な変化は認められなかったとされている。これについて Schoenig らは、
18 尿量の増加のほか、通常の光学顕微鏡による組織学的検査では把握でき
19 ない平滑筋肥大との関連性を指摘している。剖検では、膀胱移行上皮以
20 外の組織・器官に変化は認められなかったとされている。膀胱移行上皮
21 においては、 F_1 (雄) の 3.0%以上の投与群で腫瘍が認められたが、 F_1
22 (雄) の馬尿酸塩投与群には認められなかったとされている。病理組織
23 学的検査 (F_1 のみ実施) において、非腫瘍性病変としては、対照群を含
24 む各群に同様の発生率で膀胱炎が認められたほか、膀胱移行上皮の単純
25 過形成発生の増加傾向がみられたとされている。しかしながら、「軽微」
26 と分類されたものを除いた単純過形成の発生率 (2.7%) は、本試験に用
27 いた動物種対照群に通常みられる発生率の範囲内であったとされてい
28 る。腫瘍性病変としては、原発性の膀胱移行上皮腫瘍に関して、 F_1 (雄)
29 の 4.0%以上の投与群全体での良性腫瘍発生率、悪性腫瘍発生率及び全
30 腫瘍発生率並びに F_1 (雄) の 3.0%投与群での全腫瘍発生率に増加が認
31 められたとされている。一方、 F_1 (雄) の 1.0%投与群での全腫瘍発生
32 率⁽³²⁾ (5/658 匹 ; 0.8%) は、対照群のそれ (0/324 匹 ; 0%) と差がなく、
33 当該試験施設での類似の試験における対照群発生率背景データ
34 (0.8%) と同等であったとされている。さらに、 F_1 (雄) の 1.0%投与
35 群の 5 匹に認められた腫瘍は F_1 (雄) の 3.0%以上の投与群に認められ
36 たものよりも実質的に小さかったこと等から、Schoenig らは、本試験
37 における膀胱腫瘍の発生増加に係る NOEL を 1.0%混餌としている。な
38 お、Schoenig らは、 F_1 (雄) の高用量群の生存期間は対照群よりも長
39 く、投与群で腫瘍発生の認められた動物の生存期間は腫瘍発生の認めら
40 れなかった動物のそれと同様であったことから、本試験においてサッカ
41 リンナトリウムの投与により発生した膀胱腫瘍は生命を脅かすような
42 ものではないことを指摘している。また、膀胱での腫瘍発生率と鉍質沈

³¹ 乳頭状/結節状過形成又は腫瘍がみられた動物は比較の対象から除外されている。

³² 膀胱腫瘍の発生が初めて認められた 15 か月齢時点での生存動物数を分母として腫瘍発生率が算出されている。

1 着発生率との間に相関性は認められなかったが、膀胱腫瘍発生の有無と
2 尿量の増加及び尿浸透圧の低下との間に相関性が認められたとされて
3 いる。これについて Schoenig らは、膀胱腫瘍が発生した動物では、サ
4 ッカリンナトリウムの吸収によって摂水量が増加して体内循環に多く
5 の水が取り込まれ、上記のような生理学的変化が生じたと推定している。
6 さらに、F₁ (雄) の出生後投与群には膀胱移行上皮腫瘍発生率の増加が
7 認められたのに対し、F₁ (雄) の妊娠中投与群にはその増加が認められ
8 なかったことから、Schoenig らは、本試験において子宮内暴露相が膀胱
9 移行上皮腫瘍の発生増加にほぼ関与しなかったと考察している。なお、
10 続発性・転移膀胱移行上皮腫瘍の発生率は対照群を含む各群で同様であ
11 ったとされている。被験物質の投与に関連した腎臓での過形成及び腫瘍
12 の発生は認められなかったが、1.0%以上の投与群、出生後投与群及び馬
13 尿酸塩投与群に腎臓鉍質沈着の増加が認められたとされている。他方、
14 妊娠中投与群の腎臓鉍質沈着は対照群と同様であったとされている。
15 Schoenig らは、馬尿酸塩投与群でサッカリンナトリウム投与群と同様
16 の沈着がみられたことから、この腎臓鉍質沈着は尿中に多量の鉍質が排
17 泄されたことに関連したものであると考察している。尿管及び尿道には、
18 被験物質の投与に関連した病変は認められなかったとされている (参照
19 4、102)。IARC ワーキンググループも、1.0%投与群で被験物質の
20 投与に関連した影響はないことを指摘している。さらに、Squire (1985)
21 が発現した膀胱腫瘍について再度鏡検した結果、有意な増加は 4.0%投
22 与群以上であったことを根拠に、3.0%投与群で膀胱移行上皮癌の発生率
23 に有意な増加がないこと (p=0.25) を指摘している (参照 4)。
24

25 (a') Schoenig & Anderson (1985) のラットを用いた二世世代にわたる試験

26 IARC73 における引用によれば、Schoenig & Anderson (1985) は、
27 二世世代にわたる試験において、7 週齢の SD ラット (F₀) 及びその児動
28 物 (F₁) にサッカリンナトリウム (0、1、3、5、7.5% ; 0、500、1,500、
29 2,500、3,750 mg/kg 体重/日相当) 又はナトリウムの影響を見るための
30 対照群として馬尿酸ナトリウム (5%) を混餌投与する試験を実施して
31 いる。その結果、サッカリンナトリウム投与群では、尿量の増加、尿中
32 ナトリウム濃度の増加、尿浸透圧の低下並びに尿中のカリウム及び亜鉛
33 濃度の低下といった尿の生理学的変化のほか、膀胱重量並びに膀胱の水
34 分及びミネラル含量の増加が認められたとしている。馬尿酸ナトリウム
35 投与群でも類似の影響がみられたが、程度はサッカリンナトリウム投与
36 群よりも弱かったとしている。別途設定した出生後直後からの投与群で
37 も同様の変化が認められたが、同じく別途設定した子宮内暴露のみ (出
38 生後は暴露なし) 投与群ではそのような変化は認められなかったとして
39 いる。性差としては、雌では盲腸重量の増加が認められ、雄では尿中の
40 サッカリンナトリウム及び鉍質の濃度の高値が認められたとしている。
41 5%以上のサッカリンナトリウム投与群の雄では尿中のナトリウム、カ
42 リウム、マグネシウム及び亜鉛の濃度が有意に増加したが、そのような
43 増加は同群の雌には認められなかったとしている。Schoenig &
44 Anderson は、本試験において認められたような尿の生理学的変化がサ
45 ッカリンナトリウム高濃度混餌投与ラットでの膀胱腫瘍発生増加の原

1 因として重要な役割をもつと指摘している。(参照 4)

2
3 (b') Hibino ら (1985) のラット 112 週間試験

4 IARC73 においても引用されている Hibino ら (1985) の報告によれば、7 週齢の F344 ラット (対照群雄 31 匹、投与群雄 68 匹) にサッカリンナトリウム (0、5%) を混餌投与 (飼料: Oriental MF) し、数回
5 の中間と殺を経て、投与 112 週の投与終了後に最終と殺する試験が実施
6 されている。その結果、体重については、投与 20 週以降の投与群に増加抑制が認められたとされている。剖検及び病理組織学的検査において、
7 膀胱の単純過形成が、対照群では投与開始 4 週間後中間と殺群の 2/6 匹、
8 20 週間後中間と殺群の 1/5 匹及び 100 週間後中間と殺群の 1/7 匹に散見されたが、投与群ではいずれの中間と殺群においても約 2/3 の動物に認め
9 られたとされている。また、膀胱の乳頭状/結節状過形成が、投与開始 8、
10 12、20、80 及び 112 週間後中間と殺投与群の約 1/3 の動物に認められた
11 が、対照群では認められなかったとされている。なお、膀胱移行上皮の
12 乳頭腫及び癌は対照群及び投与群のいずれにも認められなかったとさ
13 れている。また、膀胱に *T.crassicauda* は認められなかったとされてい
14 る。投与開始 90 週以降の中間と殺投与群 20 匹及び同対照群 11 匹の胃
15 を検査したところ、投与群の 20/20 匹に境界縁の過角化症、5/20 匹に乳
16 頭腫、4/20 匹に腺胃の潰瘍が認められたとされているが、対照群及び投
17 与群ともに扁平上皮癌及び腺癌の発生は認められなかったとされてい
18 る (参照 4、103)。IARC ワーキンググループは、各群の胃のサン
19 プリングが不完全であることを指摘しており、原著を見る限り胃乳頭腫
20 についての Hibino らの判定には同意できないとしている (参照 4)。
21
22
23
24
25

26 (c') Fukushima ら (1986) のラット 24 週間試験

27 IARC73 における引用によれば、Fukushima ら (1986) は、雄 F344
28 ラットに、サッカリン、サッカリンナトリウム、アスコルビン酸又はア
29 スコルビン酸ナトリウム (各 0、5% ; 0、2,500 mg/kg 体重/日相当) を
30 混餌投与し、投与 8、16 及び 24 週の尿 pH、尿中ナトリウム濃度、膀
31 胱移行上皮過形成の有無及び走査型電子顕微鏡も用いた病理組織学的
32 変化をみる試験を実施している。その結果、光学顕微鏡を用いた検査で
33 は投与 24 週の時点で変化は認められなかったが、走査型電子顕微鏡を
34 用いた検査では、投与 24 週の時点のサッカリンナトリウム投与群の 1/5
35 匹及び投与 8 週の時点のアスコルビン酸ナトリウム投与群の 1/5 匹の膀
36 胱において、それぞれ軽微な多形性微絨毛が認められたとしている。そ
37 のほか、サッカリンナトリウム投与群及びアスコルビン酸ナトリウム投
38 与群には単一性の短い微絨毛やロープ状又は葉状の microridge (中等
39 度) が認められたが、サッカリン投与群及びアスコルビン酸投与群には
40 みられなかったとしている。さらに、サッカリンナトリウム投与群及び
41 アスコルビン酸ナトリウム投与群では尿 pH が上昇したが、サッカリン
42 投与群ではそれが逆に低下し、アスコルビン酸投与群では尿 pH が対照
43 群と同程度であったとしている。また、サッカリンナトリウム及びアス
44 コルビン酸ナトリウム投与群では尿中ナトリウム排泄量が増加したが、
45 サッカリン投与群及びアスコルビン酸投与群では増加しなかったとし

1 ている。(参照4)

2
3 (d') Tatematsu ら (1986) のラット 21 日間試験

4 IARC73 における引用によれば、Tatematsu ら (1986) は、7 週齢の
5 雄 F344 ラットにサッカリンナトリウム (0、5% ; 0、2,500 mg/kg 体重
6 /日相当) を 21 日間混餌投与したところ、投与群の膀胱における^[3H]チ
7 ミジン標識率及びオルニチンデカルボキシラーゼ活性が対照群の約 5
8 倍になったとしている。(参照4)

9
10 (e') Sakata ら (1986) 及び Yu ら (1992) のラット二段階膀胱発がん試験

11 IARC73 における引用によれば、Sakata ら (1986) 及び Yu ら (1992)
12 は、ラット二段階膀胱発がん試験において、脂質酸化防止剤 (アスピリ
13 ン及びノルジヒドログアイアレチン酸) がサッカリンナトリウムの膀胱
14 発がんプロモーション作用を阻害したとしている。この結果から、サッ
15 カリンナトリウムの膀胱発がんプロモーション作用には酸化的傷害が
16 関わっていることを指摘している。(参照4)

17
18 (f') Garland ら (1989) のラット 10 週間試験

19 IARC73 においても引用されている Garland ら (1989) の報告によ
20 れば、5 週齢の F344 ラット (各群雄 10 匹) にサッカリンナトリウム (純
21 度 99.9%) (0、5、7.5% ; 0、2,500、3,750 mg/kg 体重/日相当) を 3 種
22 類の飼料 (Prolab 3200、NIH-07 又は AIN-76A) のいずれかを用いて
23 10 週間混餌投与し、と殺する試験を実施している。その結果、膀胱移
24 行上皮の^[3H]チミジン標識率は、Prolab 3200 混餌において対照群で
25 0.05%であったのに対し 7.5%投与群で 0.43%、NIH-07 混餌において対
26 照群で 0.04%であったのに対し 7.5%投与群で 0.14%と増加したが、
27 AIN-76A 混餌においては対照群及び 7.5%投与群ともに 0.04%と増加し
28 なかったとされている。病理組織学的には、Prolab3200 混餌 7.5%投与
29 群で 9 例中 2 例に膀胱粘膜の過形成がみられたとされている。AIN-76A
30 混餌 7.5%投与群の投与 10 週の尿については、他の 2 飼料混餌投与群の
31 それと比較して、サッカリンナトリウム濃度及びカルシウム濃度が高く、
32 カリウム濃度が低かったとされている。AIN-76A 混餌 7.5%投与群の尿
33 pH は 6.0 であり、Prolab 3200 混餌 7.5%投与群の 6.4 よりも低かった
34 とされている。以上より、Garland らは、飼料の種類によってサッカリ
35 ンナトリウムの細胞増殖増強作用は変化するとしている。(参照4、
36 104)

37
38 (g') Debiec-Rychter & Wang (1990) のラット 16 週間試験

39 IARC73 における引用によれば、Debiec-Rychter & Wang (1990) は、
40 離乳雄 F344 ラットにサッカリンナトリウム (0、5% ; 0、2,500 mg/kg
41 体重/日) を 2 種類の飼料 (Wayne 又は AIN-76A) のいずれかを用いて
42 最長 16 週間混餌投与する試験を実施している。その結果、AIN-76A 混
43 餌において対照群及び投与群の尿 pH はともに 5.5~6.5 であったが、
44 Wayne 混餌において投与群の尿 pH は 7.4 になったとしている。いずれ
45 の投与群においても^[3H]チミジン標識率は対照群の約 5 倍に増加したが、

AIN-76A を用いた混餌投与群においては炭酸ナトリウム2%を添加すると³Hチミジン標識率は6~9倍に増加したとしている。(参照4)

(h') Cohen ら (1990) のラット 10 週間試験

IARC73 における引用によれば、Cohen ら (1990) は、4 週齢の雄 F344 ラットにサッカリンナトリウム (0、3、5、7.5%; 0、1,500、2,500、3,750 mg/kg 体重/日相当) を混餌投与 (飼料: Prolab3200) し、投与開始 4、7 又は 10 週後に³Hチミジンを注射し、その 1 時間後にと殺する試験を実施している。その結果、3%投与群では、³Hチミジン標識率及び過形成の増加は認められなかったが、細胞の壊死及び剥離が認められたとしている。5%投与群では、投与開始 10 週後に³Hチミジン標識率が 2 倍に増加し、広範囲にわたって細胞傷害が認められたとしている。7.5%投与群では、投与開始 4 週後に³Hチミジン標識率が 3 倍に増加し、投与開始 4 週後及び 10 週後に過形成の増加が認められたとしている。(参照4)

(i') Homma ら (1991) のラット 80 週間試験

IARC73 においても引用されている Homma ら (1991) の報告によれば、6 週齢の SD ラット (対照群雄 14 匹、投与群雄 36 匹) 又は無アルブミン血症ラット (SD ラット変異種) (対照群雄 12 匹、投与群雄 35 匹) にサッカリンナトリウム (0、5%) を 80 週間混餌投与する試験が実施されている。その結果、生存率及び体重に明らかな変化は認められなかったとされている。膀胱腫瘍の発生は認められなかったが、各系統の投与群各 2 匹の膀胱に単純過形成がみられたとされている (参照4、105)。IARC ワーキンググループは、試験期間が 2 年間未満であることを指摘している (参照4)。

(j') Cohen ら (1991) のラット 4 週間試験

IARC73 における引用によれば、Cohen ら (1991) は、5 週齢の雄 F344 ラットにサッカリンナトリウム (7.5%; 3,750 mg/kg 体重/日相当) を混餌投与 (飼料: Prolab3200) し、投与開始 2 週後及び 4 週後にフィルターを用いて尿を採取する試験を実施している。その結果、対照群の尿中には典型的なリン酸結晶がみられた一方、投与群の尿中にみられた沈渣の約 1/2 はケイ酸を含有するギザギザの形状をしたものであり、当該ケイ酸含有結晶は尿路移行上皮表面の microabrasion の原因になったとしている。放射能標識サッカリンナトリウムを添加した尿をゲルろ過に供したところ、放射能を含むたん白フラクション 2 種類が得られ、一方は $\alpha_{2\mu}$ -グロブリンのサイズ、もう一方はアルブミンのサイズに合致したとしている。Cohen らは、pH が 6.5 超の尿中では、サッカリンたん白複合体がケイ酸とともに沈渣を生成すると主張している。(参照4)

(k') Garland ら (1991、1993) のラットを用いた二世世代にわたる試験

IARC73 における引用によれば、Garland ら (1991、1993) は、Schoenig ら (1985) のラットを用いた二世世代にわたる試験のプロトコ

1 ルでの消化管及び尿管の生理学的変化等を観察する試験を実施してい
2 る。その結果、サッカリンナトリウム 7.5%投与群（7.5%未満の投与群
3 では測定せず。）では、尿 pH、尿中カリウム濃度及び尿中カルシウム濃
4 度の低下並びに尿量、尿中ナトリウム濃度、尿中マグネシウム濃度、尿
5 中リン酸濃度及び尿中アンモニア濃度の増加が認められたとしている。
6 また、サッカリンナトリウム 7.5%投与群では貧血、血清コレステロール
7 濃度の 50%増加、血清トリグリセリド濃度の 10 倍増加並びに血清及
8 び肝臓中ビタミン類濃度の減少が認められたが、7.5%未満の投与群では
9 そのような変化は認められなかったとしている。Garland らは、これら
10 生理学的変化等について、尿及び膀胱の変化を除き膀胱腫瘍の発生増加
11 に関連性はないとし、それらの多くは食餌での鉄又は葉酸の補給により
12 予防されたことから、鉄不足による貧血に関連したものであるとしている。
13 なお、鉄又は葉酸の補給によって膀胱移行上皮の過形成の頻度が増
14 大したとしている。（参照 4）
15

16 (l') Garland ら (1994) のラット 10 週間試験

17 IARC73 における引用によれば、Garland ら (1994) は、F344 ラッ
18 ト、去勢 F344 ラット又は $\alpha_2\mu$ -グロブリンを生合成しない系統である
19 NBR ラットの雄にサッカリンナトリウム (0, 7.5% ; 0, 3,750 mg/kg
20 体重/日相当) を 10 週間混餌投与 (飼料 : Prolab3200) する試験を実施
21 している。その結果、光学顕微鏡を用いた病理組織学的検査では、F344
22 ラット投与群の 7/10 匹、NBR ラット投与群の 1/10 匹の膀胱移行上皮
23 に過形成が認められ、F344 ラット対照群には認められなかったとして
24 いる。走査型電子顕微鏡を用いた病理組織学的検査では、F344 ラット
25 投与群及び去勢 F344 ラット投与群で顕著な膀胱移行上皮過形成が認め
26 られた一方、NBR ラット投与群での膀胱移行上皮過形成の程度は弱か
27 ったとしている。盲腸重量の増加の程度についてもこれと同様のパター
28 ンであったとしている。NBR ラット対照群の尿量は F344 ラット対照
29 群のそれよりも 3 倍多かったが、F344 ラット、去勢 F344 ラット及び
30 NBR ラットの投与群の尿量はいずれも各対照群の尿量の 3~4 倍に増加
31 したとしている。IARC は、以上の結果について、サッカリン類による
32 膀胱過形成の誘発に $\alpha_2\mu$ -グロブリンが関与することを支持する知見であ
33 ると判断している。（参照 4）
34

35 (m') Uwagawa ら (1994) のラット 8 週間試験

36 IARC73 における引用によれば、Uwagawa ら (1994) は、6 週齢の
37 雄 F344 ラット又は NBR ラットにサッカリンナトリウム (5% ; 2,500
38 mg/kg 体重/日相当)、アスコルビン酸ナトリウム (5%) 又はウラシル
39 (3%) を 8 週間混餌投与する試験を実施している。その結果、アスコ
40 ルビン酸ナトリウムの投与によって F344 ラットには膀胱に単純過形成
41 の発生が認められ、NBR ラットにはそれが認められなかった一方、ウ
42 ラシルの投与では両系統のラットの膀胱に乳頭状過形成が認められた
43 としている。走査型電子顕微鏡を用いた病理組織学的検査において、ウ
44 ラシルの投与によって両系統ラットの膀胱に重度の病変の発生が認め
45 られたが、サッカリンナトリウム又はアスコルビン酸ナトリウムの投与

1 では F344 ラットのみの膀胱にいくつかの病変の発生が認められたにと
2 どまったとしている。BrdU 標識率は、サッカリンナトリウム投与群及
3 びアスコルビン酸ナトリウム投与群の F344 ラットでそれぞれ対照群の
4 20 倍及び 36 倍であったのに対し、ウラシル投与群の両系統ラットでと
5 もに対照群の 50 倍超と、大きな差がみられたとしている。F344 ラット
6 では、サッカリンナトリウム投与群及びアスコルビン酸ナトリウム投与
7 群のいずれにおいても尿 pH 及び尿中ナトリウム濃度が上昇し、アスコ
8 ルビン酸ナトリウム投与群にのみ尿量の減少が認められたとしている。
9 NBR ラットには、アスコルビン酸ナトリウム投与群において尿量の有
10 意な増加が認められたとしている。IARC は、以上の結果について、サ
11 ッカリン類による膀胱過形成の誘発に細胞増殖活性の増強が関与する
12 ことを支持する知見であると判断している。(参照 4)

13 14 (n') Cohen ら (1995) のラットを用いた二世世代にわたる試験 I

15 IARC73 における引用によれば、Cohen ら (1995) は、離乳 F344 ラ
16 ット及び離乳 SD ラットの雌雄 (F₀) にサッカリン又はサッカリンナト
17 リウム (0、5% ; 0、2,500 mg/kg 体重/日相当) を 2 週間混餌投与 (飼
18 料 : Prolab3200) した後、交配し、児動物 (F₁) を得る試験を実施し
19 ている。その結果、F344 ラットでは、F₁ のサッカリンナトリウム投与
20 群の 21 日齢、63 日齢及び 91 日齢の雄で膀胱移行上皮の^[3H]チミジン
21 標識率の増加が認められたが、生後 7 日までの F₁ にはそのような変化
22 はみられなかったとしている。なお、F344 ラット F₁ のサッカリン投与
23 群の雌雄では、膀胱移行上皮の細胞増殖に変化は認められなかったとし
24 ている。一方、SD ラットでは、F₁ の投与群の雌雄ともに 21 日齢動物
25 の膀胱移行上皮の細胞増殖の増強、表層性壊死及び軽度の上皮過形成の
26 小病巣が認められたが、F₁ の 7 日齢児動物並びに妊娠 17 日及び妊娠 21
27 日の F₁ 胎児の膀胱移行上皮の細胞増殖に変化は認められなかったとし
28 ている。(参照 4)

29 30 (o') Cohen ら (1995) のラットを用いた二世世代にわたる試験 II

31 IARC73 における引用によれば、Cohen ら (1995) は、雄 F344 ラッ
32 ト (F₀) にアスコルビン酸ナトリウム (最高用量 6.84% ; 3,400 mg/kg
33 体重/日相当) 又はサッカリンナトリウム (5、7.5% ; 2,500、3,750 mg/kg
34 体重/日相当) + 塩化アンモニウム (0、1.23、1.85% ; 0、620、920 mg/kg
35 体重/日相当) を混餌投与し、交配して得られた児動物 (F₁) に F₀ と同
36 様の投与を行い、F₁ 雄については 16 週齢時に BrdU を腹腔内注入して
37 その 1 時間後に、F₁ 雌については 21 日齢時にと殺する試験を実施して
38 いる。その結果、サッカリンナトリウム投与群には摂水量の増加がみら
39 れたが、アスコルビン酸ナトリウム投与群にはみられなかったとしてい
40 る。F₁ のサッカリンナトリウム 7.5% 投与群については毒性が発現した
41 ため投与途中で切迫殺されたが、他の投与群のほとんどについても何ら
42 かの体重増加抑制が認められたとしている。尿 pH は、投与 37 日のサ
43 ッカリンナトリウム 5% + 塩化アンモニウム 1.23% 投与群で減少して
44 6.5 を下回ったが、サッカリンナトリウム 5% 投与群で減少したものの
45 6.5 を上回り、対照群で投与 100 日まで 6.5 超を保っていたとしている。

1 アスコルビン酸ナトリウム投与群の尿 pH は、対照群のそれを有意に上
2 回る高値であったとしている。F₁のサッカリンナトリウム 5%投与群及
3 びアスコルビン酸ナトリウム高用量投与群の雄の尿中にはリン酸カル
4 シウムを含有する非晶質沈渣の生成が認められたが、対照群、アスコル
5 ビン酸ナトリウム最低用量投与群及びサッカリンナトリウム+塩化ア
6 ンモニウム投与群の尿中にはそのような沈渣の生成は認められなかつ
7 たとしている。F₁のサッカリンナトリウム 5%投与群及びアスコルビン
8 酸ナトリウム最高用量投与群の膀胱では移行上皮の BrdU 標識率の増
9 加及び過形成の発生が認められ、アスコルビン酸ナトリウム第 2 高用量
10 投与群の膀胱では BrdU 標識率の有意な増加を伴わない過形成の発生
11 が認められたが、サッカリンナトリウム+塩化アンモニウム投与群の膀
12 胱では過形成の発生は認められなかったとしている。サッカリンナトリ
13 ウム投与群では塩化アンモニウム併用の有無にかかわらず盲腸の拡張
14 が認められたが、アスコルビン酸ナトリウム投与群では盲腸の拡張は認
15 められなかったとしている。(参照 4)

16 17 (p') Cohen ら (1995) のラット 10 週間試験

18 IARC73 における引用によれば、Cohen ら (1995) は、雄 F344 ラッ
19 トにサッカリンナトリウム (7.5%) 又はそれと等モルの各種ナトリウム
20 塩を 10 週間混餌投与し、走査型電子顕微鏡も用いて尿路移行上皮の過
21 形成や細胞増殖の変化を観察する試験を実施している。その結果、サッ
22 カリンのほか、アスコルビン酸、グルタミン酸、アスパラギン酸、クエン
23 酸、エリソルビン酸若しくは重炭酸のナトリウム塩又は塩化ナトリウ
24 ムの投与群で、様々な程度の尿路移行上皮細胞増殖の増強が認められる
25 とともに、リン酸カルシウムを含有する尿中沈渣の生成が認められた
26 (定量はされていない。)としている。他方、サッカリンナトリウム 7.5%
27 に塩化アンモニウム 1.85%を併用したラットでは、尿路移行上皮細胞増
28 殖の増強及び尿中沈渣の生成は認められなかったとしている。(参照 4)

29 30 (q') Ogawa ら (1996) のラット 72 週間試験

31 IARC73 における引用によれば、Ogawa ら (1996) は、離乳雄 F344
32 ラットにサッカリンナトリウム (5% ; 2,500 mg/kg 体重/日相当) を最
33 長 72 週間混餌投与 (飼料 : Prolab3200) し、膀胱移行上皮細胞のウロ
34 プラキンに対する免疫組織化学的染色を行い、過形成性変化の程度をス
35 コア化する試験を実施している。その結果、サッカリンナトリウム投与
36 により発生した単純過形成のウロプラキン免疫組織化学的染色パターン
37 は、別途アスコルビン酸ナトリウムの投与により発生した単純過形成
38 のそれと全く同一であったとしている。(参照 4)

39 40 b. マウス

41 (a) Allen ら (1957) のマウス 52 週間試験 (参考)

42 経口投与による試験ではないので参考データであるが、IARC73 にお
43 いても引用されている Allen ら (1957) の報告によれば、サッカリン (製
44 法及び純度不詳) (0, 2 mg) をコレステロールで賦形したペレットと
45 してマウス (性及び週齢不詳) (対照群 28 匹、投与群 20 匹) の膀胱内

1 腔に挿入し、挿入後 52 週間の観察を行う試験が実施されている。挿入
2 30 週後まで生存した動物のうち膀胱腫瘍の発生がみられたものは、対
3 照群で 1/24 匹であったのに対し、投与群で 4/13 匹 ($p=0.01$) であつた
4 とされている (参照 4、106)。IARC ワーキンググループは、ペレ
5 ットそのものによる腫瘍発生の可能性もあり、本試験成績の解釈を行う
6 ことは極めて困難であるとしている (参照 4)。
7

8 (b) Roe ら (1970) のマウス二段階発がん試験

9 IARC73 及び FAS17 においても引用されている Roe ら (1970) の報
10 告によれば、9~14 週齢の交雑 Swiss マウス (対照群雌 100 匹、各投与
11 群雌 50 匹³³⁾) に、BP (0、50 μg) 含有ポリエチレングリコールエーテ
12 ルを 0.2 mL 単回強制経口投与 (胃内挿管) するイニシエーション段階
13 の処置を行い、その 7 日後からサッカリン (0、5% ; 0、7,500 mg/kg
14 体重/日相当) をプロモーションの段階で 18 か月間混餌投与する試験が
15 実施されている。その結果、BP 処置サッカリン投与群で体重増加抑制
16 がみられたことを除き、生存率及び体重に対する BP 処置又はサッカリ
17 ン投与による影響は認められなかったとされている。投与開始 18 か月
18 後の時点で生存していた動物では、BP 無処置対照群と比較して BP 処
19 置群において前胃上皮の乳頭腫及び癌の発生率の増加がみられたが、
20 BP 処置の有無にかかわらずサッカリンの投与に関連した当該腫瘍の発
21 生率、個数及び程度の変化は認められなかったとされている。膀胱につ
22 いて注意深く肉眼的観察を行ったが、いずれの群においても異常の認め
23 られた動物はなかったとされている。なお、膀胱についての病理組織学
24 的検査は行われていない。Roe らは、本試験の条件下においてサッカリ
25 ンに発がん性及び BP 処置に係る発がん補助作用は認められなかったと
26 結論している (参照 4、9、107)。IARC ワーキンググループは、
27 BP には膀胱に対する臓器親和性がないこと及び膀胱について病理組織
28 学的検査が行われていないことを指摘している (参照 4)。
29

30 (c) Bryan ら (1970) のマウス膀胱埋込 400 日間試験 (参考)

31 経口投与による試験ではないので参考データであるが、Bryan ら
32 (1970) の報告によれば、60~90 日齢の Swiss マウス (各回各群雌 100
33 匹) の膀胱にサッカリンナトリウム (0、20% ; 0、4~4.8 mg³⁴⁾) を含
34 むペレットを外科的に埋め込み、埋込み 400 日後に最終と殺し、埋込み
35 後 175 日間以上生存した動物について脳以外の全組織・器官の剖検及び
36 主要組織・器官の病理組織学的検査を行う試験が 2 回実施されている。
37 その結果、膀胱癌発生率は、対照群で 1 回目 8/63 匹 (13%)、2 回目 5/43
38 匹 (12%) であつたのに対し、投与群で 1 回目 31/66 匹 (47%)、2 回目
39 33/64 匹 (52%) と統計学的に有意な増加 ($p<0.001$) が認められたと
40 されている。膀胱に埋め込まれたペレット中のサッカリンナトリウムは、
41 埋め込み 5.5 時間後に 50%、1.5 日後には 99%が溶出していたことから、
42 Bryan らは、膀胱がサッカリンナトリウムに暴露された期間はごく短い

³³ 誤って対照群に体重の重い動物、投与群に体重の軽い動物を振り分けてしまったとされている。

³⁴ ペレットの重量は 20~24 mg と報告されていることから換算。

1 ものであったとしている。(参照 108)

2
3 (d) Kroes ら (1977) のマウスを用いた七世代にわたる試験

4 IARC73 及び FAS17 においても引用されている Kroes ら (1977) の
5 報告によれば、平均体重 14 g の Swiss マウス (週齢不詳) (F₀) (各群
6 雌雄各 50 匹) にサッカリン (主たる不純物として OTSA を 0.5%含有)
7 (0、0.2、0.5% ; 0、300、750 mg/kg 体重/日³⁵) を混餌投与し、投与
8 開始 5 週後に各群内で雌 20 匹及び雄 10 匹を交配し、得られた児動物
9 (F_{1a}) を離乳後にと殺⁽³⁵⁾し、F₀ の各群内において残る雌 30 匹及び雄
10 15 匹を交配して児動物 (F_{1a'}) を得て、F_{1a'}以降各世代において同様に
11 各群内雌雄 2 : 1 で交配して F_{2a}~F_{6a} と 2 腹目の F_{2b}~F_{6b} を得て、F_{2a}
12 からは 3 腹目の F_{3c} が得られている。

13 F_{1a}~F_{5a} について、離乳後各群雄 10 匹及び雌 20 匹に調整し、4 か月
14 間の投与を行った後にと殺する試験が実施されている。その結果、F_{2a}
15 の 0.2%投与群の雌 1 匹で投与開始 3 か月後に膀胱乳頭腫が認められた
16 とされている。そのほか、体重に被験物質の毒性影響を示唆する変化は
17 みられず、剖検及び病理組織学的検査 (腎臓、膀胱等) において被験物
18 質の投与に関連した異常は認められなかったとされている。

19 F₀、F_{3b} 及び F_{6a} について、各群雌雄各 50 匹に調整し、21 か月間の
20 投与を行った後にと殺する試験が実施されている。その結果、生存率、
21 体重、摂餌量 (F_{6a} のみ観察) 及び血液学的検査において被験物質の投
22 与に関連した明らかな変化は認められなかったとされている。病理組織
23 学的検査において、F₀ の対照群の雌 1 匹に未分化の膀胱癌、F₀ の 0.2%
24 投与群の雄 1 匹に非侵襲性の膀胱移行上皮癌及び F_{3b} の 0.5%投与群の
25 雄 1 匹にグレード II の膀胱移行上皮癌が認められたが、いずれの投与群
26 においても腫瘍発生率の増加は認められなかったとされている。なお、
27 膀胱結石の発生率は対照群を含む各群で同等であったとされている。
28 Kroes らは、本試験においてサッカリンに毒性及び発がん性は認められ
29 なかったと結論している。(参照 4、9、109)

30
31 (e) Homburger (1978) のマウス 2 年間試験

32 IARC73 においても引用されている Homburger (1978) の報告によ
33 れば、約 8 週齢の CD マウス (各群雌雄各 25 匹) に市販サッカリンナ
34 トリウム (OTSA を 345 ppm 含有) から製造したサッカリン (0、1、
35 5%) を最長 2 年間混餌投与する試験が実施されている。なお、投与開
36 始 6 か月間以内に死亡した動物については放棄したとされているが、そ
37 れらの生存期間については明らかにされていない。その結果、剖検にお
38 いて異常がみられた組織・器官のすべて及び各群少なくとも 12 匹以上
39 の主要組織・器官について行った病理組織学的検査において、投与群で
40 は膀胱に低頻度の乳頭状過形成・乳頭腫が認められたほか、血管腫瘍、
41 肺腫瘍、肝細胞癌及びリンパ腫が散見されたが、それらの発生率と対照
42 群のそれとの間に有意な差は認められなかったとされている。また、別
43 途実施された検証試験の投与群ではこれらの腫瘍の発生は認められな

³⁵ 同腹生存胎児数が少なく、その次の世代の生殖が困難と判断したため離乳後にと殺したと説明されている。

1 かったとされているが、当該検証試験の結果は示されていない(参照4、
2 94)。IARC ワーキンググループは、試験成績の報告が不十分である
3 ことを指摘している(参照4)。

5 (f) Fukushima ら (1983) のマウス最長 52 週間経時試験

6 IARC73 においても引用されている Fukushima ら (1983) の報告に
7 よれば、6 週齢の B6C3F₁ マウス (対照群雄 35 匹、投与群雄 50 匹) に
8 サッカリンナトリウム (純度 99.5% : OTSA を 7 ppm 含有) (0、5%)
9 を混餌投与 (飼料 : 対照群 Oriental MF、投与群 Oriental M) し、投
10 与開始 0、4、8、12、16 又は 20 週後に投与群 5 匹ずつを中間と殺し、
11 ほかの生存動物については 52 週間の投与を終了した後にと殺する経時
12 試験が実施されている。その結果、体重に変化は認められなかったとさ
13 れている。走査型電子顕微鏡も用いた病理組織学的検査においては、投
14 与開始 12 週後に中間と殺した投与群 1 匹の膀胱移行上皮に単純過形成
15 がみられたが、投与開始 16 週後及び 20 週後に膀胱の増殖性病変は認め
16 られなかったとされている。投与開始 4、12 又は 20 週後の膀胱粘膜の
17 [methyl-³H]チミジン標識率は、いずれも対照群との間で差が認められ
18 なかったとされている(参照4、101)。IARC ワーキンググループ
19 は、動物数が少ないこと及び試験期間が短いことを指摘している(参照
20 4)。

22 (g) Prasado & Rai (1986) のマウス 1 年間試験

23 IARC73 においても引用されている Prasado & Rai (1986) の報告に
24 よれば、6 週齢の ICR/Swiss マウス (各群雌雄各 10 匹) にサッカリン
25 (0、500、1,000、1,500 mg/kg 体重/日) を 1 年間反復強制経口投与し
26 た後にと殺する試験が実施されている。その結果、全投与群で途中死亡
27 した動物は無かったとされている。体重については、1,500 mg/kg 体重
28 /日投与群の雄で摂餌量の減少を伴わない低値が認められ、全投与群に投
29 与期間を通じてみられた下痢との関連性が指摘されている。脳、甲状腺、
30 肺、肝臓、胃、回腸、腎臓、脾臓、精巣及び卵巣についての病理組織学
31 的検査においては、1,500 mg/kg 体重/日投与群の雄での 5/10 匹、雌で
32 の 3/10 匹に甲状腺の乳頭腺癌が認められ、肺への転移も認められたと
33 されている。Prasado & Rai は、甲状腺乳頭腺癌の発生について、サッ
34 カリンによる直接的作用によるものであり、それにはエピジェネティッ
35 クな発癌機構が関与していると考察している(参照4、110)。IARC
36 ワーキンググループは、動物数が適切でないこと、試験成績の報告が完
37 全でないこと及びマウスその他の動物種を用いた他の試験において甲
38 状腺腫瘍の発生は再現されていないことを指摘している(参照4)。

40 (h) Frederick ら (1989) のマウス二段階肝・膀胱発がん試験

41 IARC73 においても引用されている Frederick ら (1989) の報告によ
42 れば、21~26 日齢の離乳 BALB/cStCrlfC3H/Nctr マウス (各群雌 96
43 ~192 匹) について、表 7 の①~⑩群を設定し、2-AAF (0、200 ppm)
44 を 13 週間混餌投与するイニシエーション段階の処置の後、2 週間休薬
45 し、その後のプロモーション段階でサッカリンナトリウム (純度 98%超)

(0、0.1、0.5、1.0、5.0%) を 117 週間混餌投与する試験が実施されている。その結果、2-AAF 処置対照群 (⑤群) の死亡率は 2-AAF 無処置対照群 (⑩群) よりも有意に高かったが、2-AAF 処置投与群 (①～④群) では、サッカリンナトリウムの用量に関連した生存期間の延長が認められたとされている。2-AAF 無処置投与群 (⑥～⑩群) の生存期間は対照群よりもわずかに長かったとされている。病理組織学的検査において、膀胱腫瘍の発生は、2-AAF 無処置群 (⑥～⑩群) では認められず、2-AAF 処置群でも対照群 (⑤群) の 2/164 匹、0.1%投与群 (④群) の 3/165 匹にみられたほかは認められなかったとされている。膀胱の過形成の発生率も、2-AAF 処置群 (①～⑤群) 及び 2-AAF 無処置群 (⑥～⑩群) それぞれの対照群と投与群との間で同様であったとされている。肝臓腫瘍の発生率についても、2-AAF 処置群 (①～⑤群) で対照群及び全投与群ともに 17～20%、2-AAF 無処置群 (⑥～⑩群) で対照群及び全投与群ともに 5～6%と、サッカリンナトリウムの投与に関連した変化はみられなかったとされている。以上より、Frederick らは、サッカリンナトリウムにマウス肝・膀胱発がんプロモーション作用はないものと推察している。2-AAF 無処置群 (⑥～⑩群) でサッカリンナトリウムの用量に関連したハーダー腺腫瘍の発生率の増加 ($p=0.04$) がみられたが、そのほか、2-AAF 処置の有無にかかわらずサッカリンナトリウムの用量に関連した腫瘍発生率の増加は認められなかったとされている。一方、リンパ腫発生阻害が 2-AAF 処置の有無にかかわらずサッカリンの用量に関連してみられたとされている。(参照 4、1 1 1)。IARC ワーキンググループは、ハーダー腺の腫瘍発生は加齢に関連して自然発生することが知られていること、各群動物数が等しくないこと、ハーダー腺腫瘍の背景発生頻度は変動すること等を指摘している (参照 4)。

表 7 Frederick ら (1989) のマウス二段階膀胱発がん試験における群設定

群	動物数	イニシエーション段階 (13 週間)	休業期間 (2 週間)	プロモーション段階 (117 週間)
①	96	2-AAF	対照	サッカリンナトリウム 5.0%
②	144	2-AAF	対照	サッカリンナトリウム 1.0%
③	192	2-AAF	対照	サッカリンナトリウム 0.5%
④	192	2-AAF	対照	サッカリンナトリウム 0.1%
⑤	192	2-AAF	対照	対照
⑥	96	対照	対照	サッカリンナトリウム 5.0%
⑦	144	対照	対照	サッカリンナトリウム 1.0%
⑧	192	対照	対照	サッカリンナトリウム 0.5%
⑨	192	対照	対照	サッカリンナトリウム 0.1%
⑩	192	対照	対照	対照

(i) Torres de Mercau ら (1997) のマウス 180 日間試験

Torres de Mercau ら (1997) の報告によれば、4 か月齢の C3H マウス (各群雌雄各 5 匹) にサッカリンナトリウム (0、0.1%) を 180 日間混餌投与する試験が実施されている。その結果、対照群と比較して、投与群の結腸吸収上皮細胞の微絨毛の長さ、直径その他形状の変化が認められたとされている。(参照 1 1 2)

c. ハムスター

1 (a) Althoff ら (1975) のハムスター生涯試験

2 IARC73 及び FAS17 における引用によれば、Althoff ら (1975) は、
3 8 週齢の交雑シリアン・ゴールデン・ハムスター (各群雌雄各 30 匹)
4 に M 法で製造されたサッカリン (0、0.156、0.312、0.625、1.25%³⁶⁾)
5 を生涯飲水投与する試験を実施している。サッカリンの平均摂取量は、
6 0.156%投与群で 44 mg/動物であり、1.25%投与群で 353 mg/動物であ
7 ったとしている。病理組織学的検査においては、対照群を含む全群に尿
8 路移行上皮の腫瘍は認められなかったとしている。認められた腫瘍性病
9 変の種類と頻度については、対照群と投与群との間で差がなく、本試験
10 に用いた動物において通常みられる範囲内であったとしている。(参照
11 4、9)

12
13 (b) Fukushima ら (1983) のハムスター最長 52 週間経時試験

14 IARC73 においても引用されている Fukushima ら (1983) の報告に
15 よれば、6 週齢のシリアン・ゴールデン・ハムスター (対照群雄 35 匹、
16 投与群雄 50 匹) にサッカリンナトリウム (純度 99.5% : OTSA を 7 ppm
17 含有) (0、5%) を混餌投与 (飼料 : 対照群 Oriental MF、投与群 Oriental
18 M) し、投与開始 0、4、8、12、16 又は 20 週後に投与群 5 匹ずつを中
19 間と殺し、ほかの生存動物については 52 週間の投与を終了した後にと
20 殺する経時試験が実施されている。その結果、体重に変化は認められな
21 かったとされている。走査型電子顕微鏡も用いた病理組織学的検査にお
22 いては、膀胱移行上皮に単純過形成及び乳頭状/結節状過形成の発生は認
23 められなかったとされている。投与開始 4、12 又は 20 週後に中間と殺
24 した投与群の膀胱粘膜の [methyl-³H]チミジン標識率は、いずれも対照
25 群との間で差が認められなかったとされている (参照 4、101)。IARC
26 ワーキンググループは、動物数が少ないこと及び試験期間が短いこと
27 を指摘している (参照 4)。
28

29 d. モルモット

30 (a) Fukushima ら (1983) のモルモット最長 52 週間経時試験

31 IARC73 においても引用されている Fukushima ら (1983) の報告に
32 よれば、6 週齢の Hartley モルモット (対照群雄 20 匹、投与群雄 30 匹)
33 にサッカリンナトリウム (純度 99.5% : OTSA を 7 ppm 含有) (0、5%)
34 を混餌投与 (飼料 : 対照群 Oriental MF、投与群 Oriental M) し、投
35 与開始 0、4、8、12、16 又は 20 週後に投与群 3 匹ずつを中間と殺し、
36 ほかの生存動物については 52 週間の投与を終了した後にと殺する経時
37 試験が実施されている。その結果、体重については、投与群で増加抑制
38 が認められたとされている。走査型電子顕微鏡も用いた病理組織学的検
39 査においては、膀胱移行上皮に単純過形成及び乳頭状/結節状過形成の発
40 生は認められなかったとされている。投与開始 4、12 又は 20 週後に中
41 間と殺した投与群の膀胱粘膜の [methyl-³H]チミジン標識率は、いづれ
42 も対照群との間で差が認められなかったとされている (参照 4、101)。
43 IARC ワーキンググループは、動物数が少ないこと及び試験期間が短い

³⁶ 予備試験 (8 週間投与) における最大耐量であったとしている。

1 ことを指摘している（参照 4）。
2

3 e. イヌ

4 (a) Taylor ら（1968）のイヌ 11 か月間試験

5 FAS17 においても引用されている Taylor ら（1968）の報告によれば、
6 イヌ（各群 4 匹）（性別不詳）にサッカリンナトリウム（0、65 mg/kg
7 体重/日）を週 6 日、11 か月間反復強制経口投与（胃内挿管）する試験
8 が実施されている。その結果、投与開始 6 か月後以降に投与群の 1 匹が
9 食欲不振となり、死に至ったが、剖検において異常所見は認められな
10 かったとされている。投与開始 10 か月前後から投与終了までの約 2 か月
11 間、投与群の全動物に明らかな下痢を伴わない軟便がみられたが、外観、
12 摂餌量及び摂水量に影響は認められなかったとされている。そのほか、
13 体重、血液学的検査（血色素、白血球数及び赤血球数）、血液生化学的
14 検査（ビリルビン、非たん白質性窒素及びフェノールスルホンフタレイ
15 ン）、尿検査並びに体腔内諸器官の剖検及び病理組織学的検査において、
16 投与群に異常は認められなかったとされている。（参照 9、78）
17

18 (b) Kennedy ら（1976）のイヌ 16 週間試験

19 FAS17 においても引用されている Kennedy ら（1976）の報告によれ
20 ば、4～5 か月齢の純血統ビーグル犬（各群雌雄各 3 匹）について、対
21 照群のほか、表 5（48 頁）のような混餌投与群を設定し、16 週間の投
22 与を行う試験が実施されている。その結果、体重については、④群の雌
23 雄で全投与期間を通じた増加抑制がみられたが、より高用量の⑤群及び
24 ⑥群ではみられなかったことから、Kennedy らは、この体重増加抑制
25 について生物学的変動を反映したものであるとしている。血液学的検査
26 において、⑥群の雄で白血球数の増加、④群の雄と①群の雌で血色素濃
27 度の増加がみられたが正常値の範囲内であったとされている。血液生化
28 学的検査において、アルカリホスファターゼ活性が⑥群の雌で増加し、
29 ①群の雄で減少したが、これについて Kennedy らは、大きな変化では
30 なく、増減に一貫性がみられないことから正常な生物学的変動を反映し
31 たものであると推定している。そのほか、一般状態、摂餌量、尿検査、
32 器官重量（肝臓、腎臓、脾臓、生殖器、心臓、脳、副腎及び甲状腺）並
33 びに剖検及び病理組織学的検査において被験物質の投与に関連した変
34 化は認められなかったとされている。（参照 9、93）
35

36 f. サル

37 (a) McChesney ら（1977）等のサル 79 か月間試験

38 FAS17 においても引用されている McChesney ら（1977）の報告及
39 び IARC73 での Coulston ら（1975）の報告の引用によれば、アカゲザ
40 ル（各群雌雄各 2～3 匹）に RF 法で製造されたサッカリンナトリウム 2
41 ロット（それぞれ OTSA を 2.4 ppm、3.2 ppm 含有）のいずれか（0、
42 20、100、500 mg/kg 体重/日）を週 6 日、79 か月間反復経口投与した
43 後にと殺する試験が実施されている。その結果、対照群の 2 匹及び各投
44 与群 1 匹が投与期間内に死亡したが、被験物質の投与によるものではな
45 かったとされている。そのほか、体重、血液学的検査、血液生化学的検

1 査、器官重量（腎臓及び精巣）並びに剖検及び病理組織学的検査（腎臓、
2 精巣及び膀胱）で被験物質の投与に関連した変化は認められなかったと
3 されている。（参照 4、9、113）
4

5 (b) Takayama ら（1998）のサル生涯試験

6 IARC73 においても引用されている Takayama ら（1998）の報告に
7 よれば、アカゲザル、カニクイザル及びアフリカミドリザル（対照群雄
8 10 匹及び雌 6 匹、投与群雄 9 匹及び雌 11 匹³⁷⁾）にサッカリンナトリウム
9 （純度 99%超）（0、25 mg/kg 体重/日）を週 5 日、生後間もなくから
10 死亡するか切迫殺されるまでの生涯にわたり（103～283 か月間³⁸⁾）混
11 餌投与する試験が実施されている。その結果、光学顕微鏡のほか走査型
12 電子顕微鏡も用いた観察においても尿路（腎盂、尿管、膀胱及び尿道）
13 移行上皮に変化は認められなかったとされている。死亡の 1～2 年前に、
14 アカゲザル及びカニクイザルの各群雌雄各 2 匹について実施した尿検
15 査において、尿 pH、尿浸透圧、尿たん白、尿中のナトリウム、カルシ
16 ウム及びリンの濃度並びに結晶尿の増加は認められず、尿中に異常な結
17 石及び沈渣の生成は認められなかったとされている。そのほか、投与群
18 のうちアフリカミドリザルの雌 1 匹に子宮筋腫、別の雌 1 匹に卵巣乳頭
19 嚢腺腫及び胃平滑筋腫、アカゲザルの雄 1 匹に甲状腺リンパ腫の発生が
20 みられたが、Takayama らは、これらの腫瘍について、当該動物に係る
21 コロニーの無処置対照やブリーダーでの飼育動物においても観察され
22 る種類の腫瘍であるとしている（参照 4、114）。Thorgeirsson ら
23 （1994）の中間報告によれば、投与開始から 22 年間が経過した時点に
24 おいて投与群の 5 匹が死亡したが、腫瘍の発生は認められなかったとさ
25 れている。また、投与群の生存動物 15 匹についても腫瘍発生の証拠は
26 認められず、その他の疾患の兆候も認められなかったとされている（参
27 照 115）。IARC ワーキンググループは、用量が比較的少量であること、
28 動物数が比較的少ないこと及び用いた種が多様であることを指摘し
29 ている（参照 4）。
30

31 ③ 不純物

32 サッカリン及びその塩類の不純物（表 1（8 頁）参照）を被験物質とした
33 反復投与毒性及び発がん性に関する試験成績として以下のような報告があ
34 る。
35

36 a. OTSA

37 FAS17 における引用によれば、Stavric ら（1973）は、Tisdell ら（1974）
38 の試験及び Taylor & Friedman（1974）の試験（Taylor ら（1980）によ
39 り最終報告）において使用された RF 法製のサッカリンナトリウムが
40 OTSA を最大で 4,660 ppm 含有していたと報告したことから、NRC
41 （1974）により、二世世代にわたる試験においてみられた膀胱腫瘍の発生増
42 加は OTSA によるものではないかとの指摘がなされた。（参照 9）

³⁷ 投与群の構成は、アカゲザル雄 5 匹及び雌 2 匹、カニクイザル雌雄各 3 匹、アフリカミドリザル雄 1 匹及び雌 5 匹並びにアカゲザル雄とカニクイザル雌との交雑種雌 1 匹とされている。

³⁸ 投与開始 103、128、157、168、170、192、214 及び 218 か月後に 1 匹ずつ計 8 匹が死亡したとされている。

1
2 (a) Schmähl (1978) のラット生涯混餌投与試験

3 IARC73 及び SIAR における引用によれば、Schmähl (1978) は、3
4 か月齢の SD ラット (各群雌雄各 38 匹) に OTSA (0、20、200 mg/kg
5 体重/日) を生涯にわたって混餌投与する試験を実施しており、その結果、
6 被験物質の投与に関連した生存率の変化は認められなかったが、リンパ
7 肉腫が対照群で 7/71 匹、20 mg/kg 体重/日投与群で 10/75 匹、200 mg/kg
8 体重/日投与群で 10/76 匹と対照群を含む各群同様の発生率でみられ、そ
9 れにより多くの動物が死亡したとしている。また、白血病が対照群で
10 0/71 匹、20 mg/kg 体重/日投与群で 5/75 匹、200 mg/kg 体重/日投与群
11 で 3/76 匹にみられたが、用量相関性は認められなかったとしている。
12 膀胱腫瘍については、対照群でその発生はみられなかったが、20 mg/kg
13 体重/日投与群では乳頭腫が 3/75 匹にみられ、200 mg/kg 体重/日投与群
14 では乳頭腫が 4/76 匹に、癌が 1/76 匹にみられたとしている。SIAR で
15 は、背景データ、被験物質の純度、統計処理、膀胱腫瘍を発生した動物
16 の性別、膀胱寄生虫の有無等が不詳であること等から、本試験の信頼性
17 は確保されていないものとされている。(参照 4、29)

18
19 (b) Arnold ら (1980) のラットを用いた二世世代にわたる試験 (再掲)

20 IARC73、FAS17 及び SIAR においても引用されている上述の Arnold
21 ら (1980) の報告によれば、32 日齢の SD ラット (F₀) (各群雌雄各
22 50 匹 (250 mg/kg 体重/日 + 塩化アンモニウム 1% 投与群のみ雄 40 匹、
23 雌 38 匹)) に OTSA (不純物を 100 ppm 未満含有) (0、2.5、25、250
24 mg/kg 体重/日、250 mg/kg 体重/日 + 塩化アンモニウム 1%) を飲水投
25 与 (自由摂取) し、投与開始 90 日後に各群内で雌雄を 1:1 で 1 週間交
26 配し、妊娠、出産及び哺育を経て 142 週まで投与を継続した後にと殺す
27 るとともに、得られた児動物 (F₁) (各群雌雄各 49~50 匹) についても、
28 生後 21 日に離乳後、F₀ と同様の投与を投与 127 週まで継続した後にと
29 殺する試験が実施されている。その結果、体重については、F₀ 及び F₁
30 の 250 mg/kg 体重/日投与群及び 250 mg/kg 体重/日 + 塩化アンモニウム
31 1% 投与群の雌雄で被験物質の投与に関連した増加抑制が認められ、摂
32 餌量の減少を伴っていたとされている。そのほか、生存率、一般状態、
33 血液学的検査及び尿検査において、被験物質の投与に関連した異常は認
34 められなかったとされている。肉眼的観察では腎臓及び膀胱に結石が散
35 見されたが、フィルターを用いた尿ろ過物の観察では全群の腎臓及び膀
36 胱に結石が認められ、結石の構成成分についても被験物質の投与に関連
37 した一定の傾向は認められなかったとされている。全動物について実施
38 された病理組織学的検査においては、膀胱における腫瘍性病変として、
39 良性腫瘍 (膀胱移行上皮乳頭腫) の発生が、F₀ の対照群の雄 1 匹、2.5
40 mg/kg 体重/日投与群の雌雄各 1 匹及び 250 mg/kg 体重/日投与群の雄 1
41 匹並びに F₁ の 2.5 mg/kg 体重/日投与群の雌 2 匹にみられたが、F₀ 及び
42 F₁ ともに悪性腫瘍 (膀胱移行上皮癌) の発生は認められなかったとされ
43 ている。なお、本試験において用いられたラットの膀胱に線虫の寄生は
44 認められなかったとされている。(参照 4、97)

1 (c) Hooson ら (1980) のラット二段階膀胱発がん試験

2 IARC73 においても引用されている上述の Hooson ら (1980) の報告
3 によれば、離乳 Wistar ラット (対照群雌 63 匹、各投与群雌 50 匹) に
4 ついて、表 6 (53 頁) の①～⑦群を設定し、MNU (0、最大 1.5mg)
5 を飽和水溶液 0.15 mL として尿道カテーテルにより単回膀胱内滴下す
6 るイニシエーション段階の処置の 2 週間から 2 年間のプロモーション段
7 階の投与を飲水により行う試験 I が実施されている。また、試験 I の開
8 始 6 か月後に、離乳 Wistar ラット (各群雌 50 匹) について、表 6 の⑧
9 ～⑩群を設定し、MNU (0、最大 1.5mg) を①～⑦群と同様に処置した
10 8 日後から 2 年間のプロモーション段階の投与を混餌により行う試験 II
11 が実施されている。その結果、OTSA の投与による尿 pH 上昇、結晶尿、
12 結石生成及び膀胱病理への影響は認められなかったとされている。また、
13 MNU 処置群において、OTSA の投与や投与したサッカリン中の OTSA
14 混入に関連した膀胱移行上皮の過形成又は腫瘍の発生率の増加は認め
15 られなかったとされている。以上より Hooson らは、OTSA は本試験に
16 において膀胱発がんプロモーション作用に関与しなかったと結論してい
17 る。(参考 4、98)

18
19 (d) 厚生省 (1998) のラット反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験

20 厚生省 (当時) の平成 9 年度既存化学物質安全性点検結果によれば、
21 8 週齢の SD ラット (各群雌雄各 13 匹) に、OTSA (0、20、100、500
22 mg/kg 体重/日) を、雄に対しては交配前 14 日間、交配期間中 14 日間
23 及び交配期間終了後 14 日間の計 42 日間、雌に対しては交配前 14 日間
24 及び最長 14 日間の交配期間を経て哺育 3 日まで (交配後分娩の認めら
25 れなかった動物については妊娠 24 日相当日まで) 強制経口投与 (胃内
26 挿管) し、得られた児動物を哺育 4 日にと殺する反復投与毒性・生殖発
27 生毒性併合試験が実施されている。その結果、500 mg/kg 体重/日投与
28 群の雌の 3 匹が死亡し、2 匹が切迫殺されている。一般状態については、
29 100 mg/kg 体重/日以上投与群の雌雄に自発運動減少及び腹臥姿勢 (投
30 与開始後から)、流涎 (投与期間中期から) 等の変化が認められたとさ
31 れている。体重については、100 mg/kg 体重/日投与群の雄で投与初期
32 に摂餌量低下を伴う低値、雌で妊娠及び哺育期に低値、500 mg/kg 体重
33 /日投与群の雄で投与期間を通じて低値、雌で投与初期に摂餌量低下を伴
34 う低値が認められたとされている。血液学的検査においては、500 mg/kg
35 体重/日投与群の雄で血小板数の高値が認められたとされている。血液生
36 化学的検査では、20 mg/kg 体重/日以上投与群の雄でアルカリホスフ
37 ザターゼ活性の低値、100 mg/kg 体重/日以上投与群の雄で総コレス
38 テロール濃度の高値、500 mg/kg 体重/日投与群の雄で総たん白濃度及
39 び γ -GTP 活性の高値、A/G 比、ブドウ糖及びトリグリセリド濃度の低
40 値が認められたとされている。試験担当者は、アルカリホスファターゼ
41 活性の低下及び血中コレステロール濃度の上昇は甲状腺機能低下の際
42 にも認められる変化であり、また、スルホンアミド類にはブドウ糖濃度
43 を低下させる作用があることから、甲状腺及び膵臓の病理組織学的検査
44 において被験物質投与の影響を示唆する病変は認められていないが、被
45 験物質が甲状腺及び膵臓に明瞭な形態学的変化を伴わない軽微な影響

1 を及ぼす可能性は否定できないとしている。器官重量については、100
2 mg/kg 体重/日以上投与群の雄で腎臓、副腎及び精巣の相対重量の増
3 加、雌で肝臓の相対重量の増加、500 mg/kg 体重/日投与群の雄で肝臓
4 の相対・絶対重量及び腎臓の絶対重量の増加、雌で脳、腎臓及び副腎の
5 相対重量の増加が認められたとされている。剖検では、100 mg/kg 体重
6 /日以上投与群の雄で肝臓の暗色化、腎臓の腫大及び暗色化、雌で肝臓
7 の腫大、肺の肋骨胸膜癒着（癒着部に黄白色塊の付着）及び淡色点、500
8 mg/kg 体重/日投与群の雄で肝臓の腫大、脾臓のリンパ濾胞不明瞭、肺
9 の暗色点及び白色点³⁹⁾等、雌で肝臓の暗色化、肺の横隔膜癒着及び暗赤
10 色点、胸腺の小型化が認められたとされている。病理組織学的検査にお
11 いては、20 mg/kg 体重/日以上投与群の雄で腎尿細管上皮の好酸性小
12 体の形成の頻度及び程度の増加、100 mg/kg 体重/日以上投与群の雌
13 雄で細胞質が軽微な曇り硝子様を呈した小葉中心性の肝細胞肥大、500
14 mg/kg 体重/日投与群の雌で心外膜の線維化及び細胞浸潤、胸腺の萎縮、
15 胸腺被膜の線維化、水腫及び細胞浸潤並びに胸腺被膜上の好中球を含む
16 滲出物が認められたとされている。このことから試験担当者は、肝重量
17 増加は肝細胞肥大を反映したものであり、酵素誘導があったと考察して
18 いる。以上より、試験担当者は、雄については全投与群にアルカリホス
19 ファターゼ活性の低値及び腎尿細管上皮の好酸性小体の形成の増強が
20 みられたことから、本試験における反復投与毒性に係る NOAEL を求め
21 ることができないとし、雌については本試験における反復投与毒性に係
22 る NOAEL を 20 mg/kg 体重/日としている（参照 1 1 6）。一方、SIAR
23 においては、雄ラットにみられた腎臓の変化について雄ラット特有の
24 $\alpha_2\mu$ -グロブリンの蓄積によるものと考えられるとして、本試験における
25 反復投与毒性に係る NOAEL を雌雄ともに 20 mg/kg 体重/日としている
26 （参照 2 9）。

27 28 (e) 厚生省（2000）のラット 28 日間反復投与毒性試験

29 厚生省（当時）の平成 11 年度既存化学物質安全性点検結果によれば、
30 約 5 週齢の SD ラット（各群雌雄各 5～10 匹）に OTSA（0、4、20、
31 100 mg/kg 体重/日）を 28 日間反復強制経口投与（胃内挿管）した後、
32 対照群及び 100 mg/kg 体重/日投与群について 14 日間の回復期間を設け
33 る 28 日間反復投与毒性試験が実施されている。その結果、投与期間中
34 及び回復期間中に死亡した動物はなかったとされている。一般状態につ
35 いては、100 mg/kg 体重/日投与群の雌雄に投与開始 7～10 日後以降投
36 与期間を通じて各投与 15～20 分後に流涎及び活動性低下がみられたが
37 いずれも各投与約 2 時間後までには回復したほか、100 mg/kg 体重/日
38 投与群の雄 1 例に投与開始 15 日後以降断続して腹臥位姿勢がみられた
39 とされている。病理組織学的検査においては、100 mg/kg 体重/日投与
40 群の雄で腎尿細管上皮の好酸性小体の形成が統計学的に有意ではない
41 が増加傾向にあったとされている。好酸性小体の形成は、雄ラット固有
42 の $\alpha_2\mu$ -グロブリンが近位尿細管上皮に取り込まれ好酸性物質として観察
43 される現象であるが、本変化は回復期間終了後においても増加する傾向

³⁹⁾ 病理組織学的検査においてごく軽度な限局性の出血及び軽度な泡沫細胞の集簇が認められたとされている。

1 がみられ、投与中止による回復性は明らかではなかったとされている。
2 そのほか、体重、摂餌量、血液学的検査、血液生化学的検査、尿検査及
3 び器官重量について、被験物質の投与に関連した影響は認められなかつ
4 たとされている。以上より、試験担当者は、100 mg/kg 体重/日投与群
5 の雌雄でみられた流涎及び活動性低下並びに雄でみられた腎尿細管上
6 皮の好酸性小体の形成の増加傾向を基に、本試験における NOAEL を雌
7 雄ともに 20 mg/kg 体重/日としている。(参照 1 1 7)

8 9 (f) 厚生省 (2000) のラット簡易生殖毒性試験

10 厚生省 (当時) の平成 11 年度既存化学物質安全性点検結果によれば、
11 9 週齢の SD ラット (各群雌雄各 13 匹) に、OTSA (0、4、20、100 mg/kg
12 体重/日) を、雄に対しては交配前 14 日間、交配期間中 14 日間及び交
13 配期間終了後 19 日間の計 47 日間、雌に対しては交配前 14 日間及び最
14 長 14 日間の交配期間を経て哺育 3 日まで (交配後分娩の認められなかつ
15 った動物については妊娠 26 日相当日まで) 強制経口投与 (胃内挿管)
16 する簡易生殖毒性試験が実施されている。その結果、死亡し又は切迫殺
17 された動物はなかったとされている。一般状態については、100 mg/kg
18 体重/日投与群の雌雄で流涎及び活動性低下が各投与後一過性にみられ
19 たが、各投与後 4 時間以内には回復したとされている。体重については、
20 100 mg/kg 体重/日投与群の雄でほぼ全投与期間を通じた摂餌量低下を
21 伴わない増加抑制、雌で投与初期に低値及び増加抑制が認められたとさ
22 れている。そのほか、器官重量並びに剖検及び病理組織学的検査におい
23 ては、被験物質の投与に関連した変化は認められなかったとされている。
24 以上より、試験担当者は、本試験における反復投与毒性に係る NOAEL
25 を雌雄ともに 20 mg/kg 体重/日としている。(参照 1 1 8)

26 27 b. PTSA

28 (a) 厚生省 (1992) のラット反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験

29 厚生省 (当時) の平成 3 年度既存化学物質安全性点検結果によれば、
30 8 週齢の SD ラット (各群雌雄各 13 匹) に、PTSA (0、120、300、750
31 mg/kg 体重/日) を、雄に対しては交配前 14 日間、交配期間中 14 日間
32 及び交配期間終了後 14 日間の計 42 日間、雌に対しては交配前 14 日間
33 及び最長 14 日間の交配期間を経て哺育 3 日まで強制経口投与 (胃内挿
34 管) し、得られた児動物を哺育 4 日にと殺する反復投与毒性・生殖発生
35 毒性併合試験が実施されている。その結果、死亡し又は切迫殺された動
36 物はなかったとされている。一般状態については、120 mg/kg 体重/日
37 以上の投与群の雌雄で流涎、750 mg/kg 体重/日投与群の雄で初回投与
38 の翌日及び翌々日に一過性の血尿が認められたとされている。体重につ
39 いては、300 mg/kg 体重/日以上投与群の雌で妊娠期間中の摂餌量低
40 下を伴う増加抑制及び分娩後の低値、750 mg/kg 体重/日投与群の雄で
41 投与初期の摂餌量低下を伴う増加抑制及び全投与期間を通じた低値、雌
42 で妊娠期間中の摂餌量低下を伴う低値が認められたとされている。血液
43 学的検査においては、300 mg/kg 体重/日以上投与群の雄で白血球数
44 の減少等が認められたとされている。血液生化学的検査においては、300
45 mg/kg 体重/日以上投与群の雄で尿素窒素の用量依存的かつ有意な増

1 加、AST 活性及び塩素濃度の上昇、750 mg/kg 体重/日投与群の雄で ALT
2 活性の上昇及びカリウム濃度の低下が認められたとされている。器官重
3 量では、300 mg/kg 体重/日以上以上の投与群の雌で腎臓の相対重量の高値
4 及び胸腺の絶対重量の低下傾向、750 mg/kg 体重/日投与群の雄の腎臓
5 及び精巣の相対重量の高値並びに胸腺の絶対重量の低下傾向がみられ
6 たとされている。剖検では、300 mg/kg 体重/日以上以上の投与群の雌で胸
7 腺の退縮、750mg/kg 体重/日投与群の雄で肝臓の暗色化が認められたと
8 されている。病理組織学的検査においては、120 mg/kg 体重/日以上の上
9 投与群の雄で膀胱の粘膜上皮層の肥厚及び剥離、粘膜固有層の水腫及び
10 細胞浸潤並びに出血、精細管の萎縮及び精細胞の減少、雌で膀胱の粘膜
11 上皮層の肥厚及び粘膜固有層の細胞浸潤、300 mg/kg 体重/日以上の上
12 投与群の雌で胸腺の強い退縮が認められたとされている。以上より、試験
13 担当者は、本試験における反復投与毒性に係る NOAEL を雌雄ともに
14 120 mg/kg 体重/日を下回る用量であるとしている。(参照 1 1 9)

15 c. OSBA

16 (a) Kennedy ら (1976) のラット 13 週間試験

17 FAS17 においても引用されている上述の Kennedy ら (1976) の報告
18 によれば、離乳 SD ラット (各群雌雄各 10 匹) について、対照群のほか、
19 表 5 (48 頁) のような混餌投与群を設定し、13 週間の投与を行う
20 試験が実施されている。その結果、⑥群の雄 1 匹が投与 2 週に死亡した
21 が、これは呼吸器感染によるものと推定されている。そのほか、②群を
22 含め、一般状態、体重、摂餌量、血液学的検査、血液生化学的検査、尿
23 検査、器官重量 (肝臓、腎臓、脾臓、生殖器、心臓及び脳) 並びに剖検
24 及び病理組織学的検査において被験物質の投与に関連した変化は認め
25 られなかったとされている。以上より、Kennedy らは、代謝物又は不
26 純物として生じた OSBA による毒性ハザードはほとんどないと結論し
27 ている。(参照 9 3)

28 (b) Kennedy ら (1976) のイヌ 16 週間試験

29 FAS17 においても引用されている上述の Kennedy ら (1976) の報告
30 によれば、4~5 か月齢の純血統ビーグル犬 (各群雌雄各 3 匹) につい
31 て、対照群のほか、表 5 (48 頁) のような混餌投与群を設定し、16 週
32 間の投与を行う試験が実施されている。その結果、体重については、④
33 群の雌雄で全投与期間を通じた増加抑制がみられたが、より高用量の⑤
34 群及び⑥群ではみられなかったことから、Kennedy らは、この体重増
35 加抑制について生物学的変動を反映したものであるとしている。血液学
36 的検査において、②群及び⑥群の雄で白血球数の増加がみられたが正常
37 値の範囲内であったとされている。血液生化学的検査において、アルカ
38 リホスファターゼ活性が⑥群の雌で増加したが、これについて Kennedy
39 らは、大きな変化ではなく、一貫性がみられないことから正常な生物学
40 的変動を反映したものであると推定している。そのほか、②群を含め、
41 一般状態、摂餌量、尿検査、器官重量 (肝臓、腎臓、脾臓、生殖器、心
42 臓、脳、副腎及び甲状腺) 並びに剖検及び病理組織学的検査において被
43 験物質の投与に関連した変化は認められなかったとされている。以上よ
44
45

1 り、Kennedy らは、代謝物又は不純物として生じた OSBA による毒性
2 ハザードはほとんどないと結論している。(参照 9 3)

3
4 d. CBSA 及び CBSA- NH₄

5 (a) Kennedy ら (1976) のラット 13 週間試験

6 FAS17 においても引用されている上述の Kennedy ら (1976) の報告
7 によれば、離乳 SD ラット (各群雌雄各 10 匹) について、対照群のほか、
8 表 5 (48 頁) のような混餌投与群を設定し、13 週間の投与を行う
9 試験が実施されている。その結果、⑥群の雄 1 匹が投与 2 週に死亡した
10 が、これは呼吸器感染によるものと推定されている。血液学的検査にお
11 いて、③群の雄で白血球数の増加がみられたが正常値の範囲内であった
12 とされている。そのほか、一般状態、体重、摂餌量、血液生化学的検査、
13 尿検査、器官重量 (肝臓、腎臓、脾臓、生殖器、心臓及び脳) 並びに剖
14 検及び病理組織学的検査において被験物質の投与に関連した変化は認
15 められなかったとされている。以上より、Kennedy らは、代謝物又は
16 不純物として生じた σ -CBSA-NH₄ による毒性ハザードはほとんどないと
17 結論している。(参照 9 3)

18
19 (b) Kennedy ら (1976) のイヌ 16 週間試験

20 FAS17 においても引用されている上述の Kennedy ら (1976) の報告
21 によれば、4~5 か月齢の純血統ビーグル犬 (各群雌雄各 3 匹) につい
22 て、対照群のほか、表 5 (48 頁) のような混餌投与群を設定し、16 週
23 間の投与を行う試験が実施されている。その結果、体重については、④
24 群の雌雄で全投与期間を通じた増加抑制がみられたが、より高用量の⑤
25 群及び⑥群ではみられなかったことから、Kennedy らは、この体重増
26 加抑制について生物学的変動を反映したものであるとしている。血液学
27 的検査において、⑥群の雄で白血球数の増加がみられたが正常値の範囲
28 内であったとされている。血液生化学的検査において、アルカリホスフ
29 ァターゼ活性が⑥群の雌で増加したが、これについて Kennedy らは、
30 大きな変化ではなく、一貫性がみられないことから正常な生物学的変動
31 を反映したものであると推定している。そのほか、②群を含め、一般状
32 態、摂餌量、尿検査、器官重量 (肝臓、腎臓、脾臓、生殖器、心臓、脳、
33 副腎及び甲状腺) 並びに剖検及び病理組織学的検査において被験物質の
34 投与に関連した変化は認められなかったとされている。以上より、
35 Kennedy らは、代謝物又は不純物として生じた σ -CBSA-NH₄ による毒
36 性ハザードはほとんどないと結論している。(参照 9 3)

37
38 e. BIT

39 (a) EPA レビュー (1993) でのラット 90 日間試験

40 EFSA 科学パネル意見書 (2006) において引用された EPA レビュー
41 (1993) の内容によれば、ラット成獣 (各群雌雄各 12 匹) に BIT (0、
42 200、900、4,000 ppm) を 90 日間混餌投与する試験が実施されている。
43 通常のバッテリーによって検査及び観察が行われた結果、毒性学的に意
44 義のある所見は、(i) 900 ppm 以上の投与群の雄及び 4,000 ppm 投与群
45 の雌に認められた投与期間を通じた体重の低値並びに(ii) 4,000 ppm 投

1 与群の雌雄（いずれも 11/12 匹）に認められた前胃境界縁の過形成であ
2 るとされている。900 ppm 投与群については、前胃の過形成は認められ
3 なかったが、剖検において雌雄各 1 匹に境界縁の肥厚がみられたとされ
4 ている。EPA レビューの中では、本試験における NOEL は雄で 200 ppm
5 （15.3 mg/kg 体重/日相当）、雌で 900 ppm（78 mg/kg 体重/日相当）と
6 されている。（参照 1 7）
7

8 (b) SCCNFP (2004) のラット 28 日間試験

9 EFSA 科学パネル意見書(2006)においても引用されている SCCNFP
10 (2004) の報告書によれば、Wistar ラット（各群雌雄各 6 匹）に BIT
11 (BIT として 0、12.63、37.89、113.67 mg/kg 体重/日) を 28 日間反復
12 強制経口投与（胃内挿管）する試験（OECD TG407）が実施されている。
13 その結果、一般状態については、113.67 mg/kg 体重/日投与群の雄
14 の全動物で投与 17 日以降、雌の 2 匹で投与 20 日以降に被験物質の投与
15 に関連した流涎が認められたが、回復期には認められなかったことか
16 ら、この流涎は可逆性の変化であることが示唆されている。体重につ
17 いては、113.67 mg/kg 体重/日投与群の雄で、投与 2 週以降に増加抑制、
18 回復期に低値が認められ、雌でも投与 4~6 週に低値が認められたとさ
19 れている。37.89 mg/kg 体重/日投与群に前胃の病変がみられ、被験物質
20 の刺激による影響と考えられたが、対照群及び他の投与群に前胃の病変
21 は認められなかったとされている。そのほか、摂餌量、血液学的検査、
22 血液生化学的検査、神経系への影響に係る検査、器官重量並びに剖検及
23 び病理組織学的検査において被験物質の投与に関連した変化は認めら
24 れなかったとされている。SCCNFP 報告書では、本試験における
25 NOAEL（雌雄の区別なし）は 12.63 mg/kg 体重/日であるとされている。
26 （参照 1 7、7 0）
27

28 (c) SCCNFP (2004) のラット 90 日間試験

29 EFSA 科学パネル意見書(2006)においても引用されている SCCNFP
30 (2004) の報告書によれば、Wistar ラット（各群雌雄各 10 匹）に BIT
31 (BIT として 0、8.42、25.26、63.15 mg/kg 体重/日) を 90 日間反復強
32 制経口投与（胃内挿管）する試験（OECD TG408）が実施されている。
33 その結果、摂餌量については、25.26 mg/kg 体重/日以上投与群の雌及
34 び 63.15 mg/kg 体重/日投与群の雄で低下が認められたとされている。
35 剖検及び病理組織学的検査においては、25.26 mg/kg 体重/日投与群の主
36 として前胃に病変が認められたとされており、被験物質の投与に関連し
37 たものであるが可逆性のものと考えられている。いずれも被験物質の刺
38 激性によるものとされている。そのほか、一般状態、体重、血液学的検
39 査、血液生化学的検査、精子検査、神経系への影響に係る検査及び器官
40 重量において被験物質の投与に関連した変化は認められなかったとさ
41 れている。SCCNFP 報告書では、本試験における NOAEL（雌雄の区
42 別なし）は 8.42 mg/kg 体重/日であるとされている。（参照 1 7、7 0）
43

44 f. MA

45 (a) Hagan ら (1967) のラット 13 週間試験

1 FAS56においても引用されている Hagan ら(1967)の報告によれば、
2 離乳 Osborne-Mendel ラット(各群雌雄各 10 匹)に MA (0、0.1、1% ;
3 0、50、500 mg/kg 体重/日相当)を 13 週間混餌投与する試験が実施さ
4 れている。その結果、一般状態、体重、摂餌量、血液学的検査並びに剖
5 検及び病理組織学的検査において被験物質の投与に関連した変化は認
6 められなかったとされている(参照 7 1、1 2 0)。JECFA は、本試験
7 における NOEL を 1% (500 mg/kg 体重/日相当)としている(参照 7
8 1)。
9

10 (b) Dow (1967) のラット 115 日間試験

11 FAS14 における引用によれば、Dow (1967) は、離乳ラット(各群
12 雌雄各 10 匹)に MA (0、0.3、1% ; 約 0、150~300、500~1,000 mg/kg
13 体重/日相当)を 115 日間混餌投与する試験を実施している。その結果、
14 1%投与群において肝臓重量及び腎臓重量の高値並びに腎臓の軽微な組
15 織学的変化が認められたとしている。そのほか、生存率、一般状態、体
16 重、血液学的検査及び剖検において被験物質の投与に関連した有害影響
17 は認められなかったとしている。JECFA は、本試験における NOAEL
18 を 0.3% (150~300 mg/kg 体重/日相当)としている。(参照 3 0)
19

20 (c) DHEW (1978) のラット 78 週間試験(参考)

21 類縁物質に係る試験であるので参考データであるが、FAS14 におけ
22 る引用によれば、DHEW (1978) は、F344 ラット(各群雌雄各 35 匹)
23 にアントラニル酸(0、1.5、3.0%)を 78 週間混餌投与する試験を実施
24 している。その結果、腫瘍発生の増加は認められず、被験物質の投与に
25 関連した非腫瘍性病変も認められなかったとしている。一方、被験物質
26 の投与に関連したごく軽微な体重増加抑制がみられたが、生存率及び一
27 般状態に異常は認められなかったとしている。(参照 3 0)
28

29 (d) Stoner ら(1973) のマウス 24 週間試験(参考)

30 経口投与による試験ではないので参考データであるが、FAS14 にお
31 ける引用によれば、Stoner ら(1973) は、A/He マウス(各群雌 20 匹)
32 に MA (合計投与量 2,250、11,200 mg/kg 体重)を週 3 回、24 週間反復
33 腹腔内投与する試験を実施している。その結果、原発性の腫瘍の発生率
34 の増加は認められず、Stoner らは、本試験条件下において MA に発がん
35 性は認められなかったとしている。(参照 3 0)
36

37 (e) DHEW (1978) のマウス 78 週間試験(参考)

38 類縁物質に係る試験であるので参考データであるが、FAS14 におけ
39 る引用によれば、DHEW (1978) は、B6C3F₁ マウス(各群雌雄各 35
40 匹)にアントラニル酸(0、2.5、5.0%)を 78 週間混餌投与する試験を
41 実施している。その結果、腫瘍発生の増加は認められず、被験物質の投
42 与に関連した非腫瘍性病変も認められなかったとしている。一方、被験
43 物質の投与に関連したごく軽微な体重増加抑制がみられたが、生存率及
44 び一般状態に異常は認められなかったとしている。(参照 3 0)
45

1 ④ 有機酸ナトリウム塩による雄ラット膀胱腫瘍（参考）

2 その他の有機酸ナトリウム塩による雄ラット膀胱腫瘍発生の作用機序に
3 ついて検討した試験成績として以下のような報告がある。

4
5 a. クエン酸ナトリウム

6 Fukushima ら（1986）の報告によれば、6 週齢の F344 ラット（各群
7 雄 20～25 匹）に BBN（0、0.05%）を 4 週間飲水投与するイニシエーシ
8 ョン段階の処置の後に、クエン酸ナトリウム（0、5%；0、2,500 mg/kg
9 体重/日⁽²⁾）をプロモーションの段階で 32 週間混餌投与する二段階膀胱発
10 がん試験が実施されている。その結果、剖検（膀胱）において、BBN 処
11 置対照群に非常に小さい病変、BBN 処置クエン酸ナトリウム投与群に大
12 きな腫瘍の発生がみられたが、結石は認められなかったとされている。病
13 理組織学的検査においては、BBN 処置クエン酸ナトリウム投与群の膀胱
14 基底膜の乳頭状/結節状過形成、乳頭腫及び癌の発生率及び個数が BBN 処
15 置対照群よりも有意に増加したとされている。一方、BBN 無処置クエン
16 酸ナトリウム投与群に膀胱粘膜の病変は認められなかったとされている。
17 また、別途 6 週齢の F344 ラット（各群雄 5 匹）にクエン酸ナトリウム（0、
18 5%）を 16 週間混餌投与する試験が実施されている。その結果、投与 4、
19 8 及び 16 週での尿検査のいずれにおいても投与群で尿 pH の上昇、リン
20 酸マグネシウムアンモニウム結晶の生成及び尿中ナトリウム排泄量の増
21 加が認められたが、尿中のカルシウムイオン及びマグネシウムイオン濃度
22 に変化はなかったとされている。Fukushima らは、本試験において認め
23 られたクエン酸ナトリウムによる膀胱発がんプロモーション作用は尿 pH
24 上昇、尿中結晶生成及び尿中ナトリウムイオン濃度が関係していると推定
25 している。（参照 1 2 1）

26
27 b. グルタミン酸ナトリウム

28 de Groot ら（1988）の報告によれば、離乳 Wistar ラット（各群雄 10
29 匹）について、対照群のほか、グルタミン酸一ナトリウム 6%、グルタミ
30 ン酸一ナトリウム 6%+炭酸水素ナトリウム 1.6%、グルタミン酸一ナトリ
31 ウム 6%+塩化アンモニウム 1.0%又は炭酸水素カリウム 2.5%を混餌投与
32 する群を設定し、穀物ベース飼料又はカゼインベース配合飼料を用いて
33 13 週間混餌投与を行う試験が実施されている。その結果、膀胱移行上皮
34 過形成の発生率は、穀物ベース飼料混餌による対照群で 2/10 匹、グルタ
35 ミン酸一ナトリウム 6%投与群で 4/10 匹及びグルタミン酸一ナトリウム
36 6%+炭酸水素ナトリウム 1.6%投与群で 2/10 匹であったのに対し、アル
37 カリ化剤である炭酸水素カリウム 2.5%投与群で 7/10 匹と有意な増加が認
38 められたとされている。一方、カゼインベース配合飼料混餌によるグルタ
39 ミン酸一ナトリウム 6%投与群では 1/10 匹、それ以外の投与群ではいず
40 れも 0/10 匹であった。なお、カゼインベース配合飼料混餌投与群の尿 pH
41 は、穀物ベース飼料混餌投与群よりも低かったことから、穀物ベース飼料
42 はカゼインベース配合飼料よりも過剰塩基を多く含んでいたとされてい
43 る。また、別途離乳 Wistar ラット（各群雄 10 匹）に炭酸水素カリウム（0、
44 5%）を穀物ベース飼料又はカゼインベース配合飼料を用いて 13 週間混餌
45 投与する試験が実施されている。その結果、膀胱移行上皮過形成の発生率

1 は、カゼインベース配合飼料混餌投与群で 6/10 匹、穀物ベース飼料混餌
2 投与群で 10/10 匹と、後者に有意な高値が認められたとされている。以上
3 より de Groot らは、飼料の酸塩基バランスを操作することによりラット
4 膀胱移行上皮過形成を誘発することができると結論している。(参照
5 1 2 2)

6 7 c. コハク酸ナトリウム

8 Otoshi ら (1993) の報告によれば、6 週齢の F344 ラット (BBN 処置
9 各群雄 16 匹、BBN 無処置各群雄 8 匹) に BBN (0, 0.05%) を 4 週間飲
10 水投与するイニシエーション段階の処置の後に、コハク酸、コハク酸ナト
11 リウム又はコハク酸二ナトリウム (0, 5% ; 0, 2,500 mg/kg 体重/日⁽²⁾)
12 をプロモーションの段階で 32 週間混餌投与する二段階膀胱発がん試験が
13 実施されている。その結果、投与終了後 (投与開始 36 週後) の尿 pH は、
14 BBN 処置対照群及び BBN 処置コハク酸投与群で 6.69 及び 6.03 であつた
15 のに対し、BBN 処置コハク酸ナトリウム投与群及び BBN 処置コハク酸二
16 ナトリウム投与群では 8.06 及び 8.16 とほぼ同様の高値であつたが、尿中
17 ナトリウム濃度は 229 mEq/L 及び 335 mEq/L と BBN 処置コハク酸二ナ
18 トリウム投与群で統計学的に有意に高かつたとされている。BBN 無処置
19 群には前腫瘍性病変 (乳頭状/結節状過形成) 及び膀胱腫瘍 (乳頭腫及び癌)
20 の発生は認められなかったが、BBN 処置コハク酸ナトリウム投与群及び
21 BBN 処置コハク酸二ナトリウム投与群では前腫瘍性病変及び膀胱腫瘍の
22 発生率及び個数が有意に増加したとされている。膀胱腫瘍の発生率につ
23 いては、BBN 処置コハク酸ナトリウム投与群と BBN 処置コハク酸二ナト
24 リウム投与群との間で差がみられなかったが、BBN 処置コハク酸二ナト
25 リウム投与群の膀胱腫瘍の表面積は BBN 処置コハク酸ナトリウム投与群の
26 それよりも有意に大きかつたとされている。この膀胱腫瘍表面積につ
27 いては、ナトリウム摂取量との関連性が認められたとされている。Otoshi ら
28 は、尿 pH が同一の条件下では、膀胱腫瘍の増大は尿中ナトリウム濃度
29 に関連するとしている。(参照 1 2 3)

30 31 ⑤ トリプトファン蓄積～インドール類過剰排泄

32 IARC73 における引用によれば、Sims & Renwick (1983) は、雄 SD ラ
33 ットに、サッカリンナトリウム (0~10% ; 0~5,000 mg/kg 体重/日相当)、
34 トリプトファン 2%又はトリプトファン 2%+サッカリンナトリウム 5%を 1
35 ~2 か月間混餌投与し、膀胱発がんの機序を探索する試験を実施している。
36 その結果、サッカリンナトリウムの投与に関連したインジカン (インドール
37 の代謝物) の尿中排泄量の増加が認められ、サッカリンナトリウム 10%投与
38 群では 24 時間尿中排泄量が 3.1 倍に増加したとしている。また、盲腸壁重
39 量及び盲腸内容物重量の用量依存性の増加、盲腸中インドール類濃度の増加
40 が認められたとしている。Sims & Renwick は、盲腸中のたん白質及びトリ
41 プトファンの蓄積によるものと推定しており、サッカリンナトリウムが腸内
42 におけるたん白質の消化に作用し、腸内細菌叢による食餌中トリプトファン
43 のインドール類 (膀胱発がん補助物質) への変換を促進し、それが膀胱腫瘍
44 発生に寄与するという仮説に合致するものであつたとしている。また、
45 Lawrie ら (1985) は、雄ラットにサッカリンナトリウム (7.5% ; 3,750 mg/kg

1 体重/日相当) を 40 日間混餌投与したところ、インジカンのほか、チロシンの
2 腸内細菌叢による代謝物である *p*-クレゾールの尿中排泄量が用量に依存
3 して増加したとしている。(参照 4)

4
5 IARC73 における引用によれば、Sims & Renwick (1985) は、雌雄 SD
6 ラットにサッカリンナトリウム (7.5% : 3,750 mg/kg 体重/日相当) を交配 6
7 週間前から混餌投与する試験を実施している。その結果、得られた児動物は、
8 哺育期間中の乳汁を経由してより高濃度のインジカンに暴露されたとして
9 いる。また、児動物においては、盲腸の拡張、盲腸中たん白質量、尿量及び
10 尿中インジカン排泄量の増加並びに盲腸中トリプトファナーゼ活性の低下
11 が認められたが、これらの変化に性差はみられなかったとしている。別途、
12 母動物にサッカリンナトリウムを出産後から混餌投与した群の児動物にお
13 いては、上記の変化と一貫性のある変化はみられず、変化にばらつきがみら
14 れたとしている。これについて Sims & Renwick は、トリプトファナーゼ活
15 性のばらつきによるものであるとしている。(参照 4)

16
17 IARC73 及び FAS32 における引用によれば、Anderson ら (1988) (再掲)
18 は、離乳雄 SD ラットにサッカリンナトリウム (5% ; 2,500 mg/kg 体重相当)
19 又は等モルのサッカリンカルシウム、サッカリン若しくはサッカリンカリウ
20 ムを 10 週間混餌投与した後の盲腸重量及び盲腸+内容物の重量の増加に各
21 群間で差は認められなかったとしている。(参照 4、2 2)

22
23 IARC73 における引用によれば、Roberts & Renwick (1985) は、ヒト
24 15 例にサッカリンナトリウム (0、1,000 mg/人/日) を 1 か月間経口摂取さ
25 せ、摂取前、摂取中及び摂取後の尿を検査したところ、尿中インジカン排泄
26 量は対照群及び投与群ともに大きくばらつき、サッカリンナトリウム投与の
27 影響を受けなかったとしている。(参照 4)

28
29 IARC ワーキンググループは、Shoenig & Anderson (1985) によってサ
30 ッカリンナトリウムを投与した雌は雄よりも盲腸重量が増加すること、
31 Anderson ら (1988) によってサッカリンナトリウム以外のサッカリン類に
32 よっても盲腸重量が増加することが明らかにされたことから、サッカリンナ
33 トリウム投与によってたん白質代謝が変化し、トリプトファンが蓄積し、そ
34 れが腸内細菌叢で変換されて尿中に排泄されたインドール類が膀胱発がん
35 を促進するという Sims & Renwick の仮説では、サッカリンナトリウムによ
36 るラット膀胱の腫瘍発生における性差及びカチオン特異性を説明すること
37 ができないと結論している。(参照 4)

38 39 (4) 生殖発生毒性

40 ① サッカリン及びサッカリンナトリウム

41 サッカリンカルシウムを被験物質とした生殖発生毒性に関する試験成績
42 としては、IARC73 において Adkins ら (1972) の抄録報告 (ラット及びハ
43 ムスターにサッカリンカルシウム (10、100 g/日) を投与する催奇形性試験)
44 が引用されている (参照 4) が、その詳細を確認することは出来なかった。

45 サッカリン又はサッカリンナトリウムを被験物質とした生殖発生毒性に

1 関する試験成績として以下のような報告がある。

2
3 a. ラット

4 (a) Lessel (1971) のラット生殖発生毒性試験

5 Lessel (1971) の報告によれば、妊娠 Boots-Wistar ラット (各群 6
6 匹) にはサッカリンナトリウム (0、6,000 mg/kg 体重/日) を妊娠 1～
7 20 日に反復投与 (投与経路不詳) し、妊娠 21 日に帝王切開を行う試験
8 が実施されている。その結果、投与開始初期に母動物の体重増加抑制が
9 認められたが、胎児生存率、同腹生存胎児数及び胎児体重に被験物質の
10 投与に関連した変化は認められず、胎児の病理組織学的検査結果は正常
11 であり、被験物質に催奇形性は認められなかったとされている。また、
12 別の群 (対照群 12 匹、投与群 9 匹) を設けて、サッカリンナトリウム
13 (0、6,000 mg/kg 体重/日) を、妊娠期間中を通して反復投与 (投与経
14 路不詳) し、自然分娩させ、出産後は投与をやめ、得られた児動物が離
15 乳するまで観察を行う試験が実施されている。その結果、出生率、同腹
16 生存児動物数、離乳時児動物生存率及び離乳時児動物体重に被験物質の
17 投与による影響は認められず、児動物に奇形は認められなかったとされ
18 ている。さらに、生殖能力の確認されたラット (各群雄 10 匹、雌 20
19 匹) にサッカリン (0、1%) を 60 日間混餌投与した後に交配する試験
20 が実施されており、妊娠率及び出産時の同腹生存児動物数に対照群と投
21 与群との間で差は認められなかったとされている。(参照 8 8)

22
23 (b) Tanaka ら (1973) のラット生殖発生毒性試験

24 Tanaka ら (1973) の報告によれば、10～12 週齢の妊娠 Wistar ラッ
25 ト (各群 20 匹) にサッカリンナトリウム (純度不詳) (0、480、950、
26 1,900、3,800 mg/kg 体重/日⁴⁰) を妊娠 7～13 日の 7 日間反復強制経口
27 投与 (胃内挿管) し、妊娠 20 日に各群 15 匹を帝王切開し、残る各群 5
28 匹については自然分娩させ、得られた児動物を 3 週間観察した後にと殺
29 する試験が実施されている。

30 その結果、母動物については、3,800 mg/kg 体重/日投与群で投与開始
31 後一時的な体重増加抑制及び摂餌量の減少がみられたほかは妊娠期間
32 中に毒性兆候は認められなかったとされている。また、帝王切開した母
33 動物では、胎児を含む子宮重量、胎盤重量、黄体数、着床数及び着床率
34 に対照群と投与群との間で差は認められず、胎盤遺残が散見されたもの
35 の、用量相関性はなく、すべて対照群の背景データの範囲内であったと
36 されている。

37 帝王切開群の胎児については、被験物質の投与に関連した死亡率及び
38 発育遅延の増加はなく、対照群を含む全群で同腹生存胎児数は同様であ
39 り、外表・内臓奇形を有する胎児は認められなかったとされている。骨
40 格検査では、投与群に中手骨数及び尾椎骨数のわずかな増加がみられた
41 が、対照群の背景データの範囲内であり、足根骨数及び胸骨分節形状に
42 対照群と投与群との間で顕著な差はなく、そのほか対照群を含む全群で

⁴⁰ 別途実施した 2 週間反復経口投与毒性試験結果及び妊娠 13 日の単回経口投与急性毒性試験結果 (LD₅₀: 9,510 mg/kg 体重) を基に設定したとされている。

1 通常はみられないような奇形はなかったとされている。

2 自然分娩群の出生児については、母動物の妊娠期間、体重増加、離乳
3 率及び器官重量に対照群と投与群との間で差はなく、対照群を含む全群
4 の児動物に離乳時の行動異常は認められなかったとされている。950
5 mg/kg 体重/日投与群の 1 匹に腰肋骨の発生がみられたが、対照群を含
6 む全群において外表、内臓及び骨格の奇形は認められなかったとされて
7 いる。(参照 1 2 4)

8
9 (c) Taylor & Friedman (1974) のラットを用いた三世代にわたる生殖発
10 生毒性試験

11 FAS17 における引用によれば、Taylor & Friedman (1974) は、ラ
12 ットに RF 法で製造されたサッカリンナトリウム(純度不詳) (0⁽⁴¹⁾、0.01、
13 0.1、1.0、5.0、7.5% ; 0、5、50、500、2,500、3,750 mg/kg 体重/日⁽²⁾)
14 を三世代にわたって混餌投与する試験を実施している。その結果、F_{1a}
15 児動物については、5.0%以上の投与群の体重が雄で 12~20%、雌で 17
16 ~29%低かったが、投与の経過に従って雌雄ともに他群との差はみられ
17 なくなるとしている。F_{2a} 世代については、胎児期の受胎率及び新生
18 児期の生存率は被験物質の投与による影響を受けなかったが、5.0%以上
19 の投与群の胎児期の平均同腹生存胎児数は若干減少し、離乳時の生存率
20 及び体重並びに離乳率は低値であったとしている。F_{2b} 世代については、
21 5.0%以上の投与群の離乳時体重が低値であったとしている(参照 9)。
22 本専門調査会としては、本試験における NOAEL を 1.0% (500 mg/kg
23 体重/日) と評価した。

24
25 (d) Tisdell ら (1974) のラットを用いた二世代にわたる試験 (再掲)

26 IARC73 及び FAS17 においても引用されている Tisdell ら (1974) の
27 報告によれば、離乳 SD ラット (F₀) に RF 法で製造されたサッカリン
28 ナトリウム(純度不詳⁽¹⁹⁾) (0、0.05、0.5、5% ; 0、25、250、2,500 mg/kg
29 体重/日⁽²⁾) を混餌投与(飼料: Purina Lab Chow) し、その後交配し、
30 雌については妊娠及び哺育期間中も投与を継続し、得られた児動物 (F₁)
31 (各群雌雄各 20 匹) には離乳後最長 100 週間 F₀ と同様の投与を行い、
32 F₁ における腫瘍発生等を観察する試験が実施されている。その結果、
33 F₁ 児動物の 5%投与群で離乳時体重の顕著な増加抑制が認められたほか
34 は生殖発生毒性に係る異常は認められなかったとされている。(参照 4、
35 9、9 0)

36
37 (e) Lederer & Pottier-Arnould (1973) 及び Lederer (1977) のラット
38 発生毒性試験

39 IARC22 においても引用されている Lederer & Pottier-Arnould
40 (1973) の報告によれば、妊娠 Wistar ラット(対照群 21 匹、投与群
41 13 匹) にサッカリン (0、0.3%) を妊娠前から妊娠期間中を通じて混餌
42 投与し、妊娠 20 日に帝王切開し、胎児の水晶体、網膜及び視神経の組
43 織学的検査を行う試験が実施されている。その結果、水晶体の形態学的

⁴¹ 基礎飼料に、サッカリンナトリウム 5%相当量のナトリウムを炭酸ナトリウムとして添加したものとされている。

1 変化が、対照群の胎児 17/137 匹にみられたのに対し、投与群の胎児
2 26/79 匹にみられたとされている。また、IARC22 においても引用され
3 ている Lederer (1977) の報告によれば、妊娠 Wistar ラット (対照群
4 52 匹、投与群 13~35 匹) について、対照群のほか、M 法により製造さ
5 れたサッカリン (0.15、0.3、3% ; 75、150、1,500 mg/kg 体重/日^②)
6 又は RF 法により製造されたサッカリン (0.3、3% ; 150、1,500 mg/kg
7 体重/日^②) を混餌投与する群を設定し、妊娠期間中を通じて投与し、妊
8 娠 9 日及び 20 日に帝王切開を行い、胚の吸収、胎児体重及び胎盤重量
9 の観察並びに胎児の水晶体、網膜及び視神経の組織学的検査を行う試験
10 が実施されている。その結果、0.3%以上の RF 法製サッカリン投与群及
11 び 3%以上の M 法製サッカリン投与群で胚吸収率の増加が認められたと
12 されている。また、0.3%以上の RF 法製サッカリン投与群で胎盤重量の
13 増加並びに胎児の水晶体、網膜及び視神経の形態学的変化に係る指数の
14 高値が認められたとされている。Lederer は、水晶体等の形態学的変化
15 について不純物が原因ではないかと考察している (参照 3 3、1 2 5、
16 1 2 6)。IARC22 では、本試験成績について、対照群でも変化が認め
17 られていることから、組織学的検査上のアーチファクトである可能性を
18 排除できないとされている (参照 3 3)。本専門調査会としても、水晶
19 体等の形態学的変化が認められたとする本試験成績について、組織学的
20 検査上のアーチファクトである可能性を排除することができないもの
21 と評価した。

22
23 (f) Arnold ら (1979) のラットを用いた二世代にわたる試験

24 Arnold ら (1979) らの報告によれば、平均体重 175 g の SD ラット
25 (F₀) (各群雄雌各 50 匹) にサッカリンナトリウム (0、5%) を 100
26 日間混餌投与した後に雌雄を 1 : 1 で交配し、雌については妊娠、出産
27 及び哺育期間中も投与を継続し、得られた児動物 (F₁) についても離乳
28 後から親動物と同様の混餌投与を行い、F₁ 各群各腹 2 匹計 30 匹の雄を
29 生後 8 日又は 21 日にと殺し、残りの F₁ 児動物については生後 105 日に
30 と殺する試験が実施されている。その結果、F₀ の生殖に係るパラメータ
31 や F₁ の生存児数、生後 4 日体重並びに生後 8 日、21 日及び 105 日の尿
32 路の剖検及び病理組織学的検査において被験物質の投与に関連した変
33 化は認められなかったとされている。(参照 1 2 7)

34
35 (g) Taylor ら (1980) のラットを用いた二世代にわたる試験 (再掲)

36 IARC73 及び FAS17 においても引用されている上述の Taylor ら
37 (1980) の報告によれば、離乳 SD ラット (F₀) (各群雄 10 匹、雌 20
38 匹) に、RF 法で製造されたサッカリンナトリウム (純度不詳、OTSA 約
39 350 ppm を含有) (0、0.01、0.1、1.0、5.0、7.5% ; 0、5、50、500、
40 2,500、3,750 mg/kg 体重/日相当) を交配 (約 10 週齢時)、妊娠及び出
41 産を経て児動物の離乳まで混餌投与した後にと殺し、得られた児動物
42 (F₁) (各群雌雄各 48 匹) についても離乳後から各投与群で生存率が
43 20%になるまで F₀ と同様の混餌投与を行い、対照群の生存率が 20%に
44 なった時点で全生存動物をと殺する試験が実施されている。その結果、
45 上述のとおり F₁ の 5.0%以上の投与群の雌雄の離乳時に体重の低値がみ

1 られ、その後も F₁ の 7.5% 投与群の雄に体重増加抑制が認められたが、
2 摂餌効率に影響は認められなかったとされている。(参照 4、9、96)

3
4 (h) Arnold ら (1980) のラットを用いた二世世代にわたる試験 (再掲)

5 IARC73 及び FAS17 においても引用されている上述の Arnold ら
6 (1980) の報告によれば、32 日齢の SD ラット (F₀) (各群雌雄各 50
7 匹) に M 法で製造されたサッカリンナトリウム (水溶性不純物 40~50
8 ppm、OTSA 0.05 ppm 未満を含有) (0、5% ; 0、2,500 mg/kg 体重/日
9 相当) を混餌投与し、投与開始 90 日後に各群内で雌雄を 1:1 で 1 週間
10 交配し、妊娠、出産及び哺育を経て 142 週まで投与を継続した後にと殺
11 するとともに、得られた児動物 (F₁) (各群雌雄各 49~50 匹) について
12 も、生後 21 日に離乳後、F₀ と同様の投与を投与 127 週まで継続した後
13 にと殺する試験が実施されている。その結果、F₀ の生殖に係るパラメー
14 タ (受精率、妊娠率、生存胎児数及び胎児体重) において被験物質の投
15 与に関連した変化は認められなかったとされている。なお、上述のとおり
16 F₁ の 5% 投与群の雌雄で被験物質の投与に関連した体重増加抑制が認
17 められたとされている。(参照 4、9、97)

18
19 (i) Colson ら (1984) のラット発生毒性試験

20 Colson ら (1984) の報告によれば、妊娠 Wistar ラット (各群 20 匹)
21 について、対照群のほか RF 法製サッカリンナトリウム (0.3、3%)、精
22 製 RF 法製サッカリンナトリウム (0.3、3%)、RF 法製サッカリンアン
23 モニウム (0.3、3%) 又は M 法製サッカリン (0.15、0.3、3%) を混餌
24 投与する群を設定し、妊娠 0 日から投与を開始し、妊娠 20 日に帝王切
25 開を行い、胎児の眼球奇形等の程度 (催奇形指数) 及び発生率をみる試
26 験が実施されている (参照 128)。本専門調査会としては、本報告に
27 ついては実験の詳細が不明であり、本報告の試験結果に基づいて
28 NOAEL を設定することはできないと判断した。

29
30 b. マウス

31 (a) Tanaka ら (1973) のマウス生殖発生毒性試験

32 Tanaka ら (1973) の報告によれば、8~10 週齢の妊娠 ICR マウス (各
33 群 10 匹) にサッカリンナトリウム (純度不詳) (0、62.3、125、250、
34 500、1,000 mg/kg 体重) を妊娠 6 日に単回強制経口投与 (胃内挿管)
35 し、妊娠 18 日に帝王切開する試験が実施されている。その結果、母動
36 物については、妊娠中の体重増加に対照群と投与群との間で差はほとん
37 どなく、一般状態について異常が認められた動物はおらず、胎児を含む
38 子宮重量、胎盤重量及び着床数に対照群と投与群との間で差は認められ
39 なかったとされている。胎児については、生存胎児数、死亡率並びに生
40 存胎児の体重、体長及び尾長に対照群と投与群との間で差は認められな
41 かったとされている。Tanaka らは、本試験において被験物質の投与に
42 関連した胚/胎児に対する影響は認められなかったとしている。(参照 1
43 24)

44
45 (b) Kroes ら (1977) のマウスを用いた七世代にわたる試験 (再掲)

1 IARC73 及び FAS17 においても引用されている上述の Kroes ら
2 (1977) の報告によれば、F_{1a} のほか F_{2b} についても離乳後にと殺し、
3 F_{3c} 及び F_{4b}~F_{6b} については妊娠 20 日の胎児の時点で取り出し、生殖
4 発生毒性に係る試験が実施されている。その結果、個別世代の対照群と
5 投与群との間で有意差のみられた生殖発生に係るパラメータが散見さ
6 れたが、いずれも世代間で一貫性のある変化ではなく、被験物質の投与
7 に関連したものではないとされている。さらに、F_{6b} については、骨格
8 異常及び内臓異常の検査が行われ、被験物質の投与に関連した異常は認
9 められなかったとされており、被験物質 (サッカリン) に催奇形性は認
10 められなかったとされている。Kroes らは、本試験において被験物質 (サ
11 ッカリン) の投与に関連した胚/胎児に対する影響は認められなかったと
12 結論している。(参照 4、9、109)

13 (c) Dropkin ら (1985) のマウス生殖発生毒性試験

14 IARC73 における引用によれば、Dropkin ら (1985) は、妊娠 ICR
15 マウス (対照群 10 匹、各投与群 5 匹) にサッカリンナトリウムを(i) 妊
16 娠 10 日に単回腹腔内投与 (0、500、1,000、2,000 mg/kg 体重)、(ii) 妊
17 娠 5~15 日に反復強制経口投与 (胃内挿管) (0、5、10、25 mg/kg 体
18 重/日) 又は(iii) 妊娠 0~17 日に飲水投与 (0、5、10、20%) し、妊娠
19 17 日に帝王切開して胎児の生存、成長及び奇形をみる試験を実施して
20 いる。その結果、25 mg/kg 体重/日反復強制経口投与群の胚吸収率(5/52)
21 が対照群 (7/125) よりもわずかに増加傾向にあったが、統計学的に有
22 意な変化ではなかったとしている。全胎児中唯一の奇形は、25 mg/kg
23 体重/日反復強制経口投与群の 1 匹に認められた口蓋裂であったとして
24 いる (参照 4)。本専門調査会としては、本試験については用いた動物
25 数が少ないことから、本試験における NOAEL を正確に評価することは
26 できないものと考えた。

27 (d) Seidenberg ら (1986) のマウス生殖発生毒性試験

28 IARC73 における引用によれば、Seidenberg ら (1986) は、ICR マ
29 ウス母動物にその短期試験での MTL に相当する用量のサッカリン (化
30 学形不詳) を強制経口投与したところ、児動物の生存率、成長及び形態
31 に影響はみられなかったとしている。(参照 4)

32 (e) NTP (1997) のマウスを用いた二世世代にわたる試験

33 IARC73 における引用によれば、NTP (1997) は、CD-1 マウスにサ
34 ッカリンナトリウム (0、1.25、2.5、5% ; 0、3,500、5,900、8,100 mg/kg
35 体重/日相当) を二世世代にわたって飲水投与する試験を実施している。そ
36 の結果、死亡率については、F₀ の 5%投与群で有意な増加が認められた
37 としている。摂水量については、F₀ の 5%投与群で 10~20%減少した一
38 方、F₀ の 1.25%及び 2.5%投与群ではそれぞれ 20%及び 40%増加してお
39 り、F₀ の 5%投与群の死亡率増加は脱水によるものであるとしている。
40 5%投与群において生存児数の減少及び児数で調整した F₁ 胎児体重の減
41 少が認められたとしている。さらに F₁ の対照群及び 2.5%投与群につい
42 て投与を継続し、交配を行ったところ、摂水量の増加がみられたが、被
43
44
45

1 験物質の投与に関連した生殖能への影響は認められなかったとしてい
2 る(参照4)。本専門調査会としては、本試験におけるNOAELを2.5%
3 (5,900 mg/kg 体重/日)と評価した。

4
5 **c. ウサギ**

6 **(a) Lessel (1971) のウサギ生殖発生毒性試験**

7 Lessel (1971) の報告によれば、妊娠ウサギ(週齢不詳)(対照群 7
8 匹、投与群 8 匹)にサッカリンナトリウム(0、600 mg/kg 体重/日)を
9 妊娠 1~29 日に反復投与(投与経路不詳)し、妊娠 30 日に帝王切開す
10 る試験が実施されている。その結果、投与開始初期に母動物の体重増加
11 抑制が認められたが、胎児生存率、同腹生存胎児数及び胎児体重に被験
12 物質の投与に関連した変化は認められず、胎児の病理組織学的検査結果
13 は正常であり、被験物質に催奇形性は認められなかったとされている。
14 (参照 8 8)

15
16 **d. *In vitro* 試験**

17 **(a) Kitchen & Ebron (1983) のラット胚試験**

18 IARC73 における引用によれば、Kitchen & Ebron (1983) は、妊娠
19 10.5~12.5 日のラット胚をサッカリン(1mM)に暴露させる *in vitro*
20 試験を実施しており、代謝活性化系の有無にかかわらず胚の成長及び形
21 態に影響は認められなかったとしている。(参照 4)

22
23 **(b) Pratt & Willis (1985) の初代培養ヒト胚細胞を用いた試験**

24 IARC73 における引用によれば、Pratt & Willis (1985) は、初代培
25 養ヒト胚口蓋間充織細胞を用いた *in vitro* 試験系で、サッカリンナトリ
26 ウムの 50%増殖抑制濃度は 5.35 mg/mL (26 mM) であり、当該試験系
27 で 1 mM 未満のサッカリンナトリウムに催奇形性が示唆されたとした
28 が、Steele ら(1988)は、多施設間において初代培養ヒト胚口蓋間充
29 織細胞の増殖試験等を行ったところサッカリンの催奇形性を示す証拠
30 は得られなかったとしている。(参照 4)

31
32 **(c) Renault ら(1989) のラット胚芽培養細胞を用いた試験**

33 IARC73 における引用によれば、Renault ら(1989)は、ラット胚芽
34 芽培養細胞株を用いた *in vitro* 試験を実施し、その軟骨形成及び細胞増
35 殖に影響のみられたサッカリン(化学形不詳)濃度を 2.6 mg/mL 及び
36 4.1 mg/mL としている。(参照 4)

37
38 **(d) Newall & Beedles (1996) のマウス胚幹細胞試験**

39 IARC73 における引用によれば、Newall & Beedles (1996)は、*in vitro*
40 で 0.5 mg/mL 以下の濃度のサッカリンはマウス胚幹細胞の分化を阻害
41 しないとしている。(参照 4)

42
43 **② 不純物**

44 サッカリン及びその塩類の不純物とされる物質を被験物質とした生殖発
45 生毒性に関する試験成績として以下のような報告がある。

1
2 a. OTSA

3 (a) Lederer (1977) のラット発生毒性試験 (再掲)

4 上述の Lederer (1977) の報告によれば、妊娠 Wistar ラット (対照
5 群 52 匹、投与群 20 匹) に、OTSA (0、0.1%) を、妊娠期間中を通じ
6 て混餌投与し、妊娠 9 日及び 20 日に帝王切開を行い、胚の吸収率、胎
7 児体重及び胎盤重量の観察並びに胎児の水晶体、網膜及び視神経の組織
8 学的検査を行う試験が実施されている。その結果、胚吸収率、胎児体重
9 並びに水晶体、網膜及び視神経の形態学的変化に係る指数に変化はなか
10 ったが、胎盤重量の増加が認められたとされている (参照 3 3、1 2 5、
11 1 2 6)。IARC22 では、本試験成績について、対照群でも変化が認め
12 られていることから、組織学的検査上のアーチファクトである可能性を
13 排除できないとされている (参照 3 3)。本専門調査会としても、水晶
14 体等の形態学的変化が認められたとする本試験成績について、組織学的
15 検査上のアーチファクトである可能性を排除することができないもの
16 と評価した。

17
18 (b) Arnold ら (1979) らのラット生殖発生毒性試験

19 Arnold ら (1979) らの報告によれば、平均体重 175 g の SD ラット
20 (F_0) (各群雌 24~27 匹) を雌雄 1:1 で平均体重 250 g の無処置雄と交
21 配し、OTSA (0、40、100、250 mg/kg 体重/日) を妊娠 1 日から児動
22 物が離乳するまでの計 43 日間反復強制経口投与 (胃内挿管) し、得ら
23 れた児動物 (F_1) のうち各腹からほぼ同数を無作為に選抜し、生後 8、
24 15 及び 21 日にその日の F_0 母動物への投与 2 時間後に中間と殺 (それ
25 ぞれ各群 13~21 匹) し、残りの F_1 児動物については F_0 母動物と同様
26 の投与を生後 105 日まで行った後にと殺する試験が実施されている。そ
27 の結果、 F_0 母動物の生殖に係るパラメータや平均生存児数に変化は認め
28 られなかったとされている。体重については、 F_1 の 100 mg/kg 体重/日
29 以上の投与群の雌雄で離乳後 3 週から 9 週にかけて低値が認められたと
30 されている。尿検査においては、 F_1 児動物の 40 mg/kg 体重/日以上
31 の投与群で尿 pH の若干の低下 ($\Delta 0.1 \sim 0.5$) がみられたが、用量相関性は
32 認められなかったとされている。尿路の剖検及び病理組織学的検査にお
33 いては、膀胱結石が、肉眼では全く認められなかったが、鏡検では生後
34 21 日以降の児動物の雌雄で用量相関性をもって認められたとされてい
35 る。生後 105 日の 100 mg/kg 体重/日投与群の雄 1 匹及び 250 mg/kg 体
36 重/日投与群の雄 2 匹の膀胱に微細な限局性の移行上皮過形成が認めら
37 れたとされている。

38 また、別途平均体重 175 g の SD ラット (F_0) (各群雄 40~50 匹、雌
39 38~50 匹) に OTSA (0、2.5、25、250 mg/kg 体重/日)、OTSA (250
40 mg/kg 体重/日) + 塩化アンモニウム (1% 飲水投与) 又はサッカリンナ
41 トリウム (5%) を 100 日間混餌投与した後に雌雄を 1:1 で交配し、雌
42 については妊娠、出産及び哺育期間中も投与を継続し、得られた児動物
43 (F_1) についても離乳後から親動物と同様の混餌投与を行い、 F_1 各群各
44 腹 2 匹計 30 匹の雄を生後 8 日又は 21 日にと殺し、残りの F_1 児動物に
45 ついては生後 105 日にと殺する試験が実施されている。その結果、 F_0

1 の生殖に係るパラメータや F₁ の生存児数に被験物質の投与に関連した
2 変化は認められなかったとされている。出生直後の児動物への影響とし
3 ては、OTSA の 250 mg/kg 体重/日投与群において生後 1 日及び 4 日の
4 平均生存児動物数並びに生後 4 日の体重の減少が認められたとされて
5 いる。生後 105 日の児動物においても、250 mg/kg 体重/日投与群の雌
6 雄で、塩化アンモニウム飲水投与の有無にかかわらず体重の低値が認め
7 られたとされている。尿路の剖検及び病理組織学的検査においては、生
8 後 8 日の F₁ の OTSA 投与群 (250 mg/kg 体重/日 + 塩化アンモニウム
9 1% 飲水投与群を除く。) において腎結石及び膀胱病変の発生率に用量相
10 関性が認められたとされている。腎結石は、対照群で 6/30 匹、2.5 mg/kg
11 体重/日投与群で 5/30 匹、25 mg/kg 体重/日投与群で 11/30 匹、250 mg/kg
12 体重/日投与群で 14/30 匹に認められたが、250 mg/kg 体重/日 + 塩化ア
13 ンモニウム 1% 飲水投与群では 5/30 匹にみられたとされている。また、
14 膀胱病変としては、2.5 mg/kg 体重/日投与群で乳頭腫が 1/30 匹、250
15 mg/kg 体重/日投与群で限局性の移行上皮過形成が 7/30 匹に認められた
16 が、250 mg/kg 体重/日 + 塩化アンモニウム 1% 飲水投与群では 1 匹も認
17 められなかったとされている。Arnold らは、塩化アンモニウムの併用
18 により腎結石の生成及び膀胱病変の発生が減少したと結論している。
19 (参照 1 2 7)

20 本専門調査会としては、本試験における NOAEL を 25 mg/kg 体重/
21 日と評価した。

22 23 (c) Arnold ら (1980) のラットを用いた二世代にわたる試験 (再掲)

24 IARC73 及び FAS17 においても引用されている上述の Arnold ら
25 (1980) の報告によれば、32 日齢の SD ラット (F₀) (各群雌雄各 50
26 匹 (250 mg/kg 体重/日 + 塩化アンモニウム 1% 投与群のみ雄 40 匹、雌
27 38 匹)) に OTSA (不純物 100 ppm 未満を含有) (0、2.5、25、250 mg/kg
28 体重/日) 又は OTSA (250 mg/kg 体重/日) + 塩化アンモニウム (1%)
29 を飲水投与 (自由摂取) し、投与開始 90 日後に各群内で雌雄を 1 : 1
30 で 1 週間交配し、妊娠、出産及び哺育を経て 142 週まで投与を継続した
31 後にと殺するとともに、得られた児動物 (F₁) (各群雌雄各 49~50 匹)
32 についても、生後 21 日に離乳後、F₀ と同様の投与を 127 週まで継続し
33 た後にと殺する試験が実施されている。その結果、250 mg/kg 体重/日
34 投与群において生存胎児数の減少、250 mg/kg 体重/日及び 250 mg/kg
35 体重/日 + 塩化アンモニウム 1% 投与群において F₁ 児動物の生後 4 日の
36 体重の低値が認められたとされている。そのほか、生殖に係るパラメー
37 タにおいて被験物質の投与に関連した変化は認められなかったとされ
38 ている (参照 4、9、9 7)。本専門調査会としては、本試験における
39 NOAEL を 25 mg/kg 体重/日と評価した。

40 41 (d) Colson ら (1984) のラット発生毒性試験 (再掲)

42 上述の Colson ら (1984) の報告によれば、妊娠 Wistar ラット (各
43 群 20 匹) について、対照群のほか OTSA (0.1%) を混餌投与する群を
44 設定し、妊娠 0 日から投与を開始し、妊娠 20 日に帝王切開を行い、胎
45 児の眼球奇形等の程度 (催奇形指数) 及び発生率をみる試験が実施され

1 ている（参照 1 2 8）。本専門調査会としては、本報告については実験
2 の詳細が不明であり、本報告の試験結果に基づいて NOAEL を設定する
3 ことはできないと判断した。

4
5 **(e) 厚生省（1998）のラット反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験（再掲）**

6 上述の厚生省（当時）の平成 9 年度既存化学物質安全性点検結果によ
7 れば、8 週齢の SD ラット（各群雌雄各 13 匹）に、OTSA（0、20、100、
8 500 mg/kg 体重/日）を、雄に対しては交配前 14 日間、交配期間中 14
9 日間及び交配期間終了後 14 日間の計 42 日間、雌に対しては交配前 14
10 日間及び最長 14 日間の交配期間を経て哺育 3 日まで強制経口投与（胃
11 内挿管）し、得られた児動物を哺育 4 日にと殺する反復投与毒性・生殖
12 発生毒性併合試験が実施されている。その結果、親動物については、交
13 尾、排卵、受胎、分娩及び哺育において被験物質の投与に関連した変化
14 は認められなかったとされている。児動物については、形態異常はみら
15 れなかったが、500 mg/kg 体重/日投与群において、哺育 0 日の分娩率、
16 生存児数及び生児出産率が低下・減少傾向を示し、哺育 0 日及び 4 日の
17 雌雄生存児体重の低値が認められたとされている。以上より、試験担当
18 者は、本試験における生殖発生毒性に係る NOAEL を、親動物で雌雄と
19 ともに 500 mg/kg 体重/日、児動物で 100 mg/kg 体重/日としている（参照
20 1 1 6）。本専門調査会としても、本試験における生殖発生毒性に係る
21 NOAEL を、親動物で雌雄ともに 500 mg/kg 体重/日、児動物で 100
22 mg/kg 体重/日と評価した。

23
24 **(f) 厚生省（2000）のラット簡易生殖毒性試験（再掲）**

25 上述の厚生省（当時）の平成 11 年度既存化学物質安全性点検結果に
26 よれば、9 週齢の SD ラット（各群雌雄各 13 匹）に、OTSA（0、4、20、
27 100 mg/kg 体重/日）を、雄に対しては交配前 14 日間、交配期間中 14
28 日間及び交配期間終了後 19 日間の計 47 日間、雌に対しては交配前 14
29 日間及び最長 14 日間の交配期間を経て哺育 3 日まで強制経口投与（胃
30 内挿管）する簡易生殖毒性試験が実施されている。その結果、親動物に
31 ついては、交尾、排卵、受胎、分娩及び哺育において被験物質の投与に
32 関連した変化は認められなかったとされている。児動物については、生
33 存、一般状態及び体重並びに形態について被験物質の投与に関連した変
34 化は認められなかったとされている。以上より、試験担当者は、本試験
35 における生殖発生毒性に係る NOAEL を、親動物で雌雄ともに 100
36 mg/kg 体重/日、児動物でも 100 mg/kg 体重/日としている（参照 1 1 8）。
37 本専門調査会としても、本試験における生殖発生毒性に係る NOAEL を、
38 親動物（雌雄）及び児動物もいずれについても 100 mg/kg 体重/日と評
39 価した。

40
41 **b. PTSA**

42 **(a) Colson ら（1984）のラット発生毒性試験（再掲）**

43 上述の Colson ら（1984）の報告によれば、妊娠 Wistar ラット（各
44 群 20 匹）について、対照群のほか PTSA（0.1%）を混餌投与する群を
45 設定し、妊娠 0 日から投与を開始し、妊娠 20 日に帝王切開を行い、胎

1 児の眼球奇形等の程度（催奇形指数）及び発生率をみる試験が実施され
2 ている（参照 1 2 8）。本専門調査会としては、本報告については実験
3 の詳細が不明であり、本報告の試験結果に基づいて NOAEL を設定する
4 ことはできないと判断した。

5
6 **(b) 厚生省（1992）のラット反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験（再掲）**

7 上述の厚生省（当時）の平成 3 年度既存化学物質安全性点検結果によ
8 れば、8 週齢の SD ラット（各群雌雄各 13 匹）に、PTSA（0、120、
9 300、750 mg/kg 体重/日）を、雄に対しては交配前 14 日間、交配期間
10 中 14 日間及び交配期間終了後 14 日間の計 42 日間、雌に対しては交配
11 前 14 日間及び最長 14 日間の交配期間を経て哺育 3 日まで強制経口投与
12 （胃内挿管）し、得られた児動物を哺育 4 日にと殺する反復投与毒性・
13 生殖発生毒性併合試験が実施されている。その結果、親動物については、
14 750 mg/kg 体重/日投与群の分娩例 10 例のうち 2 例の分娩状態が不良で、
15 いずれも哺育 2 日までに全児が死亡したとされている。そのほか、交尾、
16 排卵、受胎及び哺育において被験物質の投与に関連した変化は認められ
17 なかったとされている。児動物については、750 mg/kg 体重/日投与群
18 で出生率の低下、哺育 1 日の雌生存児体重の低値が認められたとされて
19 いる。これについて試験担当者は、750 mg/kg 体重/日の投与により分
20 娩又は哺育機能の障害及び胚の子宮内発育抑制が惹起される可能性が
21 示唆されたとしている。以上より、試験担当者は、本試験における生殖
22 発生毒性に係る NOAEL を、親動物及び児動物ともに 300 mg/kg 体重/
23 日としている（参照 1 1 9）。本専門調査会としても、本試験における
24 生殖発生毒性に係る NOAEL を、親動物及び児動物もいずれについても
25 300 mg/kg 体重/日と評価した。

26
27 **c. OSBA**

28 **(a) Lederer（1977）のラット発生毒性試験（再掲）**

29 上述の Lederer（1977）の報告によれば、妊娠 Wistar ラット（対照
30 群 52 匹、投与群 24 匹）に、OSBA（0、0.1%）を、妊娠期間中を通じ
31 て混餌投与し、妊娠 9 日及び 20 日に帝王切開を行い、胚の吸収率、胎
32 児体重及び胎盤重量の観察並びに胎児の水晶体、網膜及び視神経の組織
33 学的検査を行う試験が実施されている。その結果、胎児体重及び胎盤重
34 量に変化はなかったが、胚吸収率並びに水晶体、網膜及び視神経の形態
35 学的変化に係る指数の増加が認められたとされている（参照 3 3、1 2
36 5、1 2 6）。IARC22 では、本試験成績について、対照群でも変化が
37 認められていることから、組織学的検査上のアーチファクトである可能
38 性を排除できないとされている（参照 3 3）。本専門調査会としても、
39 水晶体等の形態学的変化が認められたとする本試験成績について、組織
40 学的検査上のアーチファクトである可能性を排除することができない
41 ものと評価した。

42
43 **(b) Colson ら（1984）のラット発生毒性試験（再掲）**

44 上述の Colson ら（1984）の報告によれば、妊娠 Wistar ラット（各
45 群 20 匹）について、対照群のほか OSBA（0.1%）を混餌投与する群を

1 設定し、妊娠 0 日から投与を開始し、妊娠 20 日に帝王切開を行い、胎
2 児の眼球奇形等の程度（催奇形指数）及び発生率をみる試験が実施され
3 ている（参照 1 2 8）。本専門調査会としては、本報告については実験
4 の詳細が不明であり、本報告の試験結果に基づいて NOAEL を設定する
5 ことはできないと判断した。
6

7 d. PSBA

8 (a) Colson ら (1984) のラット発生毒性試験（再掲）

9 上述の Colson ら (1984) の報告によれば、妊娠 Wistar ラット（各
10 群 20 匹）について、対照群のほか PSBA (0.1%) を混餌投与する群を
11 設定し、妊娠 0 日から投与を開始し、妊娠 20 日に帝王切開を行い、胎
12 児の眼球奇形等の程度（催奇形指数）及び発生率をみる試験が実施され
13 ている（参照 1 2 8）。本専門調査会としては、本報告については実験
14 の詳細が不明であり、本報告の試験結果に基づいて NOAEL を設定する
15 ことはできないと判断した。
16

17 e. CBSA 及び CBSA-NH₄

18 (a) Lederer (1977) のラット発生毒性試験（再掲）

19 上述の Lederer (1977) の報告によれば、妊娠 Wistar ラット（対照
20 群 52 匹、投与群 20 匹）に σ -CBSA 又は σ -CBSA-NH₄ (0, 0.1%) を、
21 妊娠期間中を通じて混餌投与し、妊娠 9 日及び 20 日に帝王切開を行い、
22 胚の吸収率、胎児体重及び胎盤重量の観察並びに胎児の水晶体、網膜及
23 び視神経の組織学的検査を行う試験が実施されている。その結果、胎盤
24 重量（CBSA 投与群を除く。）、胎児体重及び胚吸収率並びに水晶体、網
25 膜及び視神経の形態学的変化に係る指数の増加が認められたとされて
26 いる（参照 3 3、1 2 5、1 2 6）。IARC22 では、本試験成績について、
27 対照群でも変化が認められていることから、組織学的検査上のアー
28 チファクトである可能性を排除できないとされている（参照 3 3）。本
29 専門調査会としても、水晶体等の形態学的変化が認められたとする本試
30 験成績について、組織学的検査上のアーチファクトである可能性を排除
31 することができないものと評価した。
32

33 (b) Colson ら (1984) のラット発生毒性試験（再掲）

34 上述の Colson ら (1984) の報告によれば、妊娠 Wistar ラット（各
35 群 20 匹）について、対照群のほか σ -CBSA (0.1%) 又は p -CBSA (0.1%)
36 を混餌投与する群を設定し、妊娠 0 日から投与を開始し、妊娠 20 日に
37 帝王切開を行い、胎児の眼球奇形等の程度（催奇形指数）及び発生率を
38 みる試験が実施されている（参照 1 2 8）。本専門調査会としては、本
39 報告については実験の詳細が不明であり、本報告の試験結果に基づいて
40 NOAEL を設定することはできないと判断した。
41

42 (5) アレルゲン性

43 ① サッカリン

44 a. マウスを用いた局所リンパ節試験（LLNA）

45 Warbrick ら (2001) の報告によれば、8~12 週齢の CBA/Ca マウス（各

1 群 4 匹) にサッカリン (純度 98%) DMSO 溶液 (0、25、50、75%) 25 μ L
2 を 3 日間両耳背部に局所投与し、投与 5 日目にと殺する局所リンパ節試験
3 が実施されている。その結果、陰性であったとされている。(参照 1 2 9)

4 5 ② 不純物

6 a. モルモットを用いたマキシミゼーション試験 (GPMT)

7 SCCNFP (2004) の報告書によれば、BIT (含量 79.8% (そのほか水分
8 19.2%)) についての Dunkin Hartley モルモット (対照群 10 匹、投与群
9 20 匹) を用いたマキシミゼーション試験 (OECD TG406) (感作 1 回目
10 0.1%皮内、感作 2 回目 20%閉塞皮膚貼付、惹起 10%閉塞皮膚貼付) が実
11 施されている。その結果、閉塞貼付剥離 24 及び 48 時間後ともに投与群の
12 9/20 匹に陽性反応がみられたことから、BIT には中等度の皮膚感作性がある
13 とされている。(参照 7 0)

14 15 (6) ヒトにおける知見

16 ① 膀胱癌に係る疫学的知見

17 膀胱癌に係る疫学的知見として以下のような報告がある。なお、糖尿病患者
18 における膀胱癌に係る疫学研究の成果が、IARC22 における引用によれば
19 Kessler (1970)、Armstrong & Doll (1975)、Armstrong ら (1976) により
20 報告されている (参照 3 3) が、糖尿病患者のライフスタイルは一般人口
21 集団とのそれと多くの点で異なると考えられること等から、当該報告につい
22 ては本評価において用いないこととした。

23 24 a. 膀胱癌に係る症例対照研究

25 (a) Morgan & Jain (1974) のカナダにおける病院ベースの症例対照研究

26 IARC22 及び IARC73 における引用によれば、Morgan & Jain (1974)
27 は、カナダの病院における膀胱癌症例 232 例 (男性 158 例及び女性 74
28 例) (うち 19 例 (男性 2 例及び女性 17 例) については解析を行うこと
29 ができなかつたとしている。) 並びに当該症例と年齢及び性別でマッ
30 チングを行った同数の病院対照 (良性前立腺肥大の男性及び緊張性尿失禁
31 の女性) (うち 35 例 (男性 18 例及び女性 17 例) については解析を行
32 うことができなかつたとしている。) を基に、質問票の郵送による病院
33 ベースの症例対照研究を実施している。その結果、1 年間を超える卓上
34 用人工甘味料の摂取に係るオッズ比は、男性で 1.0、女性で 0.4 ($p < 0.01$)
35 であったとしている。IARC ワーキンググループは、対照の疾患が人工
36 甘味料の摂取に影響 (例: 緊張性尿失禁のための飲水量自制等) した可
37 能性等を指摘している。(参照 4、3 3)

38 39 (b) Simon ら (1975) のマサチューセッツ州及びロードアイランド州に 40 ける病院ベースの症例対照研究

41 IARC22 及び IARC73 においても引用されている Simon ら (1975)
42 の報告によれば、1965~1971 年に米国のマサチューセッツ州 (ボスト
43 ンを除く。) 及びロードアイランド州の都市部の病院 10 施設において病
44 理組織学的検査で下部尿路移行上皮癌と診断された白人女性症例 135
45 例 (当初対象とした 216 例のうち、死亡していた 40 例については除外

1 され、41 例については回答が得られなかったとされている。) 並びに当
2 該症例 1 例につき 3 例の割合で同じ病院から尿路疾患のない者を選定し
3 て年齢、居住地域及び症例の診断時期で個人マッチングを行った病院対
4 照 390 例(当初対象とした者のうち 110 例は死亡しており、148 例につ
5 いては回答が得られなかったとしている。)を基に、質問票の郵送によ
6 る病院ベースの症例対照研究が実施されている。その結果、コーヒー・
7 紅茶飲用時におけるサッカリン類の摂取に係るオッズ比はほぼ 1.0 であ
8 ったとされている。IARC ワーキンググループは、人工甘味料の摂取(量、
9 頻度及び期間)に応じたリスクについてデータが示されていないこと、
10 回答が得られなかった者の割合が高率であることを指摘している。(参
11 照 4、33、130)

12
13 (c) Wynder & Goldsmith (1977) の米国 6 都市における病院ベースの症
14 例対照研究

15 IARC22 及び IARC73 における引用によれば、Wynder & Goldsmith
16 (1977) は、1969~1973 年の米国 6 都市の病院 17 施設における膀胱
17 癌症例 712 例(男性 574 例及び女性 138 例)並びに当該症例と年齢、
18 性別、人種及び病棟種類(個室、準個室又は相部屋)でマッチングを行
19 った同数の病院対照を基に、面接法による病院ベースの症例対照研究を
20 実施している。症例のうち卓上用人工甘味料の摂取履歴が明らかにされ
21 た 163 例(男性 132 例及び女性 31 例)と、病院対照のうち 153 例(男
22 性 124 例及び女性 29 例)について、卓上用人工甘味料の摂取に係るオ
23 ヅズ比を摂取期間別(3 階層)に算出したところ、いずれも 1.0 を下回
24 ったとしている。Wynder & Goldsmith は、サイクラミン酸塩について
25 は、米国市場に導入されてから当該調査対象期間まで日が浅いことから、
26 それらに発がん作用があるとしても、当該調査において把握することは
27 困難であるとしている。IARC ワーキンググループは、17 施設から症
28 例・対照を選定していることについて、個々の施設ごとにマッチングを
29 行っているか否かについて明確に報告されていないことを指摘してい
30 る。(参照 4)

31
32 (d) Howe ら(1977、1980) のブリティッシュコロンビア州、ニューフ
33 ァンドランド州及びノバスコシア州における一般人口ベースの症例
34 対照研究

35 IARC73 においても引用されている Howe ら(1977、1980) の報告
36 によれば、1974 年 4 月~1976 年 6 月にカナダのブリティッシュコロン
37 ビア州、ニューファンドランド州及びノバスコシア州において新たに膀胱
38 癌と診断され登録された症例 821 例のうち 632 例(男性 480 例及び
39 女性 152 例)並びに当該症例と年齢及び性別で個人マッチングを行っ
40 た同数の同一居住地域対照を基に、面接法による一般人口ベースの症例対
41 照研究が実施されている。その結果、何らかの人工甘味料の摂取に係る
42 オッズ比は、男性で 1.6 (95%CI 下限値=1.1)、女性で 0.6 (有意差なし)
43 であったとされている。男性について、更に交絡因子の調整のため、教
44 育レベル、職業暴露、尿路感染既往歴、喫煙及びインスタントコーヒー
45 摂取で個人マッチングを行ったところ、オッズ比は 1.5~1.8 になったと

1 されている。男性でサッカリン類摂取に係るオッズ比を算出したところ、
2 年間摂取量 2,500 錠未満の者（該当症例 42 例）で 1.5（95%CI 下限値
3 =1.0）、年間摂取量 2,500 錠超の者（該当症例 16 例）で 2.1（95%CI 下
4 限値=0.9）であり、摂取期間 3 年以下の者（該当症例 30 例）で 1.4（95%CI
5 下限値=0.9）、摂取期間 3 年超の者（該当症例 28 例）で 2.0（95%CI
6 下限値=1.2）であったとされている。さらに年間摂取量が 2,500 錠超で、
7 かつ、摂取期間 3 年超のオッズ比は 5.3 であったとされている。IARC
8 ワーキンググループは、摂取量又は摂取期間に係るオッズ比の算出にお
9 いて、交絡因子を改めて調整したのか否かについて明確に報告されてい
10 ないことを指摘している（参照 4、131）。男性で人工甘味料摂取者
11 の 84%はサッカリン類（錠剤）のであったため、人工甘味料摂取者の分
12 析で影響がなかったことから、交絡因子の調整はしていないと考えられ
13 る。

14
15 (e) Kessler (1976) 及び Kessler & Clark (1978) のボルチモアにおけ
16 る病院ベースの症例対照研究

17 IARC22 及び IARC73 における引用によれば、Kessler (1976) 及び
18 Kessler & Clark (1978) は、1972~1975 年に米国のボルチモアの病
19 院 19 施設において新たに膀胱癌と診断された 1,300 例のうち、死亡し
20 ていた 509 例及び調査時点で特定できなかった 157 例を除き、結果生
21 存して退院した 634 例中面接に応じた 519 例(男性 365 例及び女性 154
22 例)と、当該症例と年齢、性別、人種及び婚姻で個人マッチングを行い
23 無作為抽出した病院対照（癌又は尿路疾患と診断された者を除く。）を
24 基に、面接法による病院ベースの症例対照研究を実施している。その結
25 果、交絡因子について調整を行って算出した人工甘味料摂取に係るオッ
26 ズ比については、摂取との関連について一貫性が見いだされなかったと
27 している。また、サッカリン類摂取に係るオッズ比は 0.7~1.1 であった
28 としている。喫煙の有無で層化を行うと、人工甘味料摂取に係るオッズ
29 比は喫煙者で 0.84、非喫煙者で 1.4 であったとしている。非喫煙男性で
30 の人工甘味料摂取に係るオッズ比 1.7 は、交絡因子の調整を行うと 2.6
31 (95%CI=1.2~5.7) に増加したとしている。IARC ワーキンググループ
32 は、生存した症例のみを対象としたこと及び結果として病院対照よりも
33 症例の教育レベルが高くなったことによる選択バイアスの可能性を指
34 摘している。（参照 4、33）

35
36 (f) Morrison & Buring (1980) のボストンにおける一般人口ベースの症
37 例対照研究

38 IARC73 における引用によれば、Morrison & Buring (1980) は、米
39 国のボストン都市部の病院 66 施設中 65 施設において下部尿路移行上皮
40 の良性腫瘍又は癌と組織学的に確認された症例 741 例のうち調査に参
41 加した 597 例並びに当該症例と年齢及び性別で頻度マッチングを行っ
42 た同一居住地域対照 677 例のうち調査に参加した 544 例を基に、一般
43 人口ベースの症例対照研究を実施している。その結果、食事制限用飲料
44 及び代替甘味料の摂取に係るオッズ比は、男性でそれぞれ 0.8
45 (95%CI=0.6~1.1、該当摂取症例 144 例) 及び 0.8 (95%CI=0.5~1.1、

1 該当摂取症例 101 例)、女性でそれぞれ 1.6 (95%CI=0.9~2.7、該当摂
2 取症例 69 例) 及び 1.5 (95%CI=0.9~2.6、該当摂取症例 54 例) であ
3 ったとしている。また、男性について、年齢、教育レベル、婚姻、宗教
4 及び喫煙で調整した多変量解析を行ったところ、人工甘味料添加飲料の
5 摂取及び代替甘味料の摂取に係るオッズ比はそれぞれ 0.7 及び 0.8 であ
6 ったとしている。男女別に食事制限用飲料、代替甘味料及び食事制限用
7 食品の摂取頻度及び摂取期間との関連について分析を行ったところ、食
8 事制限用飲料の摂取期間が 5 年超の女性 (オッズ比 3.7 (95%CI=1.3~
9 10、該当摂取症例 22 例)) を除き、摂取との関連性が一貫して認められ
11 た組み合わせはなかったとしている。喫煙の有無について検討を行った
12 ところ、喫煙経験のない女性では食事制限用飲料及び非栄養甘味料の摂
13 取に係るオッズ比がそれぞれ 2.6 (該当摂取症例 19 例) 及び 2.1 (該当
14 摂取症例 15 例) になった一方、喫煙経験のない男性ではオッズ比の高
15 値はみられなかったとしている。IARC ワーキンググループは、女性に
16 ついて多変量解析が行われていないことを指摘している。(参照 4)

17 (g) Wynder & Stellman (1980) の病院ベースの症例対照研究

18 IARC73 における引用によれば、Wynder & Stellman (1980) は、
19 1977~1979 年の膀胱癌症例 367 例及び当該症例と同数の病院対照を基
20 に、面接法による病院ベースの症例対照研究を実施している。その結果、
21 マッチングを行った上で、何らかの人工甘味料の摂取及び食事制限用飲
22 料の摂取に係るオッズ比を算出したところ、いずれも 1.0 を下回ったと
23 している。10 年間以上の喫煙歴のある者に限定すると、甘味料又は食
24 事制限用飲料の摂取に係るオッズ比は、男性で 0.6 (95%CI=0.3~1.1)、
25 女性で 1.0 (95%CI=0.2~5.1) であったとしている。(参照 4)

26 (h) Hoover & Harge-Strasser (1980) の米国 10 地域における一般人口
27 ベースの症例対照研究

28 IARC73 における引用によれば、Hoover & Harge-Strasser (1980)
29 は、米国の 10 地域において新たに膀胱癌と組織学的に確認された症例
30 (良性乳頭腫症例を除く。) 3,000 例 (男性 2,258 例及び女性 742 例)
31 並びに当該症例と年齢及び性別で頻度マッチングを行った上で無作為
32 抽出された同一居住地域対照 5,776 例 (男性 4,277 例及び女性 1,499 例)
33 を基に、面接法による一般人口ベースの症例対照研究を実施している。
34 その結果、年齢、人種、喫煙、コーヒー摂取及び職業暴露について調整
35 を行った上で、何らかの人工甘味料の摂取に係るオッズ比を算出したと
36 ころ、男性で 1.0 (95%CI=0.1~1.1)、女性で 1.1 (95%CI=0.1~1.3)
37 であったとしている。卓上用甘味料の一日摂取量 (6 階層) 又は食事制
38 限用飲料の一日摂取量 (5 階層) との関係について傾向検定を行ったと
39 ころ、女性の卓上用甘味料の摂取量と膀胱癌発生率との間についてのみ
40 有意差 ($p=0.03$ (片側)) が認められ、最高摂取量階層 (卓上用甘味料
41 を 1 日 6 回分以上使用) に係るオッズ比は 1.4 (該当摂取症例 16 例)
42 であったとしている。性別、地域、教育レベル等について調整を行った
43 上で食事制限用飲料及び卓上用人工甘味料の複合摂取量についてロジ
44 スティック回帰分析を行ったところ、男女ともに大量摂取者 (一日摂取
45

1 量が卓上用甘味料3回分以上かつ食事制限用飲料2本以上又は卓上用甘
2 味料6回分以上かつ食事制限用飲料一定量以上)に係るオッズ比はいず
3 れも1.5(95%CI=1.0~2.1)であったとしている。

4 膀胱発がんの低リスク集団と考えられた、喫煙歴がなく膀胱発がん物
5 質への職業暴露もない白人女性(症例中283例及び対照中831例)に
6 限定してオッズ比を算出したところ、i)卓上用人工甘味料の摂取量が1
7 日1回分未満の者では0.9(該当摂取症例15例)であったのに対し1
8 日3回分以上の者では1.8(該当摂取症例22例)に増加(傾向検定で
9 $p<0.01$)し、ii)卓上用人工甘味料の摂取量が1日2回分以上の者のう
10 ち、摂取期間5年以下の者では1.3(該当摂取症例14例)、5年超9年
11 以下の者では1.8(該当摂取症例13例)、10年以上の者では2.7(該当
12 摂取症例16例)に増加した(傾向検定で $p<0.05$)としている。食事制
13 限用飲料の摂取症例でも、摂取量や摂取期間に関連したオッズ比の増加
14 傾向がみられている。

15 膀胱発がんの高リスク集団と考えられた、喫煙本数1日40本超の白
16 人男性(症例中235例及び対照中307例)に限定してオッズ比を算出
17 したところ、卓上用甘味料の摂取量が1日6回分以上の者で1.9(該当
18 摂取症例7例)、食事制限用飲料の摂取量が1日3本以上の者で2.6(該
19 当摂取症例6例)であったとしている。(参照4)

20
21 IARC73における引用によれば、Sturgeonら(1994)は、Hoover &
22 Harge-Strasser(1980)のデータについて、年齢、性別、人種、教育
23 レベル、人工甘味料摂取、コーヒー摂取、喫煙、職業暴露、膀胱結石、
24 尿路感染、家族の膀胱癌履歴及び居住地域を独立変数とし、それらの膀
25 胱癌のステージ及び組織学的グレードを従属変数としてロジスティック
26 回帰分析を実施している。その結果、人工甘味料の一日摂取量が1,680
27 mg/人以上の者では、組織学的グレードⅢ/Ⅳの膀胱癌発生率について
28 のみ有意な増加(オッズ比2.2(95%CI=1.3~3.6、該当摂取症例23例)
29 が認められたとしている。IARCワーキンググループは、一日摂取量の
30 カットオフ値が非常に高いレベルであるが、その選定理由について報告
31 されていないことを指摘している。(参照4)

32 33 (i) Cartwrightら(1981)の英国における病院ベースの症例対照研究

34 IARC73においても引用されているCartwrightら(1981)の報告に
35 よれば、1970年代の英国ウェスト・ヨークシャーにおける新規診断症
36 例219例(男性161例及び女性58例)並びに有病症例622例(男性
37 470例及び女性152例)と、各症例と年齢及び性別で個人マッチングを
38 行った病院対照とを基に、病院ベースの症例対照研究が実施されている。
39 その結果、診断又は調査の5年以上前にサッカリン類を1年間以上摂取
40 した経験のある非喫煙者(禁煙期間5年以上の者を含む。)に係るオッ
41 ズ比は男性で2.2(95%CI=1.3~3.8)、女性で1.6(95%CI=0.8~3.2)
42 であったとされている。IARCワーキンググループは、有病症例を利用
43 したことによる暴露の思い出しバイアスや生存に関する選択バイアス
44 の可能性を指摘している。(参照4、132)

1 (j) Najem ら (1982) のニュージャージー州における病院ベースの症例
2 対照研究

3 IARC73 においても引用されている Najem ら (1982) の報告によれば、
4 1978 年に米国ニュージャージー州北部の泌尿器科クリニック 4 施設
5 及び病院 2 施設に入院した白人の症例 75 例 (男性 65 例及び女性 10
6 例) 並びに当該症例と年齢、性別、出生地及び居住地域で個人マッチン
7 グを行った病院対照 142 例 (男性 123 例及び女性 19 例) を基に、病院
8 ベースの症例対照研究が実施されている。その結果、症例中 12 例及び
9 対照中 19 例にサッカリン類 (錠剤) 摂取履歴があり、平均一日摂取量
10 は症例で 3.6 錠、対照で 2.5 錠、平均摂取期間は症例で 6.4 年、対照で
11 6.3 年であり、サッカリン類の摂取履歴に係るオッズ比は 1.3
12 (95%CI=0.6~2.8) であったとされている。(参照 4、133)

13
14 (k) Morrison ら (1982) のマンチェスター及び名古屋における一般人口
15 ベースの症例対照研究

16 IARC73 における引用によれば、Morrison ら (1982) は、英国マン
17 チェスター及び名古屋において新たに下部尿路移行上皮癌と診断され
18 た症例 555 例及び 293 例並びに同一居住地域対照 735 例及び 589 例を
19 基に、一般人口ベースの症例対照研究を実施している。その結果、人工
20 甘味料摂取に係るオッズ比は、マンチェスターでは男女ともに 0.9
21 (95%CI=0.7~1.2、該当摂取症例合計 140 例)、名古屋では男性 0.7
22 (95%CI=0.5~0.9、該当摂取症例 100 例) 及び女性 0.5 (95%CI=0.3
23 ~0.8、該当摂取症例 26 例) であったとしている。人工甘味料の一日摂
24 取量が 10 錠超のマンチェスターの女性に係るオッズ比が 2.3 (該当摂取
25 症例 9 例) であったほかは、人工甘味料の摂取頻度及び摂取期間に関し
26 て算出したオッズ比に摂取量との関連は認められなかったとしている。
27 (参照 4)

28
29 (l) Møller-Jensen ら (1983) のコペンハーゲンにおける一般人口ベース
30 の症例対照研究

31 IARC73 においても引用されている Møller-Jensen ら (1983) の報告
32 によれば、1979 年 5 月~1981 年 4 月にデンマークのコペンハーゲン市、
33 フレゼレクスベア市及びコペンハーゲン郡の病院 12 施設において新た
34 に膀胱癌としてがん登録された患者 (うち 99%が組織学的に膀胱癌と確
35 認されている。) のうち約 2/3 の症例 388 例 (男性 290 例及び女性 98
36 例) 及び当該症例と同一自治体に居住する年齢及び性別がほぼ同様の対
37 照 787 例 (男性 592 例及び女性 195 例) (無作為に抽出された者のうち
38 調査への参加に同意した 75%の者) を基に、一般人口ベースの症例対照
39 研究が実施されている。その結果、コーヒー、茶等の食品からの人工甘
40 味料の摂取に係る年齢で調整したオッズ比は、男性で 0.7 (95%CI=0.5
41 ~1.0)、女性で 1.1 (95%CI=0.6~1.9) であり、卓上用人工甘味料の摂
42 取又はコーヒー・茶からの人工甘味料の摂取に限定してもそれらのオッ
43 ズ比はほぼ同様であったとされている。摂取量で層化を行っても、男性
44 では全階層ともにオッズ比が 1.0 を下回り、女性では摂取量に関連した
45 傾向が見いだされなかったとされている。人工甘味料の摂取期間が 15

1 年超の者に限定しても、そのオッズ比は男性で 0.5 (95%CI=0.2~1.0)、
2 女性で 0.8 (95%CI=0.3~2.5) であったとされている。膀胱癌のステー
3 ジ又は組織学的グレード及び性別で層化を行っても一貫性のある関係
4 は見いだされなかったとされている。喫煙歴のない男性の人口甘味料摂
5 取に係るオッズ比は 1.9 (95%CI=0.5~7.8、該当摂取症例 4 例) である
6 が、一日喫煙本数が増加するとオッズ比は減少し、一日喫煙本数 25 本
7 以上の男性の同オッズ比は 0.2 (95%CI=0.1~0.5) になったとされてい
8 る。喫煙歴のある女性については、例数が少なく、一貫性のある値が得
9 られなかったとされている。サッカリン類のみを甘味料として摂取した
10 とする者 (人工甘味料摂取者の 70%) のオッズ比は男性で 0.7、女性で
11 1.0 であり、サイクラミン酸塩のみを甘味料として摂取したとする者と、
12 オッズ比に差はなかったとされている。(参照 4、134)

14 (m) Mommsen ら (1983) のオーフスにおける症例対照研究

15 IARC73 における引用によれば、Mommsen ら (1983) は、デンマー
16 クのオーフスにおける病院 1 施設において新たに膀胱癌であると組織
17 学的に確認された症例 (女性 47 例) 並びに当該症例と年齢でマッチ
18ングを行った同一居住地域対照 (例数は症例の 2 倍) を基に、症例対照研
19 究を実施している。サッカリン類の摂取履歴のあった症例 6 例及び対照
20 2 例について様々な交絡因子の調整を行った上で算出したサッカリン類
21 摂取に係るオッズ比は 6.7 (95%CI=1.5~30) であり、喫煙歴のない者
22 に限定すると同オッズ比は 3.3 (95%CI=1.4~7.8) になったとしている。
23 IARC ワーキンググループは、本報告中で「人工甘味料」と「サッカリ
24 ン」が同義の用語として用いられていることを指摘している。(参照 4)

26 (n) Piper ら (1986) のニューヨークにおける症例対照研究

27 IARC73 及び FAS32 における引用によれば、Piper ら (1986) は、
28 膀胱癌の発生リスクが低いとされる 20~49 歳の女性を対象に、1975~
29 1980 年に米国のニューヨークにおいて新たに膀胱癌と診断された者
30 (担当医が面会許可を出さなかった 40 例及び電話インタビューに応じ
31 なかった 42 例を除く。) をがん登録から選定して症例とし、当該症例と
32 年齢及び電話のエリアコードで個人マッチングを行った者を対照とし
33 て、合計 173 組のペア (うち 8 組はデータ欠落) を得て、症例対照研究
34 を実施している。その結果、卓上用人工甘味料又は人工甘味料添加飲料
35 を 100 回以上摂取したことのある者 (症例中 77 例及び対照中 74 例)
36 に係るオッズ比は 1.1 (95%CI=0.7~1.7) であり、それらの摂取との関
37 連は認められなかったとしている。IARC ワーキンググループは、調査
38 不参加者の割合が高く、選択バイアスを生じた可能性を指摘している。
39 また、FAS32 では摂取量階層が 2 階層のみであることが指摘されてい
40 る。(参照 4、22)

42 (o) Risch ら (1988) のアルバータ州及びオンタリオ州における症例対照 43 研究

44 IARC73 においても引用されている Risch ら (1988) の報告によれば、
45 サッカリン類が禁止された 1978 年以降の 1979~1982 年に新たに膀胱

1 癌（膀胱移行上皮癌以外の悪性膀胱腫瘍を含む。）と診断されたカナダ
2 のアルバータ州及びオンタリオ州に居住する症例1,251例のうち835例
3 並びに当該症例と年齢及び性別で個人マッチングを行った同一居住地
4 域対照1,483例のうち792例を基に、面接法による症例対照研究が実施
5 されている。なお、症例の32%及び対照の9%については、既に死亡し
6 ているか疾患のため面接ができなかったとされている。その結果、糖尿
7 病の履歴又は罹患に係るオッズ比は1.6（95%CI=1.1～2.4、該当履歴・
8 罹患者数131例）であり、甘味料の摂取有無を変数に加えても値は不変
9 であったとされている。卓上用甘味料の常用、サッカリン類摂取、サイ
10 クラミン酸塩摂取、低カロリー食品摂取及び食事制限用飲料摂取につ
11 て階層化してオッズ比を算出したところ、唯一、女性の低カロリー食品
12 の生涯摂取に係るオッズ比のみが1.5（95%CI=1.0～2.3）と95%CIが
13 1.0未満を除外したとされている。なお、男性の低カロリー食品の生涯
14 摂取に係るオッズ比は1.0（95%CI=0.8～1.2）であったとされている。
15 サッカリン類の摂取に係るオッズ比には摂取量との一貫した関連はみ
16 られなかったとされている。（参照4、135）
17

18 (p) Akdas ら（1990）のトルコにおける病院ベースの症例対照研究

19 IARC73 及び FAS32 における引用によれば、Akdas ら（1990）は、
20 トルコにおいて、膀胱癌と新たに診断され、又は罹患していた症例194
21 例（男性168例及び女性26例）並びに当該症例と年齢及び性別でマッ
22 チングを行った同数の病院対照を基に、病院ベースの症例対照研究を実
23 施している。その結果、人工甘味料の摂取履歴を報告したのは症例中
24 19例及び対照中8例であった（ $p<0.05$ ）としている（オッズ比は算出
25 されていない。）。IARC ワーキンググループは、病院対照が罹患してい
26 た疾患について報告されていないことを指摘している。また、FAS32
27 では、人工甘味料の種類が区別されていないこと、交絡因子について調
28 査がなされていないことが指摘されている。（参照4、22）
29

30 (q) Elcock & Morgan（1992）によるメタアナリシス

31 FAS32 における引用によれば、Elcock & Morgan（1992）は、Morgan
32 & Wong（1985）がレビューを行った疫学研究に関する一連の報告に新
33 たらに2報を追加し、合計15報についてメタアナリシスを実施している。
34 その結果、サッカリン類の摂取と膀胱発がんとの間に関連性は認められ
35 なかったとしている。（参照22）
36

37 (r) Momas ら（1994）のフランスにおける人口ベースの症例対照研究

38 黒川及び梅村（1996）のレビューにおける引用によれば、Momas ら
39 （1994）は、膀胱がん多発地域のフランス地中海地方での疫学研究でが
40 ん患者と健常人との間にサッカリン類消費量の差が認められないとし
41 ている。（参照136）
42

43 (s) Gallus ら（2006）のイタリアにおける病院ベースの症例対照研究レ
44 ビュー

45 Gallus ら（2006）の報告によれば、1991～2004年の間にイタリアの

4 地域における表 8 のような口腔・咽頭癌、食道癌、結腸癌、直腸癌、
 5 喉頭癌、乳癌、卵巣癌、前立腺癌及び腎細胞癌と診断された症例及びそ
 6 れに対応する病院対照（急性の非腫瘍性疾患患者）を基にした面接法に
 7 による病院ベースの症例対照研究が実施されている。具体的には、年齢、
 8 性別、教育期間、アルコール摂取、喫煙、体重、総エネルギー摂取量及
 9 び熱い飲料の摂取といった交絡因子について調整を行った上で無条件
 10 多重ロジスティック回帰分析が実施されている。その結果、診断（症例）
 11 又は入院（対照）の 2 年前の時点における何らかの人工甘味料の摂取に
 12 係るオッズ比については、喉頭癌においてのみ、一日摂取量が 2 錠・包
 13 /人/日以下の者で 1.23 (95%CI=0.59~2.57)、2 錠・包/人/日超の者で
 14 2.34 (95%CI=1.20~4.55) と摂取量に関連した有意な傾向が認められ
 15 たとされている。Saccalin 類の摂取に係るオッズ比は摂取に関連して
 16 増加しなかったとされている。Gallus らは、本調査において、サッカ
 17 リン類その他の人工甘味料（主としてアスパルテーム）の摂取により、対
 18 象としたいくつかの癌の発生が増加するという証拠は得られなかった
 と結論している。（参照 1 3 7）

表 8 Gallus ら (2006) の症例対照研究

腫瘍種類	症例	対照	サッカリン類摂取者 (症例：対照)	サッカリン類摂取に係る オッズ比 (95%CI)
口腔・咽頭癌	598	1,491	6:26	0.83 (0.30~2.29)
食道癌	304	743	8:19	1.58 (0.59~4.25)
結腸癌	1,225	4,154	44:150	0.95 (0.67~1.35)
直腸癌	728		25:150	0.93 (0.60~1.45)
喉頭癌	460	1,088	17:29	1.55 (0.76~3.16)
乳癌	2,569	2,588	113:120	1.01 (0.77~1.33)
卵巣癌	1,031	2,411	24:126	0.46 (0.29~0.74)
前立腺癌	1,294	1,451	42:49	0.91 (0.59~1.40)
腎細胞癌	767	1,534	26:60	0.79 (0.49~1.28)

(t) Andreatta ら (2008) のアルゼンチンにおける病院ベースの症例対
 照研究

Andreatta ら (2008) の報告によれば、1999~2006 年にアルゼンチ
 ンのコルドバ周辺の病院 10 施設において組織学的に尿路移行上皮腫瘍
 (42)と確認され、泌尿器科専門医により診療録に記録された 250 例(43)の
 うち面接に応じた症例 197 例 (約 80%) 及びその病院対照 397 例 (癌
 履歴のない急性疾患患者 (腫瘍、尿路疾患、消化器疾患若しくは糖尿病
 の患者又は長期間食事制限した者を除く。)) を基に、面接法による病院
 ベースの症例対照研究が実施されている。その結果、人工甘味料の摂取
 履歴のある者は 138 例 (症例の 51 例 (26%) 及び対照の 87 例 (22%))
 であり、尿路移行上皮腫瘍について年齢、性別、BMI 及び社会的ステ
 ータスの調整を行った上で人工甘味料摂取履歴に係るオッズ比を算出
 したところ、1~9 年間の摂取経験者 (該当摂取症例 21 例) で 1.10
 (95%CI=0.61~2.00)、10 年間以上の摂取経験者 (該当摂取症例 30 例)
 で 2.18 (95%CI=1.22~3.89) であったとされている。Andreatta らは、
 人工甘味料の 10 年間以上の摂取と尿路移行上皮腫瘍の発生との間に関

42 内訳は腎盂、尿管又は膀胱の腫瘍とされている。

43 がん登録制度が未整備のため、専門医の診療録から症例を選定したとされている。

1 連が認められたとしている。(参照 1 3 8)

2
3 (u) Bosetti ら (2009) のイタリアにおける病院ベースの症例対照研究レ
4 ビュー

5 Bosetti ら (2009) の報告によれば、i) 1997～2007 年に拡大ミラノ
6 地域において新たに胃癌と組織学的に確認された症例 230 例及びその
7 病院対照 547 例、ii) 1991～2007 年に拡大ミラノ地域及びポルデノーネ
8 県において新たに膵臓癌と組織学的に確認された症例 326 例及びその
9 病院対照 652 例、iii) 1992～2006 年に拡大ミラノ地域、ウディネ県、
10 ポルデノーネ県及びナポリ都市部において新たに子宮体癌と組織学的
11 に確認された症例 454 例及びその病院対照 908 例 (女性のみ) を基に
12 した面接法による病院ベースの症例対照研究が実施されている。各対照
13 については、症例と同じ病院ネットワークに急性の非腫瘍性疾患で入院
14 した患者の中から年齢、性別及び調査センターで頻度マッチングを行っ
15 た上で選定されている。具体的には、年齢、性別、教育期間、喫煙、体
16 重、糖尿病履歴、総エネルギー摂取量及び熱い飲料の摂取といった交絡
17 因子について調整を行った上で無条件多重ロジスティック回帰分析が
18 実施されている。その結果、診断 (症例) 又は入院 (対照) の 2 年前の
19 時点におけるサッカリン類の摂取経験に係るオッズ比は、胃癌で 0.65
20 (95%CI=0.25～1.68)、膵臓癌で 0.19 (95%CI=0.08～0.46)、子宮体
21 癌で 0.71 (95%CI=0.36～1.38) であったとされている。Bosetti らは、
22 本調査においてサッカリン類を含む人工甘味料の摂取に関連した胃癌、
23 膵臓癌又は子宮体癌の発生の増加は認められないと結論している。(参
24 照 1 3 9)

25
26 b. 膀胱癌に係るその他の観察研究

27 膀胱癌に係る観察研究として以下のような報告がある。なお、IARC ワ
28 ーキンググループは、こうした一般人口集団での死亡率や発生率を基にし
29 た研究について、i) 一般人口中に占める人工甘味料大量摂取者の割合は小
30 さいこと、ii) 一般人口の他の危険因子 (喫煙、職業等) への暴露の変化の
31 影響を受けること、iii) 医学的診断の早期実施又は改善が発生率の増加や
32 死亡率の低下に寄与する可能性があることから、サッカリン類の摂取によ
33 る膀胱癌発生率等の変化を把握するには感度は十分ではないことを指摘
34 している。(参照 3 3)

35
36 (a) Burbank & Fraumeni (1970) : 米国における膀胱癌死亡率の経時変
37 化

38 IARC22 における引用によれば、Burbank & Fraumeni (1970) は、
39 1950～1967 年の米国における膀胱癌死亡率について、年齢ごと及び年
40 齢で調整を行った上で、年次傾向の継続性を分析している。その結果、
41 人工甘味料 (主としてサイクラミン酸塩及びサッカリン類の 10:1 混合
42 物) が市場に広く導入された 1962 年以降においても明確な変化は認め
43 られなかったとしている。また、コネティカット州及びニューヨーク州
44 における膀胱癌発生率の年次傾向の継続性についても明確な変化は認
45 められなかったとしている。(参照 3 3)

1
2 (b) Armstrong & Doll (1974) : イングランド及びウェールズにおける膀胱
3 癌死亡率の経時変化

4 IARC22における引用によれば、Armstrong & Doll (1974) は、1911
5 ~1970年のイングランド及びウェールズにおける膀胱癌死亡率につい
6 てコホート分析を実施している。その結果、男性及び女性のいずれにお
7 いても、サッカリン類の市場導入による膀胱癌死亡率傾向の継続性の変
8 化は認められなかったとしている。(参照33)

9
10 (c) Jensen & Kamby (1982) のデンマークにおける膀胱癌出生コホート
11 研究

12 IARC73における引用によれば、Jensen & Kamby (1982) は、砂糖
13 不足のためサッカリン類使用量が4~5倍に増加した1941~1945年の
14 デンマークにおいて出生した者における膀胱癌発生について、その10
15 年前に出生した者におけるそれと比較したところ、34歳以下の者に係
16 る相対危険度は男性で1.0 (95%CI=0.7~1.6)、女性で0.3 (95%CI=0.1
17 ~1.0)であったとしている。(参照4)

18
19 c. その他の膀胱癌に係る疫学研究

20 (a) Auerbach & Garfinkel (1989) の膀胱組織標本を用いた断面研究

21 FAS32における引用によれば、Auerbach & Garfinkel (1989) は、
22 膀胱について組織学的変化(細胞層の数、異型細胞核の程度及び頻度)
23 が報告されていた282剖検例の膀胱組織標本6,503検体を検査し、人工
24 甘味料の摂取と膀胱移行上皮の変化との間に相関は認められなかった
25 としている。(参照22)

26
27 ② その他の疫学的知見

28 FAS17における引用によれば、NAS/NRC (1955) は、サッカリン類(0.4
29 ~0.5g/人/日)を15~24年間摂取した糖尿病患者に有害影響は認められな
30 かったとしている。(参照9)

31
32 IARC22における引用によれば、Stoneら(1971)は、精神遅滞のない子
33 供を出産した女性975例と、精神遅滞のある子供を出産した女性247例に
34 ついて調査を実施している。その結果、1959~1961年、1962~1964年及
35 び1965~1969年に出生した母親で妊娠中に人工甘味料を摂取していた者は、
36 ダウン症その他精神遅滞のある子供を出産した者では14/79例(17.7%)、
37 26/115例(22.6%)及び19/53例(35.8%)、精神遅滞のない子供を出産し
38 た者では9/78例(11.5%)、35/242例(14.5%)及び141/655例(21.5%)
39 であったとしている。IARCワーキンググループはこれら精神遅滞のある子
40 供の出産に係るオッズ比を1.7、1.7及び2.0と算出している。そのほか、「行
41 動の問題」の発生率が、人工甘味料を摂取した母親の子供で10/185例(5.4%)、
42 摂取していない母親の子供で15/790例(2.0%)であり、骨・腰関節等の異
43 常の発生率が、それぞれ9/185例(4.8%)、12/790例(1.5%)であったとし
44 ている。IARCワーキンググループは、年齢、出産経歴、喫煙、糖尿病罹患、
45 社会経済的状態について調整がなされていないこと、人工甘味料の摂取の程

1 度について把握されていないことから、本研究結果のみでは妊娠中の人工甘
2 味料摂取の胎児への影響について結論を出すことはできないとしている。
3 (参照 3 3)

4
5 IARC22 における引用によれば、Kline ら (1978) は、自然流産 (妊娠 28
6 週未満) した女性 545 例を症例とし、当該症例と最終月経時年齢の差が 2
7 歳以内になるようにマッチングを行った対照 (妊娠 28 週後出産女性) 308
8 例を基に、サッカリンの摂取について症例対照研究を実施している。本人及
9 びその夫の使用言語、婚姻状態、人種及び教育レベルにおいて、症例と対照
10 との間に有意な差はなかったが、職業的地位及び平均収入は症例の方がわず
11 かに高く、対照中には主たる収入を公的扶助に拠っている者が症例よりも多
12 かったとしている。これら職業的地位及び平均収入については調整がなされ
13 ていないが、最終月経時の年齢、流産歴、喫煙及び体重については多変量ロ
14 ジスティック回帰分析により調整を行ったとしている。その結果、サッカリ
15 ン摂取に係るオッズ比は 0.94 (95%CI=0.5~1.8、該当摂取症例 30 例) であ
16 ったとしている。IARC ワーキンググループは、人工甘味料添加飲料・食品
17 の摂取について把握されていないこと、サッカリンの摂取量及び摂取時期
18 (妊娠前か妊娠中か) が明らかにされていないこと、染色体異常の大きい異
19 常妊娠の場合には本人が気づかないままごく早期に流産する場合があるが
20 そうした事例が対照に含まれている可能性があることを指摘している。(参
21 照 3 3)

22 23 ③ その他のヒトにおける知見

24 a. サッカリン及びその塩類

25 Taub (1972) は、症例報告を根拠に、サッカリン類等のスルホンアミ
26 ドの大量摂取は一般的に皮膚、消化管等にアレルギー反応を引き起こす可
27 能性があることを指摘している。(参照 9、140)

28 IARC73 における引用によれば、Roberts & Renwick (1985) は、ヒト
29 15 例にサッカリンナトリウム (0、1 g/人/日) を 1 か月間摂取させ、摂
30 取の前後に尿中のインジカン (インドールの代謝物) を毎日測定したとこ
31 ろ、対照群と投与群との間に有意な差を認めなかったとしている。(参照
32 4)

33 34 b. 不純物

35 Chew & Maibach (1997) の報告によれば、BIT (0.002、0.01%含有水
36 溶性ジプロピレングリコール、0.1%含有ワセリン) を、皮膚疾患のない健
37 常なヒト 56 例 (18 歳超) の上腕又は背中に 2 日間貼付し、3 日目又は 4
38 日目に判定を行い、陽性者には 3 日間再貼付し、3 日目又は 4 日目に判定
39 を行うパッチテストが実施されている。その結果、0.01%以下の貼付で皮
40 膚刺激性及びアレルギー反応を呈した者は認められなかったとされてい
41 る。0.1%の貼付で初回に陽性とされた 10/56 例について再貼付を行ったと
42 ころ、うち 9 例は陰性とされた。残る 1 例の陽性反応については、黄斑で
43 あったことから、アレルギー反応ではなく皮膚刺激性によるものであると
44 推定されている。Chew & Maibach は、BIT は 0.1%の濃度で皮膚刺激性
45 を有すること、本試験条件下において BIT は感作を誘発しないことを結

1 論している。また、Chew & Maibach は、別途 BIT についての職業暴露
2 に係る症例報告及びパッチテストに関する文献 15 報についてレビューを
3 実施している。その結果、用量設定、対照群の設定、貼付期間及び観察時
4 期、再試験の未実施といった不備があること等から、BIT が皮膚刺激性を
5 引き起こす最少用量及び BIT の感作性の有無について結論が出されてい
6 ない。(参照 1 4 1)

7
8 以上のとおり、入手した膀胱癌に係る疫学的知見のほとんどは症例対照研究
9 によるものであったが、サッカリン類摂取の有無について適切に把握がなされ、
10 当該摂取による膀胱癌等の発生に係るオッズ比が有意な高値を示したものは
11 Howe ら (1980) 及び Cartwright ら (1981) の 2 報のみであると考えられた。
12 これらのうち、Cartwright らの報告については調査対象とした症例の多くが
13 有病症例であること及び病院ベースの調査であるため対照が一般人口を代表
14 しているかについて不確実性を伴うことから、Howe らの報告についてはサッ
15 カリン類の摂取に係るオッズ比の算出において改めて交絡因子を調整してい
16 ないことから、サッカリン類の摂取による膀胱癌等の発生率の増加について明
17 確な結論を得ることは困難である。Simon ら (1975) 及び Najem ら (1982)
18 の報告については、オッズ比の有意な増加を認めていないが、病院ベースの調
19 査であることから過小評価の危険性があり、一般人口の代表性という面からも
20 解釈が困難である。Møller Jensen ら (1983) 及び Risch ら (1988) の報告で
21 は、一般人口におけるサッカリン類摂取による膀胱癌等の発生に係るオッズ比
22 の有意な増加は認められていない。Gallus ら (2006) 及び Bosetti ら (2009)
23 の報告では、それ以外の様々な癌の発生に係るオッズ比について、サッカリン
24 類の摂取に関連した増加は認められていない。

25 その他の膀胱癌に係る疫学研究に係る報告については、必ずしも感度が十分
26 な調査デザインではないものの、サッカリン類等人工甘味料の摂取に係る膀胱
27 癌その他膀胱移行上皮病変の増加を示唆する結果は得られていない。

28 癌の発生以外に係る疫学研究として、精神遅滞児出産及び自然流産に係る症
29 例対照研究等が実施されており、前者において 1.0 を上回るオッズ比が報告さ
30 れているが、交絡因子について調整が行われていないこと、サッカリンの摂取
31 の程度について把握されていないこと等から、サッカリン類の摂取による影響
32 について解釈を行うことは困難である。

33 その他、疫学的知見以外の知見として、サッカリン類等の大量摂取によるア
34 レルギー反応の可能性を指摘した報告がみられたが、これは限られた症例報告
35 からの推察によるものであることを確認した。また、BIT について、モルモッ
36 トを用いたマキシミゼーション試験で中等度の皮膚感作性があるとされている
37 が、ヒトにおける知見 (職業暴露に係る症例報告及びパッチテスト結果) か
38 らは皮膚感作性があるとの確認はなされていない。本専門調査会としては、こ
39 の皮膚感作性に係る知見は、サッカリン類の不純物としての BIT の経口摂取
40 の安全性評価に直接関連するものではないものと判断する。

41
42 以上より総合的に判断すると、本専門調査会としては、入手した疫学的知見
43 その他のヒトに係る知見からは、サッカリン類について、一般人口集団に安全
44 性上の懸念をもたらすような証拠は得られていないものと判断した。

Ⅲ. 一日摂取量の推計等

1. 米国における摂取量

米国では、添加物「サッカリンカルシウム」は、添加物「サッカリン」、「サッカリンアンモニウム」及び「サッカリンナトリウム」とともに、(i) 清涼飲料等（液体 1 オンスあたりサッカリンとして 12 mg 以下）、調理・卓上用砂糖代替品（砂糖相当量スプーン 1 杯あたりサッカリンとして 20 mg 以下）及び加工食品（一食分あたりサッカリンとして 30 mg 以下）への甘味料としての添加、又は(ii) ビタミン・ミネラルのチュアブル錠のかさ減少及び風味増強、(iii) チューインガムの風味及び物理学的特性の保持若しくは(iv) フレーバー・チップスの風味増強といった目的での使用が認められている。（参照 2、20）

NRC (1989) の報告によれば、米国における 1987 年の甘味料用のサッカリンカルシウム及びサッカリンナトリウムの生産量は、それぞれ 12,800 ポンド（約 5,806 kg）及び 579,000 ポンド（約 262,634 kg）と報告されている（参照 1 4 2）。これらについて、1987 年（中間）の米国居住者人口 242 百万人（参照 1 4 3）及び 365 日/年で除し、廃棄率を 20%と仮定すると、サッカリンカルシウム 0.05 mg/人/日、サッカリンナトリウム 2.38 mg/人/日と算出される。

2. 欧州における摂取量

EU では、添加物「サッカリン並びにそのナトリウム、カリウム及びカルシウム塩」(E954) は、清涼飲料（80～100 mg/L 以下）、デザート類（100 mg/kg 以下）、菓子類等（80～1,200 mg/L(kg)以下）、ビタミン・ミネラルサプリメント（80～3,000 mg/L 又は kg 以下）といった食品への甘味料としての添加が認められている。（参照 2、21）

英国農林水産食料省（1993）による英国における生産量ベースでの添加物摂取量（1984～1986 年）調査報告によれば、添加物「サッカリン」の推定一日摂取量は 12.2 mg/人/日、添加物「サッカリンカルシウム」及び「サッカリンナトリウム」の推定一日摂取量はいずれも 0 mg/人/日とされている。（参照 1 4 4）

欧州委員会（2001）の添加物摂取量調査報告によれば、欧州における成人の添加物「サッカリン並びにそのナトリウム、カリウム及びカルシウム塩」(E954) の理論最大一日摂取量（「対象食品の理論摂取量」×「対象食品添加基準濃度上限値」）は、ADI（5 mg/kg 体重/日）を超えないとされている。一方、幼児の理論最大一日摂取量は ADI を超過すると推定されたことから、英国、オランダ及びフランスにおける「対象食品の実摂取量」×「対象食品添加基準濃度上限値」で算出した推定摂取量との比較が行われ、その結果、当該推定摂取量は ADI の 2～51%であるとされている。（参照 1 4 5）

3. 我が国における摂取量

添加物「サッカリンカルシウム」は我が国では未指定であるため、我が国における摂取量データはない。既に指定されている添加物「サッカリン」及び「サッカリンナトリウム」の摂取量等については以下のとおりである。

1 マーケットバスケット方式によるトータルダイエツトスタディーの結果、食品
2 からのサツカリン及びサツカリンナトリウムの推定一日摂取量（サツカリンとし
3 ての合計値）は、1982年で0.906 mg/人/日、1987～1988年で1.11 mg/人/日、
4 1991年で0.859 mg/人/日、1994年で0.416 mg/人/日、1997年で2.88 mg/人/日
5 と報告されている（参照146）。また、2001～2003年の国民（健康）栄養調査
6 結果及び2006年度に採取した検体の分析結果を基に行われたマーケットバスケ
7 ット方式によるトータルダイエツトスタディーの結果、食品からのサツカリンナ
8 トリウムの推定一日摂取量は、1歳以上の全人口で0.19 mg/人/日、1～6歳で0.06
9 mg/人/日、7～14歳で0.11 mg/人/日、15～19歳で0.12 mg/人/日、20歳以上で
10 0.18 mg/人/日と報告されている（参照147）。

11
12 一方、生産量ベースでの摂取量調査結果によれば、添加物「サツカリン」及び
13 「サツカリンナトリウム」の推定一日摂取量はそれぞれ2001年度で0.0015 mg/
14 人/日⁽⁴⁴⁾及び2.68 mg/人/日⁽⁴⁵⁾、2004年度で0.0017 mg/人/日⁽⁴⁶⁾及び4.96 mg/人/
15 日⁽⁴⁷⁾と報告されている。（参照148、149）

16 17 18 IV. 国際機関等における評価

19 1. JECFA における評価

20 (1) サツカリン及びその塩類

21 1967年の第11回会合において、JECFAは、サツカリン類の安全性につい
22 て検討し、サツカリン（1%；500 mg/kg 体重/日相当）の36週間及び2年間
23 の混餌投与でラットに有害影響がみられなかったことから、サツカリン並びに
24 そのナトリウム塩及びカルシウム塩について、「無条件 ADI（unconditional
25 ADI）」0～5 mg/kg 体重/日、特定用途食品用のみに適用する「条件付き ADI
26 （conditional ADI）」5～15 mg/kg 体重/日を設定している。（参照150）

27
28 1974年の第18回会合において、JECFAは、サツカリンナトリウム5%又は
29 7.5%混餌という高用量を投与した2つの試験のみにおいてラットの膀胱腫瘍
30 が誘発されているが、この膀胱の病変はサツカリン又は不純物による二次的な
31 作用（尿中 pH の変化による結石の形成等）によるものと考えることが合理的
32 ではないかとしている。また、RF法又はM法でのサツカリン類の製造におい
33 て生じる不純物の多様性が明らかにされ、OTSAはサツカリン類に最大6,000
34 ppm含有されているとの報告がなされた。結果として、JECFAは、前回会合
35 で勧告したADIを変更しなかった。（参照11）

36

44 我が国においてチューインガムの甘味料は糖類、糖アルコール等の高甘味度甘味料がほとんどであるとの業界情報から、3社から合計10トンが報告されたが、その大部分は食品外用途又はサツカリンナトリウム製造の原料に用いられたものと推定し、報告量の約5%の0.1トンを添加物としての生産量と査定して、算出されている。

45 230トンが報告されたが、食品以外の用途（糖尿病患者用甘味料、飼料添加物、メッキ等）に約70トンが使われた一方、輸入食品由来で5トンが加わったと推定して、165トンを添加物としての生産量と査定し、うち約4分の1が漬物に使用され、漬物の廃棄率を他の食品の2倍の40%と仮定して、算出されている。

46 我が国においてチューインガムの甘味料は糖類、糖アルコール等の高甘味度甘味料がほとんどであるとの業界情報から、3社から合計20トンが報告されたが、その大部分は食品外用途又はサツカリンナトリウム製造の原料に用いられたものと推定し、報告量の約5%の0.1トンを添加物としての生産量と査定して、算出されている。

47 390トンが報告量とされたが、食品以外の用途（糖尿病患者用甘味料、飼料添加物、メッキ等）に約100トンが使われたと推定して、290トンを添加物としての生産量と査定し、うち約4分の1が漬物に使用され、漬物の廃棄率を他の食品の2倍の40%と仮定して、算出されている。

1 1977年の第21回会合において、JECFAは、子宮内暴露相を伴う発がん性
2 試験3報において雄ラットに膀胱腫瘍発生の有意な増加がみられたとされて
3 いるが、この試験方法についての背景情報が不十分であることを指摘した。こ
4 れらのうち2試験の被験物質の主たる不純物であるOTSAについては、それ
5 単独ではラットに膀胱腫瘍を発生させず、OTSAが含まれていない精製サッカ
6 リンによっても膀胱腫瘍は発生することから、OTSAが雄ラットの膀胱腫瘍発
7 生の原因物質である可能性は否定された。ラット以外のいくつかの動物種につ
8 いての長期発がん性試験では膀胱腫瘍の発生が認められないこと、遺伝毒性試
9 験の結果に一貫性がみられないことから、未だ同定されていない発がん性不純
10 物が存在する可能性、サッカリン類が発がんプロモーターとして作用する可能
11 性及び高用量のサッカリン類が物理的影響を及ぼす可能性が指摘された。また、
12 主に糖尿病患者を対象とした疫学研究による、膀胱発がんリスクは増加しない
13 との報告については、標本サイズの制約、標本人口集団の不連続性等の問題点
14 が指摘された。こうした新たな知見により生じた懸念のため、JECFAは、サ
15 ッカリン類についてそれまでの「無条件ADI」0～5 mg/kg 体重/日を「暫定
16 ADI (temporary ADI)」0～2.5 mg/kg 体重/日に変更し、特定用途食品用のみ
17 に適用していた「条件付きADI (conditional ADI)」0～15 mg/kg 体重/日を撤
18 廃した。(参照9、151)

19
20 1980年の第24回会合において、JECFAは、サッカリン類摂取と膀胱癌発
21 生率との間に関連性が認められないと結論した直近の疫学研究2報の発表に
22 留意するとしつつ、サッカリン類についてのげっ歯類を用いた発がん性試験、
23 高用量での膀胱腫瘍発生メカニズムに関する試験等がまだ完了していないと
24 して、暫定ADI適用の延長を行った。(参照152)

25
26 1982年の第26回会合において、JECFAは、複数の疫学研究から得られた
27 知見について精査したが、これらの研究の結果がサッカリン類に関連した膀胱
28 腫瘍の発生増加の証拠となるものではないと結論した。JECFAは、暫定ADI
29 適用を1984年まで延長することとし、改訂モノグラフ(FAS17)を作成した。
30 (参照153)

31
32 1984年の第28回会合において、JECFAは、生化学、体内動態、遺伝毒性
33 及び疫学に関するデータ、尿の量及び組成とサッカリン類の膀胱移行上皮への
34 影響に関する試験結果、発がんプロモーター又は発がん補助物質としてのサッ
35 カリン類に関する試験結果並びに子宮内暴露と膀胱腫瘍発生における用量反
36 応関係を明らかにするためのラット発がん性試験結果といった新たな情報の
37 提出を受けた。JECFAは、既存の知見からはサッカリン類に遺伝毒性はなく、
38 子宮内暴露は雄ラットの膀胱におけるサッカリン類への発がん応答に不可欠
39 なものではないとの見解を取りまとめた。子宮内暴露相を伴う長期試験におい
40 ては3%以上混餌投与により明らかな膀胱腫瘍発生増加が認められ、また、出
41 生後からの哺育を経た暴露では一世代試験において5%混餌投与(本試験は1
42 投与群のみの設定)により膀胱腫瘍発生増加が認められているとして、JECFA
43 は、1%混餌(500 mg/kg 体重/日相当)をNOELとし、サッカリン及びそのカル
44 シウム塩、カリウム塩及びナトリウム塩について暫定グループADI 0～2.5
45 mg/kg 体重/日を割り当てることができるとし、既存モノグラフの補遺を作成

1 した。(参照 1 5 4)

2
3 1993 年の第 41 回会合において、JECFA は、サッカリン類について次の見
4 解を取りまとめた。(参照 1 5 5)

- 5
6 (i) 長期混餌投与試験の結果から、サッカリンナトリウムの投与に関連した
7 膀胱腫瘍発生増加作用は雄ラットに特異的なものである。発がんイニシ
8 ーターや潰瘍等の刺激の非存在下においては、新生児期暴露が膀胱腫
9 瘍の発生増加に不可欠である。
- 10
11 (ii) 生体内の生理学的な pH 条件下においてはほぼすべてのサッカリンが陰
12 イオンとして存在する。サッカリンは DNA に結合するような電子親和
13 性発がん物質と類似しておらず、*in vivo* での DNA 結合性は認められて
14 いない。サッカリンは生体内で活性代謝体に変換されない。一方、多く
15 の *in vivo* 及び *in vitro* 試験でみられるサッカリンナトリウムの染色体
16 異常誘発性については、高濃度投与による染色体レベルでのイオン不均
17 衡によるものと考えられ、サッカリンナトリウムを用いた長期試験や二
18 段階発がん試験の結果と矛盾している。
- 19
20 (iii) 食餌中の高濃度 (5%以上) のサッカリン類による雄ラットの尿路移行
21 上皮の過形成発生増加及び発がんプロモーション作用に必要な条件は、
22 尿中のナトリウムイオン濃度の増加及び尿 pH の上昇である。これはサ
23 ッカリン類に特有のものではなく、他の有機酸塩も一定の条件下におい
24 て膀胱発がんプロモーション作用を有し、尿路移行上皮過形成の発生を
25 増加させる。有機酸とそのナトリウム塩との間にみられる膀胱発がんプ
26 ロモーション作用の差は、当該有機酸陰イオンの尿中濃度に関連してい
27 ない。
- 28
29 (iv) 既存の知見の中で、 $\alpha_2\mu$ -グロブリンが膀胱腫瘍発生増加に関与している
30 と確信させるものはない。
- 31
32 (v) サッカリン類を混餌投与したラットの消化管内において、未消化の炭水
33 化物やたん白質が過剰となったことによって腸内細菌叢の活動が促進
34 され、それが膀胱腫瘍の発生増加に関与したとする作用機序仮説につい
35 ては、決定的な証拠が得られていない。
- 36
37 (vi) サッカリン類に係る疫学研究においては、サッカリン類の摂取がヒト一
38 般人口集団での膀胱腫瘍発生率を増加させるという証拠は示されてい
39 ない。

40
41 JECFA は、サッカリンナトリウムの投与による雄ラットでの膀胱腫瘍の発
42 生増加をヒトへのハザードとして評価を行うことは適切ではないとした。
43 JECFA は、ADI の再評価を行うに当たり、直近に報告されたサッカリンナ
44 リウムについてのラットを用いた二世世代にわたる長期混餌投与試験において、
45 7.5%混餌投与群までは生存に有害な影響がみられなかったものの、3%以上の

1 混餌投与群でホメオスターシスの顕著なかく乱（摂餌量の増加を伴う持続的かつ
2 用量依存的な体重増加抑制⁴⁸⁾）がみられたことから、1%混餌（500 mg/kg
3 体重/日）を NOEL とすることが適切であるとした。第 26 回会合で審議され
4 たサル長期試験（McChesney ら（1977）の報告）でも NOEL 500 mg/kg 体
5 重/日が得られていることも合わせ、JECFA は、安全係数を 100 とし、サッカ
6 リン並びにそのカルシウム塩、カリウム塩及びナトリウム塩のグループについ
7 て ADI 0~5 mg/kg 体重/日を設定した。（参照 2 2、1 5 5）

8 9 (2) 不純物 MA

10 1979 年の第 23 回会合において、JECFA は、香料評価の一環として MA の
11 安全性評価を行っており、アントラニル酸についてのラット及びマウスを用い
12 た長期試験において腫瘍発生率の増加が認められなかったことから、ラット
13 115 日間試験における NOAEL 0.3%（約 150~300 mg/kg 体重/日相当）を基
14 に、第 11 回会合において設定した MA についての「条件付き ADI」0~1.5 mg/kg
15 体重/日を正式に ADI として設定し、モノグラフを取りまとめている。（参照 3
16 0、1 5 6）

17
18 2005 年の第 65 回会合において、JECFA は、アントラニル酸誘導体グルー
19 プについて香料安全性評価を行っている。その中で、MA は構造クラス I に分
20 類されるものの、米国での MA の推定一日摂取量約 3,800 µg/人/日が当該クラ
21 スの摂取許容値（1,800 µg/人/日）を超過し、かつ、MA は内因性の物質でも
22 ないことから、MA について個別の NOAEL に基づく安全性評価を行った。そ
23 の結果、(i) 第 23 回会合において設定された ADI の根拠となった NOAEL 150
24 mg/kg 体重/日と、米国での推定一日摂取量を体重 60 kg で除して算出される
25 63 µg/kg 体重/日とのマージンが約 2,300 となること、(ii) DNA 修復試験での
26 陽性の結果は極めて高用量でみられたものであり、標準的な方法ではない染色
27 体異常試験で陽性の結果が報告されているが、UDS 試験では陰性とされてい
28 ることから、JECFA は、MA は現状の摂取レベルにおいて安全性に懸念をも
29 たらすものではないとしている。結果として JECFA は、MA についての ADI
30 0~1.5 mg/kg 体重/日を維持するとしている。（参照 7 1、1 5 7）

31 32 2. IARC における評価

33 1979 年 3 月、IARC ワーキンググループは、非栄養源甘味料の評価の一環と
34 してサッカリン類についての調査審議を行い、その中で、(i) 一般人口における
35 膀胱発がんリスクのわずかな増加又は一部のサッカリン類大量摂取者における
36 膀胱発がんリスクの増加の可能性を排除することはできないが、疫学研究データ
37 からはサッカリン類が膀胱癌を引き起こすという明確な証拠は得られておらず、
38 また、ヒトのその他の部位の癌とサッカリン類摂取との関連性についての疫学研
39 究はない、(ii) 高用量のサッカリン類が雄ラットの尿路移行上皮での腫瘍発生を
40 増加させ、雌雄ラットの膀胱において既知発がん物質の作用を促進させること
41 については十分な証拠がある、(iii) マウスへの発がん性についての証拠はほとん
42 どない、(iv) ラットに OTSA を経口投与したときの発がん性についての証拠は
43 ほとんどない、(v) 既存データからは、市販サッカリン類に通常みられるレベル

⁴⁸ JECFA は、炭水化物及びたん白質の消化がサッカリン投与により阻害されたことによるものと推定している。

1 の不純物はサッカリン類の発がん性に寄与しないことが示唆されるとの評価結
2 果を取りまとめている。(参照 3 3)

3
4 1999 年、IARC ワーキンググループは、サッカリンナトリウムについて、そ
5 の投与により尿中で生成されたリン酸カルシウム含有沈渣の細胞毒性及び細胞
6 増殖増強という非 DNA 反応性の作用機序によって、ラット膀胱移行上皮に腫瘍
7 を引き起こすと結論した。IARC ワーキンググループは、当該作用機序について
8 は、動物種の間で尿組成に違いがあるため、ヒトに関連づけられるものではない
9 としている。その結果、IARC モノグラフにおいて、サッカリン及びその塩類は、
10 「*Saccharin and its salts are not classifiable as to their carcinogenicity to*
11 *humans (Group 3)* : ヒトに対する発がん性について分類できない (グループ
12 3)。」と分類されている。(参照 4)

13 14 3. 米国における評価

15 米国において、サッカリン類は、1971 年まではいわゆる GRAS 物質であった
16 が、1971 年 6 月にいわゆる GRAS 物質リストから削除され、暫定食品添加物規
17 則の項に移され、その一日摂取量を 1 g 以下に制限する等の措置がとられた。(参
18 照 2、1 5 8)

19
20 1977 年、FDA は、食品医薬品化粧品法のデラニー条項 (安全性を評価する上
21 で適切なヒト又は動物に係る試験で発がん性が認められた物質を添加物として
22 使用してはならない旨を規定) に基づき、サッカリン類の添加物としての使用を
23 禁止する措置を提案した。米国議会では、FDA のサッカリン類禁止措置提案に
24 ついてモラトリアム (暫定停止) が採択され、以後数回にわたってモラトリアム
25 の延長が行われる一方、サッカリン及びその塩類を含む食品等に動物での発がん
26 性に係る警告表示が義務付けられた (参照 2、1 5 9)。

27
28 その後、サッカリンナトリウムによる雄ラット膀胱腫瘍の発生増加に係る知見
29 についてはヒトに適用できないことが次第に明らかにされ、1991 年、FDA は公
30 式に 1977 年のサッカリン禁止措置提案を撤回した (参照 2、1 5 9)。2000 年
31 5 月、NTP によって「発がん物質報告 (Report on Carcinogens)」第 9 版が取り
32 まとめられ、DHHS から発表された。当該報告において、1981 年から「ヒト発
33 がん物質であると合理的に推定される」ものとして掲載されてきたサッカリン類
34 が削除された。この措置は、ラットに認められた膀胱腫瘍の発生増加がヒトに関
35 連性のない作用機序で起こるとされたことに基づくものであるとされている (参
36 照 2、1 6 0)。2000 年 12 月には、上述の警告表示義務付けを削除する法案に
37 大統領が署名した (参照 2、1 5 9、1 6 1、1 6 2)。

38 39 4. 欧州における評価

40 (1) サッカリン及びその塩類

41 1977 年、SCF は、JECFA によるサッカリン類についての「暫定 ADI」0~
42 2.5 mg/kg 体重/日を支持するとした上で、不純物の上限値を規定したサッカリ
43 ン類の成分規格を制定することが必要であること、3 歳以下の小児用の食品に
44 はサッカリン類を使用すべきでないこと、食品中のサッカリン類含有の有無を
45 消費者に適切に知らせ、それによって小児及び妊婦のサッカリン類摂取を制限

1 すべきであることといった意見を取りまとめている。(参照 1 6 3)

2
3 1984 年、SCF は、1977 に支持した暫定 ADI を維持することとしたが、そ
4 の一方で、今後状況を引き続き注視し、新たな知見が得られ次第評価を行い、
5 当該暫定 ADI を見直すべきであるとした。(参照 6)

6
7 1987 年及び 1988 年、SCF は、新たな試験結果について検討を行ったが、
8 暫定 ADI の変更が必要となるような知見はないと判断した。一方、SCF は、
9 子宮内暴露相の追加は膀胱腫瘍の発生増加に寄与しないことが明らかになっ
10 たとし、1977 年の妊婦のサッカリン類摂取制限に係る自らの意見についても
11 はや正当化することはできないとした。また、SCF は、哺育期及び低年齢期に
12 おける暴露の影響についてはなお不明であるが、こうした時期も投与期間に包
13 含した適切な動物試験で得られた NOEL を基に暫定 ADI が設定されているこ
14 と等から、もはや小児のサッカリン類摂取について特別に警告する必要性はな
15 いものと判断した。(参照 1 6 4)

16
17 1995 年 6 月、SCF は、その意見書において、サッカリン類について、毒性
18 試験及び疫学研究から得られた新たな知見を評価して次の見解を取りまとめ
19 ている。

20
21 (i) ハムスターを用いる試験：Althoff ら (1975) によるハムスターを用い
22 た試験のほか、FAS32 で引用されたマウス及びサルを用いたサッカリ
23 ン類についての長期試験では膀胱腫瘍の発生増加は認められていない。
24 ハムスターを用いた更なる試験の実施は不要である。

25
26 (ii) 雄ラット膀胱でのサッカリン類作用機序：尿中ナトリウムイオン濃度の
27 高値及び尿 pH の上昇がサッカリンその他有機酸のナトリウム塩による
28 雄ラット膀胱発がんプロモーション作用の発現には必須である。おそらく
29 膀胱拡張、尿浸透圧及び食餌中のケイ酸塩量 (結晶尿) といった要因
30 も関与していると考えられる。ただし、サッカリンナトリウムによる雄
31 ラット新生児膀胱発がんイニシエーション作用の要因については明らか
32 かにされていない。なお、 $\alpha_2\mu$ -グロブリンについては、それが生合成さ
33 れない系統のラットにおいても過形成の発生増加がみられたことから、
34 少なくとも単独要因ではないことが Garland (1994) によって明らか
35 にされている。

36
37 (iii) ラット膀胱腫瘍発生増加のヒトへの関連性：ヒトのほか、雌ラット、マ
38 ウス (新生児期暴露を受けた被験動物を含む。)、ハムスター及びサルに
39 においては、サッカリン類の高用量投与によっても膀胱腫瘍は誘発されな
40 い。特にマウスについては、サッカリンナトリウムによる雄ラット膀胱
41 への作用においてクリティカルとされる新生児期暴露を含む試験も行
42 われている。サッカリン類はヒト及びラットのいずれの生体内においても
43 も代謝を受けないことから、ヒトとラットとの間でサッカリンナトリウ
44 ム投与による膀胱腫瘍発生に種差があるとすれば、それは代謝の差によ
45 るものではなく、膀胱内での局所作用・反応の差によるものであると推

1 定される。雄ラット膀胱腫瘍発生増加のヒトへの関連性については、そ
2 れがあるとは考えにくいものの、それを明確に立証できていないことか
3 ら、SCF は、慎重を期してサッカリン類による膀胱腫瘍発生増加をサッ
4 カリン類の ADI の設定において考慮することとする。

5
6 (iv) ラットを用いた二世代にわたる試験における NOEL : Schoenig ら
7 (1985)によるサッカリンナトリウムについてのラットを用いた二世代
8 にわたる試験における雄ラットの膀胱腫瘍発生増加に係る NOELは1%
9 混餌 (500 mg/kg 体重/日相当) であると結論する。

10
11 (v) 遺伝毒性 : チャイニーズ・ハムスター由来培養細胞株 (Kristofferson
12 (1972)、Abe & Sasaki (1977)、Ishidate & Odashima (1977)、
13 Ishidate ら (1978) 及び Ashby & Ishidate (1986)) 及びヒト末梢血
14 由来初代培養リンパ球 (Chang & Stacey (1974)) を用いた *in vitro* 試
15 験系でサッカリンナトリウムに弱い染色体異常誘発作用が認められて
16 いるが、いずれも高濃度群のみにおいてであり、当該作用はおそらくイ
17 オン不均衡による非特異的な作用によるものであると考えられる。染色
18 体異常を指標とする *in vivo* 試験ではお互いに矛盾する結果が複数得ら
19 れているが、これらの試験の中には不純物を含有する被験物質が用いら
20 れていて確実な解釈を行うことが困難なものもある。すべての遺伝毒性
21 試験結果について証拠の重みを考慮すると、サッカリン類が遺伝子に直
22 接作用する遺伝毒性物質であるとは考えられない。

23
24 (vi) 疫学研究 : 直近のレビュー (Chappel (1992) 及び Elock & Morgan
25 (1993)) によれば、人工甘味料 (特にサッカリン類) の摂取量とヒト
26 膀胱発がんとの間に関連性は見出されていない。Elock & Morgan
27 (1993) は、1992 年までに報告された症例対照研究のすべてについて
28 メタアナリシスを行った結果、相対危険度は 0.97 とほぼ 1 に近い値に
29 なったとしている。

30
31 以上より、SCF は、Schoenig らのラットを用いた二世代にわたる試験にお
32 ける膀胱腫瘍の発生増加に係る NOEL を基に、安全係数を 100 としてサッカ
33 リンナトリウムの ADI を 0~5 mg/kg 体重/日 (サッカリンとして 0~3.8 mg/kg
34 体重/日) とすることが適切であるとの結論を出した。(参照 1 6 5)

35 (2) 不純物 BIT

36
37 1992 年、SCF は、食品接触物質の乳化安定剤としての BIT について、暫定
38 TDI を 0.02 mg/kg 体重/日と設定している。(参照 1 7)

39
40 2006 年 11 月、EFSA の科学パネルは、ISA が市販サッカリンを検査したと
41 ころ全検体に BIT が 40~800 ppm の範囲 (平均 200 ppm) で含まれていたと
42 の報告を取りまとめたことを受けて、サッカリン類の不純物としての BIT に
43 ついて意見書を取りまとめている。EFSA 科学パネルは、ほ乳類培養細胞の染
44 色体異常誘発性が *in vitro* 試験でみられたが、2 つの組織・器官について観察
45 を行った *in vivo* 試験では DNA 損傷誘発性、遺伝子突然変異誘発性及び染色

1 体異常誘発性のいずれも認められていないことから、BITに遺伝毒性の証拠は
2 認められないと結論している。EFSA科学パネルは、モルモットを用いた試験
3 等において認められたとされるBITの皮膚感作性について、サッカリンの不
4 純物としてのBIT摂取の評価に直接関連するものではないと結論している。
5 EFSA科学パネルは、SCCNFPで用いられた28日間及び90日間の反復投与
6 毒性試験でのNOAEL（それぞれ12.63 mg/kg体重/日、8.42 mg/kg体重/日）
7 を参照し、限定的な試験期間を考慮して、BITのNOAELを8.42 mg/kg体重
8 /日とみなすことが賢明であるとしている。EFSA科学パネルは、これまで報告
9 された最高含有濃度（800 ppm）のBITを含むサッカリンをサッカリン類の
10 ADIレベル（0～5 mg/kg体重/日）で摂取した場合、BITの推定一日摂取量は
11 0.004 mg/kg体重/日になるとした。この量は上記NOAELの約0.05%（約2,000
12 分の1）であり、市販サッカリン類中のBIT濃度は通常800 ppmよりもはる
13 かに低いことから、EFSA科学パネルは、サッカリン類中のBITについて、こ
14 れまでに検出された最高濃度レベルであったとしても安全性に懸念をもたら
15 すものではないと結論した。欧州委員会は、EFSAでの評価結果を受けて、サ
16 ッカリン規格の改正について検討を行うとした。（参照17）

17

18 5. 我が国における評価

19 我が国では、「サッカリンカルシウム」は未指定の添加物である。類似の添加
20 物としては、添加物「サッカリンナトリウム」が1901年に初めて使用（治療上
21 の目的に供する飲食物の調味）を許可され、1948年には現行食品衛生法におい
22 て添加物「サッカリンナトリウム」が指定されており、1961年に添加物「サッ
23 カリン」が指定されている。（参照2）

24
25 米国で1971年6月にいわゆるGRAS物質リストからサッカリン類が削除され
26 たこと等から、我が国では1973年4月、サッカリンナトリウムの一般食品への
27 使用を禁止し、当時の栄養改善法第12条の規定により特殊栄養食品の許可を受
28 けたものに限り使用できるとされた。（参照2、158）

29
30 1973年5月、FDAがサッカリン類の使用規制に関する暫定規制をNASの最
31 終評価が終わるまでの間延長することを発表したこと等から、同年12月、厚生
32 省食品衛生調査会毒性・添加物合同部会（当時）は、サッカリン類について、FDA
33 で行われた二世世代にわたる試験のNOELに安全係数500を適用した1 mg/kg体
34 重/日（JECFAで定められたADIの1/5に相当）を暫定許容摂取量とするととも
35 に、成分規格を改正して不純物の含量を極力制限することとした。この暫定許容
36 摂取量に基づき、「サッカリンナトリウム」及びその製剤をたくあん漬、魚介加
37 工品等一部の食品に使用する上での使用基準、「サッカリン」及びその製剤をチ
38 ューインガムに使用する上での使用基準に係る改正が行われた。（参照2、166、
39 167）

40
41 1975年4月の厚生省食品衛生調査会毒性・添加物合同部会（当時）は、JECFA
42 による評価、我が国において実施されたラット長期毒性研究等からサッカリンの
43 膀胱腫瘍発生増加に関する疑問は払拭されたとし、JECFAの「最大安全量」1.0%
44 と安全係数100を参照することが妥当であるとする意見で一致した。同年7月
45 25日、サッカリンナトリウムの使用基準が改正され（参照2、168）、現在の

1 使用基準となっている。

2

3

4 V. 食品健康影響評価

5

1
2

<別紙1：略称>

略称	名称等
2-AAF	2-アセチルアミノフルオレン
A/G 比	アルブミン/グロブリン比
AS 類	アミノサッカリン類
5-AS	5-アミノサッカリン
6-AS	6-アミノサッカリン
7-AS	7-アミノサッカリン
ALT	アラニンアミノトランスフェラーゼ
AST	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ
B241	チャイニーズ・ハムスター培養細胞株
BBN	<i>N</i> -ブチル- <i>N</i> -(4-ヒドロキシブチル)ニトロソアミン
BIT	1,2-ベンズイソチアゾリン-3-オン
BP	ベンゾ(a)ピレン
BrdU	5-ブromo-2'-デオキシウリジン
CBSA	カルボキシベンゼンスルホン酸
CBSA-NH ₄	カルボキシベンゼンスルホン酸アンモニウム
CHL/IU	チャイニーズ・ハムスター肺由来培養細胞株
CHO	チャイニーズ・ハムスター卵巣由来培養細胞株
CHO-K1	チャイニーズ・ハムスター卵巣由来培養細胞株
Cl-1-15	チャイニーズ・ハムスター胚肺由来培養細胞株
DHHS	Department of Health and Human Services：米国保健福祉省
Don	チャイニーズ・ハムスター由来培養細胞株
EFSA	European Food Safety Authority：欧州食品安全機関
EU	European Union：欧州連合
FANFT	<i>N</i> -[4-(5-ニトロ-2-フリル)-2-チアゾリル]ホルムアミド
FAS14	JECFA モノグラフ Food Additives Series 第 14 巻 (1979)
FAS17	JECFA モノグラフ Food Additives Series 第 17 巻 (1982)
FAS19	JECFA モノグラフ Food Additives Series 第 19 巻 (1984)
FAS32	JECFA モノグラフ Food Additives Series 第 32 巻 (1993)
FAS56	JECFA モノグラフ Food Additives Series 第 56 巻 (2006)
GRAS	generally recognized as safe：一般的に安全とみなされる
HL-60	ヒト前骨髄球性白血病由来培養細胞株
IARC	International Agency for Research on Cancer：国際癌研究機関
IARC22	IARC モノグラフ第 22 巻 (1980)
IARC73	IARC モノグラフ第 73 巻 (1999)
ISA	International Sweeteners Association
JECFA	Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives： FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議
L5178Y $tk^{+/-}$ -3.7.2c	マウスリンパ腫由来培養細胞株

3

1

略称	名称等
M 法	Maumee 法
MA	アントラニル酸メチル
MNU	<i>N</i> -メチル- <i>N</i> -ニトロソウレア
MTL	maximum tolerable level : 最大耐量
NAS	National Academy of Sciences : 全米科学アカデミー
NBR ラット	NCI-Black-Reiter ラット
NMS	<i>N</i> -メチルサッカリン
NRC	National Research Council : 米国研究評議会
NTP	National Toxicology Program
OECD	経済協力開発機構
OSBA	<i>o</i> -スルファモイル安息香酸
OTSA	<i>o</i> -トルエンスルホンアミド
pKa	酸解離定数
PSBA	<i>p</i> -スルファモイル安息香酸
PTSA	<i>p</i> -トルエンスルホンアミド
RF 法	Remsen-Fahlberg 法
RSa	ヒト胚由来培養細胞株
SCCNFP	Scientific Committee on Cosmetic Products and Non-Food Products Intended for Consumers : 欧州化粧品・消費者用非食品科学委員会
SCE	姉妹染色分体交換
SCF	Scientific Committee for Food : 欧州食品科学委員会
SIAR	SIDS (Screening Information Data Set) initial assessment report : スクリーニング用情報データセット初期評価報告書
UDS	不定期 DNA 合成
V79	チャイニーズ・ハムスター肺由来培養細胞株
VB 培地	Vogel-Bonner E 培地

2

3

1
2 <別紙 2 : 各種試験成績等>
3
4 (略)
5

- 1 厚生労働省, 「サッカリンカルシウム」及び「L-グルタミン酸アンモニウム」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について (平成18年5月22日付けで食品健康影響評価を依頼した事項), 第144回食品安全委員会 (平成18年5月25日).
参考: <http://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20060525sfc>
- 2 厚生労働省, サッカリンカルシウム 指定のための検討報告書, 2006年4月.
【当初要請資料本体】
- 3 Calcium saccharin, prepared at the 24th JECFA (1980). In FAO (ed.), Food and Nutrition Paper 17; 1980 and in Food and Nutrition Paper 52; 1992. 【当初要請資料参考文献 3】
- 4 Saccharin and its salts. In IARC (ed.), IARC monographs on the evaluation of carcinogenic risks to humans, Volume 73, Some chemicals that cause tumours of the kidney or urinary bladder in rodents and some other substances, 1999; pp.517-624. 【当初要請資料参考文献 43】
- 5 Commission of the European Communities: Commission Directive 95/31/EC of 5 July 1995 laying down specific criteria of purity concerning sweeteners for use in foodstuffs. In Office for Official Publications of the European Communities (ed.), Consolidated TEXT (CONSLEG: 1995L0031-11/05/2004); pp.13-6. 【当初要請資料参考文献 11】
- 6 Commission of the European Communities: Commission Directive 2008/60/EC of 17 June 2008 laying down specific purity criteria concerning sweeteners for use in foodstuffs. Official Journal of the European Union, 18.6.2008: L158/17-40 【補足資料参考文献 51】
- 7 The Scientific Committee for Food: Reports of the Scientific Committee for Food concerning sweeteners (opinion expressed 14 September 1984). In Commission of the European Communities (ed.), Food Science and Techniques, Reports of the Scientific Committee for Food (sixteenth series), Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg, 1985; pp.1-8, 14 and 19. 【補足資料参考文献 9】
- 8 Würsch P and Daget N: Sweetness in product development. In Dobbing J (ed.), Sweetness, Springer-Verlag Berlin Heidelberg, 1987; pp.247-59. 【当初要請資料参考文献 64】
- 9 Saccharin. In WHO (ed.), Food Additives Series 17, Toxicological evaluation of certain veterinary drug residues in food, prepared by the 26th meeting of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives (JECFA), Rome, 19-28 April 1982, WHO, Geneva, 1982. 【当初要請資料参考文献 4】

参考 : <http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v17je01.htm>

- 1 0 厚生労働省, サッカリンカルシウムについての補足資料提出依頼に関する調査報告書, 2011年4月20日. 【補足資料本体】
- 1 1 WHO and FAO (ed.), Technical Report Series No.557, FAO Nutrition Meetings Report Series No.54, Evaluation of certain food additives, eighteenth report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Rome, 4-13 June 1974, WHO, Geneva, 1974; pp.26-7 and 33-5. 【当初要請資料参考文献 40】
- 1 2 サッカリン, サッカリンナトリウム. 厚生労働省編, 第8版食品添加物公定書, 2007 ; 368-71
- 1 3 Calcium saccharin. In Institute of Medicine of the National Academies (ed.), Food Chemicals Codex 5th edition, National Academies Press, 2004; pp.79-80. 【当初要請資料参考文献 8】
- 1 4 Nelson JJ: Preservatives and artificial sweeteners, Quantitation of σ and p -sulfamoylbenzoic acids in commercial saccharin by high-performance liquid chromatography. J Assoc Off Anal Chem 1976; 59(2): 243-50 【補足資料参考文献 44】
- 1 5 Riggin RM and Kinzer GW: Characterization of impurities in commercial lots of sodium saccharin produced by the Sherwin-Williams process, I. Chemistry. Food Chem Toxicol 1983; 21(1): 1-10 【補足資料参考文献 50】
- 1 6 Riggin RM, Margard WL and Kinzer GW: Characterization of impurities in commercial lots of sodium saccharin produced by the Sherwin-Williams process, II. Mutagenicity. Food Chem Toxicol 1983; 21(1): 11-7 【補足資料参考文献 5】
- 1 7 European Food Safety Authority (EFSA): Opinion of the Scientific Panel on Food Additives, Flavourings, Processing Aids and Materials in contact with Food on the presence of 1,2-benzisothiazolin-3-one as an impurity in saccharin used as a food additive, Question n° EFSA-Q-2004-133, adopted on 30 November 2006. The EFSA Journal 2006; 416: 1-7 【補足資料参考文献 2】
- 1 8 Saccharin, calcium, potassium and sodium salts. In WHO (ed.), Food Additives Series 19, Toxicological evaluation of certain food additives and food contaminants, prepared by the twenty-eighth meeting of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives (JECFA), Rome, 19-28 March 1984, WHO, Geneva, 1984. 【当初要請資料参考文献 35】
参考 : <http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v19je01.htm>

-
- 1⁹ Radford T, Cook JM, Dalsis DE, Wolf E and Voigt M: Characterization of aminosaccharins in commercial sodium saccharin produced by the Maumee process. *Food Chem Toxicol* 1985; 23(4/5): 419-28 【補足資料参考文献 6】
- 2⁰ The Code of Federal Regulations, Title 21 (food and drugs), Chapter 1, Part 1, Subpart C, §180.37 Saccharin, ammonium saccharin, calcium saccharin, and sodium saccharin. 【当初要請資料参考文献 7】
- 2¹ European Parliament and Council of the European Union: European Parliament and Council Directive 94/35/EC of 30 June 1994 on sweeteners for use in foodstuffs, amended by Directive 96/83/EC of the European Parliament and of the Council of 19 December 1996, Regulation (EC) No 1882/2003 of the European Parliament and of the Council of 29 September 2003, Directive 2003/115/EC of the European Parliament and of the Council of 22 December 2003 and Directive 2006/52/EC of the European Parliament and of the Council of 5 July 2006. In Office for Official Publications of the European Communities (ed.), Official Journal No L237, 10.9.1994; p.3-12. 【当初要請資料参考文献 92】
- 2² Saccharin and its salts. In WHO (ed.), Food Additives Series 32, Toxicological evaluation of certain food additives and contaminants, prepared by the forty-first meeting of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives (JECFA), Geneva, 9-18 February 1993, WHO, Geneva, 1993. 【当初要請資料参考文献 18】
参考 : <http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v32je01.htm>.
- 2³ 胃液. 南山堂医学大辞典第 18 版, 株式会社南山堂, 東京, 1998 ; p.77. 【追加文献 I 1】
- 2⁴ Lethco EJ and Wallace WC: The metabolism of saccharin in animals. *Toxicology* 1975; 3: 287-300 【補足資料参考文献 43】
- 2⁵ Sweatman TW and Renwick AG: Tissue levels of saccharin in the rat during two-generation feeding studies. *Toxicol Appl Pharmacol* 1982; 62: 465-73 【追加文献 I 2】
- 2⁶ Cohen-Addad N, Chatterjee M, Bekersky I and Blumenthal HP: In utero-exposure to saccharin: A threat? *Cancer Lett* 1986; 32: 151-4 【追加文献 I 3】
- 2⁷ Renwick AG: The disposition of saccharin in animals and man – a review. *Food Chem Toxicol* 1985; 23(4/5): 429-35 【補足資料参考文献 7】
- 2⁸ Minegishi K, Asahina M and Yamaha T: The metabolism of saccharin and the related compounds in rats and guinea pigs. *Chem Pharm Bull* 1972; 20(7): 1351-6 【補足資料参考文献 42】

-
- 2 9 OECD and UNEP Chemicals (ed.), *o*-Toluenesulfonamide, CAS No: 88-19-7, SIDS initial assessment report for SIAM 14, Paris, 26-28 March 2002, UNEP Publications, 2002. 【補足資料参考文献 21】
- 3 0 Methyl anthranilate. In WHO (ed.), Food Additives Series 14, Toxicological evaluation of certain food additives, prepared by the twenty-third meeting of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives (JECFA), Geneva, 2-11 April 1979, WHO, Geneva, 1979. 【補足資料参考文献 40】
参考 : <http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v14je01.htm>
- 3 1 Ashby J and Ishidate M Jr: Clastogenicity in vitro of the Na, K, Ca and Mg salts of saccharin; and of magnesium chloride; consideration of significance. *Mutat Res* 1986; 163: 63-73 【当初要請資料参考文献 52】
- 3 2 Saccharin calcium, saccharin insoluble, saccharin magnesium, saccharin potassium, saccharin sodium. 林真, 松岡厚子編 (祖父尼俊雄監修), 染色体異常試験データ集 改訂 1998 年版, 株式会社エル・アイ・シー, 東京, 1998 ; 435-7 【当初要請資料参考文献 53】
- 3 3 Saccharin (saccharin, sodium saccharin, calcium saccharin and *ortho*-toluenesulphonamide), Studies in humans of cancer in relation to the consumption of artificial, non-nutritive sweetening agents. In IARC (ed.), IARC monographs on the evaluation of the carcinogenic risk of chemicals to humans, volume 22, some non-nutritive sweetening agents, IARC, Lyon, March 1980; pp.111-85. 【補足資料参考文献 30】
- 3 4 Sasaki YF, Kawaguchi S, Kamaya A, Ohshita M, Kabasawa K, Iwama K et al.: The comet assay with 8 mouse organs: results with 39 currently used food additives. *Mutat Res* 2002; 519: 103-19 【追加文献 II 1】
- 3 5 Bandyopadhyay A, Ghoshal S and Mukherjee A: Genotoxicity testing of low-calorie sweeteners: aspartame, acesulfame-K, and saccharin. *Drug Chem Toxicol* 2008; 31(4): 447-57 【追加文献 II 2】
- 3 6 Abe S and Sasaki M: Chromosome aberrations and sister chromatid exchanges in Chinese hamster cells exposed to various chemicals. *J Natl Cancer Inst* 1977; 58(6): 1635-41 【当初要請資料参考文献 21】
- 3 7 Wolff S and Rodin B: Saccharin-induced sister chromatid exchanges in Chinese hamster and human cells. *Science* 1978; 200: 543-5 【当初要請資料参考文献 23】
- 3 8 Ray-Chaudhuri R, Currens M and Iype PT: Enhancement of sister-chromatid exchanges by tumour promoters. *Br J Cancer* 1982; 45:769-77 【当初要請資料参考文献 24】

-
- 3 9 Renner HW: Possible mutagenic activity of saccharin. *Experientia* 1979; 35:1364-5 【当初要請資料参考文献 25】
- 4 0 Ashby J, Styles JA, Anderson D and Paton D: Saccharin: An epigenetic carcinogen/mutagen? *Food Cosmet Toxicol* 1978; 16: 95-103 【補足資料参考文献 18】
- 4 1 Herbold BA: Studies to evaluate artificial sweeteners, especially Remsen-Fahlberg saccharin, and their possible impurities, for potential mutagenicity by the *Salmonella*/mammalian liver microsome test. *Mutat Res* 1981; 90: 365-72 【補足資料参考文献 17】
- 4 2 Ishidate M Jr, Sofuni T, Yoshikawa K, Hayashi M, Nohmi T, Sawada M et al.: Primary mutagenicity screening of food additives currently used in Japan. *Food Chem Toxicol* 1984; 22(8): 623-36 【当初要請資料参考文献 51】
- 4 3 Saccharin insoluble. 能美健彦, 松井道子編 (石館基監修), 微生物を用いる変異原性試験データ集, 株式会社エル・アイ・シー, 東京, 1991 : 454-5 【当初要請資料参考文献 54】
- 4 4 Mortelmans K, Haworth S, Lawlor T, Speck W, Tainer B and Zeiger E: *Salmonella* mutagenicity tests: II. Results from the testing of 270 chemicals. *Environmental Mutagenesis* 1986; 8(suppl.7): 1-26, 34, 37, 39, 88 and 105 【補足資料参考文献 26】
- 4 5 Stoltz DR, Stavric B, Klassen R, Bendall RD and Craig J: The mutagenicity of saccharin impurities, I. Detection of mutagenic activity. *JEPT* 1977; 1: 139-46 【補足資料参考文献 32】
- 4 6 Eckhardt K, King M, Gocke E and Wild D: Mutagenicity study of Remsen-Fahlberg saccharin and contaminants. *Toxicol Lett* 1980; 7: 51-60 【当初要請資料参考文献 27】
- 4 7 Kramers PGN: Mutagenicity of saccharin in *Drosophila*: The possible role of contaminants. *Mutat Res* 1977; 56: 163-7 【当初要請資料参考文献 26】
- 4 8 Turner SD, Tinwell H, Piegorsch W, Schmezer P and Ashby J: The male rat carcinogens limonene and sodium saccharin are not mutagenic to male Big Blue™ rats. *Mutagenesis* 2001; 16(4): 329-32 【追加文献 II 3】
- 4 9 Fahrig R: Effects in the mammalian spot test: Cyclamate versus saccharin. *Mutat Res* 1982; 103: 43-7 【当初要請資料参考文献 29】
- 5 0 Suzuki H & Suzuki N: Mutagenicity of saccharin in a human cell strain. *Mutat Res* 1988; 209: 13-6 【補足資料参考文献 19】

-
- 5 1 Kristoffersson U: The effect of cyclamate and saccharin on the chromosomes of a Chinese hamster cell line. *Hereditas* 1972; 70: 271-82 【当初要請資料参考文献 20】
- 5 2 Chang P and Stacey T: Sodium saccharin: Cytogenetic effect on human lymphocytes in vitro. *Proceedings of the Pennsylvania Academy of Sciences* 1974; 48: 50-1 【当初要請資料参考文献 22】
- 5 3 Masubuchi M, Nawai S, Hirokado M and Hiraga K: Lack of the cytogenetic effects of saccharin impurities on CHO-K1 cells. *Mutat Res* 1978; 54: 242-3 【補足資料参考文献 23】
- 5 4 Durnev AD, Oreshchenko AV, Kulakova AV, Beresten' NF and Seredenin SB: [Clastogenic activity of dietary sugar substitutes]. *Vopr Med Khim* 1995; 41(4): 31-3 【追加文献Ⅱ 4】
- 5 5 Srám RJ and Zudová Z: Mutagenicity studies of saccharin in mice. *Bull Environ Contam Toxicol* 1974; 12(2): 186-92 【当初要請資料参考文献 31】
- 5 6 Léonard A and Léonard ED: Mutagenicity test with saccharin in the male mouse. *J Environ Pathol Toxicol* 1979; 2: 1047-53 【当初要請資料参考文献 34】
- 5 7 Machemer L and Lorke D: Dominant lethal test in the mouse for mutagenic effects of saccharin. *Humangenetik* 1973; 19: 193-8 【当初要請資料参考文献 32】
- 5 8 Mahon GAT and Dawson GWP: Saccharin and the induction of presumed somatic mutations in the mouse. *Mutat Res* 1982; 103: 49-52 【当初要請資料参考文献 28】
- 5 9 Rao MS and Qureshi AB: Induction of dominant lethals in mice by sodium saccharin. *Indian J Med Res* 1972; 60: 599-603 【当初要請資料参考文献 30】
- 6 0 Machemer L and Lorke D: Experiences with the dominant lethal test in female mice: Effects of alkylating agents and artificial sweeteners on pre-ovulatory oocyte stages. *Mutat Res* 1975; 29: 209-14 【当初要請資料参考文献 33】
- 6 1 Poncelet F, Roberfroid M and Mercier M: Absence of mutagenic activity in *Salmonella typhimurium* of some impurities found in saccharin. *Food Cosmet Toxicol* 1979; 17: 229-31 【補足資料参考文献 20】
- 6 2 JETOC ((社)日本化学物質安全・情報センター) 編 (労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課監修), 労働安全衛生法有害性調査制度に基づく既存化学

-
- 物質変異原性試験データ集, JETOC, 東京, 1996; pp.73 and 85 【補足資料参考文献 46】
- 6 3 (財)畜産生物科学安全研究所: *o*-トルエンスルホンアミドの細菌を用いる復帰変異試験. 化学物質点検推進連絡協議会編 (厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室監修), 平成 9 年度既存化学物質安全性点検結果 (概要) vol.7. 【補足資料参考文献 31】
- 6 4 (財)畜産生物科学安全研究所: *o*-トルエンスルホンアミドのチャイニーズ・ハムスターの培養細胞を用いる染色体異常試験. 化学物質点検推進連絡協議会編 (厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室監修), 平成 9 年度既存化学物質安全性点検結果 (概要) vol.7. 【補足資料参考文献 33】
- 6 5 Poncelet F, Mercier M and Lederer J: Letter to the editor, Saccharin: Paraforms of some impurities are not mutagenic in *Salmonella typhimurium*. Food Cosmet Toxicol 1980; 18: 453 【補足資料参考文献 36】
- 6 6 (財)食品薬品安全センター秦野研究所: 4-メチルベンゼンスルホンアミドの細菌を用いる復帰変異試験. 化学物質点検推進連絡協議会編 (厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室監修), 平成 3 年度既存化学物質安全性点検結果 (概要) vol.1. 【補足資料参考文献 35】
- 6 7 (財)食品薬品安全センター秦野研究所: 4-メチルベンゼンスルホンアミドのチャイニーズ・ハムスター培養細胞を用いる染色体異常試験. 化学物質点検推進連絡協議会編 (厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室監修), 平成 3 年度既存化学物質安全性点検結果 (概要) vol.1. 【補足資料参考文献 37】
- 6 8 Zani F, Maggiali CA, Mingiardi MR and Mazza P: Biological studies on 1,2-benzisothiazole derivatives, IV. Relationships between chemical structure and genotoxicity. Il Farmaco 1991; 46(5): 639-46 【補足資料参考文献 48】
- 6 9 Ozaki A, Yamaguchi Y, Fujita T, Kuroda K and Endo G: Chemical analysis and genotoxicological safety assessment of paper and paperboard used for food packaging. Food Chem Toxicol 2004; 42: 1323-37【補足資料参考文献 22】
- 7 0 The Scientific Committee on Cosmetic Products and Non-Food Products Intended for Consumers (SCCNFP) (ed.), Evaluation and opinion on benzisothiazolinone, COLIPA n° P96, SCCNFP/0811/04, 1 July 2004. 【補足資料参考文献 8】
- 7 1 Methyl anthranilate. In WHO (ed.), Food Additives Series 56, Safety evaluation of certain food additives, prepared by the sixty-fifth meeting of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives (JECFA), Geneva, 7-16 June 2005, WHO, Geneva, 2006; pp.221-24 【補足資料参考文献

24】

参考 : http://whqlibdoc.who.int/publications/2006/9241660562_eng.pdf

- 7 2 小田美光, 浜野米一, 井上清, 山本博之, 新原富夫, 国田信治 : 着香料の細菌による突然変異誘発性試験 (第 1 報). 大阪府立公衛研所報食品衛生編 1978 ; 9 : 177-81 【補足資料参考文献 27】
- 7 3 兪榮植 : 食品に用いられている着香料の変異原性および抗変異原性に関する研究. 阪市医誌 1985 ; 34(3・4) : 267-88 【補足資料参考文献 38】
- 7 4 Yoshimi N, Sugie S, Iwata H, Niwa K, Mori H, Hashida C et al.: The genotoxicity of a variety of aniline derivatives in a DNA repair test with primary cultured rat hepatocytes. *Mutat Res* 1988; 206: 183-91 【補足資料参考文献 29】
- 7 5 Kasamaki A, Takahashi H, Tsumura N, Niwa J, Fujita T and Urasawa S: Genotoxicity of flavoring agents. *Mutat Res* 1982; 105: 387-92 【補足資料参考文献 28】
- 7 6 Shimizu H and Takemura N: Mutagenicity of some aniline derivatives. *Proc Int Congr 11th*: 497-506 【補足資料参考文献 49】
- 7 7 藤田博, 佐々木美枝子 : *Salmonella typhimurium* TA97, TA102 を用いた食品添加物の変異原性試験 (第 2 報). 東京衛研年報 1987 ; 38 : 423-30 【補足資料参考文献 25】
- 7 8 Taylor JD, Richards RK, Wiegand RG and Weinberg MS: Toxicological studies with sodium cyclamate and saccharin. *Food Cosmet Toxicol* 1968; 6: 313-27 【当初要請資料参考文献 67】
- 7 9 (財)食品薬品安全センター秦野研究所 : o-トルエンスルホンアミドのラットを用いる単回経口投与毒性試験. 化学物質点検推進連絡協議会編 (厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室監修), 平成 9 年度既存化学物質安全性点検結果 (概要) vol.7. 【補足資料参考文献 9】
- 8 0 (財)食品薬品安全センター秦野研究所 : 4-メチルベンゼンスルホンアミドのラットにおける急性経口投与毒性試験. 化学物質点検推進連絡協議会編 (厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室監修), 平成 3 年度既存化学物質安全性点検結果 (概要) vol.1. 【補足資料参考文献 13】
- 8 1 Committee for Veterinary Medicinal Products, European Agency for the Evaluation of Medicinal Products, Tosylchloramide sodium, Summary report, EMEA/MRL/570/99-FINAL, February 1999. 【補足資料参考文献 47】
- 8 2 Jenner PM, Hagan EC, Taylor JM, Cook EL and Fitzhugh: Food

-
- flavourings and compounds of related structure, I. Acute oral toxicity. Food Cosmet Toxicol 1964; 2: 327-43 【補足資料参考文献 15】
- 8 3 Hasegawa R and Cohen SM: The effect of different salts of saccharin on the rat urinary bladder. Cancer Lett 1986; 30: 261-8 【当初要請資料参考文献 88】
- 8 4 Cohen SM, Ellwein LB, Okamura T, Masui T, Johansson SL, Smith RA et al.: Comparative bladder tumor promoting activity of sodium saccharin, sodium ascorbate, related acids, and calcium salts in rats. Cancer Res 1991; 51: 1766-77 【当初要請資料参考文献 14】
- 8 5 Clayson DB and Cooper EH: Cancer of the urinary tract. Advances in Cancer Research 1970; 13: 271-371 【当初要請資料参考文献 86】
- 8 6 Chapman WH: Infection with *Trichosomoides crassicauda* as a factor in the induction of bladder tumors in rats fed 2-acetylaminofluorene. Investig Urol 1969; 7(2): 154-9 【補足資料参考文献 4】
- 8 7 Fitzhugh OG, Nelson AA and Frawley JP: A comparison of the chronic toxicities of synthetic sweetening agents. J Am Pharm Assoc 1951; 40: 583-6 【当初要請資料参考文献 59】
- 8 8 Lessel B: Carcinogenic and teratogenic aspects of saccharin. SOS/70 Proc Third Int Congr Food Sci Technol 1971: 764-70 【当初要請資料参考文献 78】
- 8 9 Ulland B, Weisburger EK and Weisburger JH: Abstract No.19, Chronic toxicity and carcinogenicity of industrial chemicals and pesticides. Toxicol Appl Pharmacol 1973; 25: 446 【当初要請資料参考文献 80】
- 9 0 Tisdell MO, Nees PO, Harris DL and Derse PH: Long-term feeding of saccharin in rats. In Inglett GE (ed.), Symposium:sweeteners, AVI publishing company, inc., Westport, Ct. 1974; pp.145-58 【追加文献Ⅲ1】
- 9 1 Munro IC, Moodie CA, Krewski D and Grice HC: A carcinogenicity study of commercial saccharin in the rat. Toxicol Appl Pharmacol 1975; 32: 513-26 【当初要請資料参考文献 70】
- 9 2 Furuya T, Kawamata K, Kaneko T, Uchida O, Horiuchi S and Ikeda Y: Long-term toxicity study of sodium cyclamate and saccharin sodium in rats (abstract). Jpn J Pharmacol 1975; suppl.25: 55-6P 【当初要請資料参考文献 81】
- 9 3 Kennedy GL Jr, Fancher OE and Calandra JC: Subacute toxicity studies with sodium saccharin and two hydrolytic derivatives. Toxicology 1976; 6:133-8 【当初要請資料参考文献 69】

-
- 9 4 Homburger F: Negative lifetime carcinogen studies in rats and mice fed 50,000 ppm saccharin. In Galli CL, Paoletti R and Vettorazzi G (ed.), Chemical Toxicology of Food, Elsevier/North-Holland Biomedical Press, Amsterdam, 1978; pp.359-73 【当初要請資料参考文献 75】
- 9 5 Chowaniec J and Hicks RM: Response of the rat to saccharin with particular reference to the urinary bladder. Br J Cancer 1979; 39: 355-75 【当初要請資料参考文献 82】
- 9 6 Taylor JM, Weinberger MA and Friedman L: Chronic toxicity and carcinogenicity to the urinary bladder of sodium saccharin in the *in utero*-exposed rat. Toxicol Appl Pharmacol 1980; 54: 57-75 【当初要請資料参考文献 68】
- 9 7 Arnold DL, Moodie CA, Grice HC, Charbonneau SM, Stavric B, Collins BT et al.: Long-term toxicity of *ortho*-toluenesulfonamide and sodium saccharin in the rat. Toxicol Appl Pharmacol 1980; 52(1): 113-52 【当初要請資料参考文献 45】
- 9 8 Hooson J, Hicks RM, Grasso P and Chowaniec J: Ortho-toluene sulphonamide and saccharin in the promotion of bladder cancer in the rat. Br J Cancer 1980; 42: 129-47 【当初要請資料参考文献 83】
- 9 9 Nakanishi K, Hagiwara A, Shibata M, Imaida K, Tatematsu M and Ito N: Dose response of saccharin in induction of urinary bladder hyperplasia in Fischer 344 rats pretreated with *N*-butyl-*N*-(4-hydroxybutyl)nitrosoamine. JNCI 1980; 65(5): 1005-10 【追加文献Ⅲ2】
- 1 0 0 Nakanishi K, Hirose M, Ogiso T, Hasegawa R, Arai M and Ito N: Effects of sodium saccharin and caffeine on the urinary bladder of rats treated with *N*-butyl-*N*-(4-hydroxybutyl) nitrosoamine. Gann 1980; 71: 490-500 【追加文献Ⅲ3】
- 1 0 1 Fukushima S, Arai M, Nakanowatari J, Hibino T, Okuda M and Ito N: Differences in susceptibility to sodium saccharin among various strains of rats and other species. Gann 1983; 74: 8-20 【当初要請資料参考文献 76】
- 1 0 2 Schoenig GP, Goldenthal EI, Geil RG, Frith CH, Richter WR and Carlborg FW: Evaluation of the dose response and *in utero* exposure to saccharin in the rat. Food Chem Toxicol 1985; 23(4/5): 475-90 【当初要請資料参考文献 74】
- 1 0 3 Hibino T, Hirasawa Y and Arai M: Morphologic changes in the urinary bladder and stomach after long-term administration of sodium saccharin in F344 rats. Cancer Lett 1985; 29: 255-63 【当初要請資料参考文献 84】
- 1 0 4 Garland EM, Sakata T, Fisher MJ, Masui T and Cohen SM: Influences of

-
- diet and strain on the proliferative effect on the rat urinary bladder induced by sodium saccharin. *Cancer Res* 1989; 49: 3789-94 【追加文献Ⅱ5】
- 1 0 5 Homma Y, Kondo Y, Kakizoe T, Aso Y and Nagase S: Lack of bladder carcinogenicity of dietary sodium saccharin in analbuminaemic rats, which are highly susceptible to *N*-nitroso-*n*-butyl-(4-hydroxybutyl)amine. *Food Chem Toxicol* 1991; 29(6): 373-6 【当初要請資料参考文献 85】
- 1 0 6 Allen MJ, Boyland E, Dukes CE, Horning ES and Watson JG: Cancer of the urinary bladder induced in mice with metabolites of aromatic amines and tryptophan. *Br J Cancer* 1957; 11(2): 212-28 【当初要請資料参考文献 60】
- 1 0 7 Roe FJC, Levy LS and Carter RL: Feeding studies on sodium cyclamate, saccharin and sucrose for carcinogenic and tumour-promoting activity. *Food Cosmet Toxicol* 1970; 8:135-45 【当初要請資料参考文献 71】
- 1 0 8 Bryan GT, Ertürk E and Yoshida O: Production of urinary bladder carcinomas in mice by sodium saccharin. *Science* 1970; 168:1238-40 【当初要請資料参考文献 44】
- 1 0 9 Kroes R, Peters PWJ, Berkvens JM, Verschuuren HG, de Vries TH and van Esch GJ: Long term toxicity and reproduction study (including a teratogenicity study) with cyclamate, saccharin and cyclohexylamine. *Toxicology* 1977; 8: 285-300 【当初要請資料参考文献 72】
- 1 1 0 Prasado O and Rai G: Induction of papillary adenocarcinoma of thyroid in albino mice by saccharin feeding. *Indian J Exp Biol* 1986; 24: 197-9 【当初要請資料参考文献 77】
- 1 1 1 Frederick CB, Dooley KL, Kodell RL, Sheldon WG and Kadlubar F: The effect of lifetime sodium saccharin dosing on mice initiated with the carcinogen 2-acetylaminofluorene. *Fundamental and Applied Toxicology* 1989; 12: 346-57 【当初要請資料参考文献 46】
- 1 1 2 Torres de Mercau G, Riviera de Martínez Villa N, Vitalone H, Mercau G, Gamundi S, Martínez Riera N et al.: Efecto de la sacarina de sodio en el intestine grueso del raton [Sodium saccharin effect on the mice large intestine]. *Acta Gastroenterol Latinoam* 1997; 27(2): 63-5 【追加文献Ⅲ4】
- 1 1 3 McChesney EW, Coulston F and Benitz KF: Six-year study of saccharin in rhesus monkeys [abstract]. *Toxicol Appl Pharmacol* 1977; 42: 164 【当初要請資料参考文献 47】
- 1 1 4 Takayama S, Sieber SM, Adamson RH, Thorgeirsson UP, Dalgard DW, Arnold LL et al.: Long-term feeding of sodium saccharin to nonhuman primates: Implications for urinary tract cancer. *JNCI* 1998; 90(1):19-25 【当

初要請資料参考文献 13】

- 1 1 5 Thorgeirsson UP, Dalgard DW, Reeves J and Adamson RH: Tumor incidence in a chemical carcinogenesis study of nonhuman primates. *Regul Toxicol Pharmacol* 1994; 19: 130-51 【当初要請資料参考文献 48】
- 1 1 6 (財)食品薬品安全センター秦野研究所：o-トルエンスルホンアミドのラットを用いる反復経口投与毒性・生殖発生毒性併合試験. 化学物質点検推進連絡協議会編（厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室監修），平成 9 年度既存化学物質安全性点検結果（概要）vol.7. 【補足資料参考文献 11】
- 1 1 7 (財)食品薬品安全センター秦野研究所：o-トルエンスルホンアミドのラットを用いる 28 日間反復経口投与毒性試験. 化学物質点検推進連絡協議会編（厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室監修），平成 11 年度既存化学物質安全性点検結果（概要）vol.9. 【補足資料参考文献 10】
- 1 1 8 (財)食品薬品安全センター秦野研究所：o-トルエンスルホンアミドのラットを用いる経口投与簡易生殖毒性試験. 化学物質点検推進連絡協議会編（厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室監修），平成 11 年度既存化学物質安全性点検結果（概要）vol.9. 【補足資料参考文献 12】
- 1 1 9 (財)食品薬品安全センター秦野研究所：4-メチルベンゼンスルホンアミドのラットにおける反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験. 化学物質点検推進連絡協議会編（厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室監修），平成 3 年度既存化学物質安全性点検結果（概要）vol.1. 【補足資料参考文献 14】
- 1 2 0 Hagan EC, Hansen WH, Fitzhugh OG, Jenner PM, Jones WI, Taylor JM et al.: Food flavourings and compounds of related structure, II. Subacute and chronic toxicity. *Food Cosmet Toxicol* 1967; 5: 141-57 【補足資料参考文献 16】
- 1 2 1 Fukushima S, Thamavit W, Kurata Y and Ito N: Sodium citrate: A promoter of bladder carcinogenesis. *Jpn J Cancer Res* 1986; 77: 1-4 【当初要請資料参考文献 89】
- 1 2 2 de Groot AP, Feron VJ and Immel HR: Induction of hyperplasia in the bladder epithelium of rats by a dietary excess of acid or base: Implications for toxicity/carcinogenicity testing. *Food Chem Toxicol* 1988; 25(5): 425-34 【当初要請資料参考文献 90】
- 1 2 3 Otoshi T, Iwata H, Yamamoto S, Murai T, Yamaguchi S, Matsui-Yuasa I et al.: Severity of promotion by sodium salts of succinic acid in rat urinary bladder carcinogenesis correlates with sodium ion concentration under conditions of equal urinary pH. *Carcinogenesis* 1993; 14(11): 2277-81 【当初要請資料参考文献 91】

-
- 1 2 4 Tanaka S, Kawashima K, Nakaura S, Nagao S, Kuwamura T and Omori Y: Studies on the teratogenicity of food additives (1), Effects of saccharin sodium on the development of rats and mice. *J Food Hyg Soc* 1973; 14(4): 371-9 【当初要請資料参考文献 73】
- 1 2 5 Lederer J et Pottier-Arnould AM: Influence de la saccharine sur le développement de l'embryon chez la rate gestante. *Diabète* 1973; 21: 13-5 【補足資料参考文献 52】
- 1 2 6 Lederer J: La saccharin, ses polluants et leur effet tératogène. *Louvain Méd* 1977; 96: 495-501 【補足資料参考文献 53】
- 1 2 7 Arnold DL, Moodie CA, McGuire PF, Collins BT, Charbonneau SM and Munro IC: The effect of *ortho* toluenesulfonamide and sodium saccharin of the urinary tract of neonatal rats. *Toxicol Appl Pharmacol* 1979; 51: 455-63 【補足資料参考文献 34】
- 1 2 8 Colson A, Lederer J and Michiels J: Lésions oculaires provoquées par la saccharine et ses polluants sur les foetus des rats. *J Fr Ophtalmol* 1984; 7(5): 399-410 【補足資料参考文献 55】
- 1 2 9 Warbrick EV, Dearman RJ, Ashby J, Schmezer P and Kimber I: Preliminary assessment of the skin sensitizing activity of selected rodent carcinogens using the local lymph node assay. *Toxicology* 2001; 163: 63-9【追加文献Ⅱ 6】
- 1 3 0 Simon D, Yen S and Cole P: Coffee drinking and cancer of the lower urinary tract. *JNCI* 1975; 54: 587-91 【追加文献Ⅲ 5】
- 1 3 1 Howe GR, Burch JD, Miller AB, Cook GM, Esteve J, Morrison B et al.: Tobacco use, occupation, coffee, various nutrients, and bladder cancer. *JNCI* 1980; 64(4): 701-13 【追加文献Ⅲ 6】
- 1 3 2 Cartwright RA, Adib R, Glashan R and Gray BK: The epidemiology of bladder cancer in West Yorkshire, A preliminary report on non-occupational aetiologies. *Carcinogenesis* 1981; 2(4): 343-7 【追加文献Ⅲ 7】
- 1 3 3 Najem GR, Louria DB, Seebode JJ, Thind IS, Prusakowski JM, Ambrose RB et al.: Life time occupation, smoking caheine, saccharine, hair dyes and bladder carcinogenesis. *Int J Epidemiol* 1982; 11(3): 212-7 【追加文献Ⅲ 8】
- 1 3 4 Møller-Jensen O, Knudsen JB, Sørensen BL and Clemmesen J: Artificial sweeteners and absence of bladder cancer risk in Copenhagen. *Int J Cancer* 1983; 32: 577-82 【追加文献Ⅲ 9】

-
- 1 3 5 Risch HA, Burch JD, Miller AB, Hill GB, Steele R and Howe GR: Dietary factors and the incidence of cancer of the urinary bladder. *Am J Epidemiol* 1988; 127(6): 1179-91 【追加文献Ⅲ10】
- 1 3 6 黒川雄二, 梅村隆志: サッカリンのリスクアセスメント. *食衛誌* 1996; 37(5): 341-2 【当初要請資料参考文献 16】
- 1 3 7 Gallus S, Scotti L, Negri E, Talamini R, Franceschi S, Montella M et al.: Artificial sweeteners and cancer risk in a network of case-control studies. *Ann Oncol* 2007; 18(1): 40-4 【追加文献Ⅱ7】
- 1 3 8 Andreatta MM, Muñoz SE, Lantieri MJ, Eynard AR and Navarro A: Artificial sweetener consumption and urinary tract tumors in Cordoba, Argentina. *Prev Med* 2008; 47(1): 136-9 【追加文献Ⅱ8】
- 1 3 9 Bosetti C, Gallus S, Talamini R, Montella M, Franceschi S, Negri E, et al.: Artificial sweeteners and the risk of gastric, pancreatic, and endometrial cancers in Italy. *Cancer Epidemiol Biomarkers Prev* 2009; 18(8): 2235-8 【追加文献Ⅱ9】
- 1 4 0 Taub SJ: Untoward reactions to saccharin. *The Eye, Ear, Nose and Throat Monthly* 1972; 51: 405-6 【追加文献Ⅰ5】
- 1 4 1 Chew AL and Maibach HI: 1,2-Benzisothiazoline-3-one (Proxel®): irritant or allergen? A clinical study and literature review. *Contact Dermatitis* 1997; 36: 131-6 【追加文献Ⅲ11】
- 1 4 2 National Research Council (ed.), 1987 Poundage and technical effects update of substances added to food, prepared for Food and Drug Administration, 1989, p.518. 【当初要請資料参考文献 17】
- 1 4 3 Population profile of the United States: 1995. In U.S. Bureau of the Census (ed.), *Current Population Reports, Special Studies Series P23-189*, U.S. Government Printing Office, Washington, DC, 1995; pp.A-56-7. 【追加文献Ⅲ12】
参考 : <http://www.census.gov/population/www/pop-profile/files/p23-189.pdf>
- 1 4 4 Ministry of Agriculture, Fisheries and Food (ed.), *Dietary intake of food additives in the UK: Initial surveillance*, Food Surveillance Paper No.37, HMSO, London, 1993: pp.40-7. 【当初要請資料参考文献 62】
- 1 4 5 Commission of the European Communities (ed.), *Report from the Commission on dietary food additive intake in the European Union*, 2001; pp.1-26. 【当初要請資料参考文献 39】
- 1 4 6 食品添加物研究会編, あなたが食べている食品添加物—食品添加物一日摂取量

の実態と傾向－（本編版），日本食品添加物協会，東京，2001，12-4【当初要請資料参考文献 93】

- 1 4 7 厚生労働省，平成 18 年度マーケットバスケット方式による甘味料の摂取量調査の結果について．【当初要請資料参考文献 95】
- 1 4 8 日本食品添加物協会「生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定」研究グループ（グループリーダー 藤井正美（元神戸学院大学薬学部））：生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定，その 1 指定添加物品目（第 7 回最終報告）．四方田千佳子（分担研究者），厚生労働科学研究費補助金（食品の安全性高度化推進研究事業「国際的動向を踏まえた食品添加物の規格の向上に関する調査研究（主任研究者 四方田千佳子）」）平成 16 年度分担研究報告書「わが国における食品添加物生産量統計とその国際比較」，2005 年 3 月；1001、1003、1005-6【当初要請資料参考文献 94】
- 1 4 9 日本食品添加物協会「生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定」研究グループ（グループリーダー 藤井正美（元神戸学院大学薬学部））：生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定，その 1 指定添加物品目（第 8 回最終報告）．佐藤恭子（分担研究者），厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業「国際的動向を踏まえた食品添加物の規格、基準の向上に関する調査研究（主任研究者 佐藤恭子）」）平成 19 年度分担研究報告書「食品添加物の規格基準の向上と摂取量に関する調査研究」，2008 年 3 月；165-70【補足資料参考文献 45】
- 1 5 0 Non-nutritive sweetening agents. In WHO and FAO (ed.), Technical Report Series No.383, FAO Nutrition Meetings Report Series No.44, Specifications for the identity and purity of food additives and their toxicological evaluation: Some flavouring substances and non-nutritive sweetening agents, Eleventh report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Geneva, 21-28 August 1967, WHO, Geneva, 1968; pp.13-8.【当初要請資料参考文献 37】
- 1 5 1 Saccharin, potassium and sodium salts. In WHO (ed.), Technical Report Series 617, Evaluation of certain food additives, Twenty-first report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Geneva, 18-27 April 1977, WHO, Geneva, 1978; pp.24-6.【当初要請資料参考文献 38】
- 1 5 2 Saccharin. In WHO (ed.), Technical Report Series 653, Evaluation of certain food additives, Twenty-fourth report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Rome, 24 March – 2 April 1980, WHO, Geneva, 1980; pp.22-3 and 30-2.【当初要請資料参考文献 1】
- 1 5 3 Saccharin, potassium and sodium salts. In WHO (ed.), Technical Report Series 683, Evaluation of certain food additives and contaminants, Twenty-sixth report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food

-
- Additives, Rome, 19-28 April 1982, WHO, Geneva, 1982; pp.28 and 42-3.【当初要請資料参考文献 41】
- 1 5 4 Saccharin, and its calcium, potassium, and sodium salts. In WHO (ed.), Technical Report Series 710, Evaluation of certain food additives and contaminants, Twenty-eighth report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Rome, 19-28 March 1984, WHO, Geneva, 1984; pp.20-1 and 39. 【当初要請資料参考文献 42】
- 1 5 5 Saccharin. In WHO (ed.), Technical Report Series 837, Evaluation of certain food additives and contaminants, Forty-first report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Geneva, 9-18 February 1993, WHO, Geneva, 1993; pp.17-9, 46 and 48. 【当初要請資料参考文献 2】
- 1 5 6 Methyl anthranilate. In WHO (ed.), Technical Report Series 648, Evaluation of certain food additives, Twenty-third report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Geneva, 2-11 April 1979, WHO, Geneva, 1980; p.29. 【補足資料参考文献 39】
- 1 5 7 Saccharin. In WHO (ed.), Technical Report Series 934, Evaluation of certain food additives, Sixty-fifth report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives, Geneva, 7-16 June 2005, WHO, Geneva, 2006; pp.54-63. 【補足資料参考文献 41】
- 1 5 8 厚生省環境衛生局食品化学課：食品添加物等の規格基準の一部改正について。食品衛生研究 1973；23(7)：699-703【当初要請資料参考文献 57】
- 1 5 9 Calorie Control Council, Backgrounder on saccharin (benefits/safety/public policy). 【当初要請資料参考文献 61】
参考：http://www.saccharin.org/index.html.
- 1 6 0 National Institutes of Environmental Health Sciences (NIEHS): Fact sheet: The "Report on Carcinogens" - 9th edition. NIH News Release, May 15, 2000 【当初要請資料参考文献 15】
- 1 6 1 Calorie Control Council (ed.), Congress gives saccharin a clean "bill" of health: warning label to be removed, 2006. 【当初要請資料参考文献 96】
参考：http://www.caloriecontrol.org/pr12-22-00.html
- 1 6 2 Mr. Knollenberg, H.R.5668, To repeal provisions of Federal law requiring labeling on saccharin containing foods, in the House of Representatives, 106th Congress, 2nd Session, December 15, 2000. 【当初要請資料参考文献 97】
- 1 6 3 The Scientific Committee for Food: Report of the Scientific Committee for Food on saccharin (opinion expressed 24 June 1977). In Commission of the

-
- European Communities (ed.), Reports of the Scientific Committee for Food (fourth series), Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg, 1977; pp.7-23. 【当初要請資料参考文献 55】
- 1 6 4 The Scientific Committee for Food: Report of the Scientific Committee for Food concerning sweeteners (opinion expressed on 11 December 1987 and 10 November 1988). In Commission of the European Communities (ed.), Reports of the Scientific Committee for Food (twenty-first series), Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg, 1989; pp.19-37. 【当初要請資料参考文献 10】
- 1 6 5 The Scientific Committee for Food: Opinion on saccharin and its sodium, potassium and calcium salts (expressed on 2 June 1995), Annex III to document III/5157/97, CS/ADD/EDUL/148-FINAL, February 1997. 【当初要請資料参考文献 12】
- 1 6 6 厚生省環境衛生局食品化学課：食品．添加物の告示の解説，サッカリンについて．食品衛生研究 1974；24(3)：203-7 【当初要請資料参考文献 58】
- 1 6 7 厚生大臣，厚生省告示第 341 号（食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号）の一部改正），官報第 14102 号，昭和 48 年 12 月 27 日．【当初要請資料参考文献 98】
- 1 6 8 厚生省環境衛生局食品化学課：サッカリンナトリウム等の規格基準の改正等について．食品衛生研究 1975；25(9)：678-86 【当初要請資料参考文献 56】